

全 児 相

(通巻第111号 別冊)

「全国の児童相談所における非行相談対応の現状に関する調査」
報告書

令 和 4 年 1 0 月

全 国 児 童 相 談 所 長 会

発刊にあたって

全国児童相談所長会は、児童相談所の機能強化に資するよう数々の調査を全国的規模で行い、報告書を発刊してまいりました。

令和3年度は、児童相談所の主要な機能の1つである非行相談に焦点を当て、「全国の児童相談所における非行相談対応の現状に関する調査」（主任研究者：明星大学人文学部福祉実践学科川松亮常勤教授）を実施することとなりました。

非行相談をテーマとした前回の定例調査（平成21年度）から12年が経過し、少年非行の傾向については、検挙・補導少年数が年々減少する一方で、薬物乱用や特殊詐欺の事犯、児童ポルノやSNSに起因する被害等が増加していることが警察庁の報告に示されています。

こうした状況の中、全国全ての児童相談所のご協力の下に本調査を行い、川松亮先生はじめ研究者の皆様のご努力により児童相談所の非行相談の規模や内容、相談体制や対応方法等の実態、そして課題が明らかになり、あわせて今後の取組の方向性もご提言頂き、大変有意義な報告書を発行することができました。多くの関係者の皆様のご業務にご活用いただき、児童相談所の機能強化につながることを切に願っております。

報告書の発刊にあたり、お忙しい中、調査にご協力頂いた全国の児童相談所職員の皆様に深く感謝いたします。また、ご執筆頂いた研究者の皆様のご尽力に改めて敬意を表し、心からお礼を申し上げます。

令和4年3月

全国児童相談所長会 会長 笹井 敬子

令和3年度全国児童相談所長会定例調査

「全国の児童相談所における
非行相談対応の現状に関する調査」
報告書

令和4年3月

令和3年度全国児童相談所長会定例調査
「全国の児童相談所における非行相談対応の現状に関する調査」報告書

目 次

I 調査の目的	1
II 方法	1
III 結果	4
1 児童相談所調査	4
2 非行相談調査(子ども個票 A)	51
3 触法送致事例調査(子ども個票 B)	123
IV 考察	141
V 結び	152
【添付資料】 調査票	155

I 調査の目的

児童相談所の相談種別においては、養護相談の中の虐待相談の比率が高まってきており、児童相談所は、虐待相談に迅速的確に対応するための取り組みを強化してきた。一方で従来から児童相談所の主な相談種別の一つであった非行相談については、近年その比率の低下が指摘されている。非行相談は、虐待相談と並んで児童相談所の役割が重要視されてきた相談種別であり、とりわけ触法少年については、警察官が直接家庭裁判所に送致することができず、福祉先議としての判断を児童相談所に求められている。しかし全国の児童相談所における、非行相談の実情や対応の現状は明らかではない。

虐待対応の強化が求められる児童相談所の現状の中で、従前から主要な相談種別であった非行相談の件数や内容はどのような状況にあるのか、そして非行相談に対して全国の児童相談所がどのような体制で対応しているのか、またその課題について全国の動向を把握し、今後の児童相談所における非行相談対応のあり方を検討していく必要がある。そこで、非行相談の現状を明らかにするとともに、今後の相談体制のあり方の検討に資することを目的として本調査を実施した。

II 方法

1 調査票の種類と調査内容

全国の児童相談所(支所・分室・相談室は本所に一括して回答)に対して、以下の3種類の調査票を配布し集計を行った。

①調査票1 児童相談所調査票

令和2年度の各児童相談所における非行相談対応件数と非行相談対応体制、非行相談に対する自由意見等の調査

②調査票2 非行相談調査子ども個票A(ケース調査)

令和2年8～9月の2か月間に受理した非行相談事例の調査

③調査票3 触法送致事例調査子ども個票B(ケース調査)

令和2年度に触法送致を受けた事例の調査

なお、報告書作成に当たって、全国児童相談所長会における過去の類似調査データと比較可能な項目については、比較した結果を記載した。

過去の調査とは、

ア)「児童相談所における非行相談に関する全国調査結果」報告書(平成18年6月)

(以下、「2004年調査」と呼ぶ)

イ)「触法少年の送致と児童相談所の現状に関する調査」分析結果報告書(平成21年7月)

(以下、「2007年調査」と呼ぶ)

の二つである。

2 調査対象と回答数

調査票 1 は、令和 2 年 4 月 1 日現在の職員配置や非行相談体制及び令和 2 年度中の相談受理件数や非行相談への対応状況等について、令和 2 年 7 月 1 日時点で設置されていた全ての児童相談所(220 か所)に対して回答を求め、220 児童相談所から回答を得た(回収率 100%)。なお、支所・分室・相談室を設けている児童相談所には、それらを含めて、本所で一括しての回答を依頼した。

調査票 2 は令和 2 年度 8 ～ 9 月の 2 か月間に受理した非行事例について個別事例ごとに回答を求めた。他の自治体に居住実態がある子どもの事例(例えば家出等で一時保護を実施し、即日あるいは翌日などに他の児童相談所に移管した事例)を除いて回答を求めた。得られた回答事例数は 1,419 事例であった。

調査票 3 は令和 2 年度に触法送致を受けた事例について個別事例ごとに回答を求めた。得られた回答事例数は 147 事例であった。

データは、回収した調査票の回答をエクセル表に入力して集計した。結果に示す数値は回答で得られた数値を記載しているが、明らかに疑義のある回答については該当児童相談所に確認をし、数値を修正した。

3 調査実施期間

調査票は令和 3 年 9 月 21 日に発送し、回答締切を令和 3 年 10 月 22 日として郵送での提出を依頼して実施した。

4 倫理的配慮

調査は個人情報を知らず、選択肢による数値での回答を求めた。また統計的に処理することで個人の特定を防いだ。児童相談所調査票は個別事例について回答を求めず、児童相談所の体制や相談件数及び非行相談の課題について回答を求めた。子ども個票は児童相談所にあらかじめ割り当てた番号に基づいて回答を依頼し、結果を統計的に処理することで個人を特定できないようにした。

なお、令和 3 年度全国児童相談所長会倫理委員会で審査を受けて承認された。

5 検討委員会

調査を遂行するために、有識者と全国児童相談所長会とからなる検討会を設置し、調査方針の検討や調査項目の設計及び調査結果の分析を行った。検討会の構成員は以下のとおりである。

主任研究者	川松亮	明星大学人文学部常勤教授
共同研究者	影山孝	東京都児童相談センター児童相談専門員
	坂本靖	東京都立川児童相談所児童福祉相談専門課長
	佐藤剛	東京都品川児童相談所児童福祉担当統括課長代理

	田崎みどり	港区児童相談所長
	永山静香	東京都足立児童相談所児童福祉相談専門課長
	渡邊忍	日本福祉大学社会福祉学部教授
オブザーバー	新内康丈	東京都児童相談センター次長
	福田玲奈	東京都児童相談センター事業課長

Ⅲ 結果

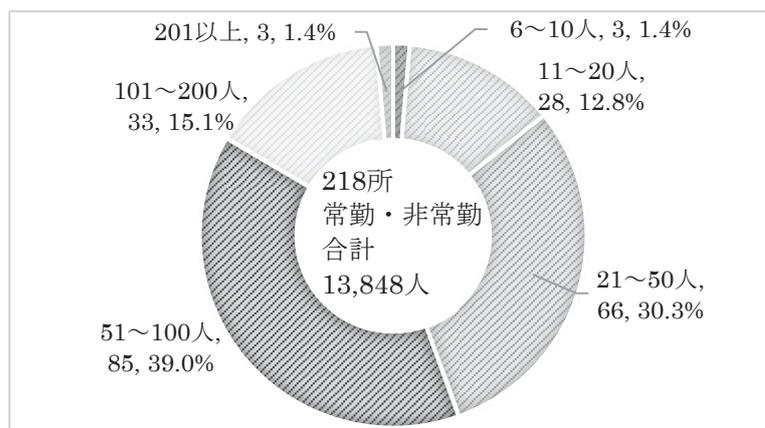
1 児童相談所調査

(1) 児童相談所職員配置について((1)全問無回答1所の他、各設問の無回答、無効回答を除き集計)

① 職員全体

児童相談所職員数は、51～100人が85所39.0%、21～50人が66所30.3%であり、約7割の児童相談所が21～100人に収まっている。

最も少ない所は6人、最も多い所は385人であった。



図表1 児童相談所職員数

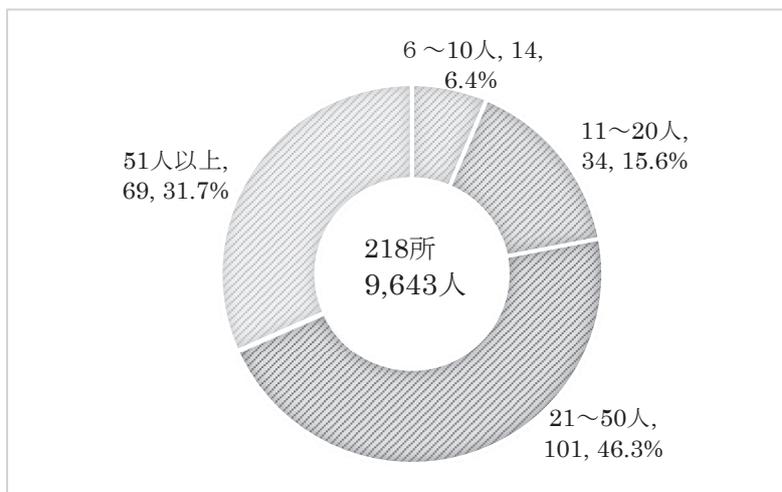
N=218

6～10人	3
11～20人	28
21～50人	66
51～100人	85
101～200人	33
201人以上	3
所数	218
最小値	6人
最大値	385人

② 常勤職員と非常勤職員

ア)職員全体

常勤職員は全ての児童相談所に配置がなされ、21～50人が101所46.3%。51人以上が69所31.7%。11～20人が34所15.6%。6～10人が14所6.4%であった。最小の6人から最大246人のばらつきがある。平均値44.2人、中央値37人であった。

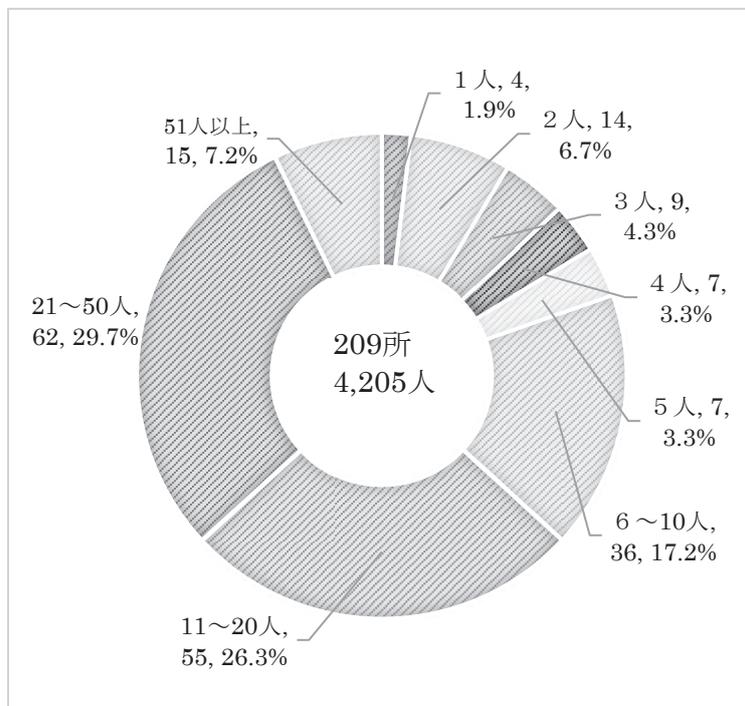


図表2 児童相談所常勤職員数

N=218

6～10人	14
11～20人	34
21～50人	101
51人以上	69
所数	218
実数合計	9,643人
平均値	44.2人
中央値	37人
最小値	6人
最大値	246人

非常勤職員は209所に配置。21～50人が62所29.7%。11～20人が55所26.3%。5人以下が41所19.6%。6～10人が36所17.2%。51人以上が15所7.2%であった。最小の1人から最大の139人とばらつきがある。平均値は20.1人、中央値は15人である。



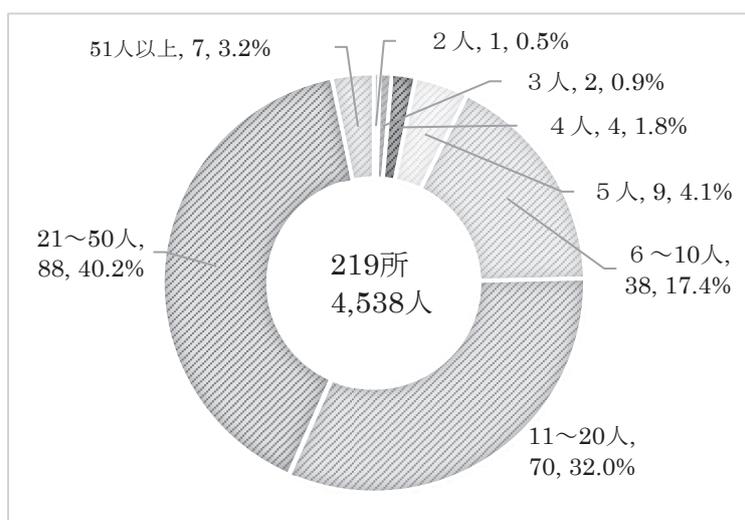
1人	4
2人	14
3人	9
4人	7
5人	7
6～10人	36
11～20人	55
21～50人	62
51人以上	15
所数	209
実数合計	4,205人
平均値	20.1人
中央値	15人
最小値	1人
最大値	139人

図表3 児童相談所非常勤職員数

N=209

イ) 児童福祉司

常勤児童福祉司は全ての所に配置されており、21～50人が40.2%。11～20人が32.0%。6～10人17.4%。4人以下が3%。51人以上が3.2%であり、最小値は2人、最大値は94人。平均値20.8人、中央値は18人である。

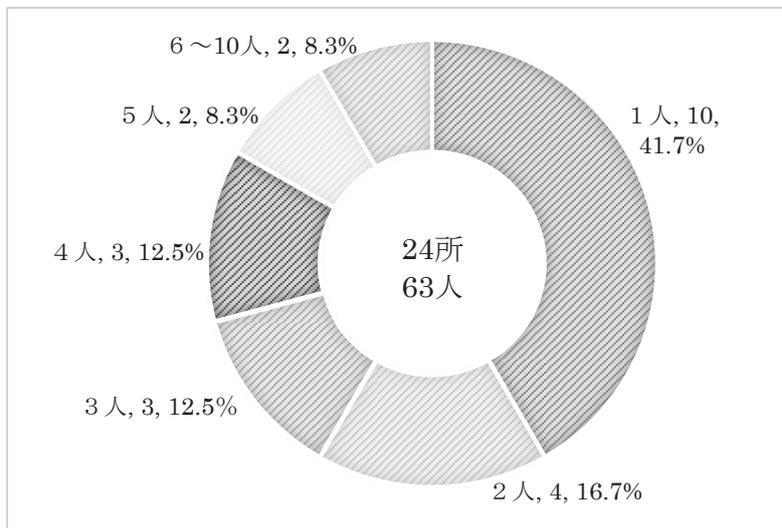


2人	1
3人	2
4人	4
5人	9
6～10人	38
11～20人	70
21～50人	88
51人以上	7
所数	219
実数合計	4,538人
平均値	20.8人
中央値	18人
最小値	2人
最大値	94人

図表4 常勤児童福祉司数

N=219

非常勤児童福祉司は、24所に63人配置されており、配置割合は219所の11.0%、配置人数比で常勤4,538人に対し1.4%と少ない。所毎の配置人数は1人が10所41.7%。2人が4所16.7%。3人と4人が3所12.5%。5人が2所8.3%。6～10人が2所8.3%。最小値は1人、最大値は8人である。平均値は2.6人、中央値は2人である。



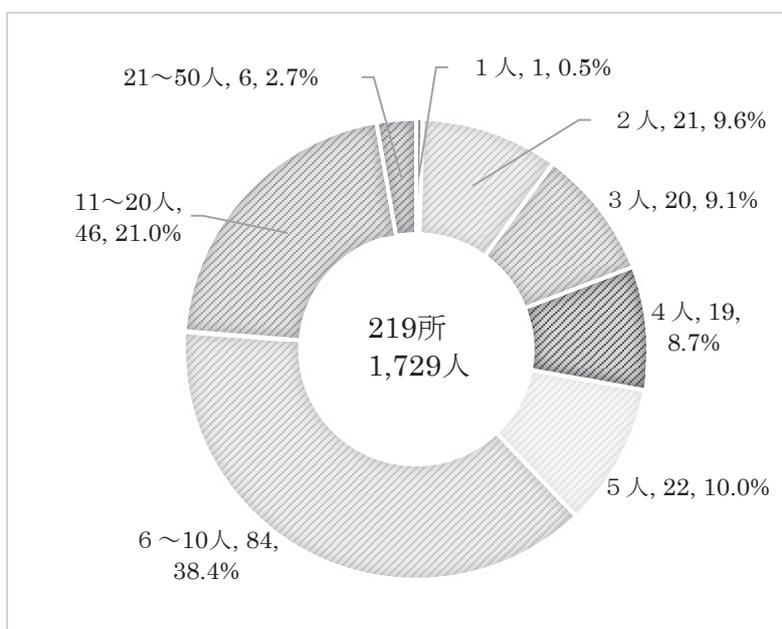
1人	10
2人	4
3人	3
4人	3
5人	2
6～10人	2
所数	24
実数合計	63人
平均値	2.6人
中央値	2人
最小値	1人
最大値	8人

図表5 非常勤児童福祉司

N=24

ウ) 児童心理司

常勤児童心理司は、全ての所で配置され1,729人の配置である。5人以下が83所37.9%。6～10人84所38.4%。11～20人が46所21.0%。21～50人が6所2.7%である。最小値は1人、最大値は36人である。平均値は7.9人、中央値が7人である。

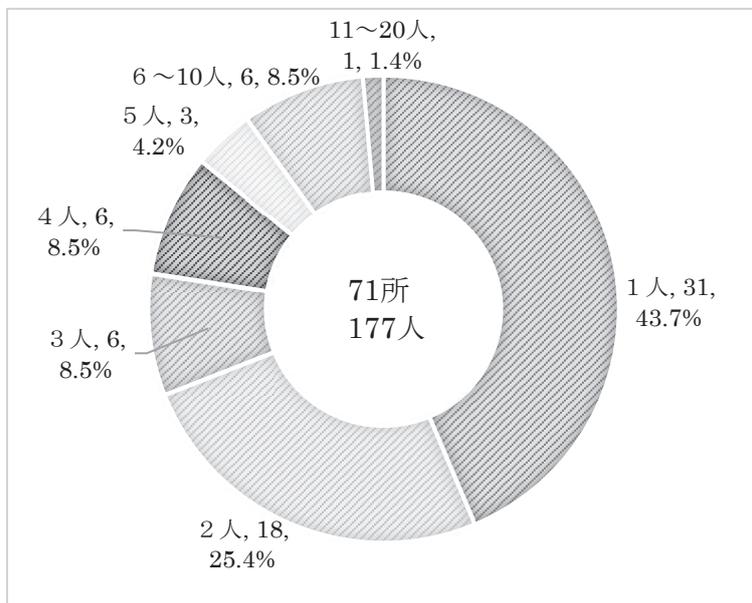


1人	1
2人	21
3人	20
4人	19
5人	22
6～10人	84
11～20人	46
21～50人	6
所数	219
実数合計	1,729人
平均値	7.9人
中央値	7人
最小値	1人
最大値	36人

図表6 常勤児童心理司

N=219

非常勤児童心理司は、71所で計177人が配置。1人が31所43.7%。2人が18所25.4%。3人・4人・6～10人が6所8.5%。5人が3所4.2%。11人が1所1.4%。最小値が1人、最大値が11人。平均値が2.5人、中央値が2人である。



1人	31
2人	18
3人	6
4人	6
5人	3
6～10人	6
11～20人	1
所数	71
実数	177人
平均値	2.5人
中央値	2人
最小値	1人
最大値	11人

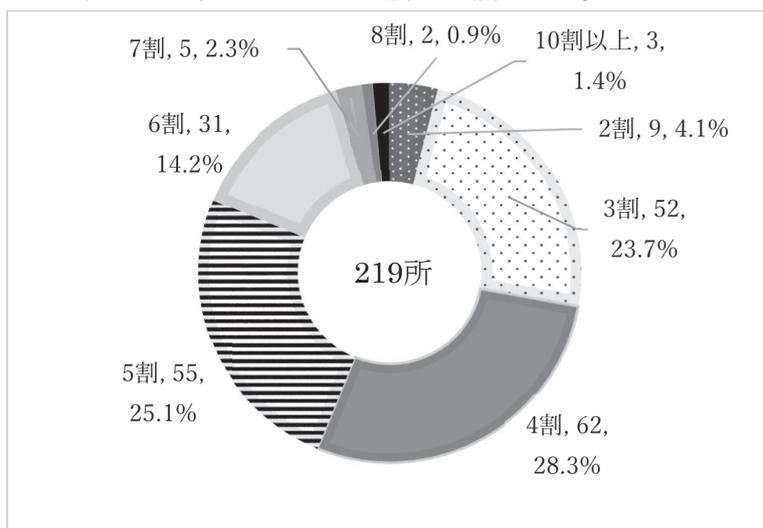
図表7 非常勤児童心理司

N=71

③ 児童福祉司と児童心理司の配置割合

児童福祉司に対する児童心理司の割合は4割配置が62所28.3%。5割配置が55所25.1%。3割配置が52所23.7%で全体の77%を占める。

最小値は2割配置、最大値は120%配置であり、児童心理司が児童福祉司に対して100%以上の配置を超えている所が3所あった。



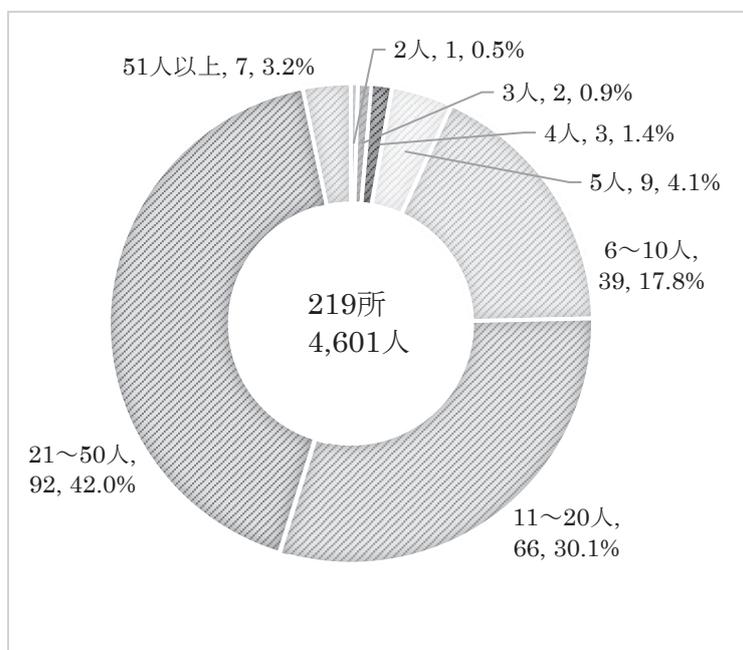
2割	9
3割	52
4割	62
5割	55
6割	31
7割	5
8割	2
10割以上	3
所数	219

図表8 児童福祉司に対する児童心理司の配置割合 (児童心理司総数÷児童福祉司総数)

N=219

④ 児童福祉司と児童心理司の配置人数

常勤と非常勤合わせた児童福祉司の配置数は、21～50人が92所42.0%。11～20人が66所30.1%。6～10人が39所17.8%。最小値は2人。最大値は94人。平均値は21人、中央値は19人。

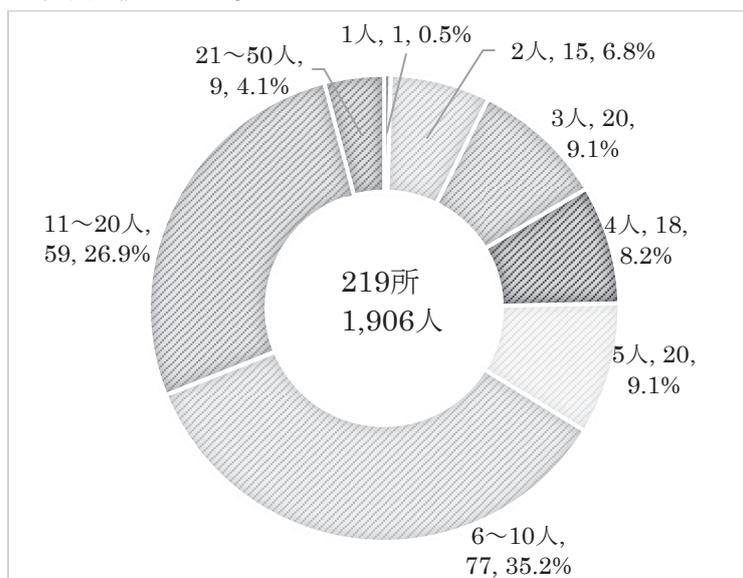


1人	0
2人	1
3人	2
4人	3
5人	9
6～10人	39
11～20人	66
21～50人	92
51人以上	7
所数	219
平均値	21人
中央値	19人
最小値	2人
最大値	94人

図表9 所別児童福祉司配置数

N=219

常勤と非常勤合わせた児童心理司の配置数は、6～10人が77所35.2%。11～20人が59所26.9%。5人と3人が各々20所9.1%。最小値は1人、最大値は36人。平均値は8.7人、中央値は7人。



1人	1
2人	15
3人	20
4人	18
5人	20
6～10人	77
11～20人	59
21～50人	9
所数	219
平均値	8.7人
中央値	7人
最小値	1人
最大値	36人

図表10 所別児童心理司配置数

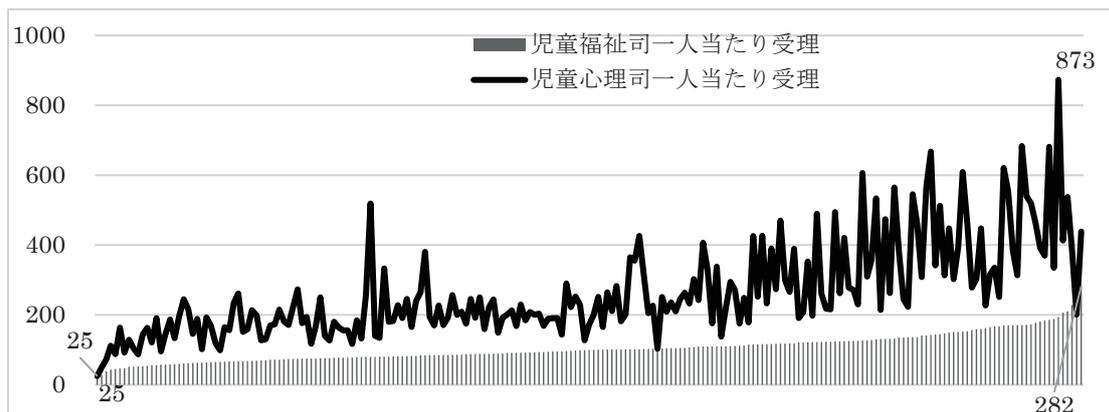
N=219

⑤ 児童福祉司と児童心理司の「一人当たりの相談受案件数」※

児童福祉司と児童心理司「一人当たりの相談受案件数」(相談受案件数総数÷児童福祉司総数・児童心理司総数)を比較した。

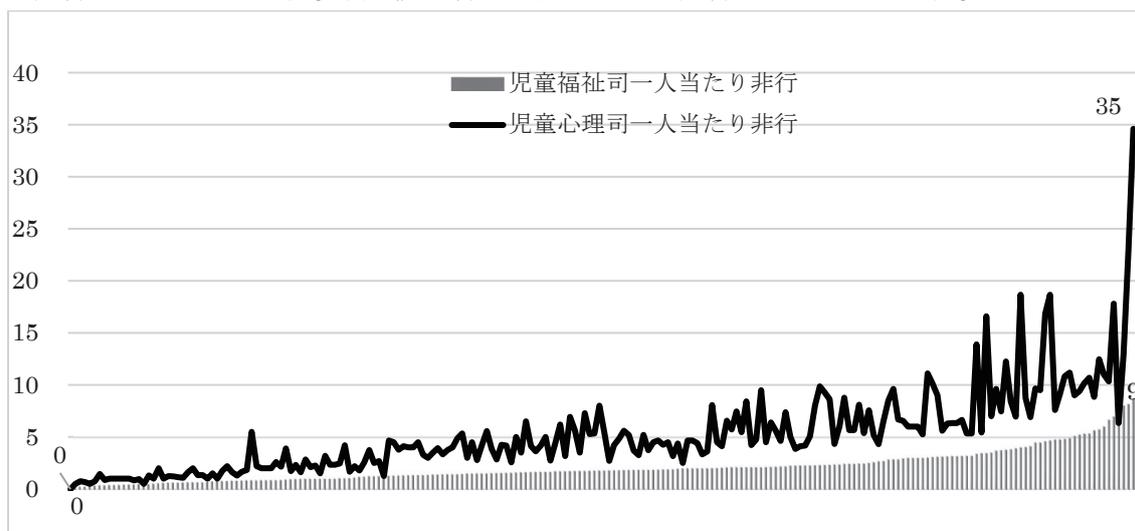
最少の所で児童福祉司・児童心理司共に 25 件、最多の所で児童福祉司が 282 件、児童心理司が 873 件となった。なお、平均値は、児童福祉司が 105 件、児童心理司が 263 件。中央値は、児童福祉司が 99 件、児童心理司が 227 件。

相談受案件数と児童福祉司や児童心理司の配置数とで明らかな相関関係は確認できない。



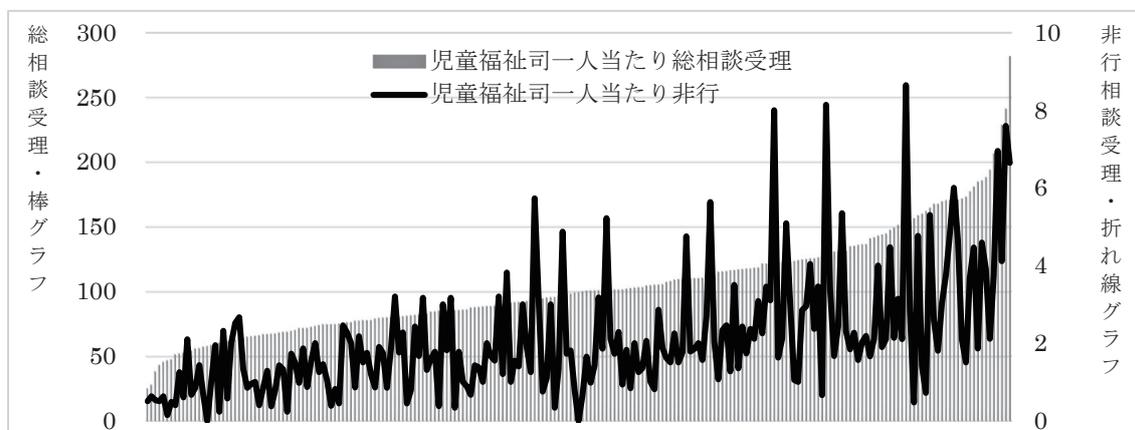
図表11 児童福祉司と児童心理司一人当たりの相談受案件数 N=217
(棒グラフが児童福祉司、折れ線グラフが児童心理司)

児童福祉司と児童心理司「一人当たりの非行相談受案件数」(非行相談受案件数総数÷児童福祉司総数・児童心理司総数)についても比較した。最少は非行相談が無く 0 件の所。最多の所で児童福祉司が 9 件、児童心理司が 35 件となった。なお、平均値は、児童福祉司が 2 件、児童心理司が 5 件。中央値は、児童福祉司が 2 件、児童心理司が 4 件。

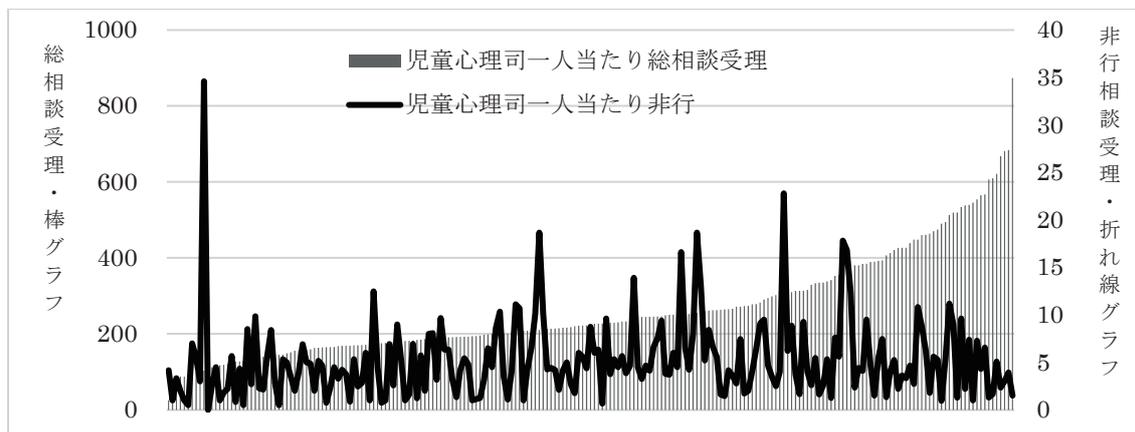


図表12 児童福祉司と児童心理司一人当たりの非行相談受案件数 N=217
(棒グラフが児童福祉司、折れ線グラフが児童心理司)

児童福祉司と児童心理司それぞれについて、全ての相談受案件数と非行相談受案件数を割った数字をグラフ化したが、いずれも相談件数と非行相談との相関関係はみられなかった。



図表13 児童福祉司一人当たりの総相談・非行受案件数 N=217



図表14 児童心理司一人当たりの総相談・非行相談受案件数 N=215

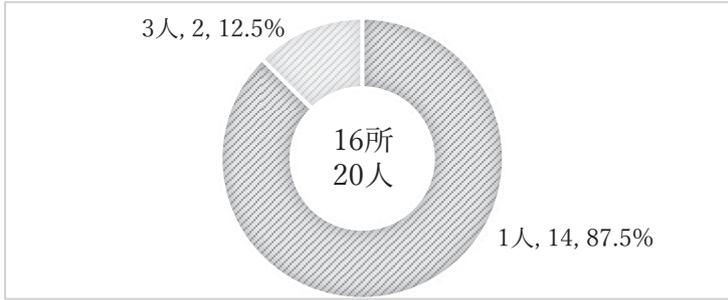
※実際の児童福祉司、児童心理司一人当たりの担当ケース数を示したものではない。(実際には、回答のあった児童福祉司数には、ケースを担当しないSVや里親担当等も含まれる。また全てのケースを児童心理司が担当するわけではない。)

(2) 弁護士の配置及び非行相談への関与

① 弁護士配置

ア) 単純集計結果

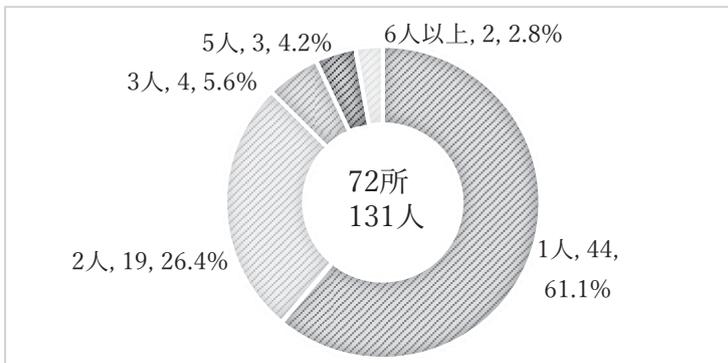
常勤弁護士の配置は、16所20人であり、1人配置が14所87.5%。3人配置が2所12.5%である。弁護士を配置している所における平均値が1.3人、中央値が1人。



常勤弁護士	
1人	14
3人	2
無回答	204
実数合計	20

図表15 常勤弁護士の配置 N=16

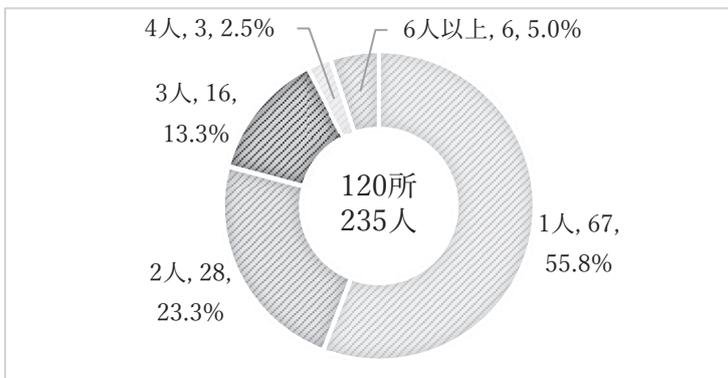
非常勤弁護士の配置は、72所 131人であり、1人配置が44所 61.1%、2人配置が19所 26.4%、3人配置が4所 5.6%、5人配置が3所 4.2%、6人以上の配置が2所 2.8%である。平均値が1.8人、中央値が1人。



非常勤弁護士	
1人	44
2人	19
3人	4
5人	3
6人以上	2
無回答	148
実数合計	131

図表16 非常勤弁護士の配置 N=72

契約又は嘱託弁護士(以下「契約弁護士」という)の配置は、120所 235人であり、1人配置が67所 55.8%、2人配置が28所 23.3%、3人配置が16所 13.3%、4人配置が3所 2.5%、6人以上の配置が6所 5.0%である。平均値が2人、中央値が1人。



契約又は嘱託弁護士	
1人	67
2人	28
3人	16
4人	3
6人以上	6
無回答	100
実数合計	235

図表17 契約弁護士・嘱託弁護士配置 N=120

イ) 再集計結果

単純集計では、常勤配置・非常勤配置・契約弁護士の配置割合をみることは出来るが、各所が複数の配置形態を併用している現状があり、所毎に配置形態を組合せて集計を行った。再集計した集計結果を基に記述する。

常勤弁護士のみ配置されている児童相談所は 11 児相 (5.0%) で、配置弁護士数は 1～3 人の配置で計 15 人であった。

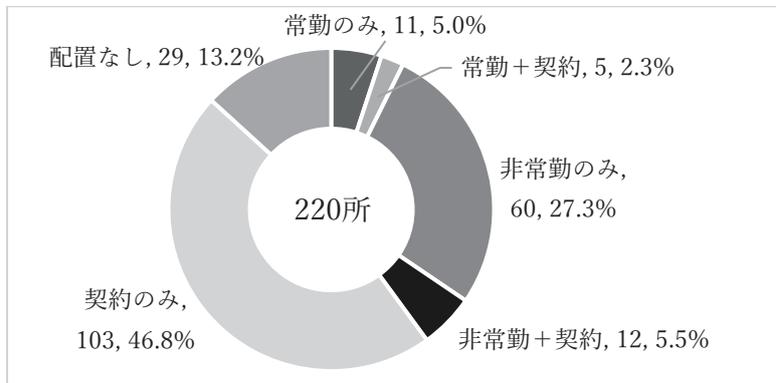
常勤弁護士と契約弁護士が配置されている児童相談所は 5 児相 (2.3%) で、常勤弁護士が 5 人、契約弁護士が 25 人配置されている。常勤弁護士は全ての児童相談所が 1 名の配置で、契約弁護士は 1～19 人が配置されている。

非常勤弁護士のみが配置されている児童相談所は 60 児相 (27.3%) で、非常勤弁護士が 108 人配置。配置人数は 1～15 人であった。

非常勤弁護士と契約弁護士が配置されている児童相談所は 12 児相 (5.5%) で、非常勤弁護士が 23 人、契約弁護士が 22 人配置されていた。配置人数は非常勤弁護士が 1～5 人、契約弁護士が 1～6 人であった。

契約弁護士のみ配置されている児童相談所は 103 児相 (46.8%) で、契約弁護士が 188 人配置されていた。配置人数は 1～8 人の配置だった。

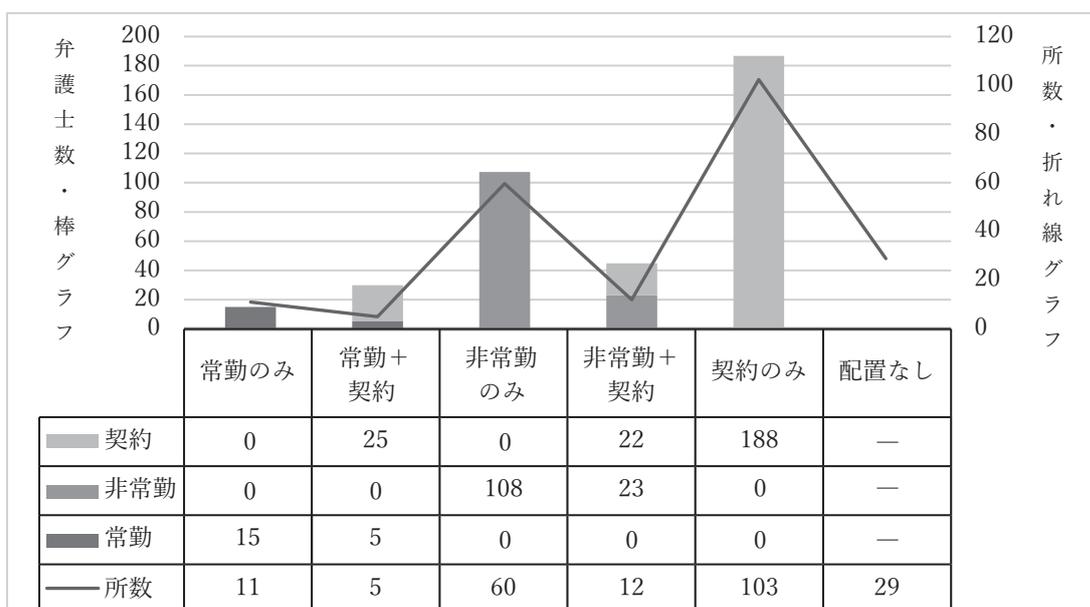
弁護士が配置されていない児童相談所は、29 所であった。



常勤のみ	11
常勤+契約	5
非常勤のみ	60
非常勤+契約	12
契約のみ	103
配置なし	29

図表18 弁護士配置形態別児童相談所数

N=220



図表19 弁護士配置形態別 人数と児童相談所数 N=220

常勤のみ配置	1人	2人
常勤	9所	2所

図表20 常勤のみ配置の弁護士数と児童相談所数 N=11

常勤+契約配置	1人	2人	10人以上
常勤	5所	0所	0所
契約	2所	2所	1所

図表21 常勤と契約配置の弁護士数と児童相談所数 N=5

非常勤のみ配置	1人	2人	3人	5人	6人以上
非常勤	40所	12所	4所	2所	2所

図表22 非常勤のみ配置の弁護士数と児童相談所数 N=60

非常勤+契約	1人	2人	5人	6人以上
非常勤	4所	7所	1所	0所
契約	6所	5所	0所	1所

図表23 非常勤と契約配置の弁護士数と児童相談所数 N=12

契約のみ配置	1人	2人	3人	4人	6人以上
契約	59所	21所	16所	3所	4所

図表24 契約のみ配置の弁護士数と児童相談所数 N=103

ウ) 勤務頻度

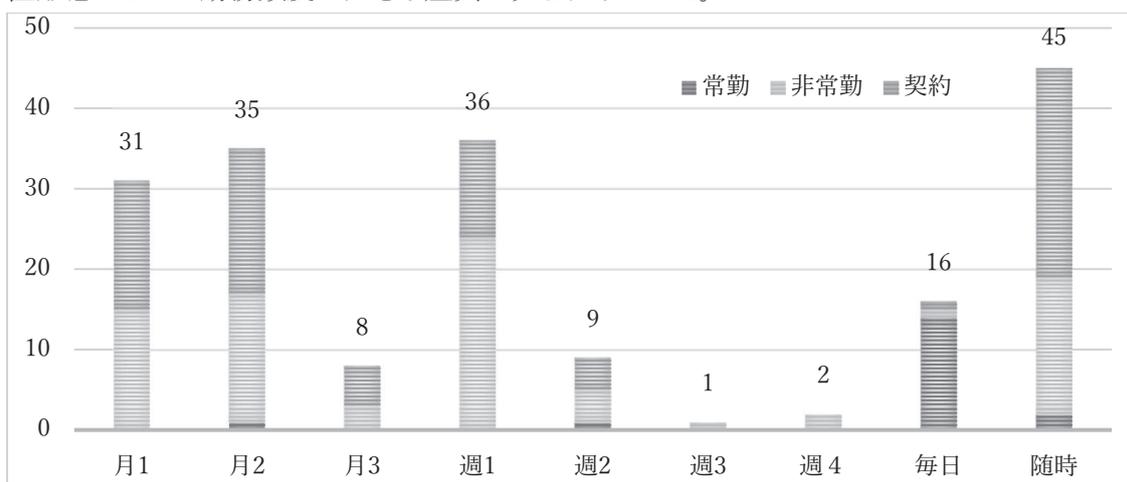
弁護士が毎日勤務している児童相談所は 16 所あり、常勤 14 所、非常勤と契約が各々 1 所である。

以下、勤務頻度別に列挙すると、週に 2~4 回勤務は 12 所あり、常勤が 1 所、非常勤が 7 所、契約が 4 所。週 1 回勤務が 36 所、非常勤が 24 所、契約が 12 所である。

月毎の頻度では、月 3 回勤務が 8 所あり、非常勤が 3 所、契約が 5 所。月 2 回勤務が 35 所で、常勤が 1 所、非常勤が 16 所、契約が 18 所。月 1 回勤務が 31 所あり、非常勤 15 所、契約 16 所である。

弁護士が随時勤務している児童相談所が 45 所あり、常勤弁護士が 2 所、非常勤弁護士が 17 所、契約弁護士が 26 所である。

このように、常勤弁護士は毎日勤務している割合が高いが、(一方で、自治体の中央児童相談所等に勤務している常勤や非常勤の弁護士が定期的に同一自治体の他の地域児童相談所に勤務して相談に応じている場合もある)非常勤弁護士と契約弁護士については、その配置形態によって勤務頻度で大きな差異は見られなかった。



	配置あり			配置なし			合計		
	常勤	非常勤	契約	常勤	非常勤	契約	常勤	非常勤	契約
月 1	0	13	16	0	2	0	0	15	16
月 2	1	16	18	0	0	0	1	16	18
月 3	0	3	5	0	0	0	0	3	5
週 1	0	24	12	0	0	0	0	24	12
週 2	0	4	4	1	0	0	1	4	4
週 3	0	1	0	0	0	0	0	1	0
週 4	0	2	0	0	0	0	0	2	0
毎日	14	1	1	0	0	0	14	1	1
随時	2	11	25	0	6	1	2	17	26

図表25 弁護士の勤務頻度 N=183

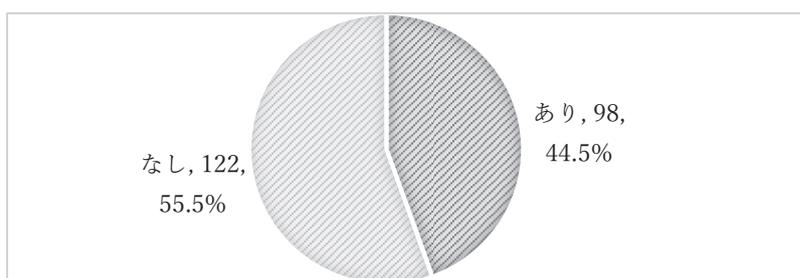
* 弁護士配置はないと回答しているが、同一自治体の他児童相談所の弁護士が出張扱いで相談に応じている場合等、勤務頻度に回答がある所の数字を追加した

② 弁護士の非行相談への関与

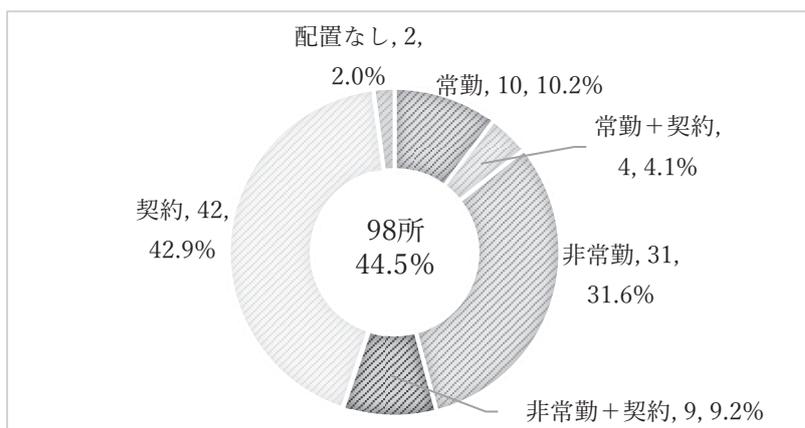
ア) 弁護士の関与状況

弁護士が非行相談へ関与している児童相談所は98所(44.5%)であった。常勤弁護士のみの配置の場合が90.9%と最も関与割合が高く、次いで常勤+契約弁護士(80.0%)、非常勤+契約弁護士(75.0%)となる。一方で契約弁護士のみの場合には39.6%の関与状況であった。

また、弁護士の配置はないが非行相談に関与している2所については、配置されていないが同一自治体の他児童相談所の弁護士に相談できる体制があり活用している。

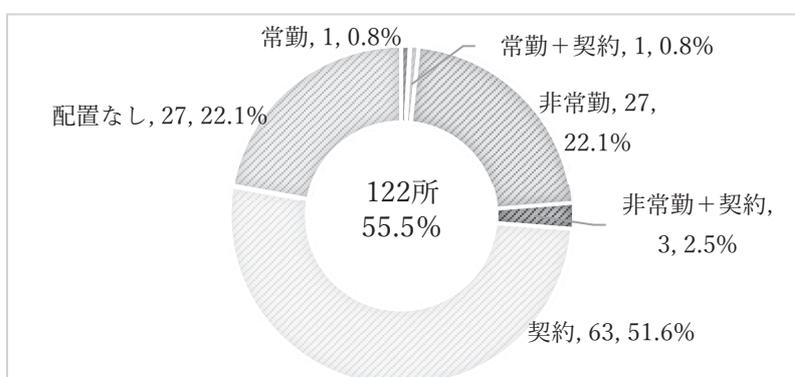


図表26 非行相談への弁護士の関与 N=220



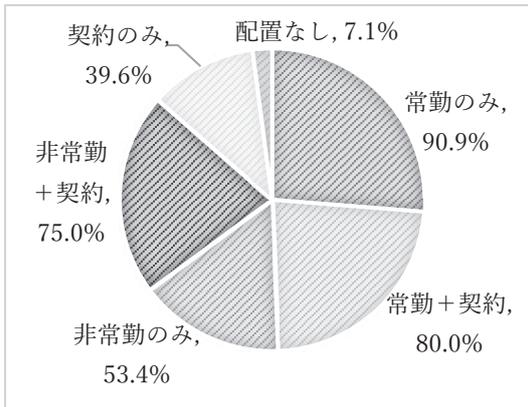
非行相談への 弁護士関与あり	所数
常勤	10
常勤+契約	4
非常勤	31
非常勤+契約	9
契約	42
配置なし	2

図表27 非行相談に関与している弁護士の配置形態 N=98



非行相談への 弁護士関与なし	所数
常勤	1
常勤+契約	1
非常勤	27
非常勤+契約	3
契約	63
配置なし	27

図表28 非行相談への関与がない弁護士の配置形態 N=122

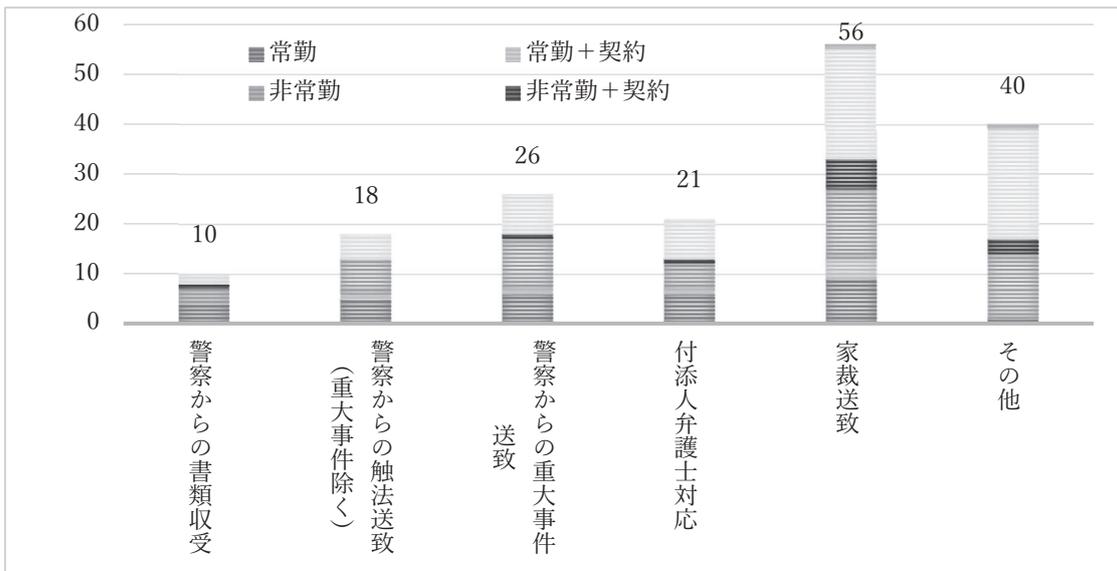


	関与割合	関与あり	関与なし	計
常勤のみ	90.9%	10	1	11
常勤+契約	80.0%	4	1	5
非常勤のみ	53.4%	31	27	58
非常勤+契約	75.0%	9	3	12
契約のみ	39.6%	42	63	105
配置なし	7.1%	2	27	29

図表29 弁護士配置別の非行相談への関与割合 N=220

イ) 弁護士の関与内容

弁護士の非行関与の内容については、「家裁送致」への対応が最も多く、次いで警察からの触法送致への対応(重大事件・非重大事件含む)となっている。



	警察からの書類收受	警察からの触法送致(重大事件除く)	警察からの重大事件送致	付添人弁護士対応	家裁送致	その他
常勤	4	5	6	6	9	1
常勤+契約	0	1	1	1	4	0
非常勤	3	7	10	5	14	13
非常勤+契約	1	0	1	1	6	3
契約	2	5	8	8	22	22
配置なし	0	0	0	0	1	1
総計	10	18	26	21	56	40

図表30 弁護士の非行関与内容 N=171

ウ) 弁護士の非行相談への関与の有無と非行相談受理件数

弁護士が非行相談に関与している児童相談所 98 所の非行相談受理件数は、平均で 60.6 件(中央値で 48 件、最大値 372 件、最小値 4 件)である。

弁護士の非行相談関与あり	児童相談所数	非行相談受理件数	
	98 所	平均値	60.6
中央値		48	
最大値		372	
最小値		4	

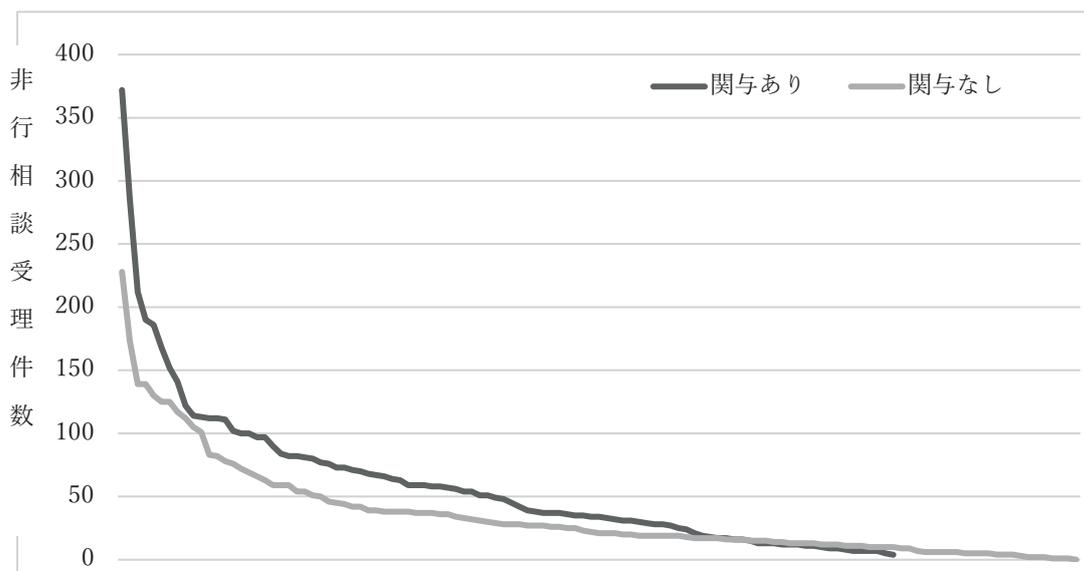
図表31 弁護士の非行相談への関与あり児童相談所数と非行相談受理件数 N=98

弁護士が非行相談に関与していない児童相談所 121 所では平均で 35.4 件(中央値 21 件、最大値 228 件、最小値 0)である。

弁護士の非行相談関与なし (弁護士の配置なし含む)	児童相談所数	非行相談受理件数	
	121 所	平均値	35.4
中央値		21	
最大値		228	
最小値		0	

図表32 弁護士の非行相談関与なしの児童相談所数と非行相談受理件数 N=121

弁護士の非行相談への関与と非行相談受理件数の関係からみると、非行相談の件数が多い児童相談所で、弁護士の非行相談への関与が行われている傾向がある。



図表33 弁護士の非行相談関与有無と非行相談受理件数(児童相談所別)

エ) 弁護士の家裁送致関与の有無と児童相談所による家裁送致件数

弁護士が家裁送致に関与している児童相談所 56 所中、30 所で家裁送致が行われた。家裁送致合計は 52 件で平均 1.7 件(中央値 1 件、最大値 8 件、最小値 1 件)の送致があった。

弁護士の関与あり+家裁送致への関与あり ⇒家裁送致あり	児童相談所数	家裁への送致件数	
	30 所	計	52
		平均値	1.7
		中央値	1
		最大値	8
最小値		1	

図表34 弁護士の関与あり、家裁送致関与あり、家裁送致あり N=30

弁護士が非行相談に関与している児童相談所では、47 所で家裁送致が行われ、51 所で家裁送致が行われていなかった。家裁送致が行われた 47 所では 103 件、平均で 2.2 件(中央値 1 件、最大値 9 件、最小値 1 件)の家裁送致が行われていた。

弁護士の関与あり ⇒家裁送致あり	児童相談所数	家裁への送致件数	
	47 所	計	103
		平均値	2.2
		中央値	1
		最大値	9
最小値		1	

図表35 弁護士の関与あり児相数と家裁送致数 N=47

弁護士の非行相談への関与はない(弁護士の配置がない所を含む)が家裁送致している児童相談所 29 所では、55 件の家裁送致が行われ、平均で 1.9 件(中央値 2、最大値 4、最小値 1)の家裁送致が行われた。

弁護士の非行相談への関与なし ⇒家裁送致あり	児童相談所数	家裁への送致件数	
	29 所	計	55
		平均値	1.9
		中央値	2
		最大値	4
最小値		1	

図表36 弁護士の関与なし、家裁送致あり N=29

弁護士が家裁送致に関与していながら、実際に家裁送致が行われていない児童相談所 26 所において、家裁送致検討ケースが無かったのか、家裁送致が検討されながら結果的に家裁送致が行われなかったのかは不明。(図表無し)

弁護士が非行相談に関与しているが、家裁送致に関与していない児童相談所 42 所においては、家裁送致が行われたのが 17 所、合計 51 件で平均 3 件(中央値 3 件、最大値 9 件、最小値 1 件)であった。

弁護士の関与あり+家裁送致への関与なし ⇒家裁送致あり	児童相談所数	家裁への送致件数	
	17 所	計	51
平均値		3	
中央値		3	
最大値		9	
最小値		1	

図表37 弁護士の関与あり、家裁送致への関与なし、家裁送致あり N=17

オ) 弁護士の関与内容「その他」

弁護士に相談する「非行相談の内容」で「その他」として記述された内容をまとめると、以下の通りであった。

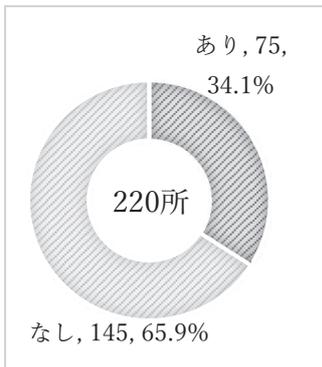
家裁送致対応や付添人弁護士対応で選択肢とかぶる自由記述もあったが、そのまままとめた。

- 法律相談(26)
 - 法的対応についての助言指導相談(10)
 - 個別ケースについての法律相談(16)
- 家裁送致についての相談(5)
- 援助方針会議への参加・助言(3)
- 非行相談への相談・SV(2)
- 弁護士対応(付添人, 被害児童代理人)(2)
- 児童との面接(1)
- 付添人弁護士への対応方法助言(1)
- 28 条申立てや送致案件の相談(1)
- 警察・家裁対応への助言(1)
- 非行相談のみで弁護士に依頼していることはない(1)

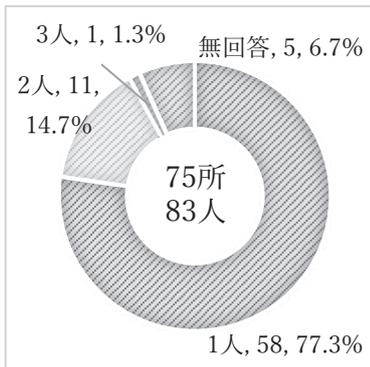
(3) 警察官の配置について

① 単純集計

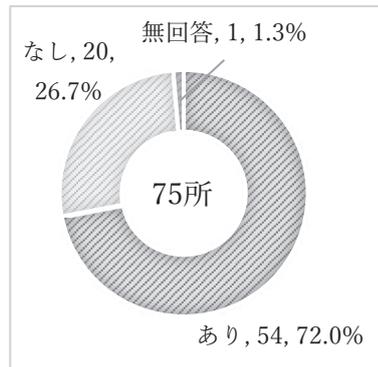
現職警察官が配置されている児童相談所は、75 所(34.1%)であり、配置人数は 1 人配置が 58 所(77.3%)、2 人配置が 11 所(14.7%)、3 人配置が 1 所(1.3%)で無回答が 5 所あった。無回答の所を除くと 83 人が配置されていた。現職警察官の非行相談への関与は、現職警察官が配置されている児童相談所 75 所中 54 所(72.0%)で関与があった。(関与なしは 20 所(26.7%)、無回答が 1 所1.3%)



図表38 現職警察官配置
N=220

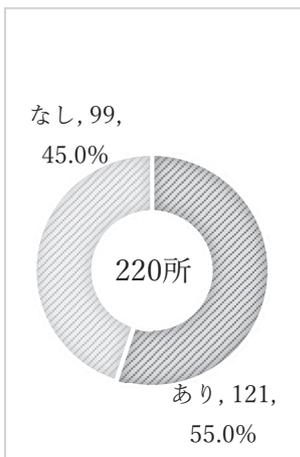


図表39 現職警察官の配置人数
N=75

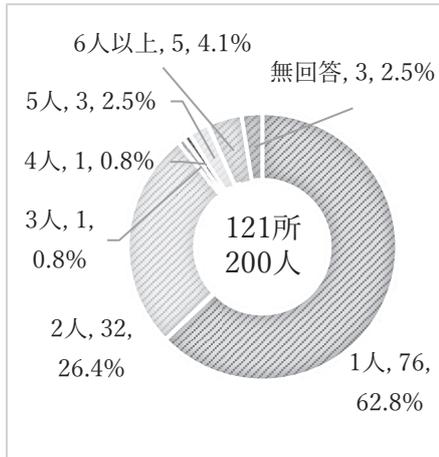


図表40 現職警察官の非行相談への関与
N=75

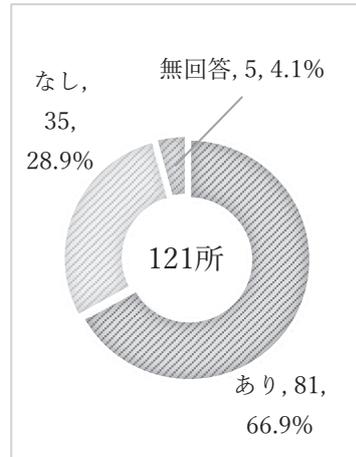
OB 警察官が配置されている児童相談所は、121 所(55.0%)であり、配置人数は 1 人配置が 76 所(62.8%)、2 人配置が 32 所(26.4%)、3 人・4 人配置が各々 1 所(0.8%)、5 人配置が 3 所(2.5%)、6 人以上配置が 5 所(4.1%)で、無回答が 3 所あった。無回答の所を除くと 200 人が配置されており、現職警察官の 2.4 倍の配置人数である。OB 警察官の非行相談への関与は、配置されている児童相談所 121 所中 81 所(66.9%)で関与があった。(関与なし 35 所(28.9%)、無回答 5 所)



図表41 OB 警察官の配置
N=220



図表42 OB 警察官配置人数
N=121



図表43 OB 警察官の非行相談関与の有無
N=121

② 再集計結果

単純集計では、現職警察官及び OB 警察官について、配置の有無と配置人数、非行相談への関与の有無を集計しているが、児童相談所毎に見ると、現職警察官のみ配置、現職と OB 警察官を配置、OB 警察官のみ配置、配置なしと分かれるため、再集計を行い、再度分析を行った。

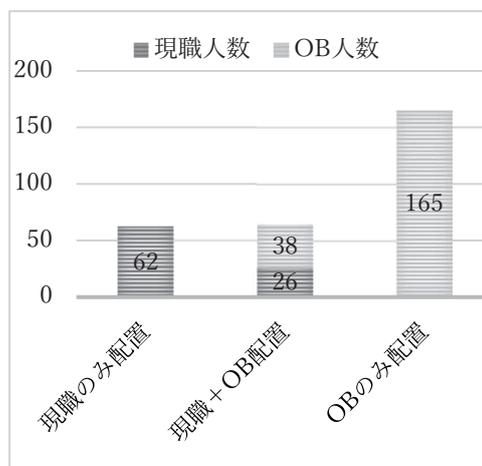
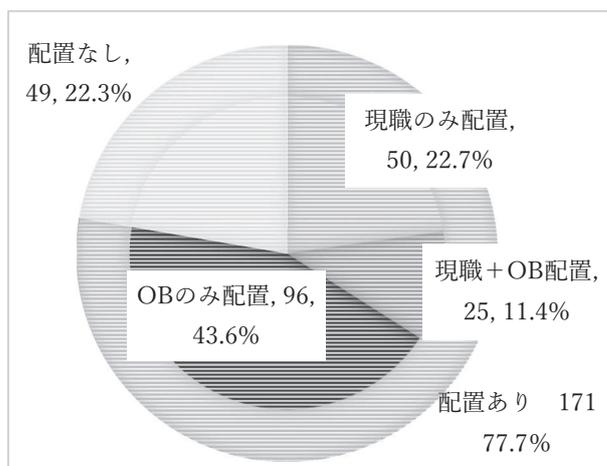
ア) 配置

警察官の配置については、220 児童相談所のうち 171 所(77.7%)に配置されている。

現職のみの配置が 50 所(22.7%)、現職とOBの配置が 25 所(11.4%)、OBのみの配置が 96 所(43.6%)である。

なお、ここ(ア配置)では、現職警察官の配置「あり」で配置人数の回答がない 5 所と、OB警察官の配置「あり」で配置人数の回答がない 3 所の配置人数を各々1名として計上することとする。

配置されている総人数は 291 人であり、現職のみの場合が 62 人、現職と OB 配置の場合は現職が 26 人、OB が 38 人で計 64 人、OB のみ配置では 165 人である。



図表44 警察官の配置状況 所単位 N=220

図表45 警察官配置人数 N=291

(配置人数無回答の所を 1 名配置として計上)

●2018 年調査との比較

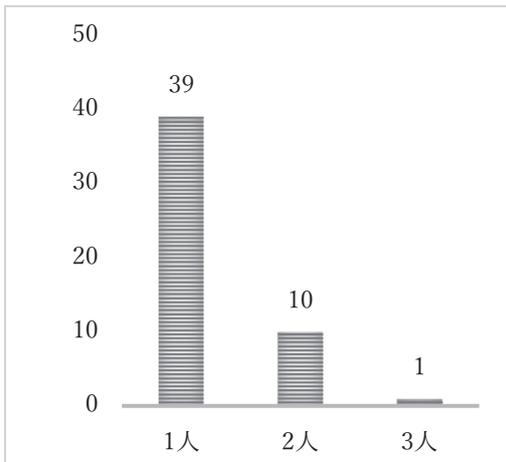
2018 年に実施された「児童相談所の実態に関する調査」によれば、児童相談所配置の警察官数は 192 名、うち現職が 44 名(22.9%)、OB が 148 名(77.1%)であった。

今回 2020 年度調査での児童相談所配置の警察官数は 291 名、うち現職 88 名(30.2%)、OB が 203 名(69.8%)で、ここ数年間でも配置総数の増加と現職比率の高まりがみられた。

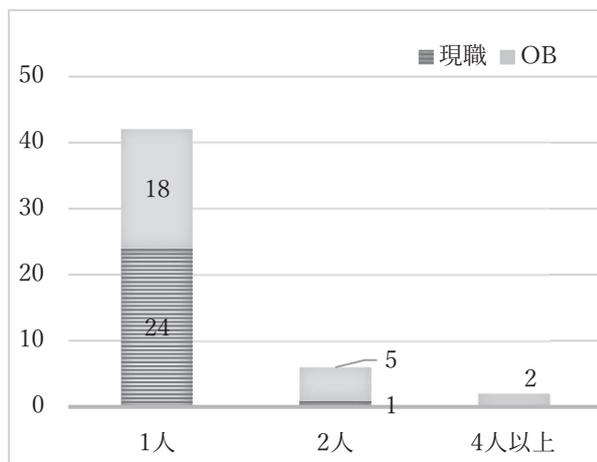
現職のみ配置の各児童相談所の配置人数は、1 人配置が 39 所、2 人配置が 10 所、3 人配置が 1 所であった。

現職と OB 両方を配置している各児童相談所の配置人数は、現職については 1 人配置が 24 所、2 人配置が 1 所、OB については 1 人配置が 18 所、2 人配置が 5 所、4 人以上配置 2 所であった。

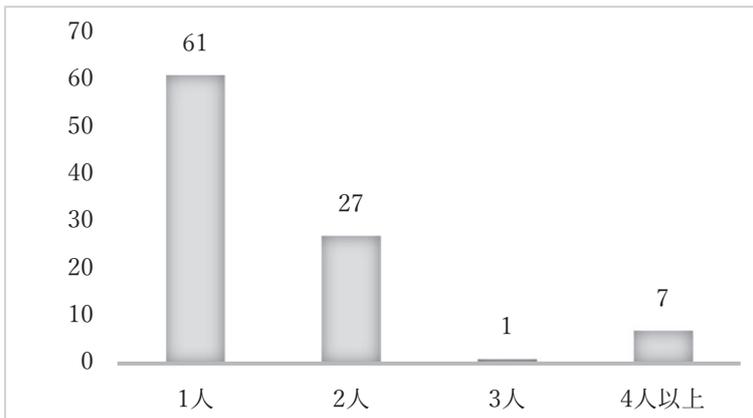
OB のみの配置の各児童相談所の配置人数は、1 人配置が 61 所、2 人配置が 27 所、3 人配置が 1 所、4 人以上配置が 7 所であった。



図表46 現職のみ配置の警察官配置人数
児童相談所数 N=50(配置人数無回答の所
を1名配置として計上)



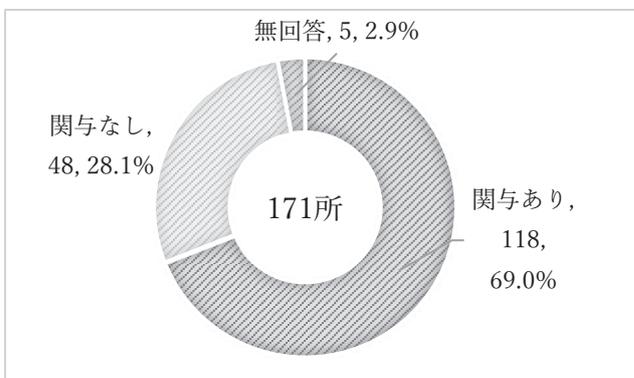
図表47 現職とOBが配置の警察官配置人数
児童相談所数 N=51(配置人数無回答の所を
1名配置として計上)



図表48 OBのみ配置の警察官配置人数
児童相談所数 N=96
(配置人数無回答の所を1名配置として計上)

イ) 警察官の非行相談関与

警察官が配置されている場合に非行相談に関与している児童相談所は 118 所(69.0%)であった。(関与なし 48 所(28.1%)、無回答 5 所(2.9%))



図表49 警察官が配置されている児童相談所での非行相談への関与の有無 N=171

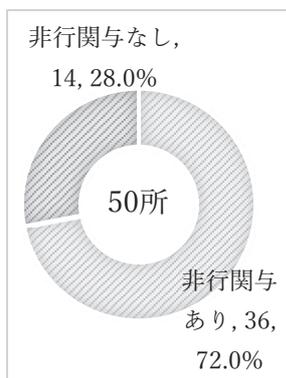
警察官の配置形態別に非行相談の関与をみると、現職のみ配置されている児童相談所では、36所(72.0%)が関与している。(関与なし14所(28.0%))

現職とOBが配置されている場合に非行相談に現職のみ関与している児童相談所が1所(4.0%)、現職とOBが関与している児童相談所が17所(68.0%)、OBのみ関与している児童相談所が2所(8.0%)、関与していない児童相談所が4所(16.0%)、無回答が1所(4.0%)である。

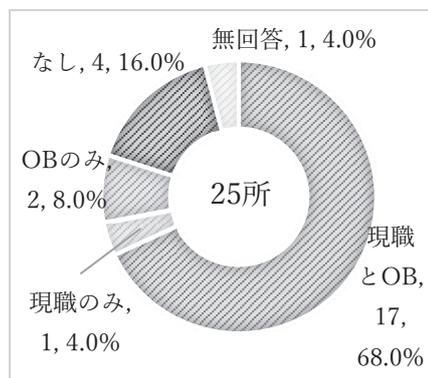
OBのみ配置の場合に非行相談に関与している児童相談所が62所(64.6%)である。(関与なしが30所(31.3%)、無回答4所)

警察官の配置形態		非行関与あり	非行関与なし	無回答
現職のみ配置	現職	36	14	0
現職+ OB配置	現職とOB	17	4	1
	現職のみ	1		
	OBのみ	2		
OBのみ配置	OB	62	30	4

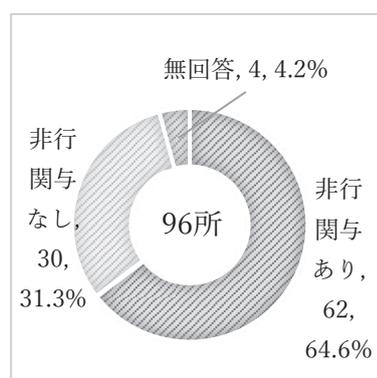
図表50 警察官の配置形態別関与あり N=171



図表51 現職のみ配置
非行関与有無 N=50



図表52 現職とOB配置
非行関与有無 N=25



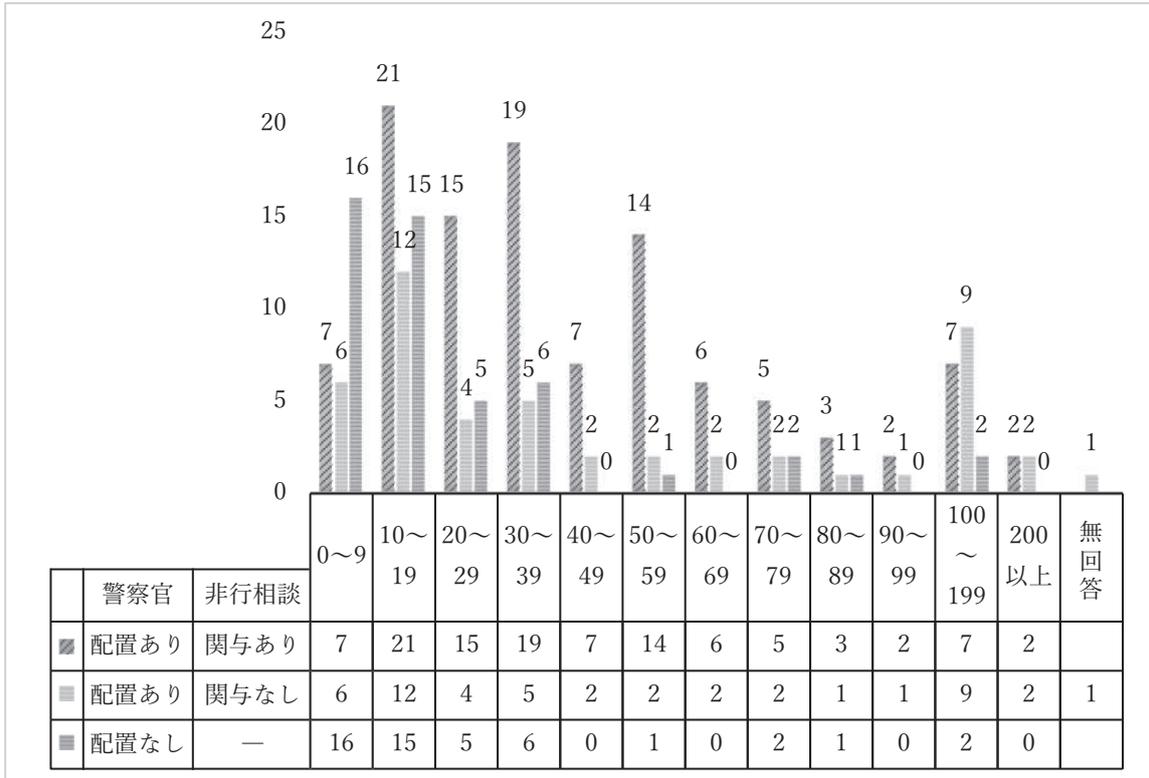
図表53 OBのみ配置
非行関与有無 N=96

ウ) 非行相談受理件数と警察官の非行相談関与

非行相談の受理件数と警察官の関与を、児童相談所毎に集計した。

警察官の配置があり非行相談へ関与している児童相談所では、10～19件の非行相談受理が21所(19.4%)、30～39件受理が19所(17.6%)、20～29件受理が15所(13.9%)であり、10～39件受理が50.9%となっている。一方、警察官の配置がありながら、非行相談に警察官が関与していない児童相談所の非行相談受理件数は、10～19件が12所(24.5%)、100～199件受理が9所(18.4%)、0～9件受理が6所(12.2%)であり、0～39件受理が27所(55.1%)である。

このように非行相談の受理件数と警察官の非行相談への関与について相関関係はみられず、むしろ非行相談受理件数が少ない児童相談所で警察官の関与が多くあった。



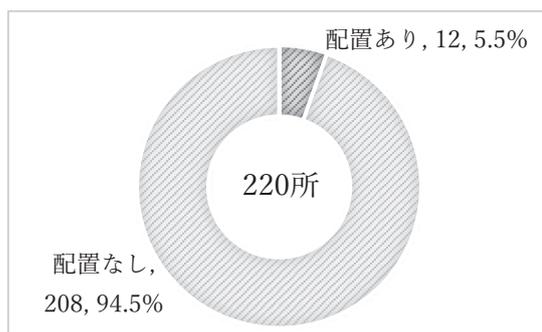
		非行相談	0~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80~89	90~99	100~199	200以上	無回答
警察官配置あり	関与あり	6.5%	19.4%	13.9%	17.6%	6.5%	13.0%	5.6%	4.6%	2.8%	1.9%	6.5%	1.9%		
	関与なし	12.2%	24.5%	8.2%	10.2%	4.1%	4.1%	4.1%	4.1%	2.0%	2.0%	18.4%	4.1%	2.0%	
警察官配置なし		33.3%	31.3%	10.4%	12.5%		2.1%		4.2%	2.1%		4.2%			

図表54 警察官の配置・非行関与の有無と非行相談受理 N=205

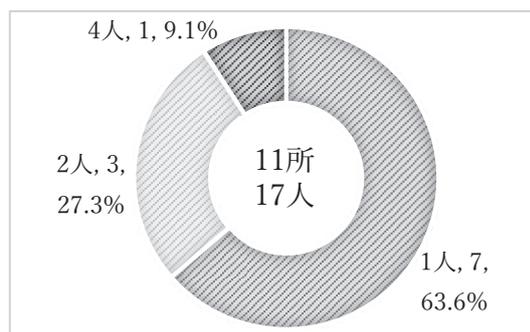
(4) 非行相談専任担当者(以下「非行専任者」という。)

非行専任者を配置している児童相談所は、12所(5.5%)である。

非行専任者は、1人配置が7所(63.6%)、2人配置が3所(27.3%)、4人配置が1所(9.1%)である。(無回答1所)

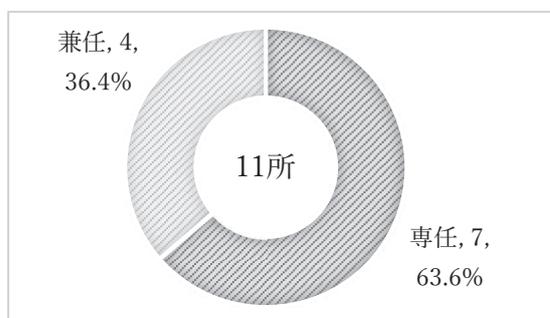


図表55 非行専任者配置児童相談所数 N=220

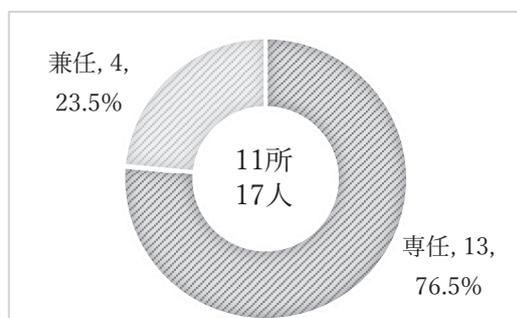


図表56 非行専任者の人数 N=11(非行専任者配置ありと回答した所で無回答1所)

非行専任者が非行のみを取り扱っている児童相談所が7所(63.6%)・13人(76.5%)、他の相談との兼任者が4所(36.4%)・4人(23.5%)である。(無回答1所)

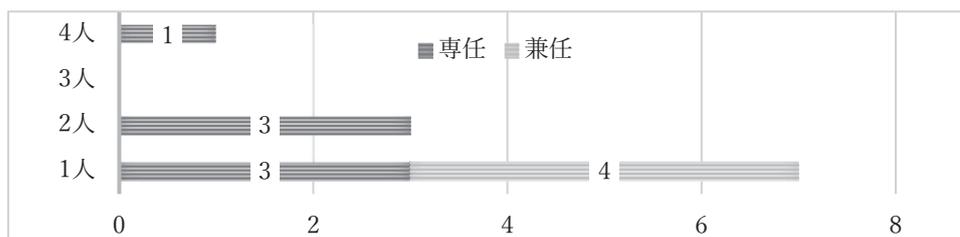


図表57非行専・兼任別 配置児童相談所数 N=11



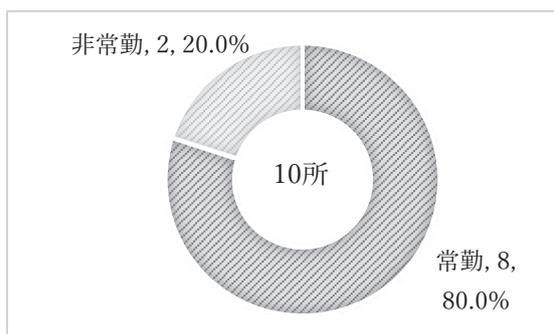
図表58非行専・兼任別 配置人数 N=11

各児童相談所別の非行専任・兼任担当者の人数は、1人の児童相談所が専任3所、兼任4所で合わせて7所、2人の児童相談所が専任のみで3所、4人の児童相談所が専任のみで1所である。

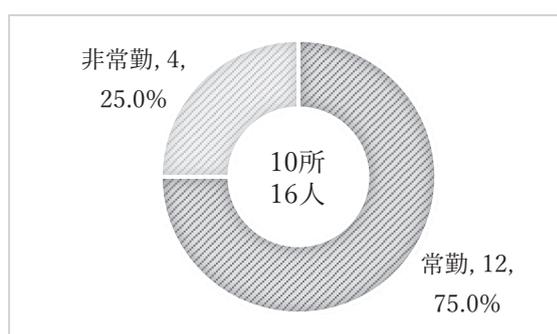


図表59 専任・兼任者配置数 児童相談所別 N=11

非行専任者の勤務形態(常勤職員、非常勤職員)は、常勤職員が8所(80.0%)12人(75.0%)、非常勤が2所(20.0%)4人(25.0%)であった。(無回答2所)

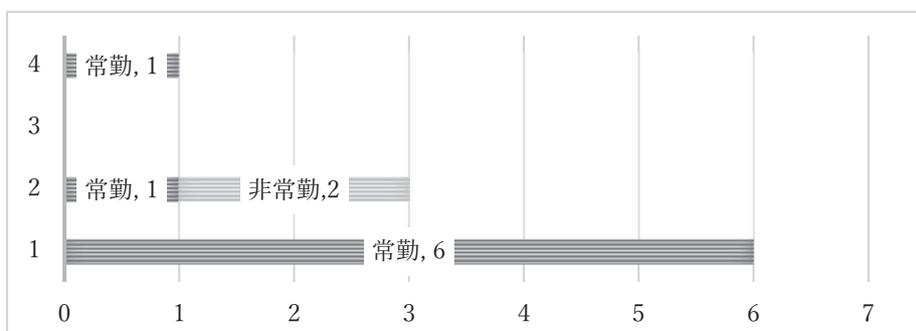


図表60 非行専任者
常勤・非常勤別 児童相談所数 N=10



図表61 非行専任者
常勤・非常勤別 人数 N=16

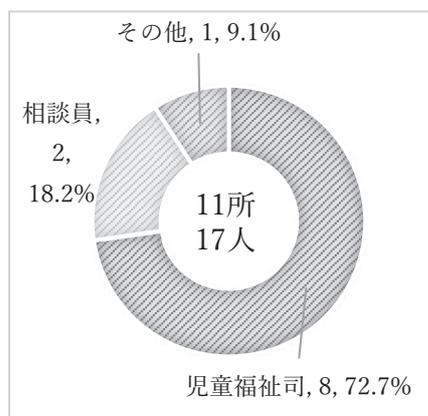
非行専任者の児童相談所別配置数は、1人常勤配置が6所、2人常勤配置が1所、2人非常勤配置が2所、4人常勤配置が1所である。



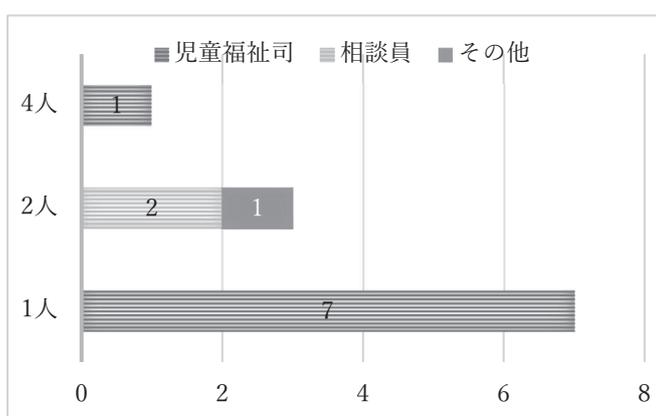
図表62 非行専任・兼任者 配置人数 常勤・非常勤別 N=10

非行専任者の職種は、児童福祉司が8所11人、相談員が2所4人、その他が1所2人（無回答1所）であり、児童心理司や警察官が非行専任者になっている児童相談所はなかった。

非行専任者の職種別配置人数は、児童福祉司1人が7所、相談員2人が2所、その他の職種2人が1所、児童福祉司4人が1所である。

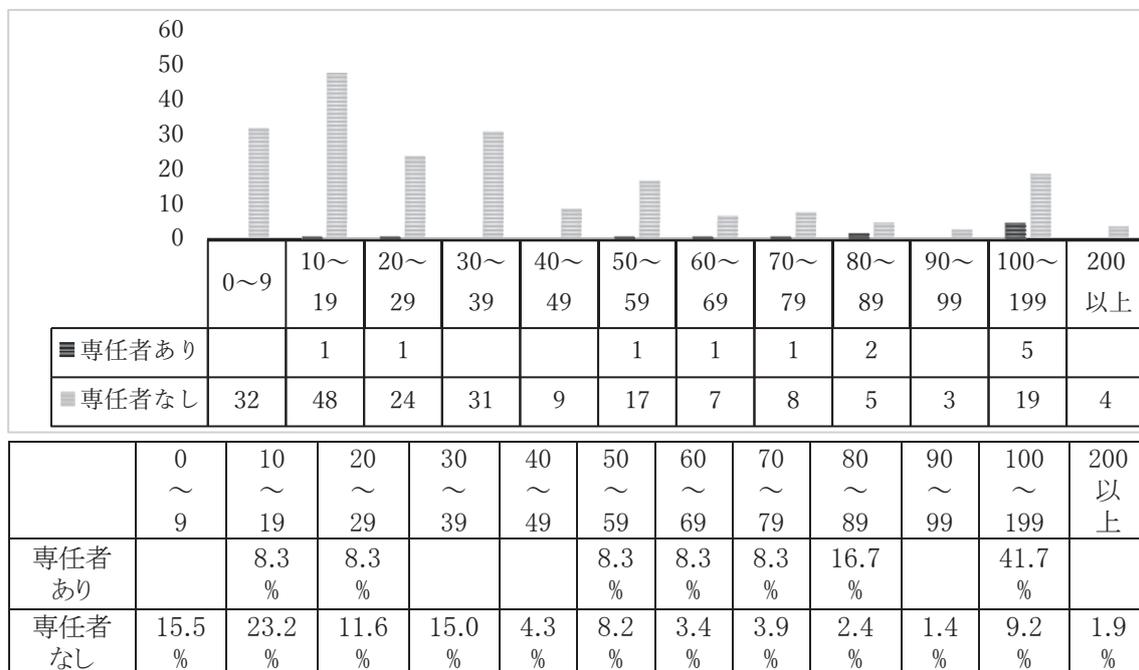


図表63 非行専任者の職種
児童相談所別 N=11



図表64 非行専任者 職種別配置人数
児童相談所数 N=11

非行専任者が配置されている児童相談所の非行相談受理件数は、100～199 件受理している所が 5 所(41.7%)、80～89 件受理している所が 2 所(16.7%)、10～19 件受理・20～29 件受理・50～59 件受理・60～69 件受理・70～79 件受理が各々1 所(8.3%)であった。



図表65 非行専任・兼任担当者有無別の非行相談受理件数 N=219

なお児童相談所設置自治体別では、同一自治体で専任者設置 6 所が 1 自治体、同一自治体で専任者設置 2 所が 1 自治体、同一自治体で専任者設置が 1 所のみが 4 自治体であり、非行専任者設置は 12 所であるが 6 自治体である。

●2007 年調査との比較

2007 年調査によれば、非行担当者については、非行相談専任チームと非行専任担当者の有無を調査した。結果は、非行専任チームが 4 所、非行専任者が 1 所、非行兼任チームが 5 所、非行兼任者が 18 所で配置されていた。

今回調査と比較するために、2007 年調査の結果から、非行専任チームと非行専任者を合計し、非行兼任チームと非行兼任者を合計し、今回(2020 年度)調査と比較したものが図表 66 である。

非行専任は 5 所から 7 所と増えているが、非行兼任は 23 所から 4 所へと減っている。専任と兼任を合わせた場合には、専兼任有が 28 所から 11 所へと減少している。

	調査有効 児童相談所数	非行専任担当者 又はチーム	非行兼任担当者 又はチーム
2020 年度	220	7	4
2007 年	196	5	23

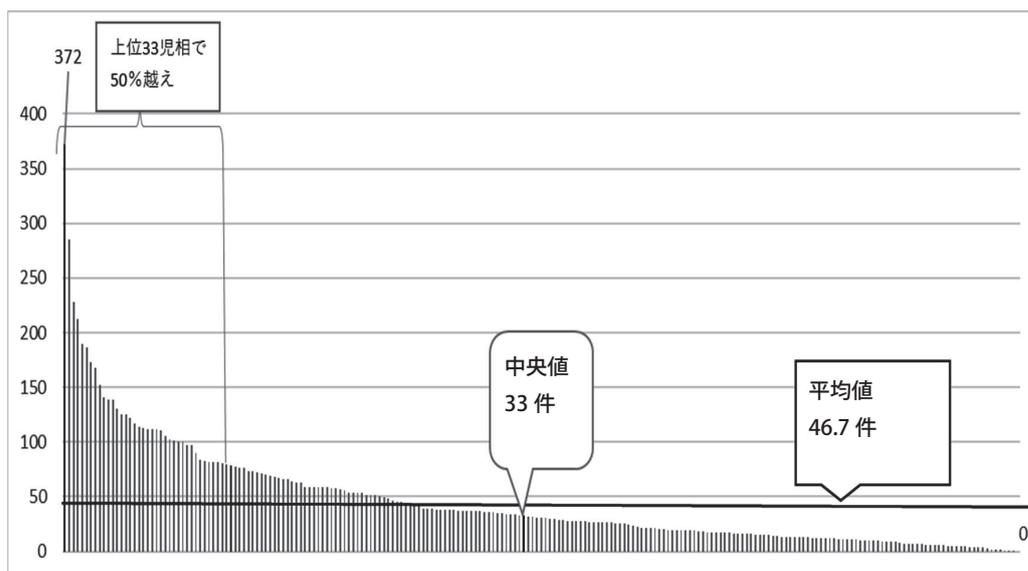
図表66 非行専任の比較

(5) 非行相談受理件数

非行相談受理件数は、無回答 1 所を除いた 219 の児童相談所で 10,228 件受理している。
 (非行相談を含めた総相談受理件数は無回答 2 所を除いた 218 所で 509,953 件受理している。
 非行相談受理件数の総相談受理件数に対する割合は 2.0%である。)

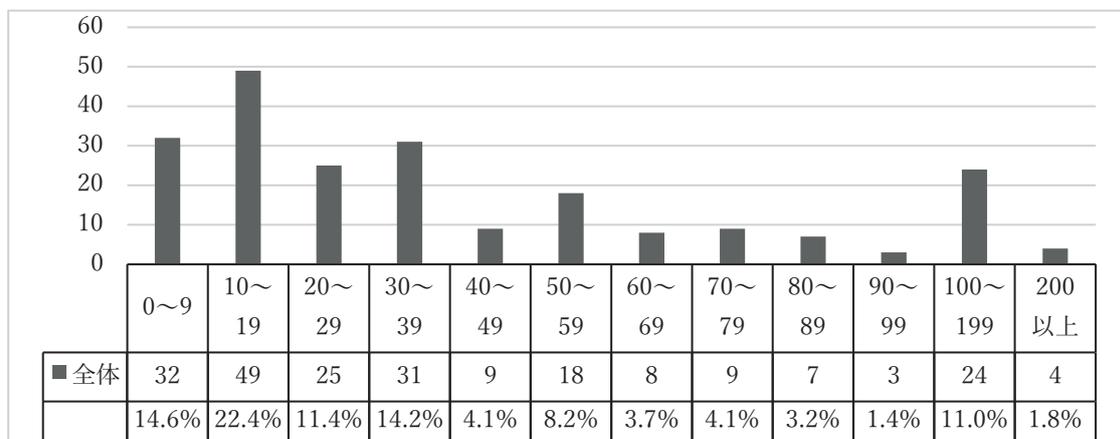
児童相談所毎では、非行相談が 0 件の所から 372 件の所までばらつきが大きい。(平均値
 46.7 件、中央値 33 件)

非行相談受理件数の多い 22 所(10.0%)で全体の 35%を占め、33 所で全体の半数を占めている。



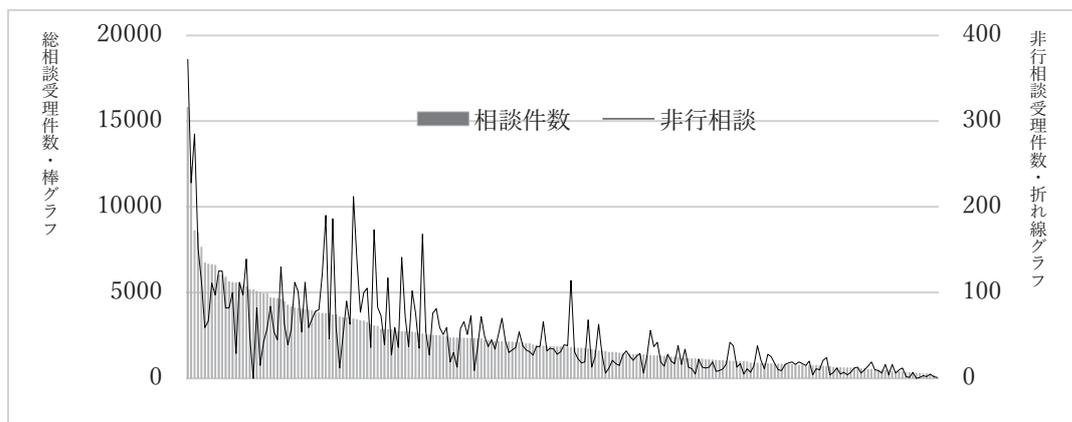
図表67 非行相談受理件数 N=219(無回答 1 所)

各児童相談所の非行相談受理件数を 10 件ごとに集約した場合に、39 件以下が全体の 62.6%を占めている〔10～19 件が最も多く 49 所(22.4%)、0～9 件が 32 所(14.6%)、30～39 件が 31 所(14.2%)、20～29 件が 25 所(11.4%)〕。一方で、100～199 件が 24 所(11.0%)、200 件以上が 4 所(1.8%)であった。



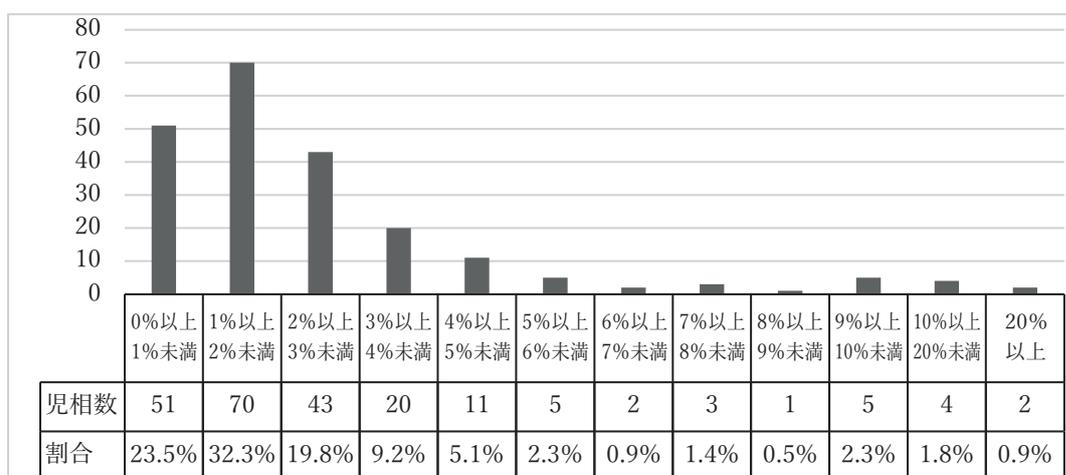
図表68 10 件ごとに集約した非行相談受理件数 児童相談所数 N=219(無回答 1 所)

児童相談所毎の総相談受理件数と非行相談を比較してみたが、相関関係は確認できない。



図表69 総相談受理件数と非行相談受理件数 N=218(総相談受理件数無回答 2 所、非行相談受理件数無回答 1 所)

相談受理件数全体に対する非行相談の割合(非行相談÷総相談件数)は、2%未満で全体の半数を超えている[1%台が 70 所(32.3%)、1%未満が 51 所(23.5%)、2%台が 43 所(19.8%)、3%台が 20 所(9.2%)]。最も非行相談比率が高かった児童相談所でも 20%台であった。



図表70 総相談件数に占める非行相談の割合 児童相談所数 N=217(無回答 3 所)

●2007 年調査との比較

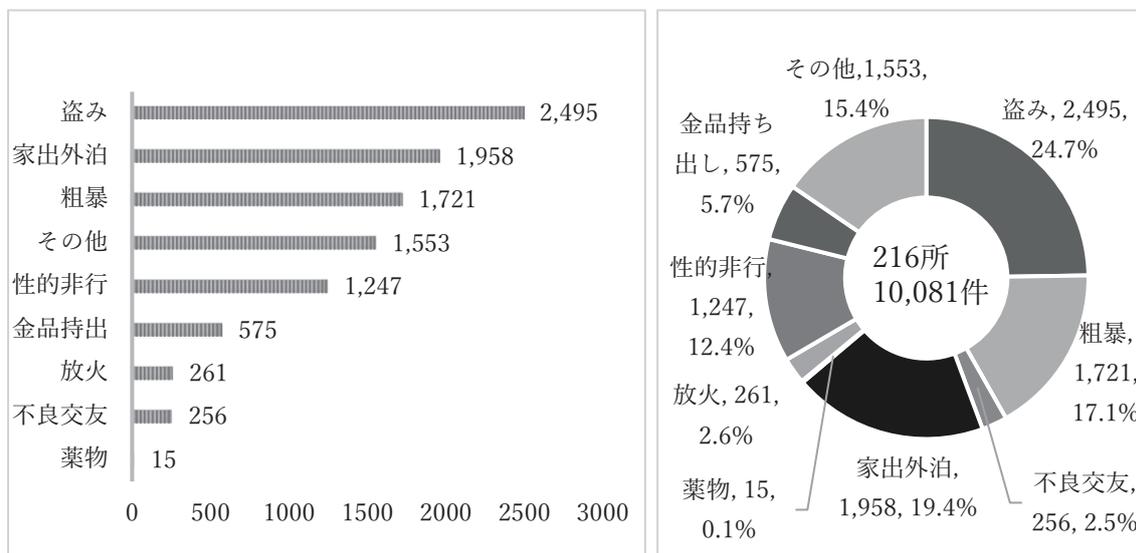
2007 年調査に比べ、非行相談の平均受理件数は約半数であり、大幅に減少している。

	調査有効 児童相談所数	平均値	中央値	最小値	最大値
2020 年度	219	46.70	33	0	372
2007 年	197	82.84	50	0	526

図表71 児童相談所別非行相談受理件数

(6) 非行内容

非行内容別受理件数では、盗み 2,495 件(24.7%)、家出外泊 1,958 件(19.4%)、粗暴 1,721 件(17.1%)、性的非行 1,247 件(12.4%)、金品持出 575 件(5.7%)、放火 261 件(2.6%)、不良交友 256 件(2.5%)、薬物 15 件(0.1%)の順であり、その他の非行相談は 1,553 件(15.4%)である。



図表72 非行相談受理 主たる非行内容 (N=10,081) 図表72-2 非行相談受理主たる非行内容

非行内容別に見た児童相談所毎の受理状況は、盗み相談は 200 所(92.6%)が受理しており、平均値 12.5 件、中央値 9 件、最大値 95 件、最小値 1 件である。

性的非行相談対応は 193 所(89.4%)が受理しており、平均値 6.5 件、中央値 4 件、最大値 44 件、最小値 1 件である。

家出外泊相談対応は 189 所(87.5%)が受理しており、平均値 10.4 件、中央値 6 件、最大値 60 件、最小値 1 件である。

粗暴相談対応は 183 所(84.7%)が受理しており、平均値 9.4 件、中央値 4 件、最大値 119 件、最小値 1 件である。

その他の相談対応は 171 所(79.2%)が受理しており、平均値 9.1 件、中央値 5 件、最大値 69 件、最小値 1 件である。

金品持出相談対応は 130 所(60.2%)が受理しており、平均値 4.4 件、中央値 3 件、最大値 61 件、最小値 1 件である。

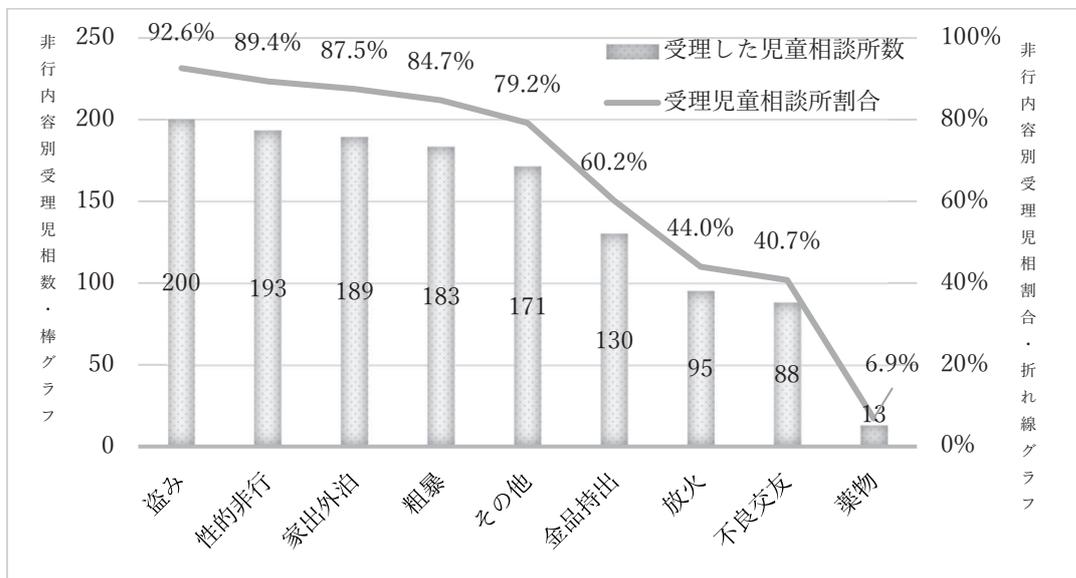
放火相談対応は 95 所(44.0%)が受理しており、平均値 2.7 件、中央値 2 件、最大値 13 件、最小値 1 件である。

不良交友相談対応は 88 所(40.7%)で受理しており、平均値 2.9 件、中央値 2 件、最大値 21 件、最小値 1 件である。

薬物相談対応は 13 所(6.9%)で受理しており、平均値 1.2 件、中央値 1 件、最大値 2 件、最小値 1 件である。

	盗み	粗暴	不良 交友	家出 外泊	薬物	放火	性的 非行	金品 持出	その 他
総数	2,495	1,721	256	1,958	15	261	1,247	575	1,553
児童相談所数	200	183	88	189	13	95	193	130	171
平均値	12.5	9.4	2.9	10.4	1.2	2.7	6.5	4.4	9.1
中央値	9	4	2	6	1	2	4	3	5
最大値	95	119	21	60	2	13	44	61	69
最小値	1	1	1	1	1	1	1	1	1

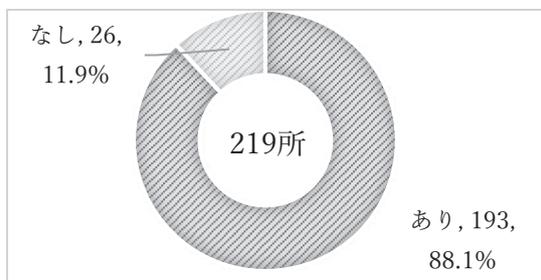
図表73 主たる非行内容別 児童相談所数 所別受理件数



図表74 非行内容 受理児童相談所数と受理児童相談所割合 N=216(無回答4所)

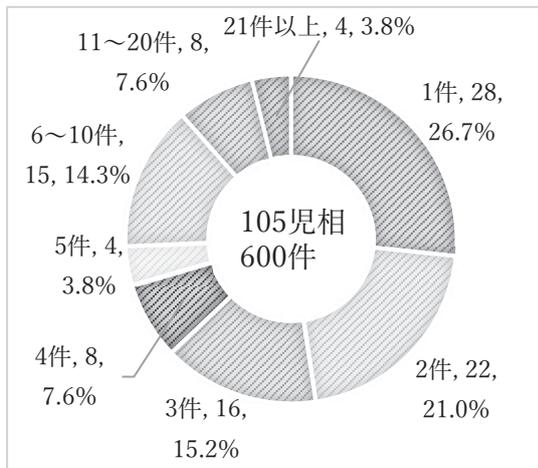
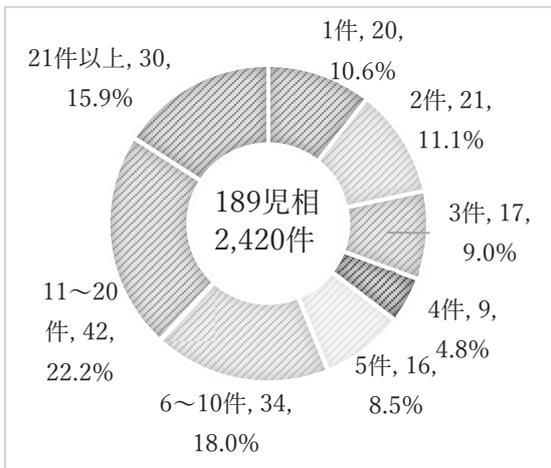
(7) 非行相談における一時保護

非行相談における一時保護の実施状況は、一時保護を行った児童相談所が193所(88.1%)、一時保護を行わなかった児童相談所が26所(11.9%)であった。



図表75 非行相談での一時保護の有無 N=219(無回答1所)

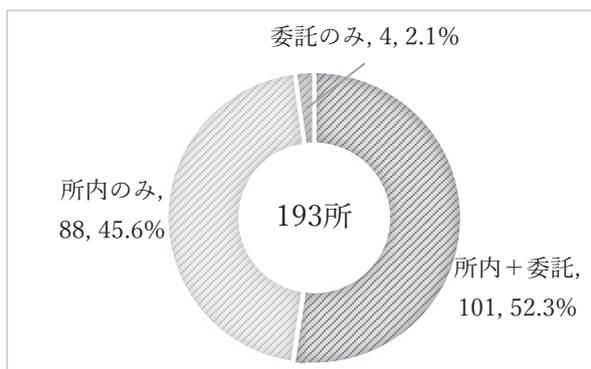
所内一時保護は 189 所で 2,420 件、一時保護委託は 105 所で 600 件行われていた。



図表76 非行相談での所内一時保護 N=189

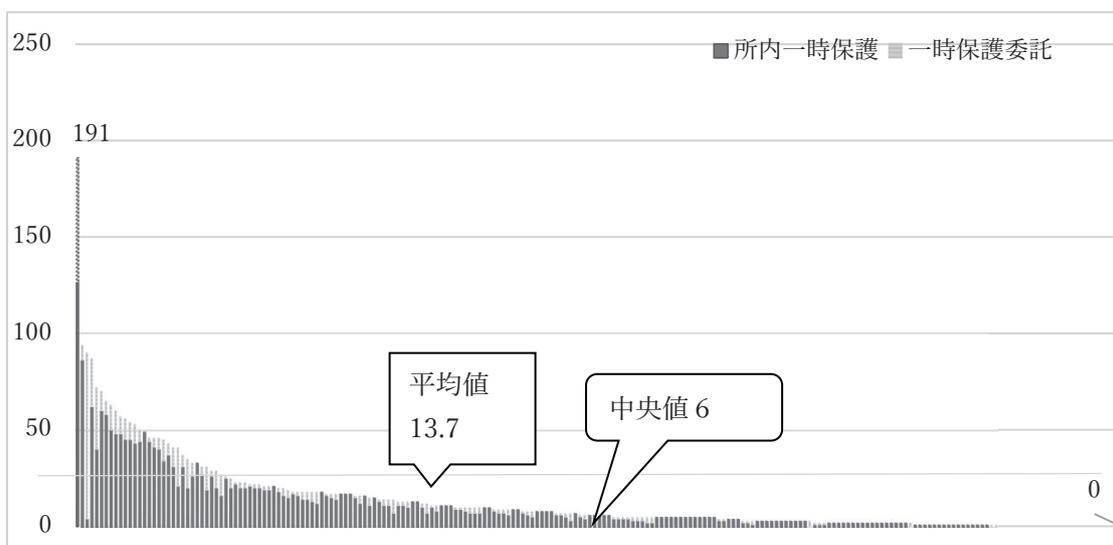
図表77 非行相談での委託一時保護 N=105

所内保護と保護委託を児童相談所毎に再集計した結果は、一時保護実施が 193 所、一時保護の実施なしが 26 所である。所内保護と保護委託を合わせて行った児童相談所が 101 所 (52.3%)、所内保護のみ行った 88 所 (45.6%)、委託保護のみ実施の 4 所 (2.1%) であった。



図表78 一時保護実施の形態別児童相談所数 N=193

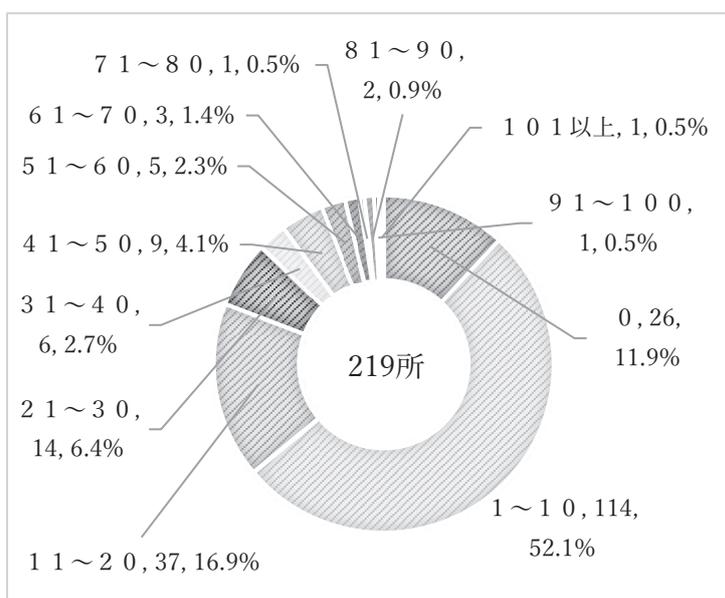
所内保護と保護委託の再計算結果によると、一時保護実施の児童相談所では、最も多く一時保護を実施した所が 191 件、最も少なかった所が 1 件、平均値で 13.7 件、中央値 6 件である。



図表79 児童相談所別 所内一時保護・委託一時保護の件数 N=219

一時保護の件数は1～10件が114所52.1%(保護した児童相談所に対する割合では59.1%)、次いで11～20件が37所16.9%(同上で19.2%)である。

一方で、51件以上の一時保護が13所である。



図表80 児童相談所別 一時保護(所内+委託)の件数 N=219

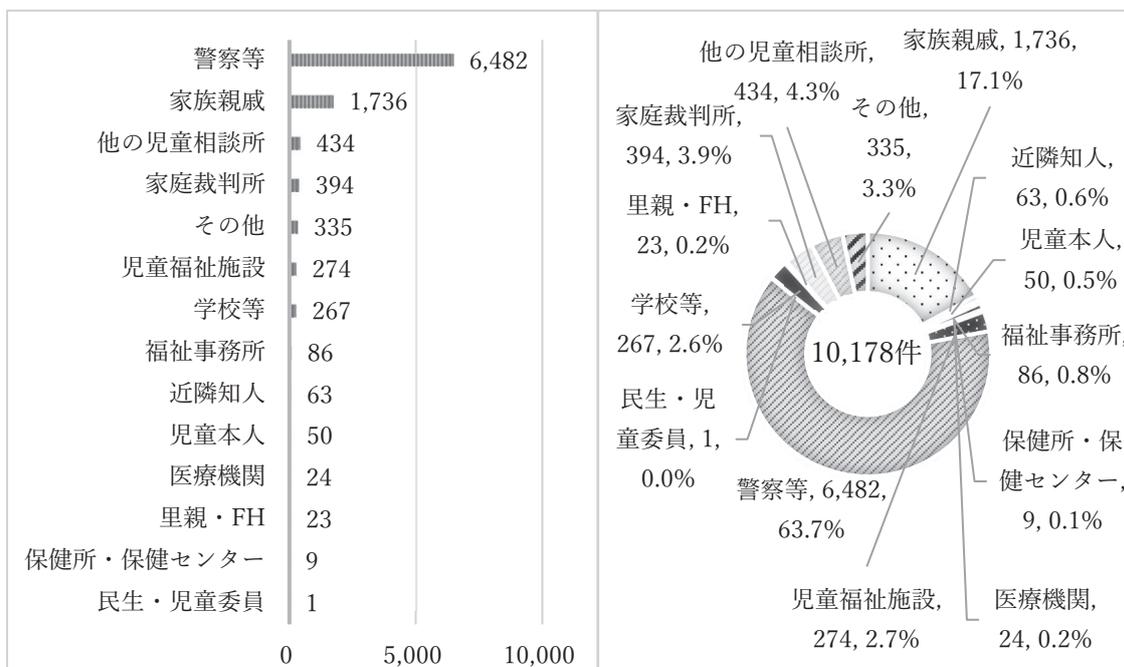
保護件数	児童相談所数	割合
0	26	11.9%
1～10	114	52.1%
11～20	37	16.9%
21～30	14	6.4%
31～40	6	2.7%
41～50	9	4.1%
51～60	5	2.3%
61～70	3	1.4%
71～80	1	0.5%
81～90	2	0.9%
91～100	1	0.5%
101以上	1	0.5%
計	219	

(8) 非行相談の経路

① 相談経路別

非行相談は、警察等からの相談が 6,482 件 (63.7%) である。次いで家族・親戚からの相談が 1,736 件 (17.1%) で、警察と家族・親戚で 8 割を超えている。

家庭裁判所からは 394 件 (3.9%)、学校からは 267 件 (2.6%) である。



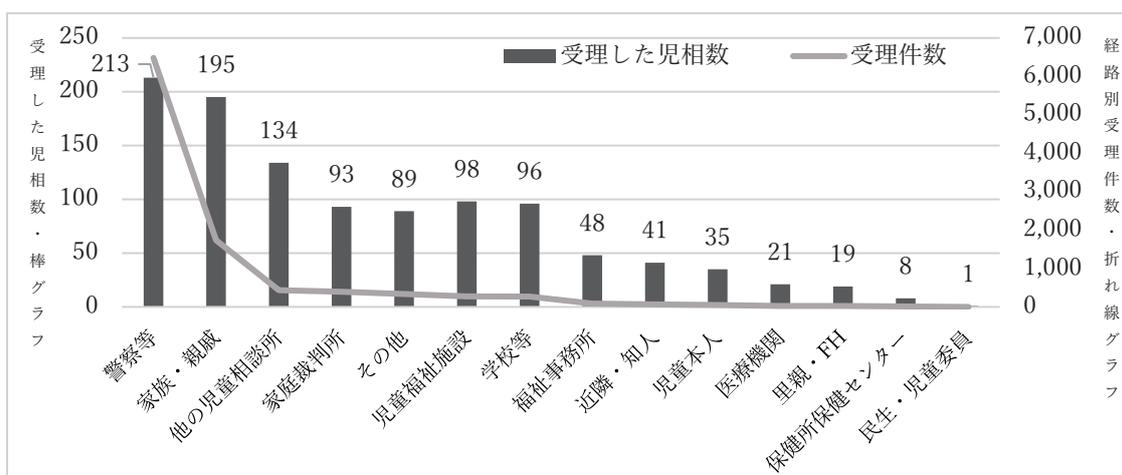
図表81 非行相談 相談経路

図表82 非行相談 相談経路 N=10,178

② 児童相談所別の状況

経路別に受理した児童相談所数をみると、警察等が 6,482 件 213 所 (97.7%)、家族・親戚が 1,736 件、195 所 (89.4%)、他の児童相談所が 434 件、134 所 (61.5%) と上位 3 項目が半数以上の児童相談所で受理されている。

下位項目に注目すれば、民生・児童委員は 1 件 1 所 (0.5%)、保健所・保健センターが 9 件 8 所 (3.7%)、里親・FH が 23 件 19 所 (8.7%) であった。



図表83 経路別 非行相談受理件数と受理児童相談所数

	受理児童相談所数	受理児童相談所割合	最大値	最小値	平均値	中央値
警察等	213	97.7%	243	1	30.2	18
家族・親戚	195	89.4%	101	1	8.9	5
他の児童相談所	134	61.5%	15	1	3.2	2
児童福祉施設	98	45.0%	14	1	2.7	2
学校等	96	44.0%	17	1	2.8	2
家庭裁判所	93	42.7%	51	1	4.2	2
その他	89	40.8%	41	1	3.8	2
福祉事務所	48	22.0%	6	1	1.8	1
近隣・知人	41	18.8%	4	1	1.5	1
児童本人	35	16.1%	3	1	1.4	1
医療機関	21	9.6%	2	1	1.1	1
里親・FH	19	8.7%	2	1	1.2	1
保健所保健センター	8	3.7%	2	1	1.1	1
民生・児童委員	1	0.5%	1	1	1	1

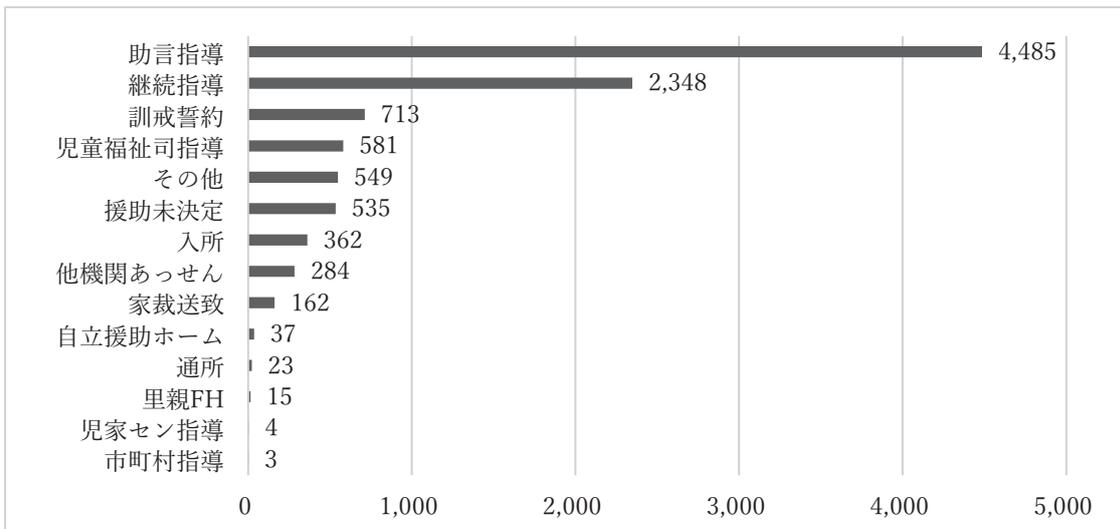
図表84 経路別受理児童相談所数 N=218

(9) 援助方針

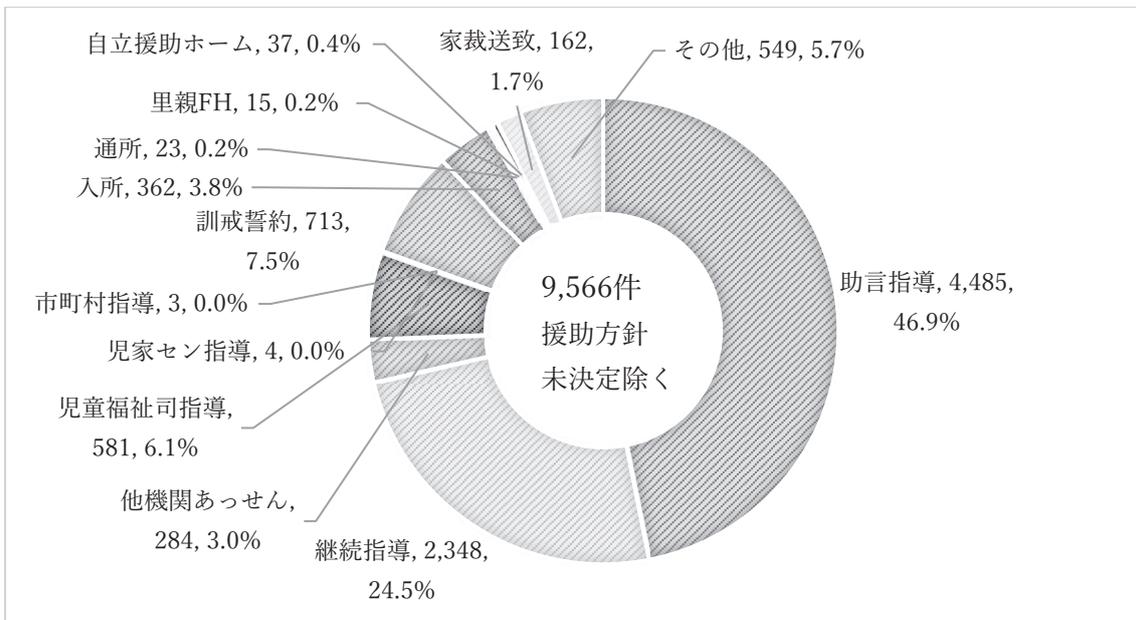
① 援助方針別

援助方針としては、助言指導が 4,485 件(46.9%)、継続指導が 2,348 件(24.5%)、訓戒誓約が 713 件(7.5%)、児童福祉司指導が 581 件(6.1%)であった。(援助方針未決定 535 件を除く、9,566 件に対する割合を記入)

入所措置を採ったケースが、362 件(3.8%)であった。



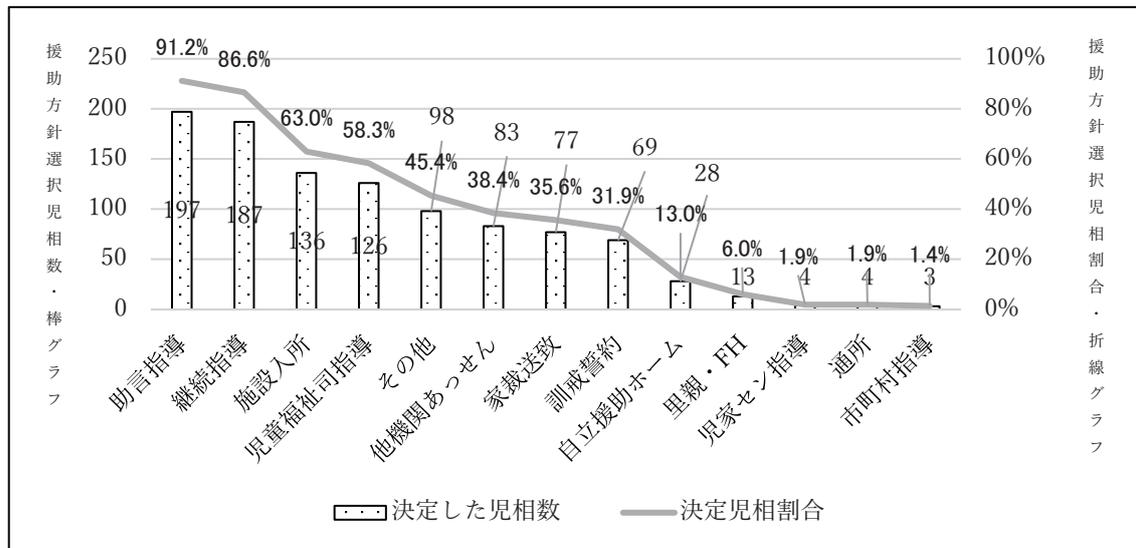
図表85 非行相談援助方針別



図表86 非行相談 援助方針別件数割合(援助方針未決定 535 件を除く) N=9,566

② 児童相談所別の傾向

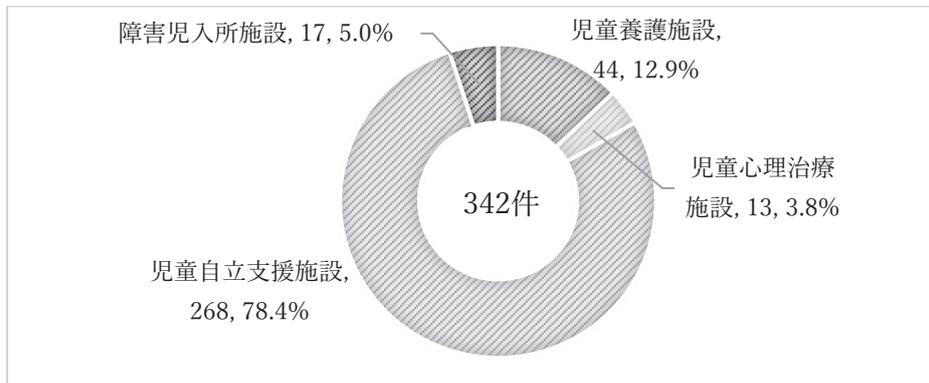
援助方針を児童相談所別にみていくと、以下のような傾向が明らかになった。
 最も多い助言指導については、197 所(91.2%)が援助方針として決定していた。
 継続指導は 187 所(86.6%)、児童福祉施設入所は 136 所(63.0%)、児童福祉司指導 126 所(58.3%)であり、ここまでの援助方針は半数の所で援助決定されていた。
 一方で、児童家庭支援センター指導委託と児童福祉施設通所は各々4 所(1.9%)、市町村指導委託は 3 所(1.4%)であった。



図表87 援助方針別決定児童相談所数・割合
 (棒グラフ 援助決定選択所数、折れ線グラフ 援助方針選択所割合) N=216

(10) 児童福祉施設入所

援助方針で児童福祉施設入所を決定した 362 件のうち、入所施設種別が明らかな 342 件についての内訳は、児童自立支援施設が 268 件(78.4%)、児童養護施設が 44 件(12.9%)、障害児入所施設に 17 件(5.0%)、児童心理治療施設が 13 件(3.8%)であり、非行相談においては児童自立支援施設入所が圧倒的である。



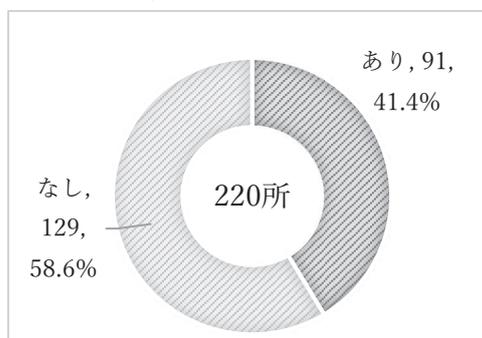
図表88 児童福祉施設種別 N=342(不明除く)

(11) 家庭裁判所からの相談

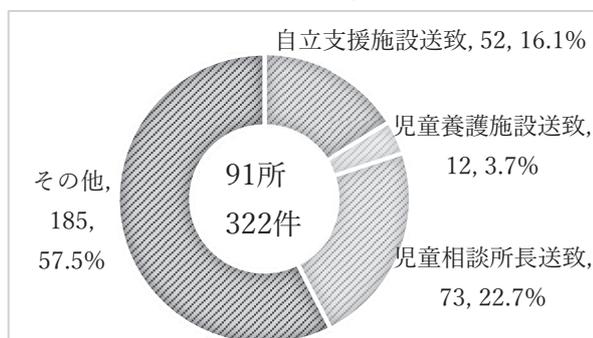
① 家庭裁判所からの非行相談受理状況

家裁からの非行相談を受けた児童相談所は 91 所(41.4%)、相談件数は 322 件であり、その内訳は児童相談所長送致(都道府県知事送致含む)が 73 件(22.7%)、児童自立支援施設送致が 52 件(16.1%)、児童養護施設送致が 12 件(3.7%)であり、その他が 185 件(57.5%)であった。

なお、家裁からの相談で「その他」は児童相談所がかかわった子ども等についての援助依頼と強制的措置の申請に基づく許可がほとんどを占めていると思われる。



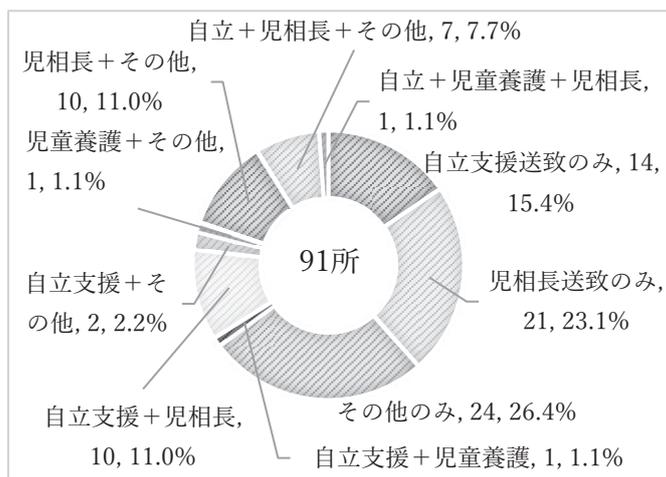
図表89 家裁からの相談 児童相談所数
N=220



図表90 家裁からの相談内容別件数 N=322

② 児童相談所別の受理状況

児童相談所ごとの家裁からの相談受理状況は、児童相談所長送致のみが 21 所 (23.1%)、児童自立支援施設送致のみが 14 所 (15.4%)、その他のみが 24 所 (26.4%) であり、児童自立支援施設送致と児童相談所長送致が併せて行われた 10 所 (11.0%)、児童相談所長送致とその他が行われた 10 所 (11.0%)、児童自立支援施設送致と児童相談所長送致、その他が行われた 7 所 (7.7%)、児童自立支援施設送致とその他が行われた 2 所 (2.2%)、児童自立支援施設送致と児童養護施設送致、児童養護施設送致とその他、児童自立支援施設送致と児童養護施設送致と児童相談所長送致が行われた各 1 所 (1.1%) である。



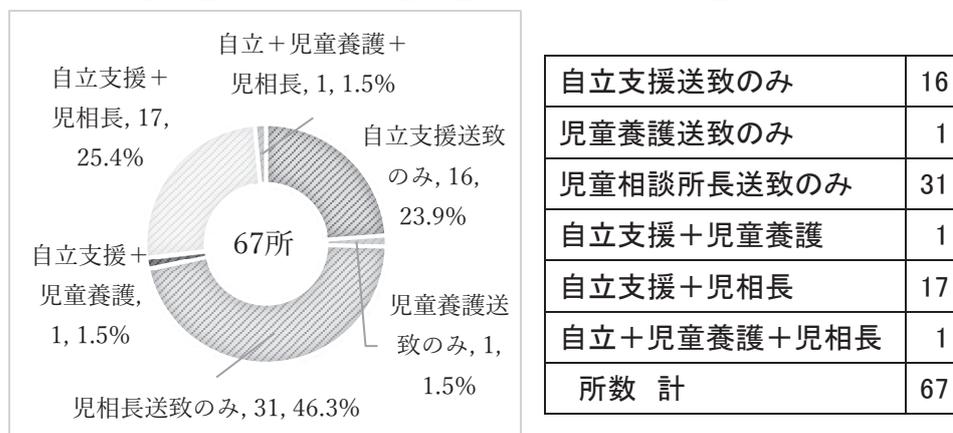
図表91 家裁からの相談 相談種別ごとの児童相談所別
N=91

自立支援送致のみ	14
児童相談所長送致のみ	21
その他のみ	24
自立支援+児童養護	1
自立支援+児相長	10
自立支援+その他	2
児童養護+その他	1
児相長+その他	10
自立+児相長+その他	7
自立+児童養護+児相	1
所数 計	91

③ 家庭裁判所からの送致状況(その他の相談を除く)

家裁からの送致案件(その他の相談を除く)は、67 所 (147 件) である。児童相談所ごとに見

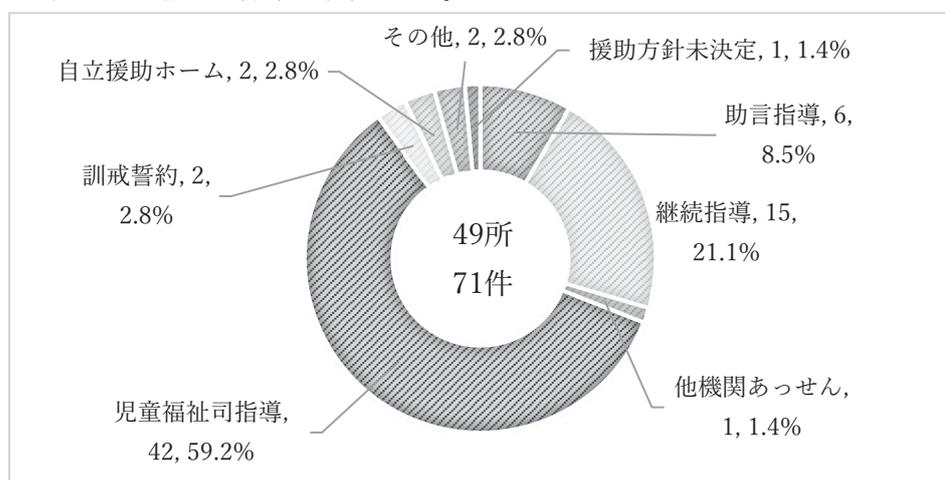
てみると、児童自立支援施設送致のみが 16 児相 (23.9%)、児童養護施設送致のみ 1 児相 (1.5%)、児童相談所長送致のみ 31 児相 (46.3%)、児童自立支援施設送致と児童養護施設送致が 1 児相 (1.5%)、児童自立支援施設送致と児童相談所長送致が 17 児相 (25.4%)、児童自立支援施設送致と児童養護施設送致と児童相談所長送致が 1 児相 (1.5%) である。



図表92 家裁からの送致(その他の相談除く) 児童相談所数 N=67

(12) 家庭裁判所からの児童相談所長送致事例に対する援助方針

家裁から児童相談所長送致された 49 所 73 件のうち、無回答の 2 件を除いた 49 所 71 件の援助方針は、児童福祉司指導が 42 件 (59.2%)、継続指導が 15 件 (21.1%)、助言指導 6 件 (8.5%)、訓戒誓約と自立援助ホーム、その他が各々 2 件 (2.8%)、他機関あつせんと援助方針未決定が各々 1 件 (1.4%) である。



図表93 児童相談所長送致の援助方針 N=71

(以上、文責 影山孝)

(13) 家庭裁判所からの送致案件で困ったことや課題など
自由記述を以下のとおり整理した。

児童相談所と家庭裁判所とのスタンスの違いについて(13か所)

- 児童相談所から送致した案件の意見と家庭裁判所の審判内容がそぐわず、調整が難しい。
具体的には、少年院送致が適当との意見を付しても、児童自立支援施設送致、或いは児童相談所長送致と決定される。
- 児童相談所側から見た福祉の枠組みで対応できる範囲(限界線)と家庭裁判所が児童福祉に期待しているものとのズレや温度差が生じていることが多い。
- 粗暴性の高いぐ犯児童や福祉的関わりでは限界のある児童への対応に苦慮。
- 児童相談所での関わりが困難との意見を付して、家庭裁判所に送致したケースが児童相談所長送致となった場合に困る。

児童自立支援施設への入所調整について(11か所)

- 家庭裁判所が児童自立支援施設送致を検討、決定しても、児童自立支援施設側の受入体制の関係で、入所日の調整が難航することが多い。
- 審判で児童自立支援施設送致が検討されたが、受入先がなく児童相談所長送致となった。
- 事前打診を受け、児童自立支援施設の入所枠の確保が困難と伝えたが、審判内容は変わらず、施設入所が可能になるまでの間一時保護せざるを得なかった。
- 事前調整がなく、児童自立支援施設送致と決定され、入所調整が困難だった。
- 同一事案で児童自立支援施設送致される児童が複数いた場合、受入先施設がなく、他県割愛も検討せざるを得ない。
- 児童自立支援施設送致検討ケースについての打診が遅く、入所枠確保の準備が困難。
- 観護措置から審判までが2週間と短く、児童自立支援施設の枠の確保に苦慮。他の待機児童の順番を飛び越えての入所交渉となり、全体の入所待機期間長期化の一因となっている。

子どもや保護者への対応の困難(9か所)

- 児童相談所長送致となったが、児童、保護者とも問題意識がなく、児童相談所が関わる必要性を感じていない。
- 保護者が入所に納得せず、協力が得られない。
- 送致により施設措置後、不適応を起こした児童が無断外出して帰宅、保護者も施設入所の必要性を十分理解できておらず、なし崩し的に措置解除となることがある。
- 警察から身柄通告なしで書類送致を受けたが、事案の性質等を勘案して児童相談所の判断で保護者に丁寧に説明した上で一時保護を行い、児童自立支援施設送致の意見を付して家庭裁判所に送致したケースが審判で児童相談所長送致となった。保護者が一時保護に必ずしも積極的に同意していない場合、家庭裁判所から送致を受けての指導に際し、信

頼関係の修復の難しさがあった。

家庭裁判所との連携、協働について(8か所)

- 児童相談所の関与のない事案では未把握の情報も多いため、児童自立支援施設の入所打診に家庭裁判所の同行を求めたい。
- 児童相談所係属歴のない児童の児童相談所長送致では、児童相談所の指導を受けることに関して、保護者や児童の動機付けが低いことがある。送致の可能性が出た時点で、家庭裁判所や学校等関係機関と十分連携し、情報収集を行い、指導開始に備える必要がある。
- 審判で裁判官から処分を言い渡した後、概ね1年程度は児童自立支援施設で頑張るよう伝えるなど、児童や保護者の動機付けへの配慮が欲しい。
- 現状、審判以降の司法関与がなく、支援の枠組みの設定が難しい場合がある。審判後の児童の支援について、家庭裁判所と協働できる仕組みが必要。
- 児童相談所長送致となった案件について、審判後も、本人や親に対する具体的な課題や指導終結目標を共有した上で支援できるとよい。
- 加害児に、被害児側の状況や心情を踏まえたケースワークを行うための情報共有。

家庭裁判所の対応について(5か所)

- 児童福祉司指導の実情の理解が不十分なまま、児童相談所長送致となったケースがあった。
- 調査官調査が不十分。当初から児童自立施設送致前提で、入所措置調整を求められた。保護者、子どもへの十分な調査を行った上で判断してほしい。
- ぐ犯行為での家庭裁判所送致は、ぐ犯事由とぐ犯性の立証がなければ受けてもらえない案件が増えている。観護措置もハードルが高く、児童福祉対応の限界を超えていても、観護措置が執られない。

タイムリーな対応、支援が困難(4か所)

- 児童相談所長送致との審判確定後、資料到着は約1か月後。そこから児童福祉司指導の準備を行うため、アプローチまでの空白期間が長く、児童、保護者のモチベーションが保てず、指導が困難になることがある。
- 児童相談所係属歴がなく児童自立支援施設送致となる事案については、社会調査を行う時間が少なく、児童票作成が非常に困難。

児童相談所の対応のノウハウ不足(3か所)

- 児童福祉司の経験年数が浅い上、家庭裁判所からの送致ケースも年に数件であり、対応のノウハウが積み上がらない。
- 家庭裁判所からの送致案件となる前提として、児童相談所からのぐ犯送致の際の書類の整

え方が未熟。

その他

- 家庭裁判所の審判に納得できない保護者が抗告することで、結果が出るまで児童も落ち着かず、援助が難しくなる。
- 児童福祉の枠組では、知的障がいのある無職少年の対応が難しい面があった。

(14) 家庭裁判所からの送致案件で工夫した取り組み
自由記述を以下のとおり整理した。

保護者や関係機関と早期かつ密に調整、連携(10か所)

- 児童自立支援施設送致が予見されるときは、あらかじめ児童自立支援施設と情報交換をするなど、円滑な入所に向けて早め早めに動く。
- 早い段階で施設側と丁寧に事前協議を行い、情報を共有する。
- 児童相談所長送致の場合は、アセスメントを早急に行えるよう、心理判定予約を早期に行ったり、資料到着次第出来るだけ早めに児童・保護者にアプローチする。
- 審判終了後、子ども、保護者、学校、調査官、付添人、児童相談所とで話し合い、約束事等について確認する。
- 送致後、在宅生活が困難となり一時保護した際、学校教諭と児童が面会し、進路相談を行ったことで児童本人の意思決定が円滑に行われた。

家庭裁判所との密な情報共有(9か所)

- 早い段階で家庭裁判所側と丁寧に事前協議を行い、情報を共有する。
- 審判前に家庭裁判所に児童相談所の見立てや方針等を説明。家庭裁判所の調査官等と連絡を密にする。事前の家庭裁判所からの連絡時に、対面で丁寧な説明をしていただくようお願いしている。
- 特に施設送致が想定される場合には、あらかじめ対応方法やスケジュール等について、家庭裁判所と連携を図るようにしている。

家庭裁判所の審判から児童相談所の措置に連続性を持たせる(7か所)

- 観護措置が執られている時に児童面接や法務技官との情報共有を行い、在宅の場合の社会資源について、法務少年支援センターの利用の案内を受けた。児童相談所長送致となり、児童福祉司指導において少年支援センターと連携して対応できた。
- 児童自立支援施設送致の審判が見込まれる場合には、家庭裁判所から連絡を受けた後、可能な限り情報を収集すると共に、審判後、入所まで引き続き観護措置が執られる場合は

鑑別所に出向き、児童に対して入所に当たっての動機付けを行う。

- 少年審判に同席し、審判後に家庭裁判所内で児童、家族と面接することで、今後の児童相談所での指導への動機付けを行った。
- 今後の援助についても十分打合せておき、審判の中でも児童相談所の関与を明確にしてもらうようにした。
- 児童相談所の指導を受けることに対し、子どもや保護者の動機づけが低いことがあるため、児童相談所長送致の決定を受けた児童福祉司指導(行政処分)を開始するという形で、指導の枠組みを明確にした上で、指導・支援を進めている。
- 今後のケースワーク展開の参考に、家庭裁判所と保護者とのやりとりの経過を確認しておく。

専門職との連携(4か所)

- 児童相談所と弁護士が密に連携し対応する。所の契約弁護士と協議、家庭裁判所の送致書ややりとりについて助言をもらう。
- 弁護士と協議していることを家庭裁判所との打合せでは前面に出す。
- 現職、OB 警察官による対応。

円滑な調整、連携のための取り組み(1か所)

- 家庭裁判所にて司法・福祉・教育関係機関の連絡会議を年1回実施。

(以上、文責 川松亮)

(15) 非行相談対応に関する課題

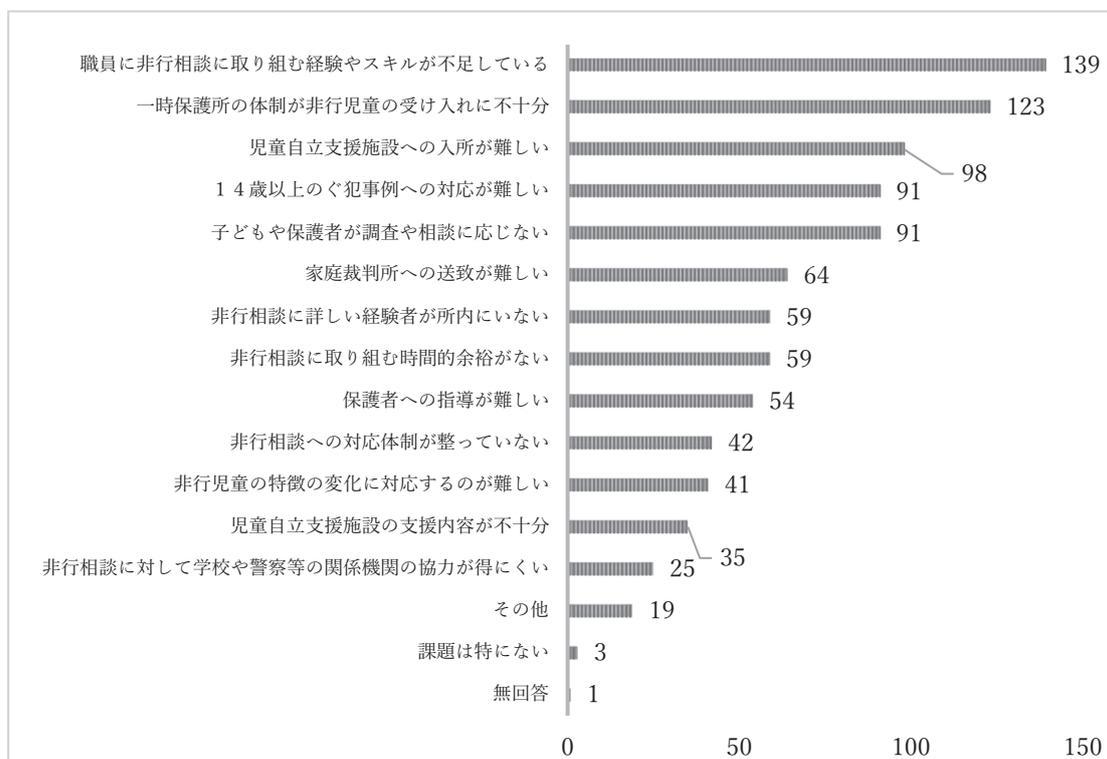
① 総括

非行相談対応に関する課題としては、「職員に非行相談に取り組む経験やスキルが不足している」が139所(63.2%)と最も多く、次いで「一時保護所の体制が非行児童の受け入れに不十分」が123所(55.9%)、「児童自立支援施設への入所が難しい」が98所(44.5%)、「子どもや保護者が調査や相談に応じない」と「14歳以上のぐ犯事例への対応が難しい」が91所(41.4%)、「家庭裁判所への送致が難しい」が64所(29.1%)、「保護者への指導が難しい」が54所(24.5%)となっている。

児童福祉司の経験年数が全国平均で3年となっている現状と非行相談の相談対応件数から考えれば、児童相談所の職員が非行相談に関わる頻度は少なく、経験値が不足しているものと思われる。

また、一時保護所については大都市圏を中心に入所率が100%を超えている保護所がある一方で、入所定員には余裕があっても、個室化等の整備が追い付かないなど体制が整わず、非行相談で関わる子どもを保護することが難しい保護所もある。

児童自立支援施設については、令和2年度末の福祉行政報告例による児童自立支援施設は56施設、入所定員3,311人で年度末現在の入所者数は889人である。入所率としては26.9%であることから、定員の問題として入所が困難なだけでなく、児童相談所が児童自立支援施設に入所させたい子どもと、施設側が受け入れる子どもが乖離していることが想定される。



職員に非行相談に取り組む経験やスキルが不足している	139	63.2%
一時保護所の体制が非行児童の受け入れに不十分	123	55.9%
児童自立支援施設への入所が難しい	98	44.5%
子どもや保護者が調査や相談に応じない	91	41.4%
14歳以上のぐ犯事例への対応が難しい	91	41.4%
家庭裁判所への送致が難しい	64	29.1%
非行相談に取り組む時間的余裕がない	59	26.8%
非行相談に詳しい経験者が所内にいない	59	26.8%
★保護者への指導が難しい	54	24.5%
非行相談への対応体制が整っていない	42	19.1%
★非行児童の特徴の変化に対応するのが難しい	41	18.6%
児童自立支援施設の支援内容が不十分	35	15.9%
★非行相談に対して学校や警察等の関係機関の協力が得にくい	25	11.4%
★その他	19	8.6%
課題は特にない	3	1.4%
無回答	1	0.5%

図表94 非行相談に取り組む課題(複数回答可) N=220

(★:自由記述欄あり)

② 自由記述のまとめ

選択肢のうち、自由記述欄を設けたものへの回答を以下にまとめた。

ア) 保護者への指導が難しい

- ・保護者のニーズが乏しいなど、保護者が指導に応じない(22)
- ・虐待と異なり、強制的に指導できない(4)
- ・保護者の価値観の問題から非行指導が困難(7)
- ・保護者の家庭環境等に課題がある(7)
- ・調査に応じない(4)
- ・家庭引取りも拒否する(2)
- ・入所に応じない(1)
- ・学校に原因があると主張する(1)
- ・親グループ指導等の資源がない(1)
- ・きょうだい間性加害の指導が困難(1)
- ・障害受容ができない(1)

イ) 非行児童の特徴の変化に対応するのが難しい

- ・発達障害や知的障害により指導が困難(11)
- ・SNS による影響と SNS 活用非行への対応が困難(9)
- ・精神障害により課題が多く対応困難(4)
- ・性的非行の増加(4)
- ・発達障害等により一時保護や入所が難しい(2)
- ・被虐待児による非行への対応(2)
- ・年長のぐ犯少年の対応が難しい(1)
- ・子ども指導への動機づけ(1)
- ・来所に応じない(1)
- ・家裁が送致を受け付けない(1)

ウ) 非行相談に対して学校や警察等の関係機関の協力が得にくい

- ・一時保護や施設入所からの家庭復帰に協力が得られない(8)
- ・地域関係機関の協力が得られない(4)
- ・非行が、養護や被虐待相談で送致される(4)
- ・一時保護が難しい(3)
- ・学校が見任せにする(3)
- ・調査権限が不明確で調査困難(1)

エ) その他

- ・警察との関係(非行少年が要保護児童や虐待として通告。通告する旨保護者に伝わっていない。通告までに時間がかかっている。)(5)
- ・学校や地域関係機関との連携(4)
- ・社会資源の課題(自立支援施設の入所年令、医療機関等)(3)
- ・児童相談所職員の課題(経験値が低下、業務多忙等)(3)
- ・一時保護所の課題(個室化、虐待優先で保護できない。)(2)
- ・地域ネットワーク支援が困難(1)
- ・医療との連携が必要だが資源がない(1)
- ・「ぐ犯」の認識が司法と福祉で異なる(1)
- ・大麻取り締まりの強化が必要(1)

(以上、文責 影山孝)

(16) 非行相談の傾向

自由記述の設問「現在の非行相談の傾向についてどのように感じておられますか。」に対する回答を以下のとおり整理した。

インターネットや SNS を介した非行(家出)相談の顕在化(65か所)

- 以前のように学校で教師に暴力を振るったり、大暴れするような児童はいなくなった。その代わりに、SNS を使用して、いじめや性的問題に発展するケースが増え、陰湿になってきたように思われる。
- 表面化しやすい暴力等が減少し、SNS 等を活用した家出や性非行が増加した。
- SNS を通じたつながりを辿って家出を繰り返す、スマホの課金カードを万引きするなど、SNS やスマホに関連した非行行動も増える傾向が見られる。
- ネット等で知り合った人と会うためなど、安易に家出等を行う児童が多い。

発達障害を要因とした非行相談の多さ(39か所)

- 発達特性や被虐待経験による二次被害として反社会的行為を繰り返す児童が増加していると感じる。
- 発達障害、愛着障害が理解されず、それぞれの子どもに合った対応がなされない結果、子どもの非行・行動化が進み、非行相談に繋がっている。
- 発達障害に起因する自己コントロール力の不足によって結果的に非行ととらえられる行為に至っているケースが多い。

非行相談の量的な減少(32か所)

- 年々、非行相談が減少傾向にある。
- 児童相談所で受理した相談の半数は養護相談であり、一年にわずか数件の非行相談は、児童相談所の種別のなかで非常にマイナーなものとなっている。
- 子どもの問題行動の背景に虐待等があり、相談種別が「非行」になるとは限らない。

性加害・性被害ケースの増加(14か所)

- 年々、性加害の問題を主とする児童が増加傾向にあり、児童自立支援施設の入所数を見ても半数以上が性加害の問題を主とした入所となっている。
- 性加害事案が増えている。背景に発達障害の特性を持った児童が多い。幼少期より保護者が育てにくさを感じており、結果として愛着関係や年齢相応の社会性が育ちそびれているケースが多くある。
- インターネットを介した援助交際等、女兒の性非行が低年齢化している。
- 非行傾向のある女兒が、家出後に SNS を通じて性被害に遭うなど、加害だけではなく被害という視点からも、非行相談について意識を向けて支援する必要があると感じている。

○性加害事件の加害児童対応が増えた。被害申告のない場合は警察のぐ犯通告もなく、児童自立支援施設への入所も困難。また、家裁送致も困難で、結果として一時保護期間の長期化となっている。

(17) 非行相談に対して、児童相談所で工夫した取り組み
自由記述を以下のとおり整理した。

性加害プログラムの実施(50か所)

- 児童心理司が中心となり、通所プログラムを実施している。
- 性加害児童のグループ活動の実施
- 「ロードマップ」や「フットプリント」などの心理治療的な教育プログラムの実施

学校と連携(21か所)

○中学校の生徒指導主事の会議には定期的に参加し、非行児童等の情報共有の他、児童相談所の役割についても伝えるようにしている。

法務少年支援センター(少年鑑別所)との連携(16か所)

- 法務少年支援センター(少年鑑別所)で行っている事業の活用(性犯罪防止プログラム)
- 性加害の児童については、加害児童のアセスメントや支援プログラムをセンターに依頼する。児童相談所と法務少年支援センターが行動して継続的に関わる事例がある。

警察との連携(15か所)

- 児童相談所に配属される警察 OB が、児童福祉司とともに非行ケースに対応したり、教育関係の会議に参加したりしている。
- 警察が実施している立ち直り支援事業を活用し、警察と児童相談所で連携して対応しているケースがある。

所内の体制強化(4か所)

- 中央児相に非行相談専任スーパーバイザー、各児童相談所に非行相談担当児童福祉司を配置している。
- 非行相談専門員(会計年度任用職員／警察 OB)の配置。
- 児童自立支援施設の職員が、児童相談所職員として兼務し、週1回児童相談所職員として非行相談に対応している。

その他(1か所)

- 放火ケースについては、消防署にも指導を依頼したことがあった。

- (18) 非行問題の改善に効果的な取り組み
自由記述を以下のとおり整理した。

学校をはじめとした関係機関との連携(27か所)

- 学校の生活指導に携わる先生方のスキルアップの機会を設ける。
- 保護者、学校、主任児童委員などの地域及び警察との連携強化に尽きるのではないかな。

的確なアセスメント(10か所)

- 問題行動のメカニズムについての詳細なアセスメントが必要。
- 一人一人の児童の発達特性を正確に把握したうえで、その発達特性に合った支援方法を検討していくことが効果的だと考える。

児童や保護者と向き合う時間の必要性(8か所)

- 児童本人がじっくり振り返る時間をもつことが、今後の生活への動機付けにつながる場合が多い。
- 児童の話をしっかりと聞いていくことで関係ができ、生活の改善につながることもある。
- 孤立せず本人に寄り添い話を聞ける体制づくりを、地域の中で構築することが必要だと考える。
- 児童だけではなく、保護者をエンパワメントするプログラムも必要である。

家庭裁判所における積極的・柔軟な対応(3か所)

- 家裁送致により、鑑別を受けることで、十分な考察が行われれば、非行問題の改善には大きな効果がもたらされると考える。
- ぐ犯少年についての送致及び観護措置を求めた際の家庭裁判所の積極的な運用。
- 児童相談所が一定関与した後に改善しない場合は、早い段階で家庭裁判所に送致し、強制力のある司法マターのケースとして扱われた方が抑止効果は高い印象がある。

居場所の必要性(4か所)

- オンライン上ではない現実世界における居場所の確保。
- 児童の居場所作り:学校、教育委員会、少年サポートセンター等関係機関と連携した居場所作り。

非行児童専用の一時保護所でケアワーク(2か所)

- 非行児童専用の一時保護所があれば、一時保護中に効果的な指導が実施できるはず。
- 少年鑑別所への一時保護委託での生活指導・連携などはできないかな。

(19) 今後の非行相談に必要なこと

自由記述「今後の非行相談を遂行する上で、どのようなことが必要だと思うか。」に対する回答を以下のとおり整理した。

非行相談の体制強化(人材の質量確保や一時保護所の環境、研修体制)(38か所)

- 非行相談を受けるための人員、体制の整備が必要(虐待対応に追われ、余裕がない)。
- 一時保護所での非行児童と被虐待児童の混合処遇を解消すること。
- 児童福祉司や児童心理司の対応力の向上。
- 認知行動療法のようにエビデンスに基づく具体的な支援を提供すること。
- 職員の異動も頻繁なため、ノウハウの積み重ねも出来にくい。非行の専任の職員を設け、対応していくことも必要と思われる。

警察や家庭裁判所とのさらなる連携(26か所)

- 警察の組織である少年サポートセンターと児童相談所が一体的に支援できる仕組みが必要である。
- 高齢児のぐ犯ケースについて、福祉的アプローチでは対応が困難な場合の円滑な家裁送致が必要である。
- 特にぐ犯で警察通告があった際、児童相談所には強制力がなく面接すら拒否する保護者への対応に苦慮する。非行相談の流れの中には、司法の関わりは必要であるが、送致より手前のハードルの低いかかわりが依頼できるような仕組みがほしい。
- 家裁調査官や鑑別所技官との情報共有や共通研修があると職員の意識付けやスキルアップにつながるのではないかと。

中学校卒業後の高齢児を受け入れる社会資源の不足(4か所)

- 入所児童が減少している児童自立支援施設を高齢児の一時保護委託先として運用できないだろうか。
- 中学校卒業後、高校中退の非行ケースの相談機関が少ないと思われ、今後その開拓や連携が必要と思われる。
- 中学校卒業後、18歳に至るまでの間、高校に行っていない場合、現実的には児童養護施設・里親の受け入れは困難である。高校に行っていない児童の社会的自立を支援するには、そうした生活の場を整備することが必要である。
- 非行児童を地域で受け入れないといった雰囲気が強くと、地域全体から締め出しをされるようなところもあるため、孤立させず、温かく非行児童を見守ったり支援したりする土壌作りが必要である。

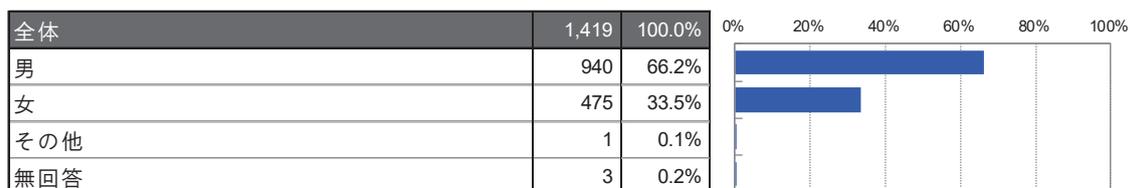
(以上、文責 佐藤剛)

2 非行相談調査(子ども個票 A)

○2020 年度単純集計とクロス集計との比較

●2020 年度単純集計と可能であれば 2004 年調査との比較

(1) 子どもの性別

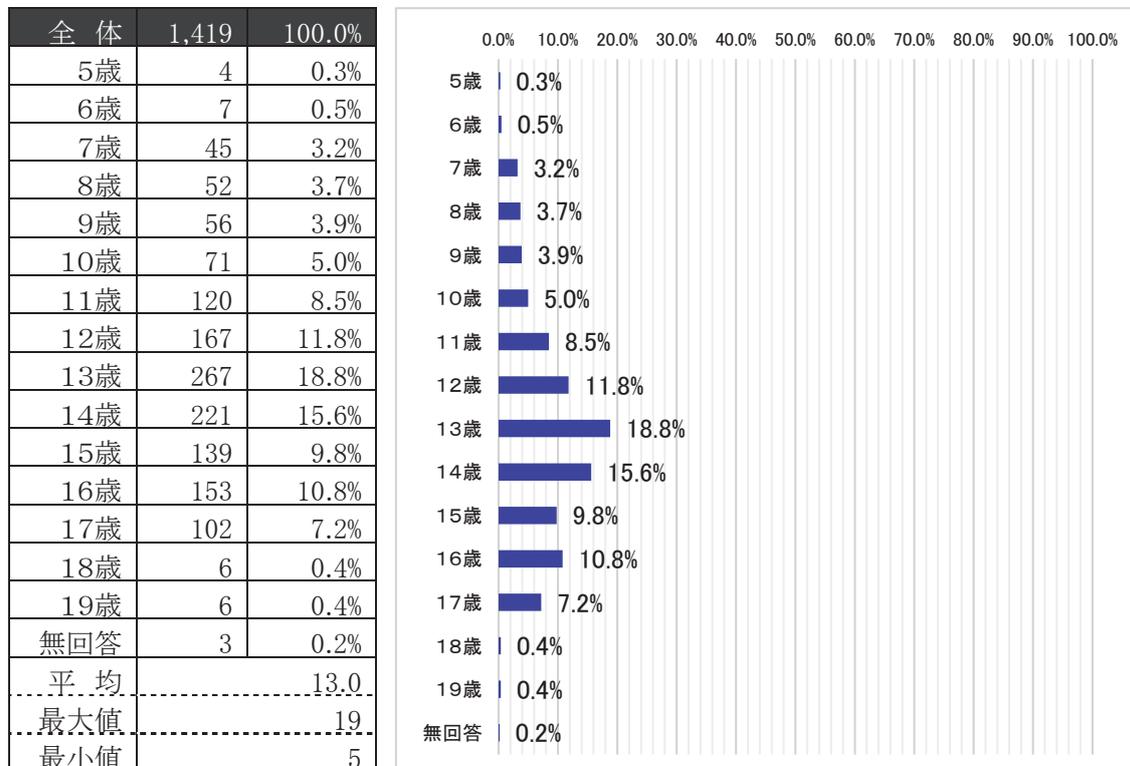


図表95 子どもの性別

○今回の 2020 年度調査においては、男子 66.2%、女子 33.5%と、男女の比率はおよそ 2 対 1 であった。

●前回の 2004 年調査(平成 15 年度の非行相談を対象)時でも、男子が 64.3%、女子が 35.7%であり、男女の割合の比率は、前回と今回と概ね同様の傾向であった。

(2) 受理時の年齢



図表96 子どもの年齢集計

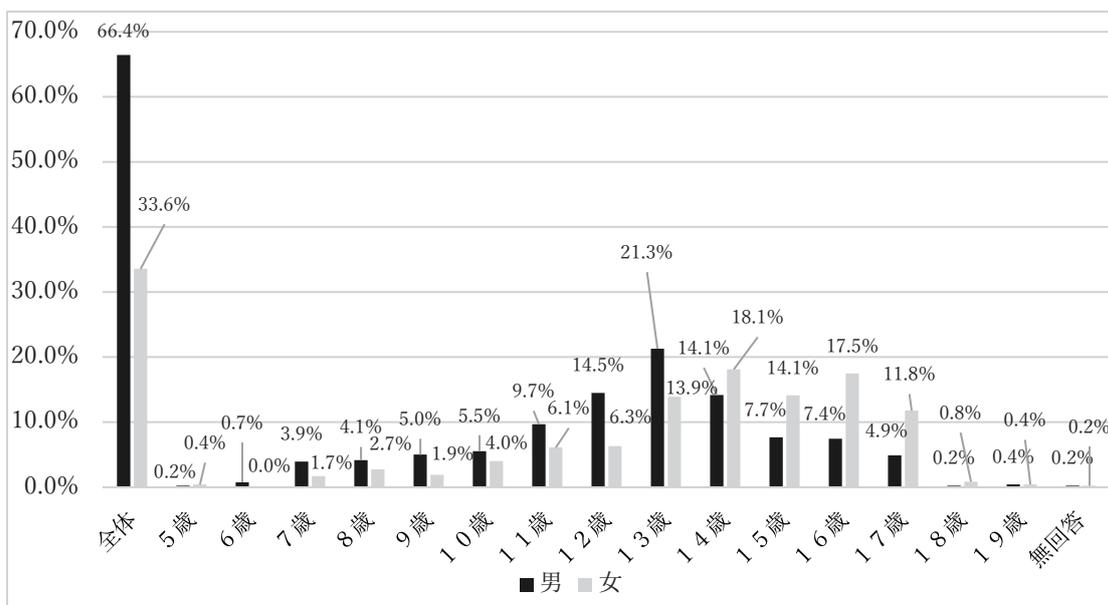
○今回の調査では、13～15歳の中学生年代の44.2%をピークとして、13歳未満が36.8%、16歳以上が18.8%の分布をなしている。

●前回2004年調査では、調査対象児は13歳で急増してピークをなし、中学生年代が全体の約7割を占めていた。また、受理件数に占める14歳未満の比率は男子6割強に対し、女子は約4割と、男子は14歳未満の受理の比率が高いのに対して、女子は14歳以上の比率が高くなっていた。

【クロス集計から】

	件数	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	無回答
計	1,415	4	7	45	52	56	71	120	166	266	219	139	153	102	6	6	3
	100.0%	0.3%	0.5%	3.2%	3.7%	4.0%	5.0%	8.5%	11.7%	18.8%	15.5%	9.8%	10.8%	7.2%	0.4%	0.4%	0.2%
男	940	2	7	37	39	47	52	91	136	200	133	72	70	46	2	4	2
	100.0%	0.2%	0.7%	3.9%	4.1%	5.0%	5.5%	9.7%	14.5%	21.3%	14.1%	7.7%	7.4%	4.9%	0.2%	0.4%	0.2%
女	475	2	0	8	13	9	19	29	30	66	86	67	83	56	4	2	1
	100.0%	0.4%	0.0%	1.7%	2.7%	1.9%	4.0%	6.1%	6.3%	13.9%	18.1%	14.1%	17.5%	11.8%	0.8%	0.4%	0.2%

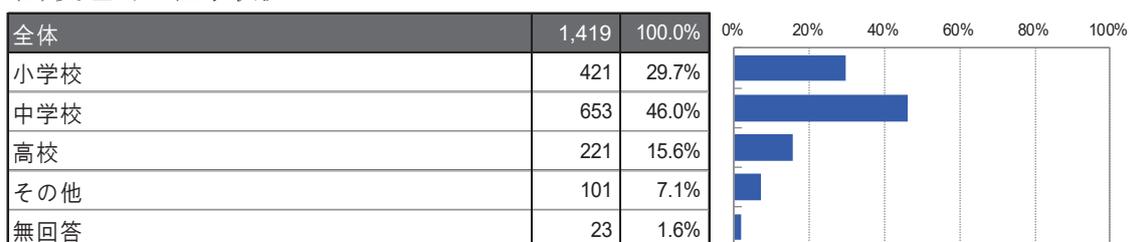
図表97 子どもの性別と年齢とのクロス集計 N=1,415(性別で「その他」、「無回答」を除く)



図表98 子どもの性別と年齢とのクロス集計 N=1,415(性別で「その他」、「無回答」を除く)

○今回の2020年度調査では、中学生年代に相当する13歳～15歳が男子43.1%、女子46.1%、平均44.2%と最も高くなっているが、13歳未満が男子43.7%、女子23.1%、16歳以上が男子13%、女子30.5%となっており、前回調査同様に男子は13歳未満の受理の比率が高く、女子は受理時に16歳以上の年齢の比率が高いことが窺えた。

(3) 受理時の在学状況



図表99 受理時の在学状況

○受理時の年齢を反映し、小学校29.7%、中学校46.0%、高校15.6%、その他7.1%となっており、中学校が最も高く半数弱を占めている。

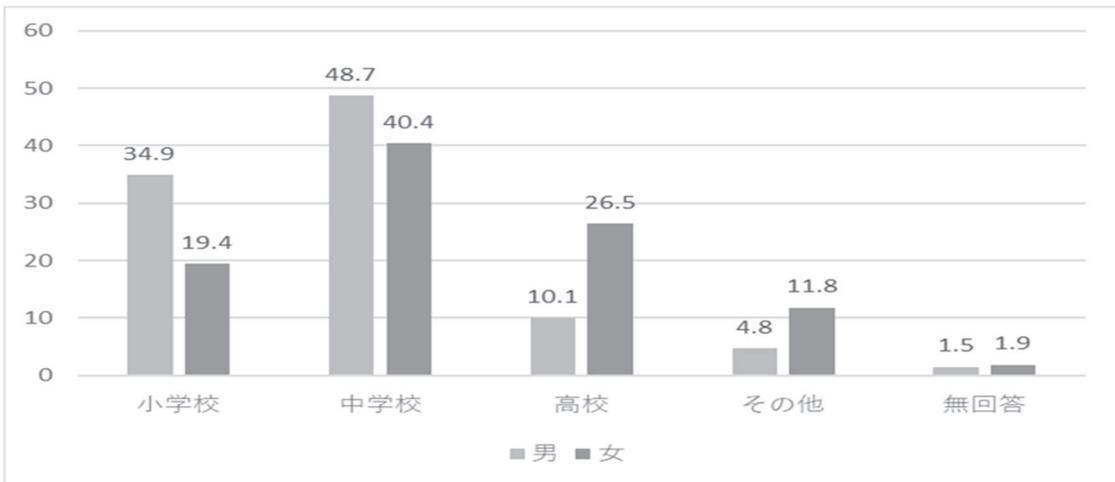
○その他7.1%には保育園・幼稚園等6件、中卒9件、高校中退17件、高等特別支援校・専修学校等5件、所属なし15件、不明7件、無職12件、アルバイト10件、就労8件等の回答が含まれる。

【クロス集計から】

	件数	小学校	中学校	高校	その他	無回答
Q1 子どもの性別						
合計	1,419 100.0	421 29.7	653 46.0	221 15.6	101 7.1	23 1.6
男	940 100.0	328 34.9	458 48.7	95 10.1	45 4.8	14 1.5
女	475 100.0	92 19.4	192 40.4	126 26.5	56 11.8	9 1.9
その他	1 100.0	-	100.0	-	-	-
無回答	3 100.0	1 33.3	2 66.7	-	-	-

図表100 子どもの性別と在学状況の集計

○小学校は、男子34.9%、女子19.4%、中学校は、男子48.7%、女子40.4%、高校は、男子10.1%、女子26.5%と男女で在学状況の割合に差異が見られた。



図表101 子どもの性別と在学状況とのクロス集計グラフ
N=1,415(性別で「その他」、「無回答」を除く)

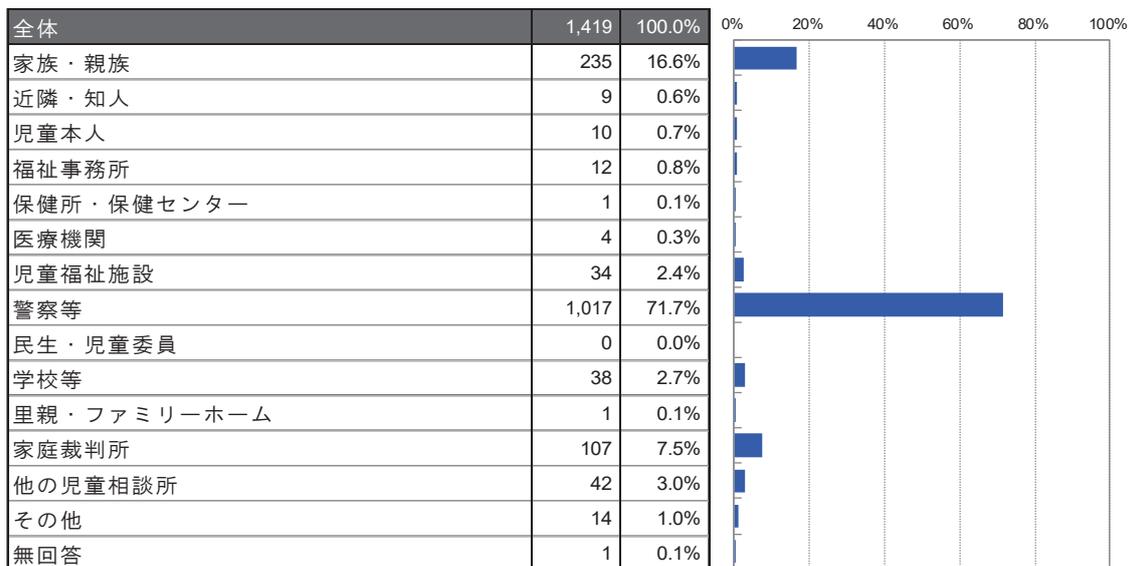
(4) 受理時の生活の場所



図表102 受理時の生活の場所

- 今回2020年度調査では、受理時の生活の場所としては、自宅が91.8%を占めている。また、里親・ファミリーホームは0.5%、児童福祉施設(自立援助ホームを含む)は、3.5%であった。
- その他2.7%には、寄宿舍3件、知人宅4件、交際相手宅9件、母子生活支援施設2件、障害福祉施設1件、自立を促す施設1件、医療機関1件、少年鑑別所3件、一時保護所1件、少年院2件、一人暮らし2件、不明4件等が挙げられた。

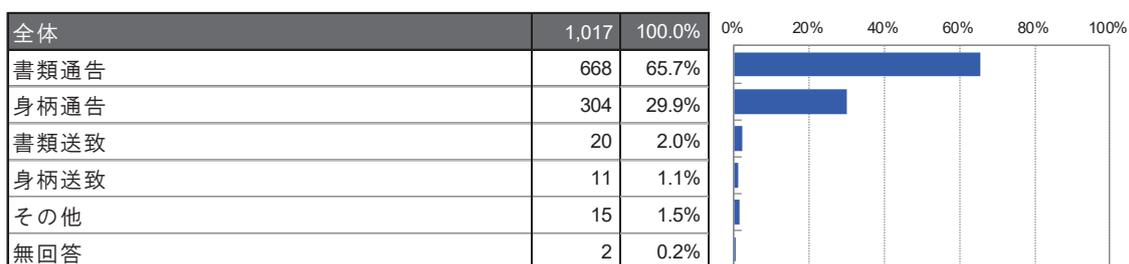
(5) 相談の経路



図表103 相談の経路

- 今回 2020 年度調査では、前回調査に比して警察等を経路とする相談が 71.7%と大幅に増加している。続いて家族・親族 16.6%、家庭裁判所 7.5%、他の児童相談所 3.0%、学校等 2.7%、児童福祉施設 2.4%の順であった。また、学校等を経路とする相談は今回は減少しており、背景としては、学校から直接警察への相談の増加、或いはスクールサポーター等のOBも含めた警察職員の配置の増加により、学校との連携が強化された等の要因が考えられる。
- その他には、自児童相談所 8 件、教育委員会 1 件等が挙げられた。
- 前回 2004 年調査では、相談経路として最も多い順から、警察 52.7%、家族 31.9%、学校 12.9%の順であった。

(6) 警察からの相談種別(相談の経路:警察等)



図表104 警察からの相談種別

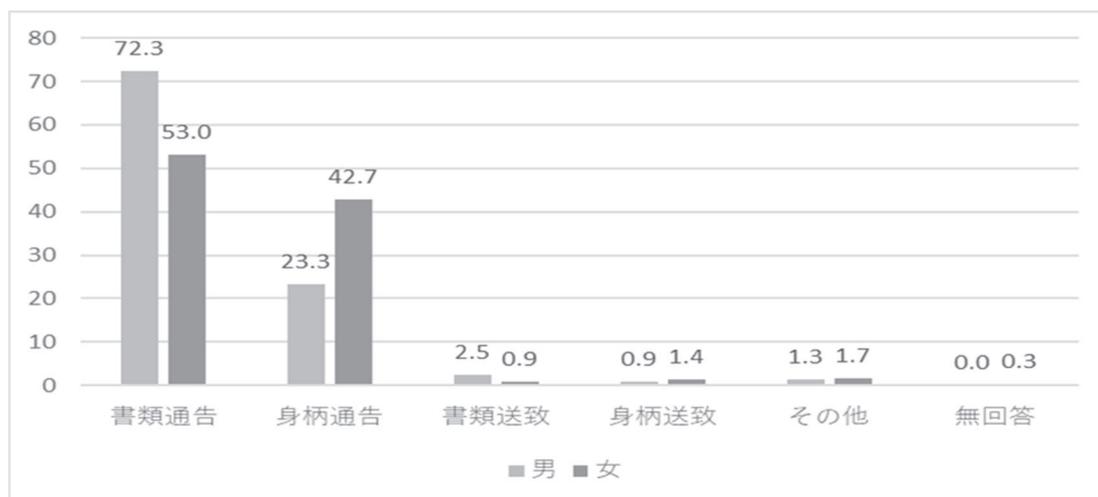
- 今回 2020 年度調査では、児童通告が、書類通告 65.7%、身柄通告 29.9%、一方、触法事件送致は、書類送致が2%、身柄送致 1.1%と併せて 3.1%となっており、警察を経路とする非行相談では書類と身柄を併せ児童通告が 95.6%を占めている。
- なお、前回調査時は少年法の改正前であり、触法事件送致がないため相談の分類が異なる。

【クロス集計から】

Q 1 子どもの性別	件数	書類通告	身柄通告	書類送致	身柄送致	その他	無回答
合計	1,017 100.0	668 65.7	304 29.9	20 2.0	11 1.1	15 1.5	2 0.2
男	669 100.0	484 72.3	156 23.3	17 2.5	6 0.9	9 1.3	-
女	347 100.0	184 53.0	148 42.7	3 0.9	5 1.4	6 1.7	1 0.3
その他	-	-	-	-	-	-	-
無回答	1 100.0	-	-	-	-	-	1 100.0

図表105 子どもの性別と警察からの相談種別とのクロス集計

○書類と身柄を併せた児童通告は、男子 95.6%、女子 95.7%と男女ともに 95%を超えているが、男子で書類通告 72.3%、身柄通告 23.3%と比して、女子では書類通告 53.0%、身柄通告 42.7%と、女子の身柄通告の割合が高くなっている。

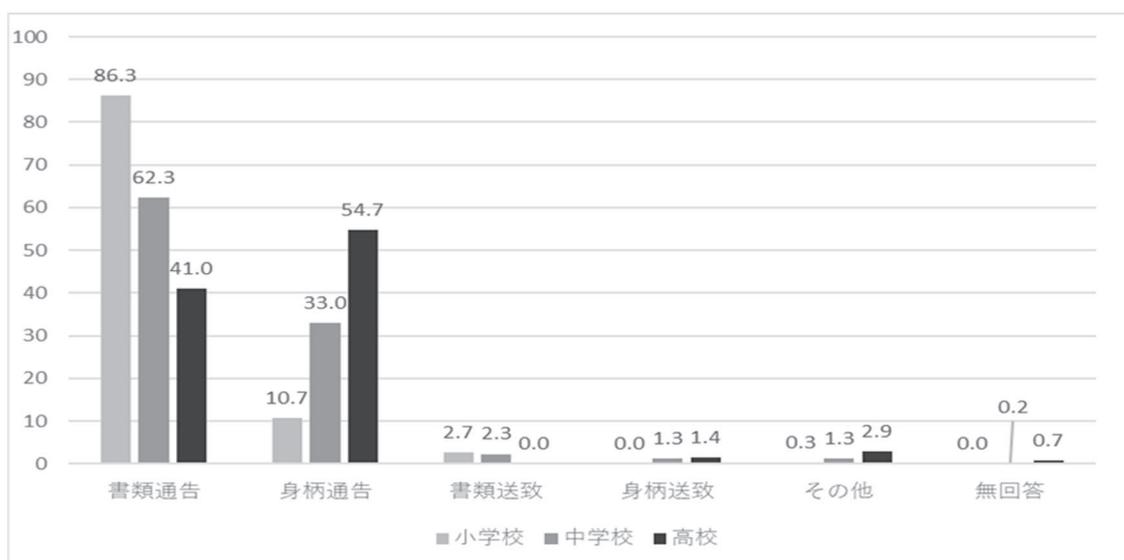


図表106 子どもの性別と警察からの相談種別とのクロス集計グラフ
N=1,016 (性別で「その他」、「無回答」を除く)

Q 3 受理時の在学状況	件数	書類通告	身柄通告	書類送致	身柄送致	その他	無回答
合計	1,017 100.0	668 65.7	304 29.9	20 2.0	11 1.1	15 1.5	2 0.2
小学校	335 100.0	289 86.3	36 10.7	9 2.7	-	1 0.3	-
中学校	469 100.0	292 62.3	155 33.0	11 2.3	6 1.3	6 1.3	1 0.2
高校	139 100.0	57 41.0	76 54.7	-	2 1.4	4 2.9	1 0.7
その他	59 100.0	21 35.6	32 54.2	-	3 5.1	3 5.1	-
無回答	15 100.0	9 60.0	5 33.3	-	-	1 6.7	-

図表107 受理時の在学状況と警察からの相談種別とのクロス集計

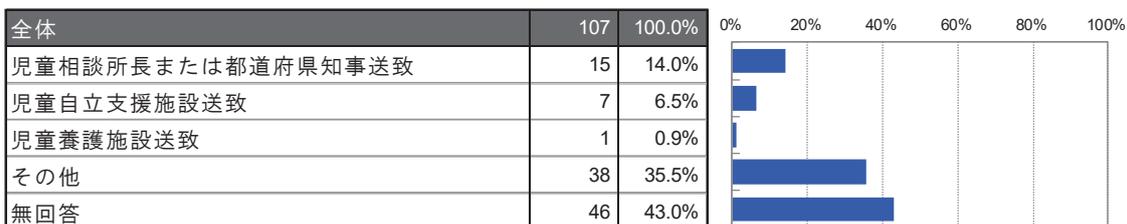
○また小学校では「書類通告」が警察からの相談の 86.3%の割合を占め、中学校では「書類通告」が 62.3%、「身柄通告」が 33.0%とそれぞれ2:1の割合となっているが、高校では「書類通告」が 41%、「身柄通告」が 54.7%とその割合が逆転している。また今回調査では高校在学での身柄送致が 2 件となっている。



図表108 受理時の在学状況と警察からの相談種別とのクロス集計グラフ

N=1,016(性別で「その他」、「無回答」を除く)

(7)家庭裁判所での審判結果(相談の経路:家庭裁判所)



図表109 家庭裁判所での審判結果(相談の経路:家庭裁判所)

※前回調査には項目なし。

○審判結果において、児童福祉法の措置を相当として都道府県知事又は児童相談所長送致となったものが 15 件 14%、保護処分としての児童自立支援施設送致が 7 件 6.5%、児童養護施設送致が 1 件 0.9%であり、結果児童相談所が審判結果を踏まえて対応した割合は併せて 23 件 21.5%であった。また、そのうち女子は児童相談所長送致が 1 名のみであった。一方で、「その他」と「無回答」が併せて 78.5%と 8 割弱を占めており、児童相談所の係属には至らなかったものと思われる。

○その他 35.5%には、不処分 1 件、少年院送致 3 件、保護観察 7 件、援助依頼 5 件、該当なし 6 件、送検中 1 件、不明 7 件等の回答が含まれる。

【クロス集計から】

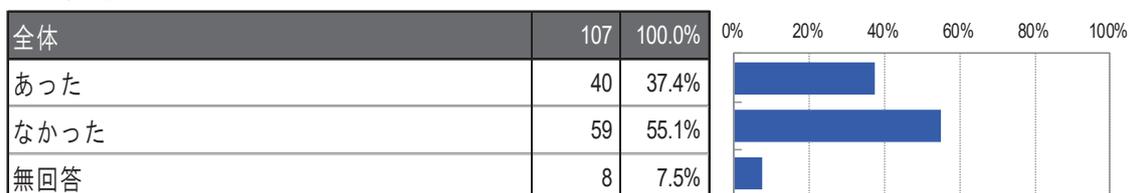
	件数	都道府県児童相談所長または	児童自立支援施設送致	児童養護施設送致	その他	無回答
Q3 受理時の在学状況						
合計	107 100.0	15 14.0	7 6.5	1 0.9	38 35.5	46 43.0
小学校	22 100.0	3 13.6	1 4.5	-	3 13.6	15 68.2
中学校	49 100.0	12 24.5	6 12.2	1 2.0	14 28.6	16 32.7
高校	13 100.0	-	-	-	4 30.8	9 69.2
その他	19 100.0	-	-	-	15 78.9	4 21.1
無回答	4 100.0	-	-	-	2 50.0	2 50.0

図表110 受理時の在学状況と家庭裁判所での審判結果とのクロス集計

○児童相談所長送致全 15 件のうち、相談受理時に小学校在学中であったものは 3 件 20%、中学校は 12 件 80%であった。同様に、児童自立支援施設送致では全 7 件のうち、小学校は 1 件 14.3%、中学校は 6 件 85.7%を占め、児童養護施設送致となったものは、中学校 1 件

のみであった。また、相談受理時に中学校在学中であった審判ケース 49 件のうちのおよそ 3 分の 1 強 19 件 38.8%は、児童相談所の係属となっている。

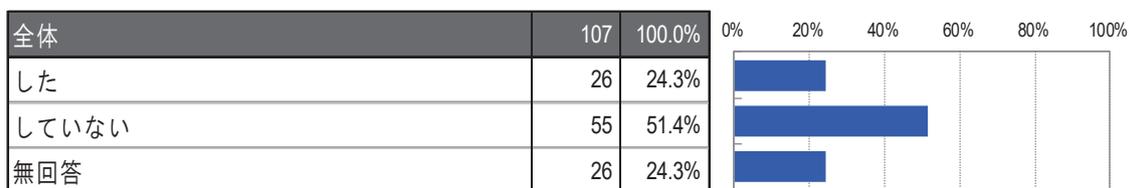
(8) 家庭裁判所からの事前の打診(相談)



図表111 家庭裁判所からの事前の打診(相談)

○事前の打診があったものが 37.4%、なかったものが 55.1%であった。

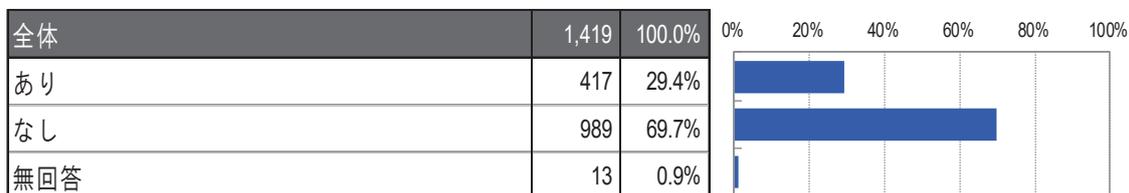
(9) 審判への立会い



図表112 審判への立会い

○家庭裁判所を経路とする相談全 107 件のうち、審判への立会いを行ったものが 26 件 24.3%あり、Q7で審判結果が児童福祉法に係属するもの 23 件 21.5%と概ね構成比が類似しており、児童相談所に送致・係属予定のものについては審判への立会いを求められていると推察される。

(10) 一時保護の有無



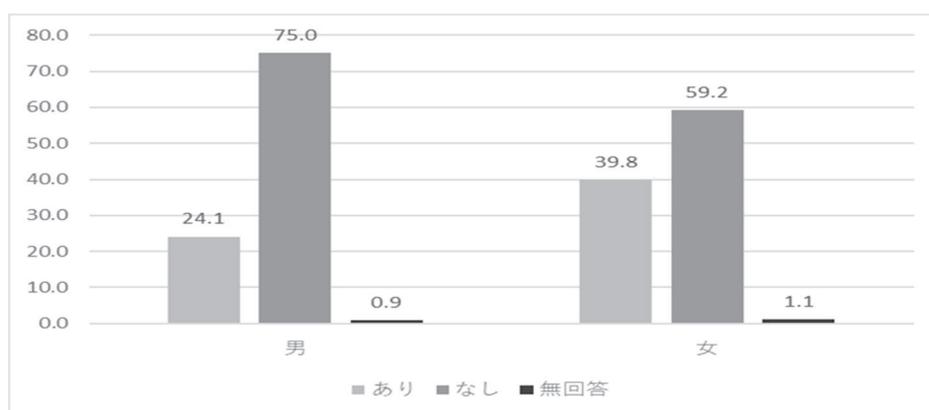
図表113 一時保護の有無

【クロス集計から】

	件数	あり	なし	無回答
Q1 子どもの性別				
合計	1,419 100.0	417 29.4	989 69.7	13 0.9
男	940 100.0	227 24.1	705 75.0	8 0.9
女	475 100.0	189 39.8	281 59.2	5 1.1
その他	1 100.0	-	1 100.0	-
無回答	3 100.0	1 33.3	2 66.7	-

図表114 子どもの性別と一時保護の有無とのクロス集計

- 今回 2020 年度調査においては、一時保護を行った割合は 417 件 29.4%であり、前回調査時に同様の質問を行った際の割合 20.9%と比して高くなっている。また、男女それぞれにおける割合は、今回男子で 24.1%、女子は 39.8%と女子の割合が高かった。
- 前回 2004 年調査で一時保護を行ったものの割合は、20.9%あり、当時は男子 18.5%、女子 25.3%と今回調査と同様に女子の一時保護の割合が高かった。

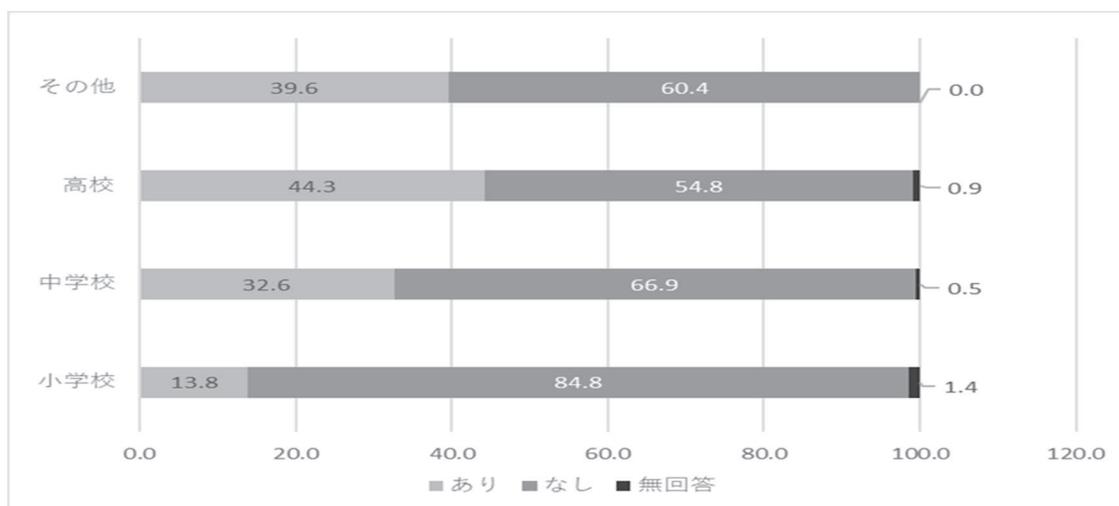


図表115 子どもの性別と一時保護の有無とのクロス集計グラフ
N=1,415(性別で「その他」、「無回答」を除く)

Q3 受理時の在学状況	件数	あり	なし	無回答
合計	1,419	417	989	13
	100.0	29.4	69.7	0.9
小学校	421	58	357	6
	100.0	13.8	84.8	1.4
中学校	653	213	437	3
	100.0	32.6	66.9	0.5
高校	221	98	121	2
	100.0	44.3	54.8	0.9
その他	101	40	61	-
	100.0	39.6	60.4	-
無回答	23	8	13	2
	100.0	34.8	56.5	8.7

図表116 受理時の在学状況と一時保護の有無とのクロス集計

○受理時の就学状況と一時保護の有無を見ると、小学校は 13.8%、中学校は 32.6%、高校は 44.3%と、年齢学年に比してそれぞれ一時保護の割合が高くなっている。



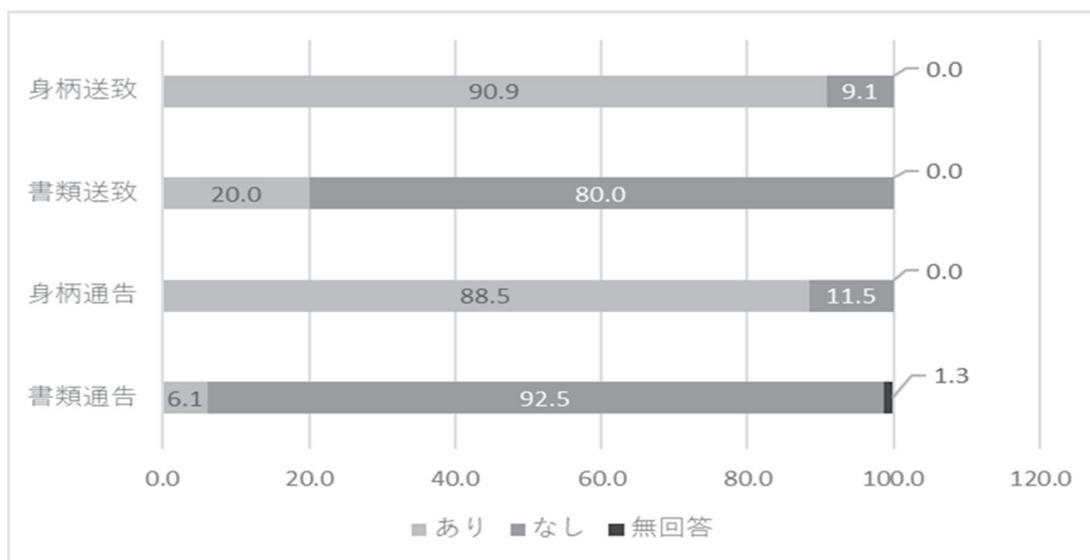
図表117 受理時の在学状況と一時保護の有無とのクロス集計グラフ

N=1,396(在学状況「無回答」を除く)

Q 6 警察からの相談種別	件数	あり	なし	無回答
合計	1,419 100.0	417 29.4	989 69.7	13 0.9
書類通告	668 100.0	41 6.1	618 92.5	9 1.3
身柄通告	304 100.0	269 88.5	35 11.5	-
書類送致	20 100.0	4 20.0	16 80.0	-
身柄送致	11 100.0	10 90.9	1 9.1	-
その他	15 100.0	-	15 100.0	-
無回答	404 100.0	96 23.8	304 75.2	4 1.0

図表118 警察からの相談種別と一時保護の有無とのクロス集計

○警察を経路とする相談では、身柄通告のうち 88.5%が、同様に身柄送致のうち 90.9%が一時保護となっており、身柄を伴うものはおよそその 9 割が一時保護となっている。



図表119 警察からの相談種別と一時保護の有無とのクロス集計グラフ

N=1,000(警察からの相談種別「その他」、「無回答」を除く)

(11)一時保護の期間

全体	417	100.0%
1日	22	5.3%
2日	29	7.0%
3日	10	2.4%
4～7日	22	5.3%
8～30日	128	30.7%
31～60日	101	24.2%
61～90日	47	11.3%
91～120日	14	3.4%
121日以上	14	3.4%
無回答	30	7.2%
平均	36.8	
最小値	0	
最大値	292	

図表120 一時保護の期間

○今回 2020 年度調査においては、1～3 日が合計 61 件 14.7%、4～7 日が 22 件 5.3%、併せて 1 週間以内が 83 件 20%、8～30 日が最も多く 128 件 30.7%、続いて 31～60 日が 101 件 24.2%となっている。また一時保護が 2 か月超となったものは 75 件 18.1%となっている。また、平均保護日数は 36.8 日、最長期間は 292 日であった。

(12)一時保護委託の有無

全体	417	100.0%
あり	71	17.0%
なし	270	64.7%
無回答	76	18.2%

図表121 一時保護委託の有無

○今回 2020 年度調査においては、一時保護委託を行ったケースは一時保護ケース 417 件のうちの 71 件 17%であった。

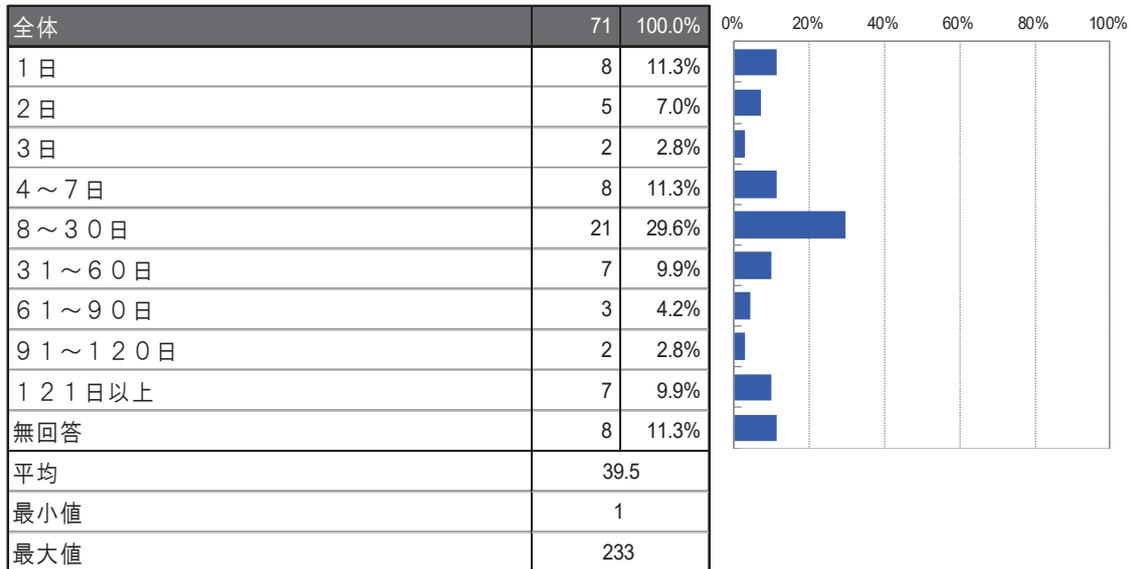
(13)一時保護委託先

○一時保護委託先としては多岐にわたり、

【児童福祉施設等】では、自立援助ホーム 19 件、児童養護施設 11 件、児童自立支援施設 9 件、里親 6 件、知的障害児施設 7 件、母子生活支援施設 1 件、児童心理治療施設 1 件等が挙げられている。

【その他】としては、警察 13 件、精神科病院 12 件、子供のシェルター 3 件、知人 1 件等があり、また委託先が複数にわたるものも複数見られた。

(14)一時保護委託期間



図表122 一時保護委託期間

○一時保護委託を行った71件につき、その委託期間を見ると1～3日が合計15件21.1%、4～7日が8件11.3%、併せて1週間以内が23件32.4%と最も多く、次いで8～30日が21件29.6%、31～60日が7件9.9%、2か月超は、12件16.9%であった。また、平均保護日数は39.5日、最長期間は233日であった。

(15)一時保護委託とした理由

○以下、一時保護委託先に委託した理由等を尋ねると、

【児童福祉施設等】に委託した理由としては、

【自立援助ホーム】では、利用前の体験入所のため3件、本人が就労自立を希望のため3件、家庭や児童養護施設、一時保護所では困難のため6件、帰宅拒否のため1件、引取り拒否のため2件、登校のため1件、行動観察のため1件

【里親宅】では、行動観察のため2件、生活習慣を身につけるため1件、他施設への入所に時間を要したため1件、マッチングのため1件

【児童養護施設】へは入所先である施設での適応を観察するため1件、一時保護所が満床のため7件、児童の安全確保と反省を促すため1件、家族調整に時間を要するため1件

【児童自立支援施設】へは、入所前のつなぎのため3件、高齢児指導のため2件、一時保護所が満床のため3件

【知的障害児入所施設】は、保護所では困難・児童の特性に合った支援が適切と判断したため4件、グループホーム入所まで一時保護が必要1件、検査・診断を要するため1件

【母子生活支援施設】へは、再発防止に向け調整と指導が必要なため1件

【児童心理治療施設】は、専門的なプログラムが必要なため 1 件

○【その他】に委託した理由としては、

【警察】では、深夜帯の身柄確保・移送のため 3 件、行動の鎮静化のため 5 件、保護者への引き渡しまでつなぐため 2 件、一時保護所が満床のため 2 件

【精神科病院】へは自傷他害行為・暴力行為があるため 7 件、診断治療を要すると判断したため 4 件等の理由、

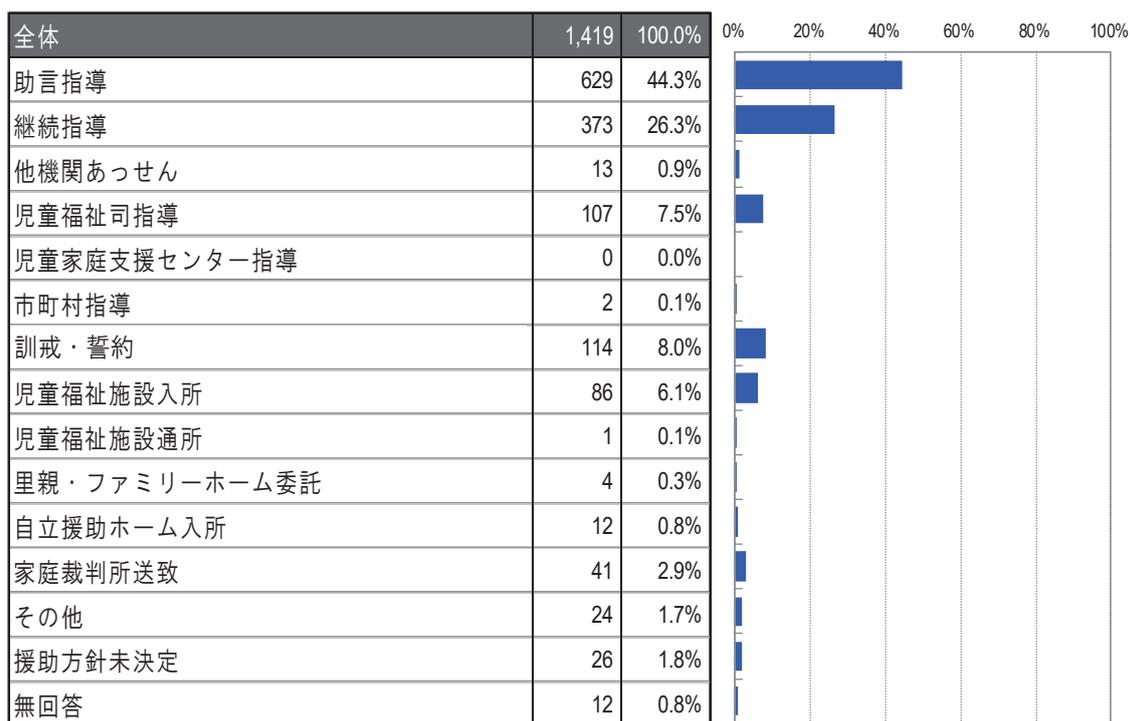
【子供シェルター等】は、保護所外での行動観察を行うため 1 件、児童福祉施設を解除となり落ち着いた環境が必要 1 件、家族からの暴力を訴えたため 1 件

【私人宅】は、就労の可能性を見極めるため 1 件

が主な理由としてあげられた。

また、前述の理由と重複するものもあるが、「保護の期間が長くなったため」という理由では 2 件、「一時保護所が満床のため」という理由では 11 件の理由が挙げられた。

(16) 当該事例の援助方針



図表123 援助方針

○今回 2020 年度調査においては、援助方針としては、助言指導が最も多く 629 件 44.3%、主な在宅指導としては継続指導 373 件 26.3%、児童福祉司指導 107 件 7.5%となっている。児童福祉施設入所は 86 件 6.1%、自立援助ホーム入所は 12 件 0.8%であった。また、訓戒・誓約は 114 件 8%、家庭裁判所送致は 41 件 2.9%であった。

【クロス集計から】

Q1 子どもの性別	件数	助言指導	継続指導	他機関あつせん	児童福祉司指導	児童家庭支援センター指導	市町村指導	訓戒・誓約
合計	1,419 100.0	629 44.3	373 26.3	13 0.9	107 7.5	-	2 0.1	114 8.0
男	940 100.0	414 44.0	238 25.3	2 0.2	70 7.4	-	1 0.1	83 8.8
女	475 100.0	213 44.8	134 28.2	11 2.3	37 7.8	-	1 0.2	31 6.5
その他	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-
無回答	3 100.0	1 33.3	1 33.3	-	-	-	-	-

Q1 子どもの性別	児童福祉施設入所	児童福祉施設通所	里親・ファミリーホーム委託	自立援助ホーム入所	家庭裁判所送致	その他	援助方針未決定	無回答
合計	86 6.1	1 0.1	4 0.3	12 0.8	41 2.9	24 1.7	26 1.8	12 0.8
男	63 6.7	-	1 0.1	8 0.9	33 3.5	16 1.7	18 1.9	8 0.9
女	22 4.6	1 0.2	3 0.6	4 0.8	8 1.7	8 1.7	8 1.7	4 0.8
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
無回答	1 33.3	-	-	-	-	-	-	-

図表124 子どもの性別と当該事例の援助方針とのクロス集計

○受理時の性別において、男女の比率は概ね 2 対 1 であり、男女間でそれぞれの援助方針の割合にも大きな違いはなかった。しかし「他機関あつせん」は女子の件数と比率が高く、ぐ犯・家出に伴う管轄児童相談所へのケース移管が想定される。

Q3 受理時の在学状況	件数	助言指導	継続指導	他機関あつせん	児童福祉司指導	児童家庭支援センター指導	市町村指導	訓戒・誓約
合計	1,419 100.0	629 44.3	373 26.3	13 0.9	107 7.5	-	2 0.1	114 8.0
小学校	421 100.0	202 48.0	94 22.3	-	32 7.6	-	1 0.2	59 14.0
中学校	653 100.0	254 38.9	185 28.3	2 0.3	64 9.8	-	-	48 7.4
高校	221 100.0	107 48.4	73 33.0	5 2.3	9 4.1	-	-	3 1.4
その他	101 100.0	57 56.4	17 16.8	6 5.9	-	-	-	2 2.0
無回答	23 100.0	9 39.1	4 17.4	-	2 8.7	-	1 4.3	2 8.7

Q3 受理時の在学状況	児童福祉施設入所	児童福祉施設通所	里親・ファミリーホーム委託	自立援助ホーム入所	家庭裁判所送致	その他	援助方針未決定	無回答
合計	86 6.1	1 0.1	4 0.3	12 0.8	41 2.9	24 1.7	26 1.8	12 0.8
小学校	18 4.3	1 0.2	-	-	5 1.2	4 1.0	8 1.9	4 1.0
中学校	59 9.0	-	1 0.2	2 0.3	31 4.7	4 0.6	8 1.2	6 0.9
高校	6 2.7	-	2 0.9	5 2.3	2 0.9	6 2.7	7 3.2	1 0.5
その他	2 2.0	-	1 1.0	4 4.0	3 3.0	8 7.9	2 2.0	1 1.0
無回答	1 4.3	-	-	1 4.3	-	2 8.7	1 4.3	-

図表125 受理時の在学状況と当該事例の援助方針とのクロス集計

○小学校、中学校、高校といずれの在学状況においても、助言指導の割合が最も高く、次いで継続指導が高くなっている。またそれ以外で、在学状況別に他と比べて比率の高い援助方針を挙げると、小学校では、訓戒・誓約が14%、中学校では、児童福祉司指導が9.8%、児童福祉施設入所が9%、家庭裁判所送致も中学校で4.7%、高校では他機関あつせんが2.3%、自立援助ホーム入所の割合が2.3%となっている。

Q 5 相談の経路	件数	助言指導	継続指導	他機関あつせん	児童福祉司指導	児童家庭支援センター指導	市町村指導	訓戒・誓約
合計	1,419 100.0	629 44.3	373 26.3	13 0.9	107 7.5	-	2 0.1	114 8.0
家族・親族	235 100.0	118 50.2	78 33.2	2 0.9	6 2.6	-	-	2 0.9
近隣・知人	9 100.0	7 77.8	1 11.1	-	-	-	-	-
児童本人	10 100.0	8 80.0	-	-	-	-	-	-
福祉事務所	12 100.0	7 58.3	5 41.7	-	-	-	1 8.3	-
保健所・保健センター	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-
医療機関	4 100.0	1 25.0	2 50.0	-	-	-	-	-
児童福祉施設	34 100.0	7 20.6	14 41.2	-	1 2.9	-	-	1 2.9
警察等	1017 100.0	439 43.2	253 24.9	10 1.0	91 8.9	-	1 0.1	110 10.8
民生・児童委員	-	-	-	-	-	-	-	-
学校等	38 100.0	18 47.4	13 34.2	1 2.6	1 2.6	-	-	1 2.6
里親・ファミリーホーム	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-
家庭裁判所	107 100.0	34 31.8	24 22.4	-	17 15.9	-	-	4 3.7
他の児童相談所	42 100.0	18 42.9	12 28.6	-	2 4.8	-	-	2 4.8
その他	14 100.0	6 42.9	1 7.1	-	1 7.1	-	-	-
無回答	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-

Q 5 相談の経路	児童福祉施設入所	児童福祉施設通所	里親・ファミリーホーム委託	自立援助ホーム入所	家庭裁判所送致	その他	援助方針未決定	無回答
合計	86 6.1	1 0.1	4 0.3	12 0.8	41 2.9	24 1.7	26 1.8	12 0.8
家族・親族	18 7.7	-	-	2 0.9	2 0.9	-	5 2.1	4 1.7
近隣・知人	-	-	-	-	-	1 11.1	-	-
児童本人	-	-	-	-	-	-	2 20.0	-
福祉事務所	-	-	-	-	-	-	-	-
保健所・保健センター	-	-	-	-	-	-	-	-
医療機関	1 25.0	-	-	-	-	-	-	-
児童福祉施設	12 35.3	1 2.9	-	2 5.9	3 8.8	-	2 5.9	-
警察等	46 4.5	-	3 0.3	5 0.5	31 3.0	15 1.5	20 2.0	8 0.8
民生・児童委員	-	-	-	-	-	-	-	-
学校等	3 7.9	-	-	-	-	-	1 2.6	-
里親・ファミリーホーム	-	-	-	-	-	1 100.0	-	-
家庭裁判所	13 12.1	-	1 0.9	4 3.7	6 5.6	9 8.4	-	-
他の児童相談所	2 4.8	-	1 2.4	2 4.8	3 7.1	-	-	-
その他	2 14.3	-	-	1 7.1	2 14.3	1 7.1	-	-
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-

図表126 相談の経路と当該事例の援助方針とのクロス集計

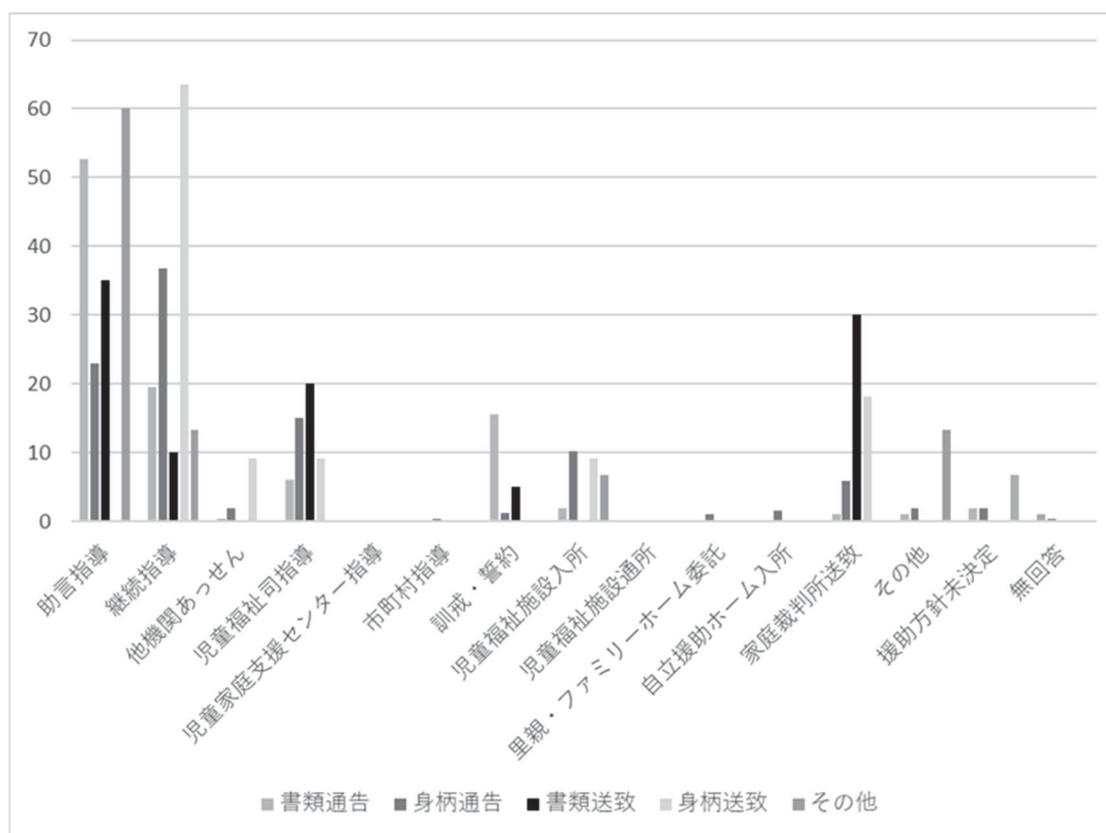
○相談経路としては、警察等が最も多く1,017件71.7%、続いて家族・親族が235件16.6%、以下家庭裁判所107件7.5%、他の児童相談所42件3.0%、学校等38件2.7%、児童福祉施設34件2.4%等と続いている。相談の経路と各々の援助方針の割合を考察すると、最も多い警察を経路とする相談は、助言指導43.2%、継続・児童福祉司指導33.8%、訓戒・誓約10.8%、児童福祉施設入所4.5%、家庭裁判所送致3.0%の順であった。続いて、家族・親族を経路とする相談では、助言指導が50.2%、継続・児童福祉指導35.8%、児童福祉施設入所が7.7%となっており、次に家庭裁判所を経路とする相談は、継続・児童福祉司指導38.3%、助言指導31.8%、児童福祉施設入所12.1%、家庭裁判所送致5.6%、自立援助ホーム入所と訓戒・誓約が各3.7%であった。また、児童福祉施設を経路とする相談は、継続指導が最も多く41.2%、児童福祉施設入所が35.3%、助言指導が20.6%という割合であった。

Q6 警察からの相談種別	件数	助言指導	継続指導	他機関あつせん	児童福祉司指導	児童家庭支援センター指導	市町村指導	訓戒・誓約
合計	1,419 100.0	629 44.3	373 26.3	13 0.9	107 7.5	-	2 0.1	114 8.0
書類通告	668 100.0	352 52.7	131 19.6	3 0.4	40 6.0	-	-	104 15.6
身柄通告	304 100.0	70 23.0	112 36.8	6 2.0	46 15.1	-	1 0.3	4 1.3
書類送致	20 100.0	7 35.0	2 10.0	-	4 20.0	-	-	1 5.0
身柄送致	11 100.0	-	7 63.6	1 9.1	1 9.1	-	-	-
その他	15 100.0	9 60.0	2 13.3	-	-	-	-	-
無回答	404 100.0	191 47.3	120 29.7	3 0.7	16 4.0	-	1 0.2	5 1.2

Q6 警察からの相談種別	児童福祉施設入所	児童福祉施設通所	里親・ファミリーホーム委託	自立援助ホーム入所	家庭裁判所送致	その他	援助方針未決定	無回答
合計	86 6.1	1 0.1	4 0.3	12 0.8	41 2.9	24 1.7	26 1.8	12 0.8
書類通告	13 1.9	-	-	-	7 1.0	7 1.0	13 1.9	7 1.0
身柄通告	31 10.2	-	3 1.0	5 1.6	18 5.9	6 2.0	6 2.0	1 0.3
書類送致	-	-	-	-	6 30.0	-	-	-
身柄送致	1 9.1	-	-	-	2 18.2	-	-	-
その他	1 6.7	-	-	-	-	2 13.3	1 6.7	-
無回答	40 9.9	1 0.2	1 0.2	7 1.7	10 2.5	9 2.2	6 1.5	4 1.0

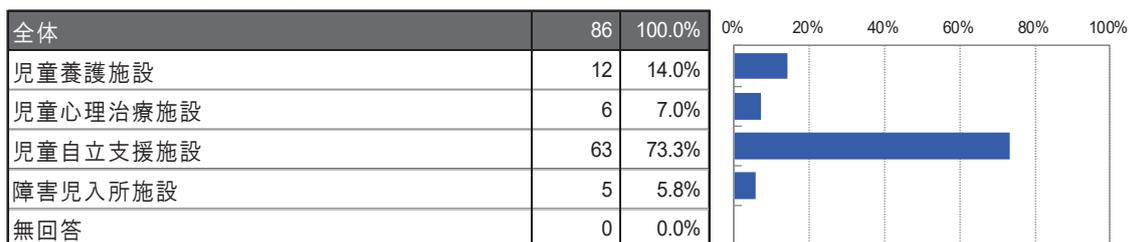
図表127 警察からの相談種別と当該事例の援助方針とのクロス集計

○警察からの相談種別と当該事例の援助方針との関連を見ると、書類通告は、助言指導 52.7%、継続・児童福祉司指導 25.6%、訓戒・誓約 15.6%、児童福祉施設入所 1.9%となっているが、身柄通告は、助言指導が 23.0%であるのに対し、継続・児童福祉司指導が 51.9%、児童福祉施設入所は 10.2%と各々高い割合となっている。また、書類送致は、助言指導 35.0%、継続・児童福祉司指導 30.0%、家庭裁判所送致 30.0%であるが、身柄送致は、継続・児童福祉司指導が 72.7%と高く、家庭裁判所送致 18.2%、他機関あつせんと児童福祉施設入所がともに 9.1%であった。



図表128 警察からの相談種別と当該事例の援助方針とのクロス集計グラフ
N=1,015(警察からの相談種別「無回答」を除く)

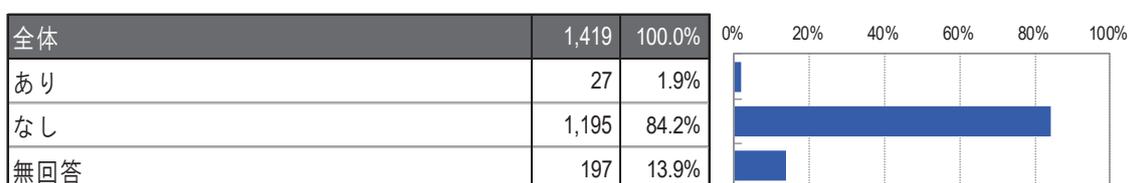
(17) 児童福祉施設の施設種別



図表129 児童福祉施設の施設種別

○援助方針として決定された児童福祉施設の種別を見ると、児童自立支援施設が 73.3%で最も高く、児童養護施設 14%、児童心理治療施設 7%、障害児入所施設 5.8%となっている。

(18) 子どもの代理人・保護者が選任した弁護士との関与の有無



図表130 子どもの代理人・保護者が選任した弁護士との関与の有無

○子どもの代理人・または保護者が選任した弁護士との関与があったものは 27 件 1.9%、なかったものは 84.2%であった。

(19) 弁護士等関与の経緯

○弁護士との関与があったと回答した 27 件について経緯をみると、保護者が選任したと思われるものが 10 件、保護者が刑事弁護センター・法テラス等に相談し選任されたものが 2 件、回答された。一方、本人が国選弁護人を希望したものは 5 件、家裁送致に伴い付添人を付けた・教示したものが 6 件、未成年後見人が選任されたものが 1 件、観護措置に伴い付添人が選任されたと回答したものは 1 件あり、保護者が選任したものと、子どもや児童相談所が依頼したものとおよそ半々程度と思われる。

(20) 弁護士等関与のメリット

- 弁護士等が関与したメリットを尋ねると、「子どもの権利擁護」、「保護者も含めた支援、アドボケート」等の点が評価されている。
- 具体的には、以下のような回答が挙げられた。
- ・適切な立場で子どもの権利を擁護できるため(3)
 - ・子どもとの面接を通じて、励ましや振り返りを促してくれた(1)
 - ・子どもが同様の少年事件を踏まえた助言が受けられた(1)

- ・子どもや保護者の意向が明確に代弁される(2)
- ・司法制度に不慣れな子どもや保護者の支援になった(1)
- ・子どもや保護者と面談し、審判の情報を共有できた(1)
- ・審判の終了後も子どものことを気にかけてくれた(1)
- ・被害者対応を依頼できた(1)
- ・抗告が認められた(1)
- ・特になし(3)

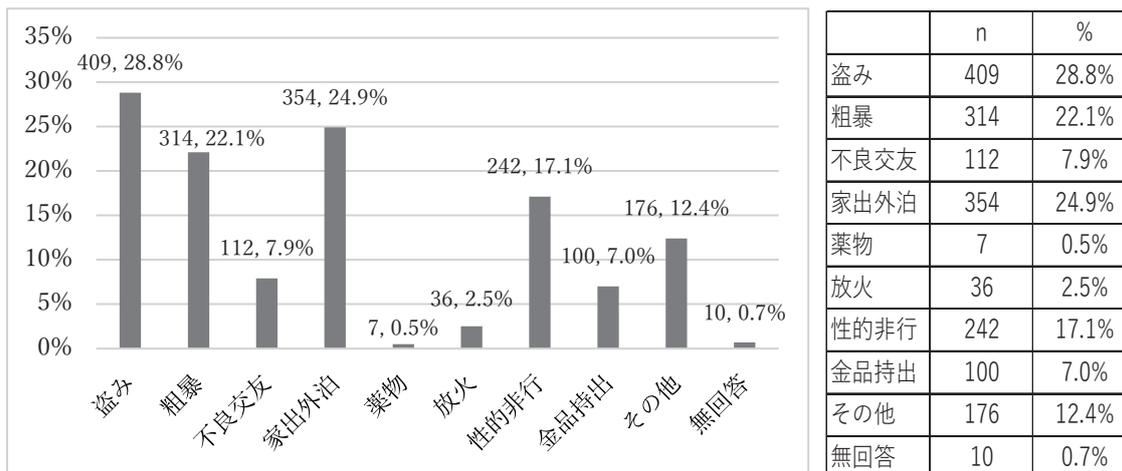
(以上、文責 坂本靖、永山静香)

子どもの状況について

(21) 子どもの非行内容について

①全体

非行内容は盗みが30%弱と最も多く、次いで家出外泊24.9%、粗暴22.1%、性的非行17.1%の順である。

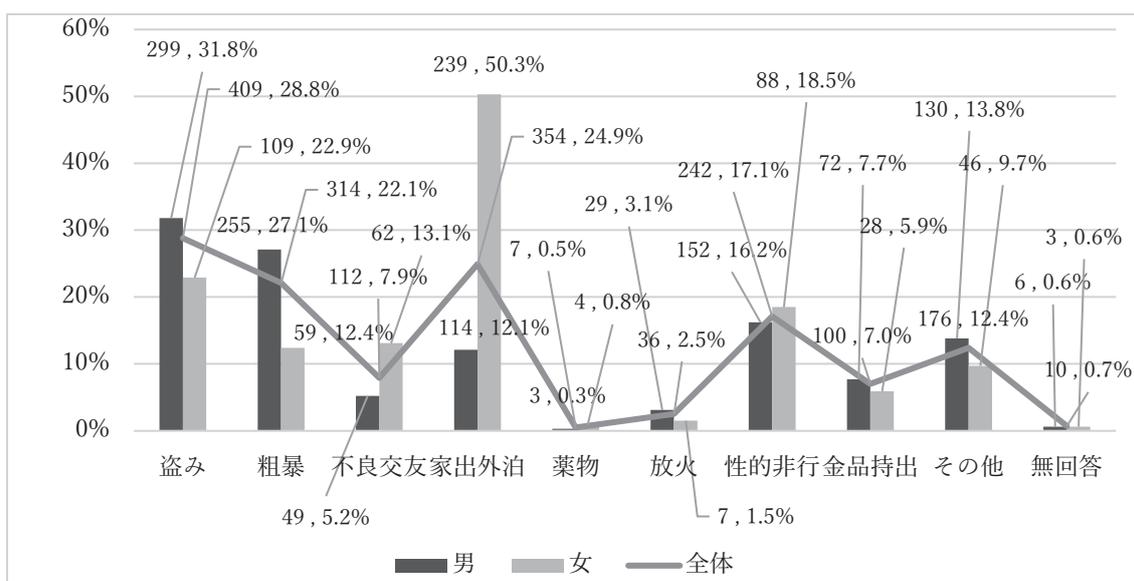


図表131 子どもの非行内容(複数回答可)

N=1,419

②男女別子どもの非行内容

男女別で非行内容を見ると、男子では盗みが31.8%と最も多く、女子では家出外泊が50.3%と抜きんできて多い。



	男n	男%	女n	女%	全体n	全体%
盗み	299	31.8%	109	22.9%	409	28.8%
粗暴	255	27.1%	59	12.4%	314	22.1%
不良交友	49	5.2%	62	13.1%	112	7.9%
家出外泊	114	12.1%	239	50.3%	354	24.9%
薬物	3	0.3%	4	0.8%	7	0.5%
放火	29	3.1%	7	1.5%	36	2.5%
性的非行	152	16.2%	88	18.5%	242	17.1%
金品持出	72	7.7%	28	5.9%	100	7.0%
その他	130	13.8%	46	9.7%	176	12.4%
無回答	6	0.6%	3	0.6%	10	0.7%

図表132 男女別子どもの非行内容

(複数回答可。全体n値に、性別「その他」「無回答」を含む)

N=1,419

③2004年調査との比較

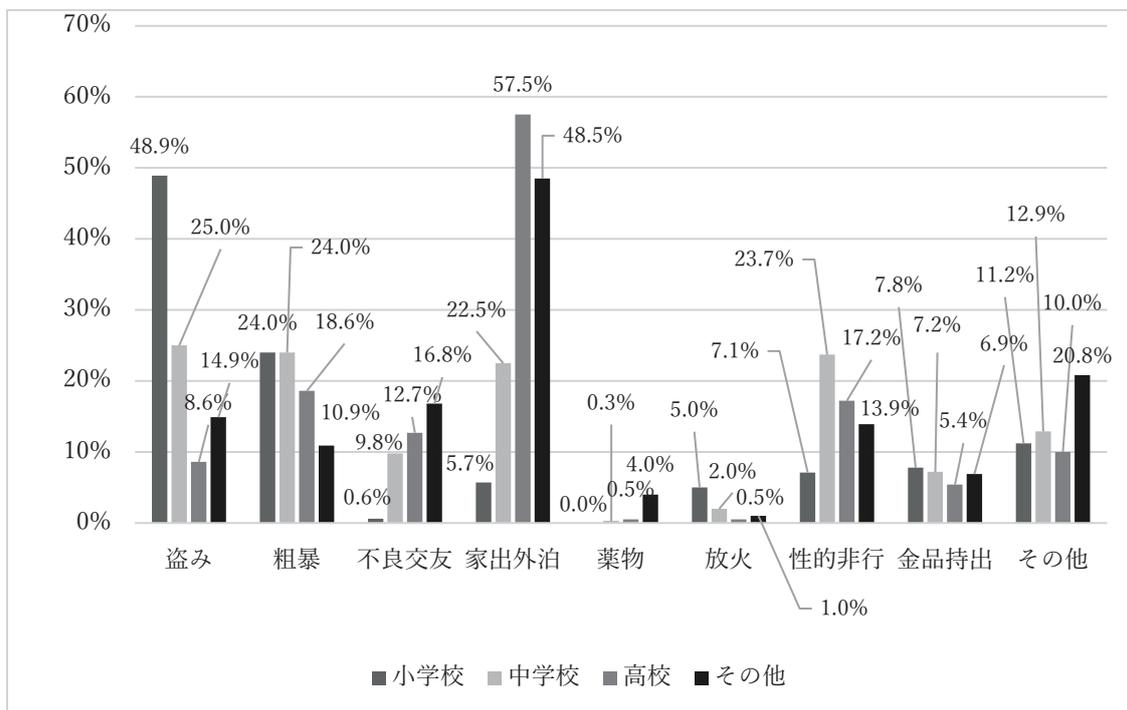
2004年調査と比較すると、全体ではどちらも最も多いのは盗みであり、男子で最も多いのが盗み、女子で最も多いのは家出外泊であることも共通している。

④年代による違い

年代別にみると、小学生では盗みが48.9%と最も多く次が粗暴で24.0%である。中学生では盗みが25.0%と最多だが次が粗暴24.0%、性的非行23.7%、家出外泊22.5%とあまり差がない。

高校生では、家出外泊が57.5%で圧倒的に最多であり、次が粗暴18.6%、性的非行

17.2%と続く。年代によって非行の種類に差があることがわかる。



	盗み	粗暴	不良交友	家出外泊	薬物	放火	性的非行	金品持出	その他
小学校	48.9%	24.0%	0.6%	5.7%	0.0%	5.0%	7.1%	7.8%	11.2%
中学校	25.0%	24.0%	9.8%	22.5%	0.3%	2.0%	23.7%	7.2%	12.9%
高校	8.6%	18.6%	12.7%	57.5%	0.5%	0.5%	17.2%	5.4%	10.0%
その他	14.9%	10.9%	16.8%	48.5%	4.0%	1.0%	13.9%	6.9%	20.8%

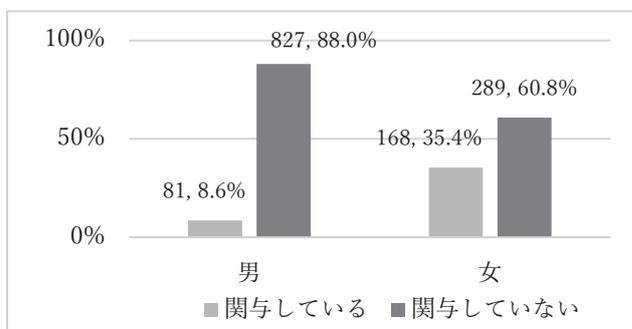
図表133 非行内容年代による違い

N=1,419

(22) 非行内容に SNS が関与しているか？

①全体:している 17.6%、250 名。していない 78.8%、1,118 名。

②男女別:男女別で見ると、SNS に関与している男子は男子全体の 8.6%であるのに対して、女子では女子全体の 35.4%を占めており、統計的にも有意差が見られた。



図表134 非行に SNS は関与しているか男女の差
N=1,415(性別「その他」「無回答」を除く)

	関与している		関与していない	
	n	%	n	%
男	81	8.6%	827	88.0%
女	168	35.4%	289	60.8%

$p = .000$

(23) SNS の関与の内容

SNS の関与の内容については 250 件中 231 件回答があった。

自由記述であったので同じような記載をまとめて整理した。

最も多かったのは、「男性と知り合い性的関係などを持つ」が 88 件 38.1%。次に多いのは「SNS で知り合い家出」23 件 10.0%、「画像を送ると脅す・画像を拡散等」22 件 9.5%、「不良交友」17 件 7.4%などであった。それぞれ主な内容を記した。

男性と知り合い性的関係などを持つ 88 件、38.1%

SNS で知り合った男性等のところに家出外泊。

SNS を使って男性と性的関係を持つ。

SNS で援助交際、パパ活。

SNS で知り合い家出 23 件、10.0%

SNS で知り合った人の家に家出。

SNS を使って家出先をさがした。

画像を送ると脅す、画像を拡散等 22 件、9.5%

女兒へ裸の写真を要求等。動画(裸体等)を送信等。

SNS で、性的写真を、被害者におくる。友人と盗撮写真のやりとり。

はだかの写真を同級生と送りあい、拡散すると脅す。

不良交友 17 件、7.4%

SNS 内で、知り合った人物と不良交友、家出外泊。

SNS で不良交友の仲間が集合し飲酒等

非行 11 件、4.8%

喫煙・飲酒の様子や、きわどい動画を載せる。

非行内容(火あそび)に関する動画をみて、再現。

SNS でつながっている友人と深夜徘徊。盗品の転売。

オンラインゲームでのトラブル 10 件、4.3%

高額ของเกม課金。SNS で深夜まで異性と交遊。

オンラインゲーム上で他の児童にプリペイドカードを購入させ、使用。

性的問題行動 8 件、3.5%

SNS で性的なメッセージを送る。

同級生男児と SNS でサイバーセックスを行う。

ネットゲームを止められ暴れる 6 件、2.6%

ずっと SNS をしており、注意されると暴れる。

悪口、脅迫 6 件、2.6%

金銭の要求、金銭の持出、金銭を盗む 5 件、2.2%

SNS を利用し金銭を要求。SNS を立ち上げるための費用を持ち出し。

SNS を通じて被害者と知り合い金銭を盗んだ。

自殺関連 5 件、2.2%

SNS で死にたいとメッセージを送った。

SNS で自殺希望者を探しコンタクト。

自殺願望あり。SNS で知り合った成人男性から被害。

買春 4 件、1.7%

詐欺 1 件、0.4%

SNS を利用し、詐欺。ゲームアカウントを売ると持ちかけ詐欺。

非行とは判断できない記載 32 件、13.9%

SNS で仲間と知り合う、連絡手段。

オンラインゲームに熱中。

SNS 利用して男性との交友関係を持つ。

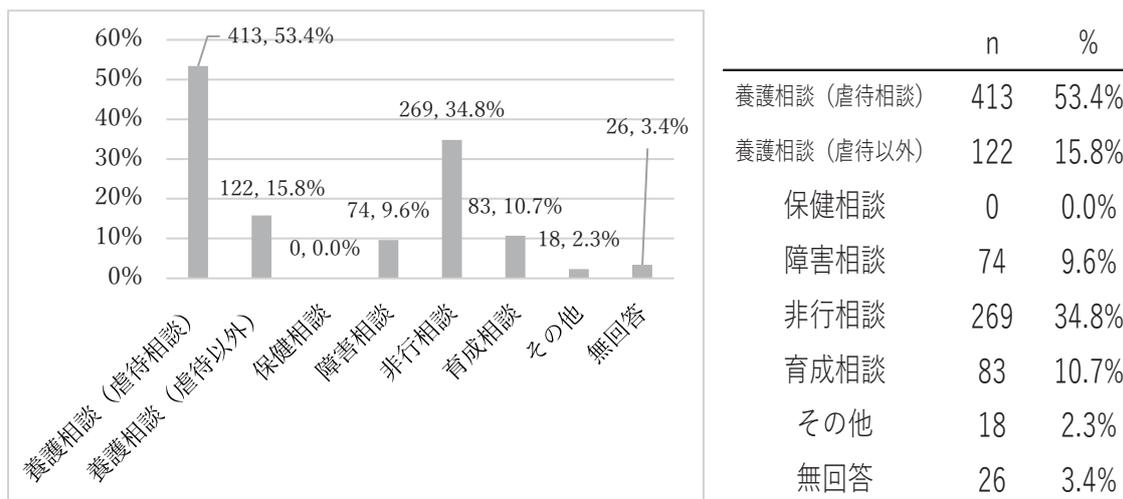
(24) 過去に児童相談所の相談歴があるか？

過去にも児童相談所の関与がある子どもが 54.5%と半数以上に見られた。

ある 54.5%、773 名。 ない 44.8%、636 名。 無回答 0.7%、10 名。

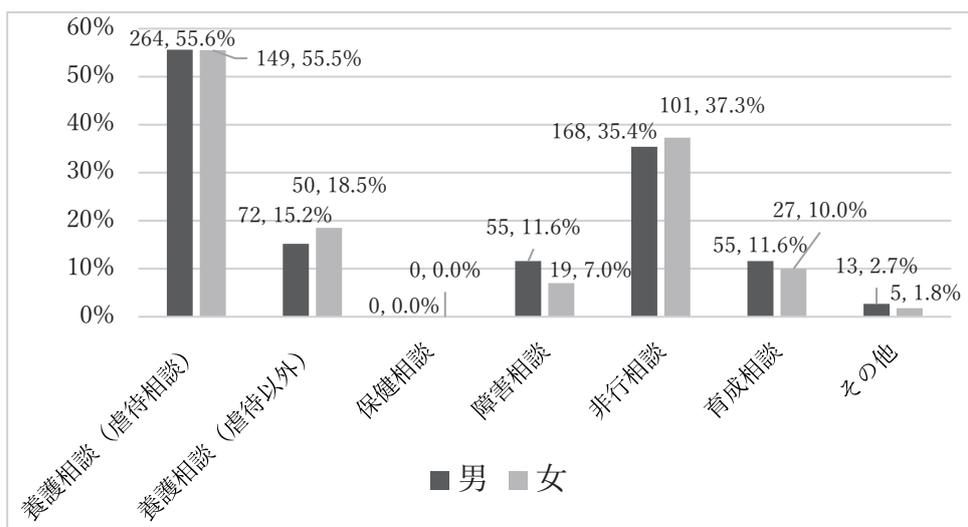
(25) 過去の児童相談所への相談内容

過去の相談内容では虐待相談が 53.4%と最多で、次いで非行相談が 34.8%であり、非行の背景要因に虐待が関連していることが示唆される。



図表135 過去の児童相談所への相談内容 N=773(複数回答有)

男女別ではいずれの相談も統計的な有意差は見られなかった。



	男 n	男 %	女 n	女 %	p 値
養護相談 (虐待相談)	264	55.6	149	55.5	p=.879
養護相談 (虐待以外)	72	15.2	50	18.5	p=.258
保健相談	0	0	0	0	
障害相談	55	11.6	19	7.0	p=.055
非行相談	168	35.4	101	37.3	p=.635
育成相談	55	11.6	27	10.0	p=.544
その他	13	2.7	5	1.8	p=.445

図表136 男女別過去の児童相談所への相談内容 N=746

なお、2004年調査では、過去の児童相談所への相談内容は調査していない。

(26) 本件非行相談以前に虐待を受けた経験はあるか？

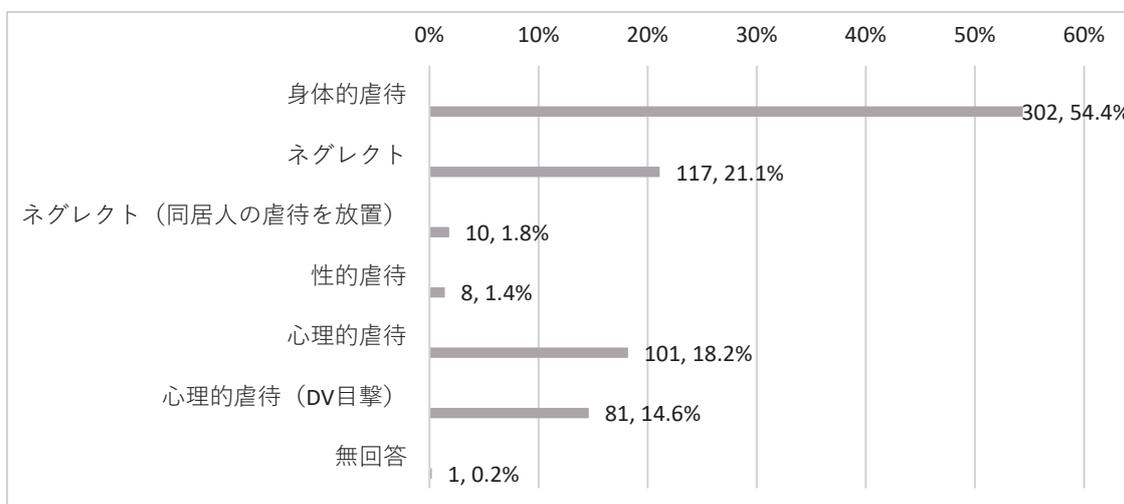
ある 39.1%、555名。ない 45.3%、643名。不明 14.1%、200名。

2004年調査との比較・・・2004年調査では被虐待体験のあった子どもは全対象児の23.6%であり、2004年調査に比べ、15.5%増加している。どこまでを虐待と取るかとの意識の変化なのか、実際に虐待を受けた子どもが増加しているのか？非行の背景要因には被虐待体験を含む逆境体験が関与していることが多く報告されるようになった影響で、非行児童のアセスメントをする際に被虐待を注意してアセスメントするようになったのではないかと考えられる。

(27) その主たる虐待種別は？

①過去に受けた虐待の種別は、身体的虐待が54.4%と半数近くを占め、次にネグレクト21.1%、心理的虐待18.2%、DV目撃14.6%の順であった。

2004年調査では、身体的虐待60.5%、ネグレクト52.0%、心理的虐待27.2%、性的虐待4.8%で、ネグレクトが減り、心理的虐待が増えている。

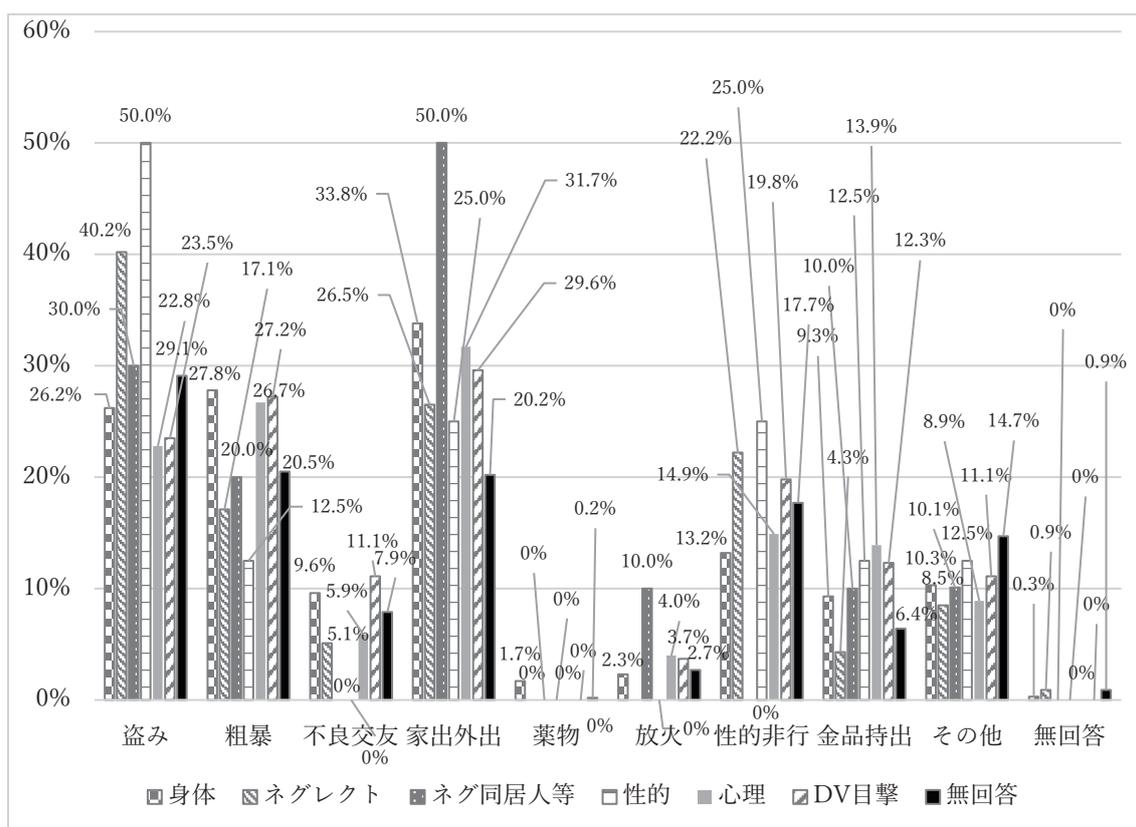


	n	%
身体的虐待	302	54.4%
ネグレクト	117	21.1%
ネグレクト (同居人の虐待を放置)	10	1.8%
性的虐待	8	1.4%
心理的虐待	101	18.2%
心理的虐待 (DV目撃)	81	14.6%
無回答	1	0.2%

図表137 過去に受けた虐待の虐待種別 N=555(複数回答有)

②どの虐待を受けた人がどんな非行をしているのか？

	盗み	粗暴	不良交友	家出外出	薬物	放火	性的非行	金品持出	その他	無回答
身体	26.2%	27.8%	9.6%	33.8%	1.7%	2.3%	13.2%	9.3%	10.3%	0.3%
ネグレクト	40.2%	17.1%	5.1%	26.5%	0%	0%	22.2%	4.3%	8.5%	0.9%
ネグ同居人等	30.0%	20.0%	0%	50.0%	0%	10.0%	0%	10.0%	10.1%	0%
性的	50.0%	12.5%	0%	25.0%	0%	0%	25.0%	12.5%	12.5%	0%
心理	22.8%	26.7%	5.9%	31.7%	0%	4.0%	14.9%	13.9%	8.9%	0%
DV目撃	23.5%	27.2%	11.1%	29.6%	0%	3.7%	19.8%	12.3%	11.1%	0%
無回答	29.1%	20.5%	7.9%	20.2%	0.2%	2.7%	17.7%	6.4%	14.7%	0.9%



図表138 過去に受けた虐待の種別と非行の種類の関係

N=555

③Q27 主たる虐待種別と Q21 非行内容との関係

虐待種別と非行内容との関係を調べるため、クロス集計を行い、 χ^2 二乗検定を行った。

結果は以下の通り、統計的有意差のあるもののみ太字で示した。

ア) 身体的虐待を受けた子どもの方が、有意に性的非行が少なかった。

	盗み	粗暴	不良交友	家出外出	薬物	放火	性的非行	金品持出	その他
身体的虐待あり	79(26.2%)	84(27.9%)	29(9.6%)	102(33.9%)	5(1.7%)	7(2.3%)	40(13.3%)	28(9.3%)	31(10.3%)
身体的虐待なし	78(31.1%)	53(21.1%)	15(6.0%)	77(30.7%)	0(0%)	6(2.4%)	49(19.5%)	17(6.8%)	18(7.2%)
	p=.210	p=.066	p=.114	p=.422	p=.066	p=.960	p=.047	p=.280	p=.198

図表139 身体的虐待の有無と非行内容との関係 N=552(「無回答」を除く)

イ) ネグレクトがある人が有意に盗みと性的非行が多く、粗暴が少なかった。

		盗み	粗暴	不良交友	家出外泊	薬物	放火	性的非行	金品持出	その他
ネグレクト	あり	47(40.5%)	20(17.2%)	6(5.2%)	31(26.7%)	0(0.0%)	0(0.0%)	26(22.4%)	5(4.3%)	10(8.6%)
ネグレクト	なし	110(25.2%)	117(28.6%)	38(8.7%)	179(32.4%)	5(1.1%)	13(3.0%)	63(14.4%)	40(9.2%)	39(8.9%)
		p=.001	p=.034	p=.210	p=.140	p=0.589	p=.081	p=.038	p=.089	p=.913

図表140 ネグレクトの有無と非行内容との関係 N=552(「無回答」を除く)

		盗み	粗暴	不良交友	家出外泊	薬物	放火	性的非行	金品持出	その他
ネグ(同居人等の虐待の放置)	あり	3(30.0%)	2(20.0%)	0(0.0%)	5(50.0%)	0(0.0%)	1(10.0%)	0(0.0%)	1(10.0%)	1(10.0%)
ネグ(同居人等の虐待の放置)	なし	154(28.4%)	137(24.8%)	44(8.1%)	174(32.1%)	5(0.9%)	12(2.2%)	89(16.4%)	44(8.1)	48(8.9%)
		p=1.000	p=1.000	p=1.000	p=.306	p=1.000	p=.214	p=.378	p=.576	p=.608

図表141 ネグレクト(同居人等の虐待の放置)の有無と非行内容との関係

N=552(「無回答」を除く)

		盗み	粗暴	不良交友	家出外泊	薬物	放火	性的非行	金品持出	その他
性的虐待	あり	4(50.0%)	1(12.5%)	0(0.0%)	2(25.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	2(25.0%)	1(12.5%)	1(12.5%)
性的虐待	なし	153(28.1%)	136(25.0%)	44(8.1%)	177(32.5%)	5(0.9%)	13(2.4%)	87(16.0%)	44(8.1%)	48(8.8%)
		p=.233	p=.686	p=1.000	p=1.000	p=1.000	p=1.000	p=.621	p=.496	p=.527

図表142 性的虐待の有無と非行内容との関係 N=552(「無回答」を除く)

ウ) 心理的虐待を受けた子どもの方が有意に金品持出が多かった。

		盗み	粗暴	不良交友	家出外泊	薬物	放火	性的非行	金品持出	その他
心理的虐待	あり	23(22.8%)	27(26.7%)	6(5.9%)	32(31.7%)	0(0.0%)	4(4.0%)	15(14.9%)	14(13.9%)	9(8.9%)
心理的虐待	なし	134(29.7%)	110(24.4%)	38(8.4%)	147(32.6%)	5(1.1%)	9(2.0%)	74(16.4%)	31(6.9%)	40(8.9%)
		p=.162	p=.622	p=.405	p=.860	p=.590	p=.270	p=.701	p=.020	p=.989

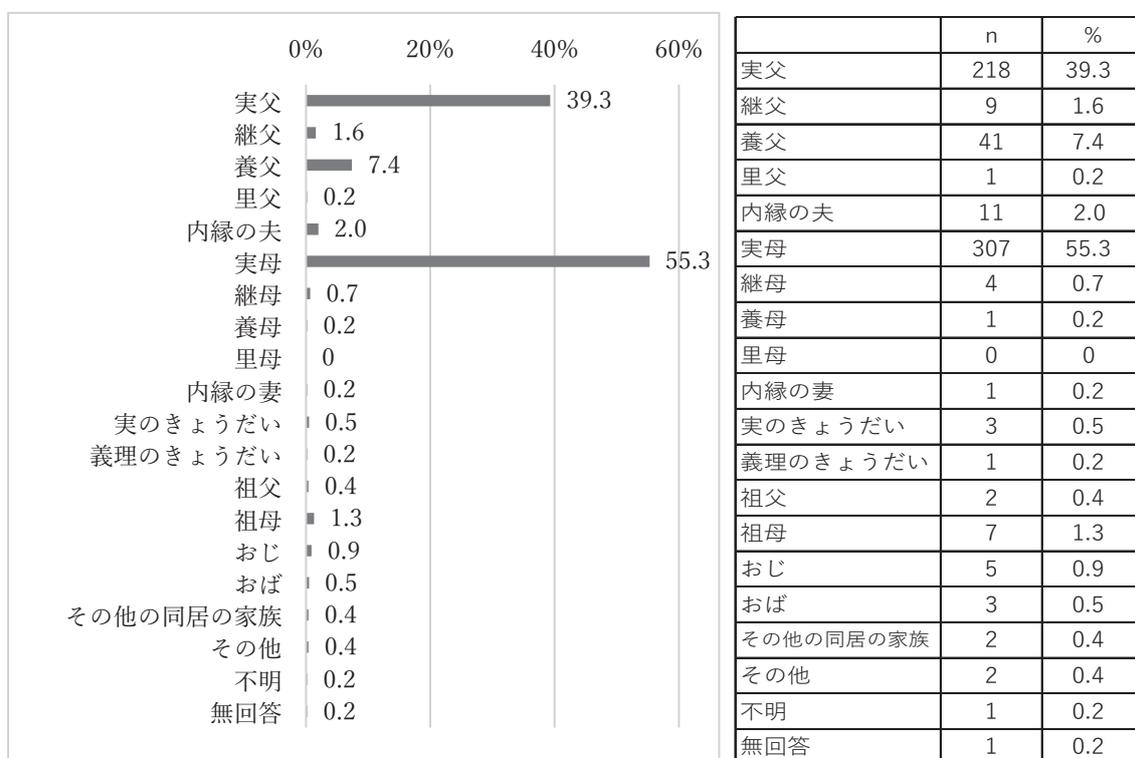
図表143 心理的虐待の有無と非行内容との関係 N=552(「無回答」を除く)

		盗み	粗暴	不良交友	家出外泊	薬物	放火	性的非行	金品持出	その他
DV目撃	あり	19(23.5%)	22(27.2%)	9(11.1%)	24(29.6%)	0(0.0%)	3(3.7%)	16(19.8%)	10(12.3%)	9(11.1%)
DV目撃	なし	138(29.3%)	115(24.4%)	35(7.4%)	155(32.9%)	5(1.1%)	10(2.1%)	73(15.5%)	35(7.4%)	40(8.5%)
		p=.282	p=.597	p=.259	p=.560	p=1.000	p=.419	p=.336	p=.135	p=.444

図表144 DV目撃の有無と非行内容との関係 N=552(「無回答」を除く)

(28) 主たる虐待者

① 主たる虐待者は、実母が 55.3%と最も多く、次いで実父 39.3%、養父 7.4%の順である。



図表145 主たる虐待者 N=555(複数回答有)

②男女差

虐待者について男女差が統計的に有意であったものは以下の通り

主たる虐待者が実父では男子の方が統計的に有意に多く虐待を受けていた。

主たる虐待者が実母では女子の方が統計的に有意に多く虐待を受けていた。

他は統計的な有意差はなかった。

	実父	継父	養父	里父	内縁の夫	実母	継母	養母	里母	内縁の妻
男子	154(44.5%)	8(2.3%)	24(6.9%)	1(0.3%)	5(1.4%)	180(52.0%)	3(0.9%)	1(0.3%)	0(0.0%)	1(0.3%)
女子	64(30.8%)	1(0.5%)	17(8.2%)	0(0.0%)	6(2.9%)	127(61.1%)	1(0.5%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
	p=.001	p=.164	p=.590	p=1.000	p=.345	p=.038	p=1.000	p=1.000	計算不能	p=1.000

図表146 主たる虐待者と子どもの性別による違い N=554(「その他」「無回答」を除く)

(29) 子どもの知的障害・精神的状態・被害体験に関するアセスメント

子どもの知的障害・精神的状態・被害体験に関するアセスメントでは

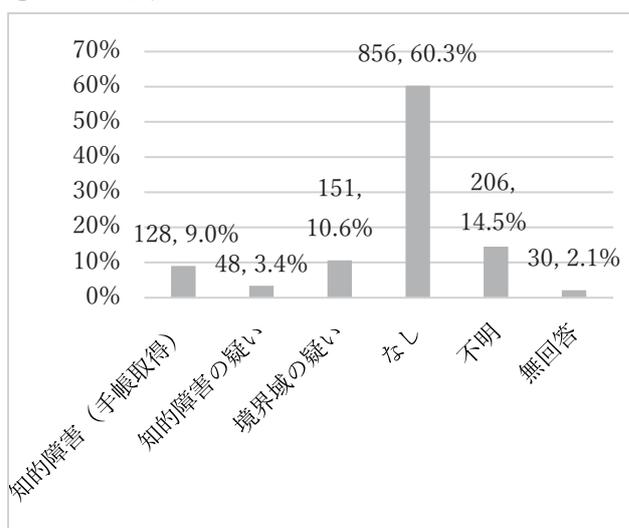
知的障害(手帳取得)が 128 名、9.0%、疑いが 48 名、3.4%、境界域疑いが 151 名、10.6%

発達障害診断ありが 262 名、18.5%、疑いが 248 名、17.5%

精神疾患の診断ありが 45 名、3.2%、疑いが 74 名、5.2%
 性被害体験ありが 83 名、5.8%、
 いじめの被害体験ありが 135 名、9.5%
 であった。

知的障害に比べて発達障害診断ありが多く、性被害も 5.8%と比較的多く、いじめはそれほど多くないが、聞き取れていない可能性もあると考える。

① 知的障害

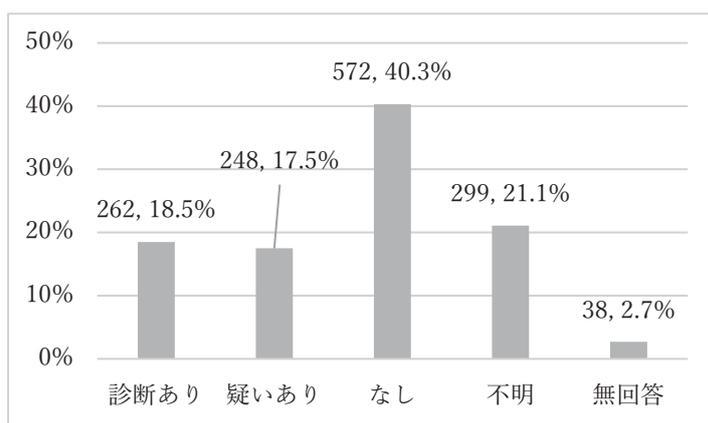


	n	%
知的障害 (手帳取得)	128	9.0%
知的障害の疑い	48	3.4%
境界域の疑い	151	10.6%
なし	856	60.3%
不明	206	14.5%
無回答	30	2.1%

図表147 知的障害の有無のアセスメント

N=1,419

② 発達障害



	n	%
診断あり	262	18.5%
疑いあり	248	17.5%
なし	572	40.3%
不明	299	21.1%
無回答	38	2.7%

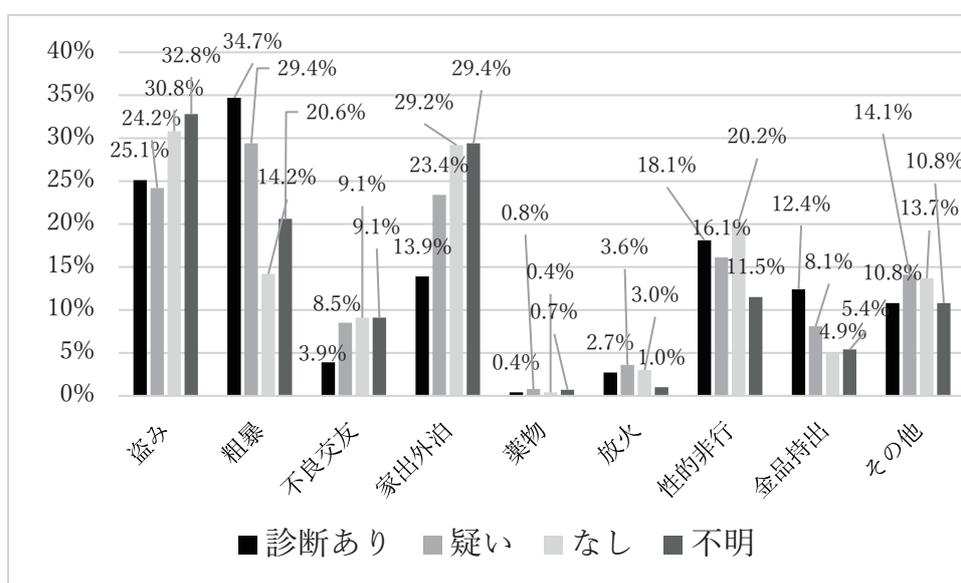
図表148 発達障害の有無のアセスメント

N=1,419

発達障害と非行の関係を見るために、発達障害と非行の種類でクロス集計を行い、 χ^2 二乗検定を行った。統計的に有意差があったのは、粗暴(診断ありが最も多い)、家出外泊(診断ありは最も少なく、診断なしや不明が多い)、性的非行(不明が最も少ない、診断なしが最も多

い)、金品持出(診断ありが最も多く、次に疑いが多い)であった。以下の表のとおり。

	盗み	粗暴	不良交友	家出外泊	薬物	放火	性的非行	金品持出	その他
診断あり	25.1	34.7	3.9	13.9	0.4	2.7	18.1	12.4	10.8
疑い	24.2	29.4	8.5	23.4	0.8	3.6	16.1	8.1	14.1
なし	30.8	14.2	9.1	29.2	0.4	3	20.2	4.9	13.7
不明	32.8	20.6	9.1	29.4	0.7	1	11.5	5.4	10.8
χ^2 二乗検定	p=.055	p=.000	p=.055	p=.000	p=.791	p=.232	p=.013	p=.001	p=.432

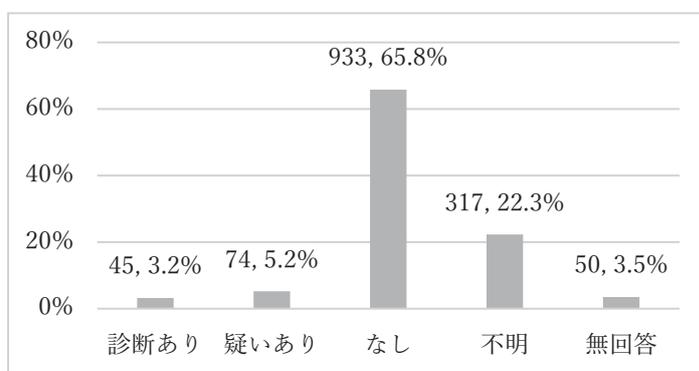


図表149 発達障害の有無のアセスメントと非行内容

N=1,372(無回答を除く)

③ 精神疾患

精神疾患はなしが 65.8%と最も多く、次が不明で 22.3%であった。アセスメントの際に聞き取れていない可能性もある。

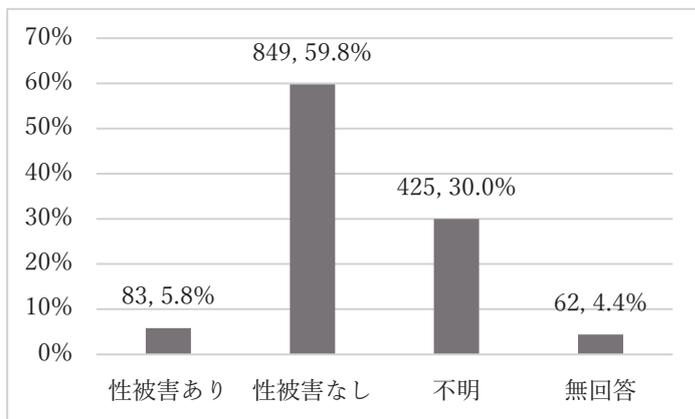


	n	%
診断あり	45	3.2%
疑いあり	74	5.2%
なし	933	65.8%
不明	317	22.3%
無回答	50	3.5%

図表150 精神疾患の有無のアセスメント

N=1,419

④ 性被害体験



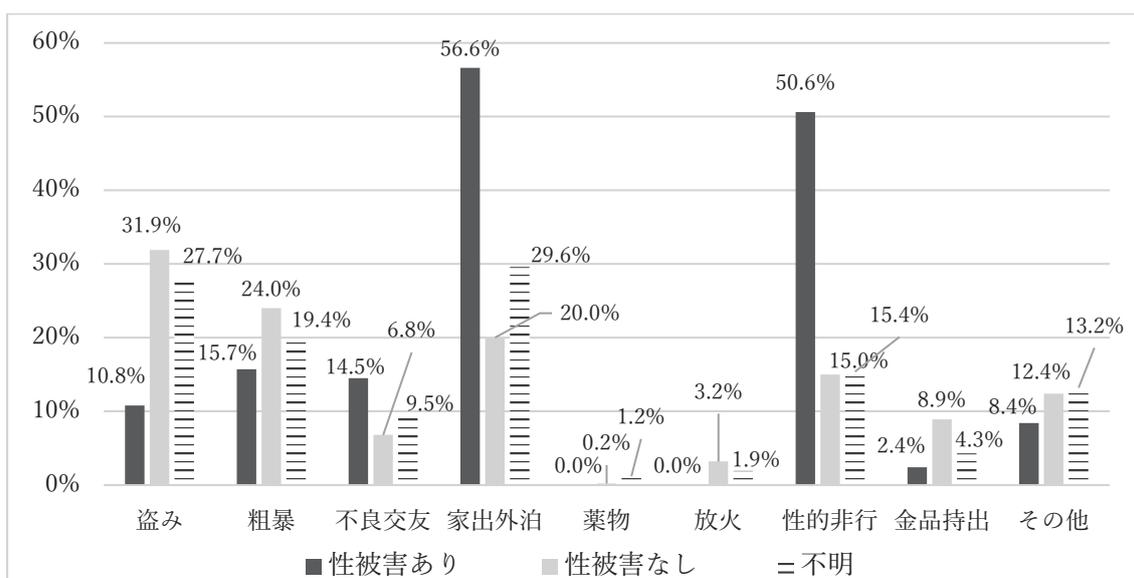
	n	%
性被害あり	83	5.8%
性被害なし	849	59.8%
不明	425	30.0%
無回答	62	4.4%

図表151 性被害体験の有無のアセスメント N=1,419

次に性被害体験と非行内容の関係を見るために χ^2 二乗検定を行った。

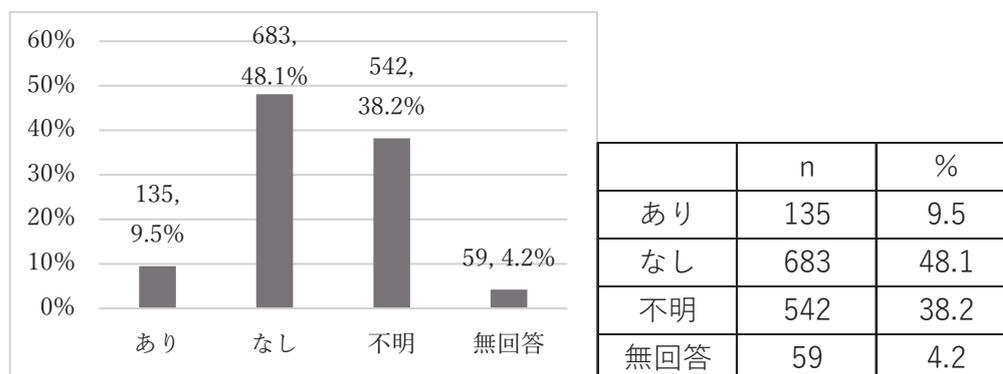
統計的に有意差があったのは、盗み(性被害ありは盗みは少なく、性被害なしに多い $p = .000$)、不良交友(性被害ありに多い $p = .022$)、家出外泊(性被害ありに 56.6%と突出して多い $p = .000$)、性的非行(性被害ありに 50.6%と性被害なしの 3 倍以上の割合 $p = .000$)、金品持出(性被害ありに少ない $p = .002$)であった。

	盗み	粗暴	不良交友	家出外泊	薬物	放火	性的非行	金品持出	その他
性被害あり	10.8	15.7	14.5	56.6	0	0	50.6	2.4	8.4
性被害なし	31.9	24.0	6.8	20.0	0.2	3.2	15.0	8.9	12.4
不明	27.7	19.4	9.5	29.6	1.2	1.9	15.4	4.3	13.2
	p=.000	p=.062	p=.022	p=.000	p=.123	p=.117	p=.000	p=.002	p=.477



図表152 性被害体験の有無のアセスメントと非行内容 N=1,348(無回答を除く)

⑤ いじめ被害経験

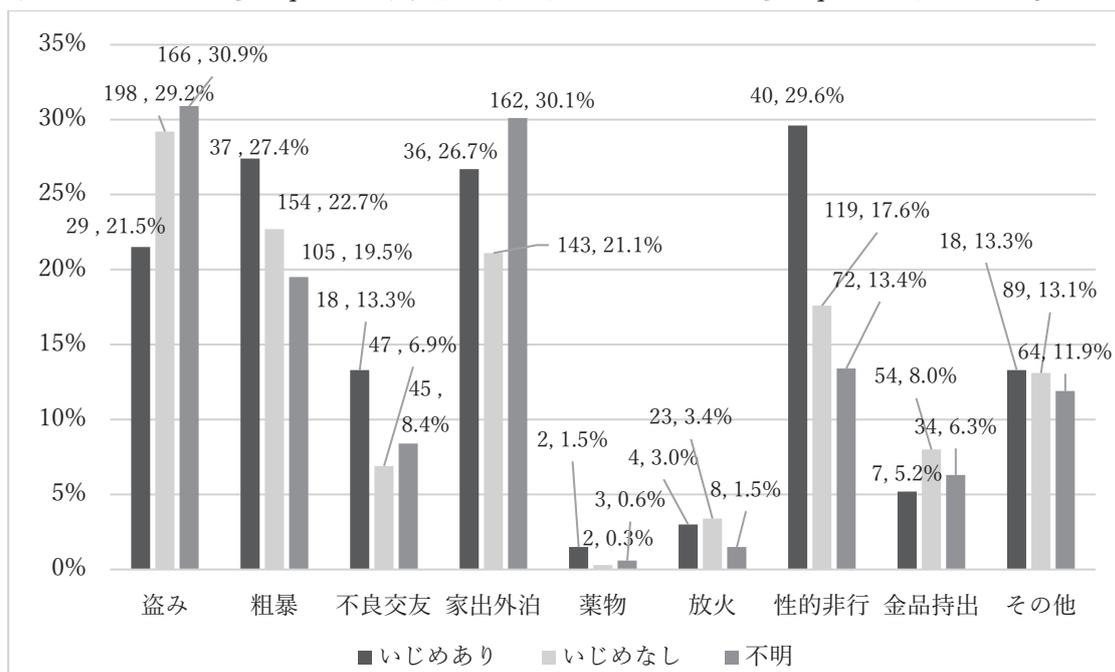


図表153 いじめ被害経験の有無のアセスメント N=1,419

ア) いじめと非行の関係: 全体

いじめと非行の関係を調べるために χ^2 乗検定を行った。

統計的に有意差があったのは、不良交友(いじめありの方が多い $p = .044$)、家出外泊(いじめありの方が多い $p = .001$)、性的非行(いじめありの方が多い $p = .000$)であった。

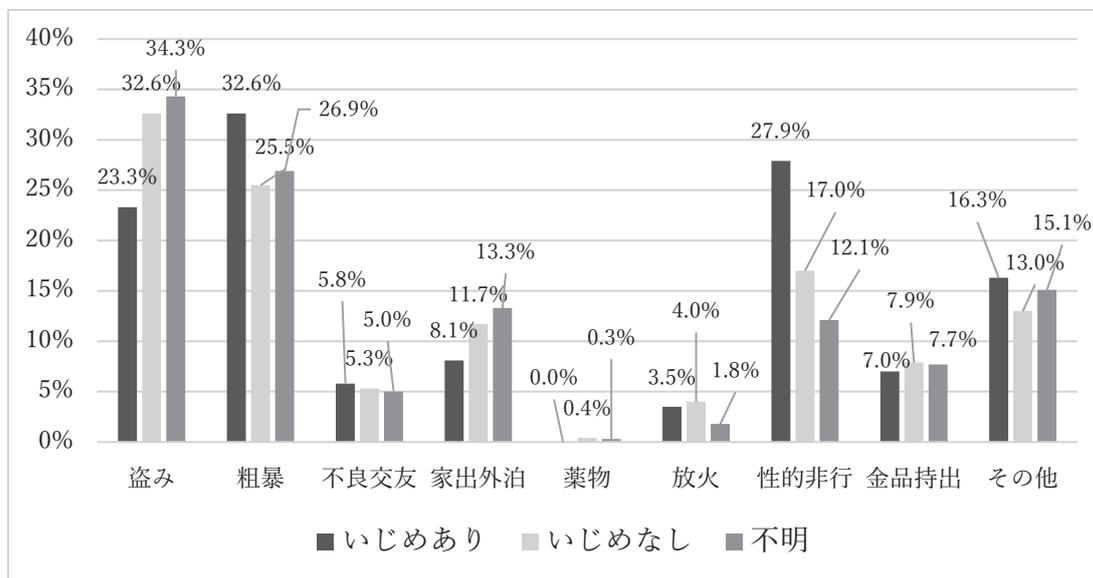


	盗み	粗暴	不良交友	家出外泊	薬物	放火	性的非行	金品持出	その他
いじめあり	29(21.5%)	37(27.4%)	18(13.3%)	36(26.7%)	2(1.5%)	4(3.0%)	40(29.6%)	7(5.2%)	18(13.3%)
いじめなし	198(29.2%)	154(22.7%)	47(6.9%)	143(21.1%)	2(0.3%)	23(3.4%)	119(17.6%)	54(8.0%)	89(13.1%)
不明	166(30.9%)	105(19.5%)	45(8.4%)	162(30.1%)	3(0.6%)	8(1.5%)	72(13.4%)	34(6.3%)	64(11.9%)
	$p=.100$	$p=.109$	$p=.044$	$p=.001$	$p=.165$	$p=.111$	$p=.000$	$p=.364$	$p=.789$

図表154 いじめの有無とアセスメントと非行の関係: 全体 N = 1,351 (無回答を除く)

イ)いじめと非行の関係:男子

男子でいじめとの関係で統計的有意差のあったのは、性的非行のみで、いじめありの方が統計的に有意に性的非行が多かった。

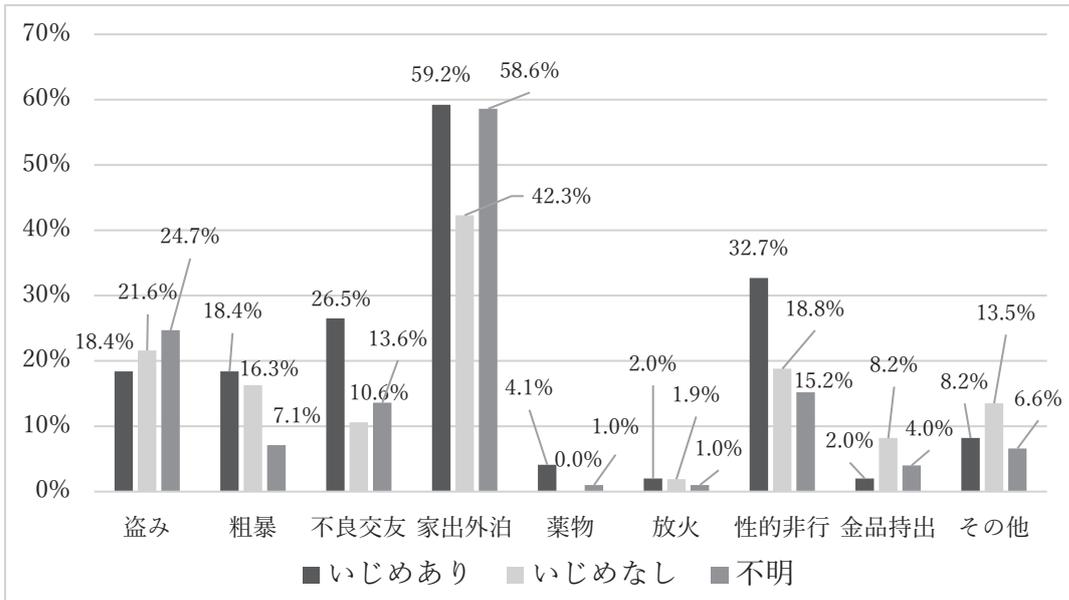


	盗み	粗暴	不良交友	家出外泊	薬物	放火	性的非行	金品持出	その他
いじめあり	23.3	32.6	5.8	8.1	0	3.5	27.9	7.0	16.3
いじめなし	32.6	25.5	5.3	11.7	0.4	4.0	17.0	7.9	13.0
不明	34.3	26.9	5	13.3	0.3	1.8	12.1	7.7	15.1
	p=.145	p=.392	p=.955	p=.405	p=.811	p=.185	p=.001	p=.960	p=.577

図表155 いじめの有無のアセスメントと非行の関係:男子 N=894

ウ)いじめと非行の関係:女子

一方、女子ではいじめとの関係で統計的に有意だったのは、不良交友(いじめありの方が2倍半以上 $p=.000$)、家出外泊(いじめありの方が多い、 $p=.002$)、性的非行(いじめありの方が多い $p=.000$)で男子に比べ女子の方がいじめと非行との関係が強いことが示唆された。



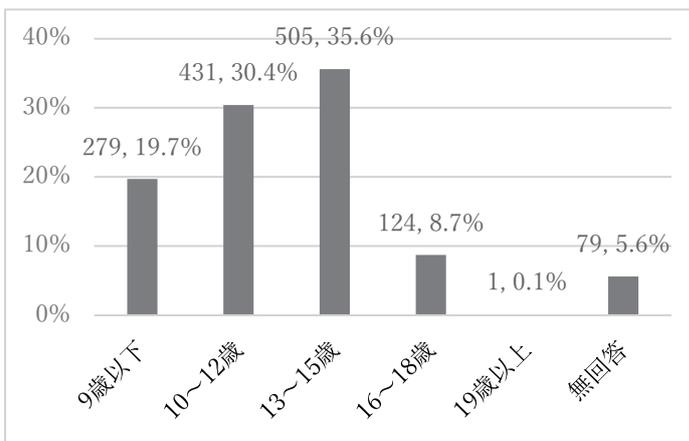
	盗み	粗暴	不良交友	家出外泊	薬物	放火	性的非行	金品持出	その他
いじめあり	18.4	18.4	26.5	59.2	4.1	2.0	32.7	2.0	8.2
いじめなし	21.6	16.3	10.6	42.3	0	1.9	18.8	8.2	13.5
不明	24.7	7.1	13.6	58.6	1	1.0	15.2	4.0	6.6
	p=0.568	p=.112	p=.000	p=.002	p=.212	p=.723	p=.000	p=.366	p=.796

図表156 いじめの有無のアセスメントと非行の関係：女子 N=455

(30) 子どもの初発非行

① 初発非行の年齢

子どもの初発非行の年齢は13～15歳が35.6%と最も多く、次いで10～12歳の30.4%、9歳以下の19.7%、16～18歳の8.7%である。



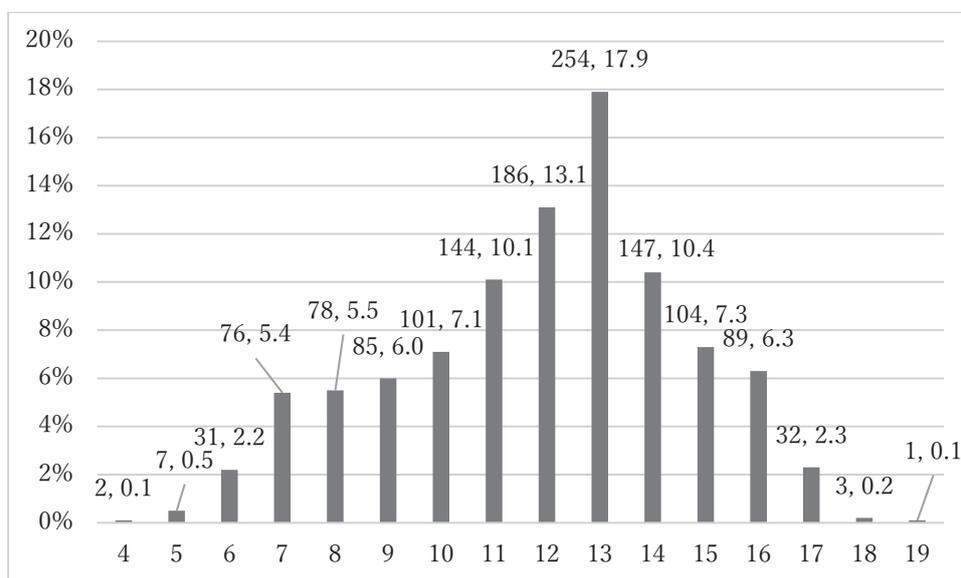
	n	%
9歳以下	279	19.7
10～12歳	431	30.4
13～15歳	505	35.6
16～18歳	124	8.7
19歳以上	1	0.1
無回答	79	5.6

図表157 子どもの初発非行の年齢 N=1,419

子どもの初発非行の年齢を1歳刻みで見ると、13歳が最多(254人、17.9%)、次が12歳(186人、13.1%)であった。

年齢	n	%
4	2	0.1
5	7	0.5
6	31	2.2
7	76	5.4
8	78	5.5
9	85	6.0
10	101	7.1
11	144	10.1
12	186	13.1
13	254	17.9
14	147	10.4
15	104	7.3
16	89	6.3
17	32	2.3
18	3	0.2
19	1	0.1
無回答	79	5.6

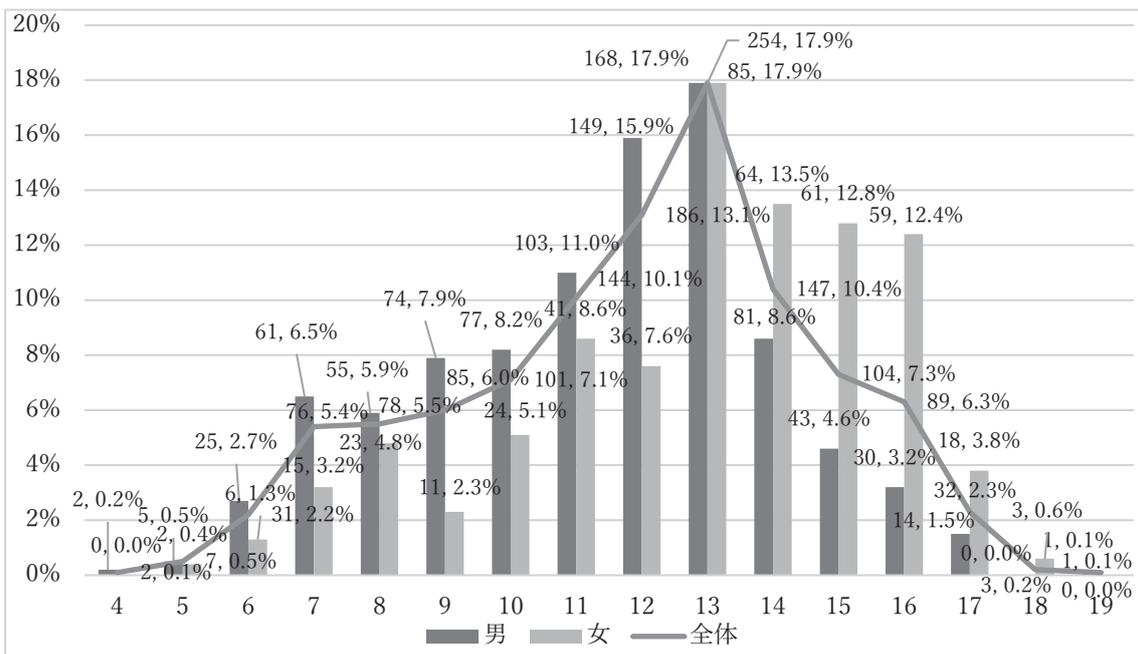
平均値	11.89
中央値	12
標準偏差	2.759
分散	7.611
最小値	4
最大値	19



図表158 子どもの初発非行の年齢(1歳刻み) N=1,340(無回答を除く)

② 男女別初発非行の年齢

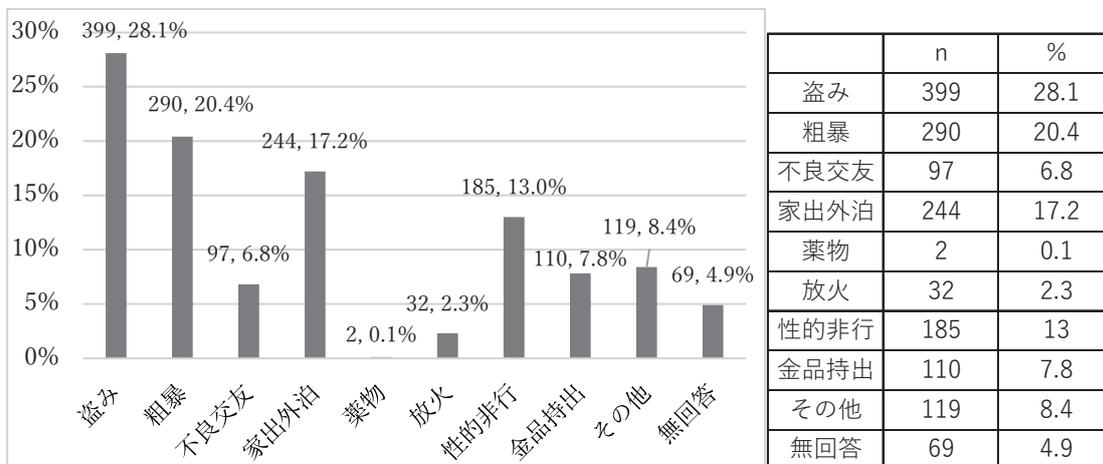
男女別にみると男女とも初発年齢は13歳が最多、男子は次が12歳、女子は次が14歳であった。



年齢	男		女		全体	
	n	%	n	%	n	%
4	2	0.2	0	0	2	0.1
5	5	0.5	2	0.4	7	0.5
6	25	2.7	6	1.3	31	2.2
7	61	6.5	15	3.2	76	5.4
8	55	5.9	23	4.8	78	5.5
9	74	7.9	11	2.3	85	6.0
10	77	8.2	24	5.1	101	7.1
11	103	11	41	8.6	144	10.1
12	149	15.9	36	7.6	186	13.1
13	168	17.9	85	17.9	254	17.9
14	81	8.6	64	13.5	147	10.4
15	43	4.6	61	12.8	104	7.3
16	30	3.2	59	12.4	89	6.3
17	14	1.5	18	3.8	32	2.3
18	0	0	3	0.6	3	0.2
19	1	0.1	0	0	1	0.1
無回答	52	5.5	27	5.7	79	5.6
計	940	100	475	100	1415	100

図表159 男女別子どもの非行の初発年齢 N=1,415(性別「その他」、「無回答」を除く)

③ 子どもの初発非行の内容



図表160 子どもの初発非行の内容

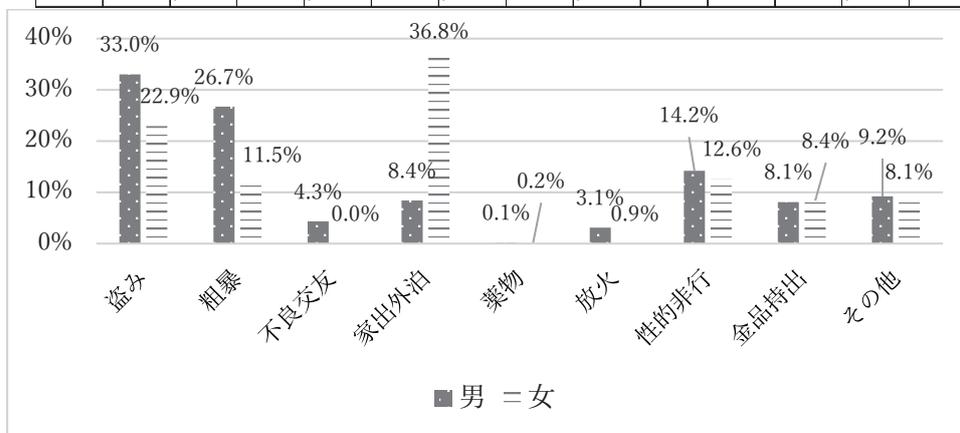
N=1,419(複数回答有)

子どもの初発非行の内容は、盗み 28.1%、粗暴 20.4%、家出外泊 17.2%、性的非行 13.0%の順であった。今回の非行調査と比べると、粗暴と家出外泊が逆転している。

2004年調査には、この項目はなかった。

男女別で男女で有意差があったのは、盗み(男子が多い $p = .000$)、粗暴(男子が女子の2倍以上 $p = .000$)、不良交友(女子が男子の約3倍 $p = .000$)、家出外泊(女子が男子の4倍以上 $p = .000$)、放火(男子が女子の3倍以上 $p = .032$)。男女で発生人数に差があるものとないに分かれた。

	盗み		粗暴		不良交友		家出外泊		薬物		放火		性的非行		金品持出		その他	
	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%
男	294	33.0	238	26.7	38	4.3	75	8.4	1	0.1	28	3.1	127	14.2	72	8.1	82	9.2
女	104	22.9	52	11.5	59	13.0	167	36.8	1	0.2	4	0.9	57	12.6	38	8.4	37	8.1
		$p = .000$		$p = .000$		$p = .000$		$p = .000$		$p = 1.000$		$p = .032$		$p = .485$		$p = .923$		$p = .585$

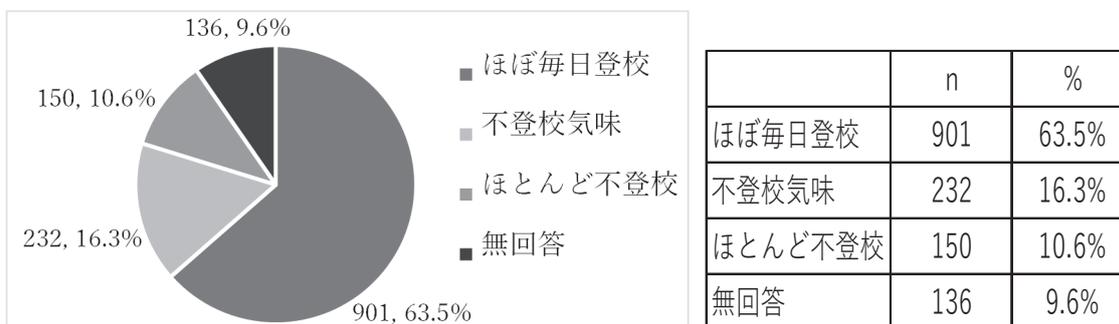


図表161 子どもの非行内容男女別

N=1,346

(31) 学齢児の登校状況

学齢児の登校状況は、ほぼ毎日登校が 63.5%であった。



図表162 学齢児の登校状況 N=1,419

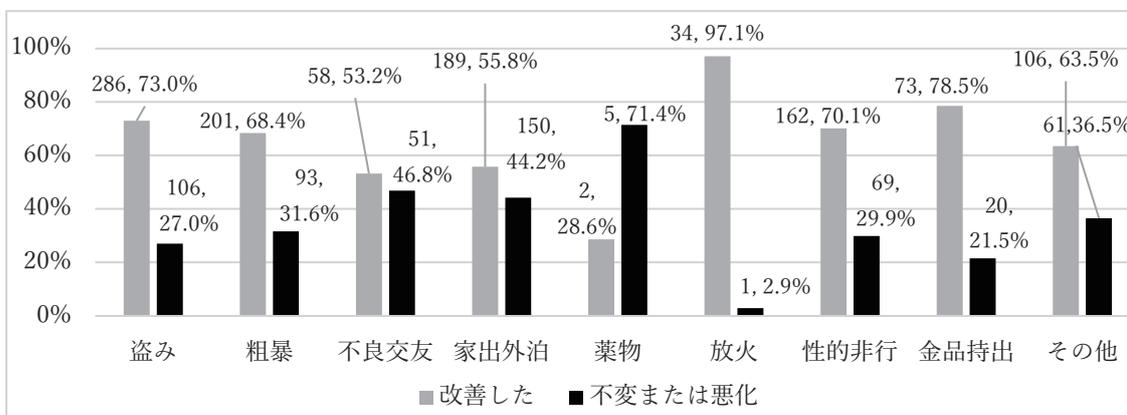
(32) 非行の種類と改善状況

非行の種類と改善状況の関係を見るために、Q41 の「かなり改善」と「やや改善」を「改善」とし、「変わらない」と「やや悪化」「かなり悪化」を「不変または悪化」として非行の種類との関係でクロス集計を行い、 χ^2 二乗検定を行った。

非行全体の改善状況は、改善が 919 人 64.8%、不変または悪化は 425 人 30.0%であった。

これに比べて改善が有意に多いのは盗み 73.0%、放火 97.1%、性的非行 70.1%、金品持出 78.5%であった。

改善が有意に少なかったのは不良交友 53.2%、家出外泊 55.8%、薬物 28.6%であった。



	盗み		粗暴		不良交友		家出外泊		薬物		放火		性的非行		金品持出		その他	
	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%
改善した	286	73.0	201	68.4	58	53.2	189	55.8	2	28.6	34	97.1	162	70.1	73	78.5	106	63.5
不変または悪化	106	27.0	93	31.6	51	46.8	150	44.2	5	71.4	1	2.9	69	29.9	20	21.5	61	36.5
	p=.024		p=.993		p=.000		p=.000		p=.036		p=.000		p=.001		p=.037		p=.155	

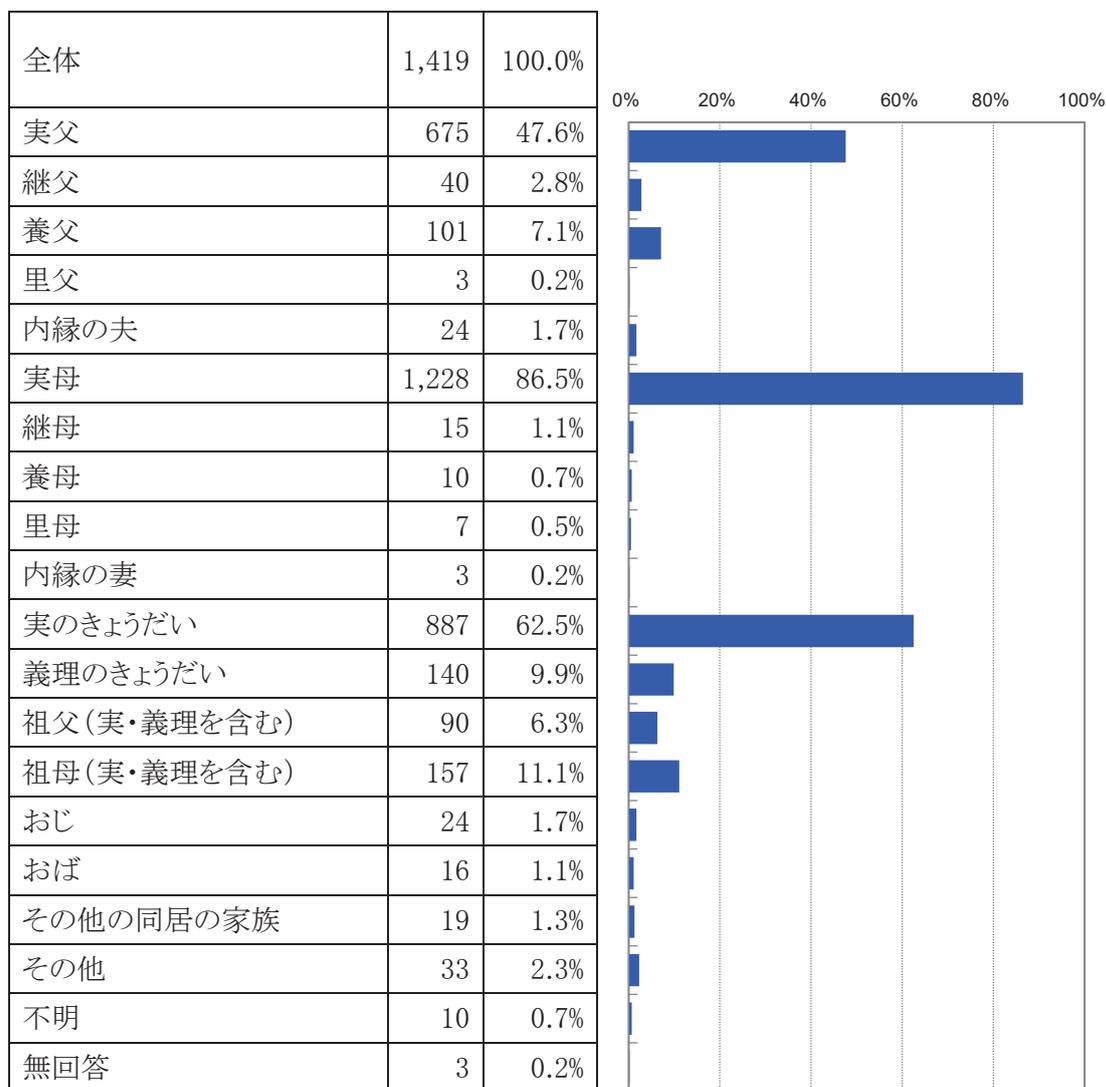
図表163 非行の種類と児童相談所介入後の改善状況の関係 N=1,419

(以上、文責 田崎みどり)

家族の状況について

(33) 家族構成

① 同居家族構成員



図表164 同居家族別割合

同居家族では、実母が 86.5%、実父が 47.6%、実のきょうだいが 62.5%と多かった。また、養父・継父・母親の内縁の夫は合わせて 11.6%、養母・継母・父親の内縁の妻は合わせて 2.0%であった。さらに、同居の祖父母は合わせて 17.4%であった。

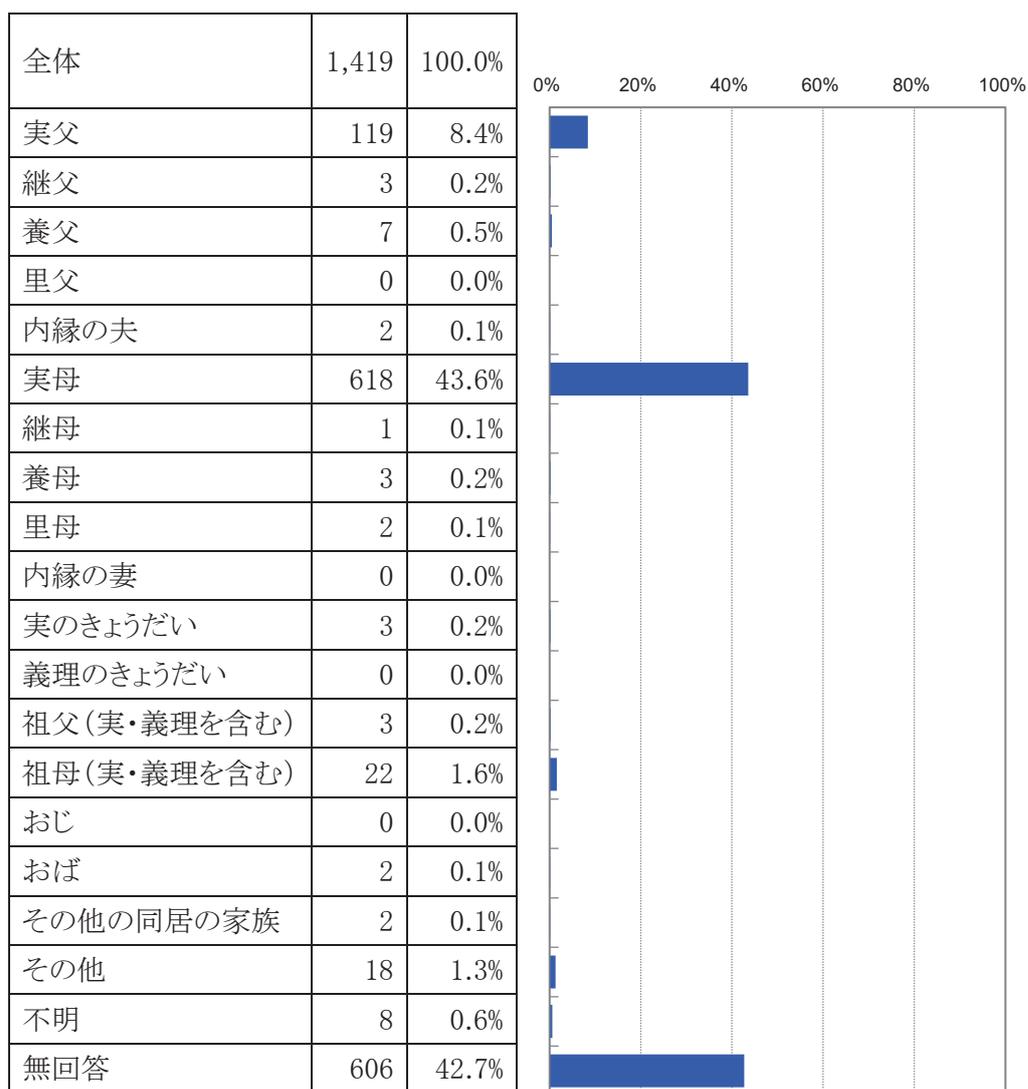
【過去の調査との比較】

2004年調査では、実母との同居が 77.8%と最も高く、次いできょうだいの 70.9%だった。実父との同居は、女子の場合に 46.1%、男子の場合に 53.9%と男子の方がやや高い比率

だった。今回調査の方が実母の割合が高く、きょうだいの実のきょうだいと義理のきょうだいを加えると、前回調査とほぼ同率だった。

2007年調査には同様の質問項目はなかった。

② 主たる養育者



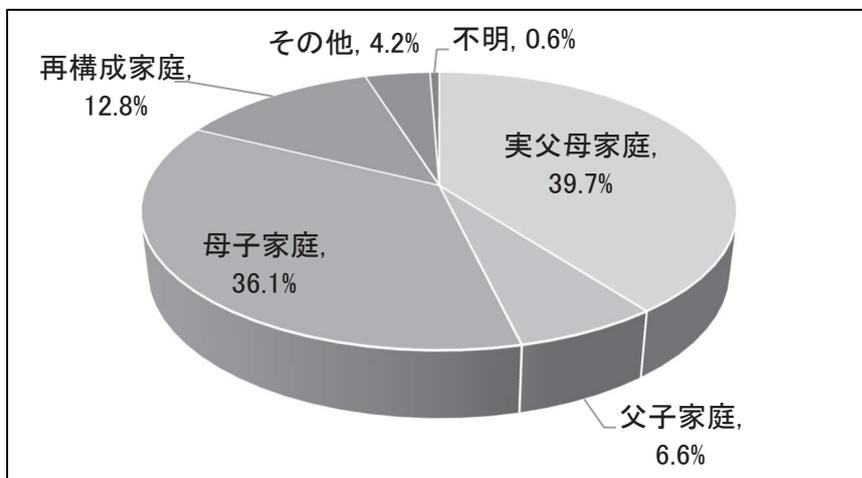
図表165 主たる養育者

主たる養育者は実母が43.6%で最も多く、次いで実父が8.4%であった。無回答が42.7%あった。その他の回答は、施設入所中が多く、曾祖父母という回答も見られた。

③ 家族構成

家族構成について、実父母家庭、父子家庭(養父のみ・継父のみ・内縁の夫のみ家庭を含む)、母子家庭(養母のみ家庭を含む、継母のみ・内縁の妻のみ家庭はなかった)、再構成家

庭(実父と養母、実父と継母、実父と内縁の妻、実母と養父、実母と継父、実母と内縁の夫を含む)、その他に分類してグラフ化すると図表166の通りとなった。



図表166 家族構成別の割合

図表166を見ると、実父母家庭が約4割であり、一方でひとり親家庭は合わせて4割を超えており、実父母家庭よりも割合が高かった。また、再構成家庭が1割強あった。

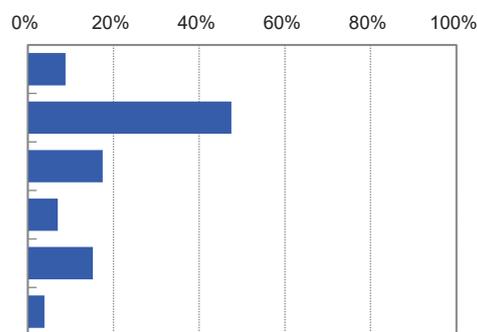
なお、実母と養父の家庭が6.8%、実母と継父の家庭が2.6%、実母と内縁の夫の家庭が1.6%あり、実父と養母・継母・内縁の妻の家庭が合わせて1.6%あった。また、実父のみ家庭(養父のみ・継父のみ・内縁の夫のみ家庭を除く)では6.2%、実母のみ家庭(養母のみ家庭を除く)では35.7%であった。

【過去の調査との比較】

2004年調査では、実父母の家族が41.8%で、実母のみが34.1%、実父のみが13.5%であり、実母と養父・実父と養母の家族が合わせて9.4%、その他の家庭が1.1%であった。今回調査では、実父母の家庭の比率が若干下がり、実母のみの家庭の比率が若干増加、実父のみの家庭の比率は半減した。一方で、再構成家庭の割合が増加し、その他の家庭の割合も増加した。家族関係がより複雑になっていると思われる。

(34) 世帯の経済状況に関するアセスメント

全体	1,419	100.0%
余裕がある	125	8.8%
普通	674	47.5%
厳しい	248	17.5%
生活保護受給	100	7.0%
不明	216	15.2%
無回答	56	3.9%



図表167 世帯の経済状況

担当児童福祉司が回答した家庭の経済状況に関するアセスメントでは、「普通」が最も多く47.5%であった。次に「厳しい」が17.5%で続いた。生活保護受給世帯は7.0%であった。

【過去の調査との比較】

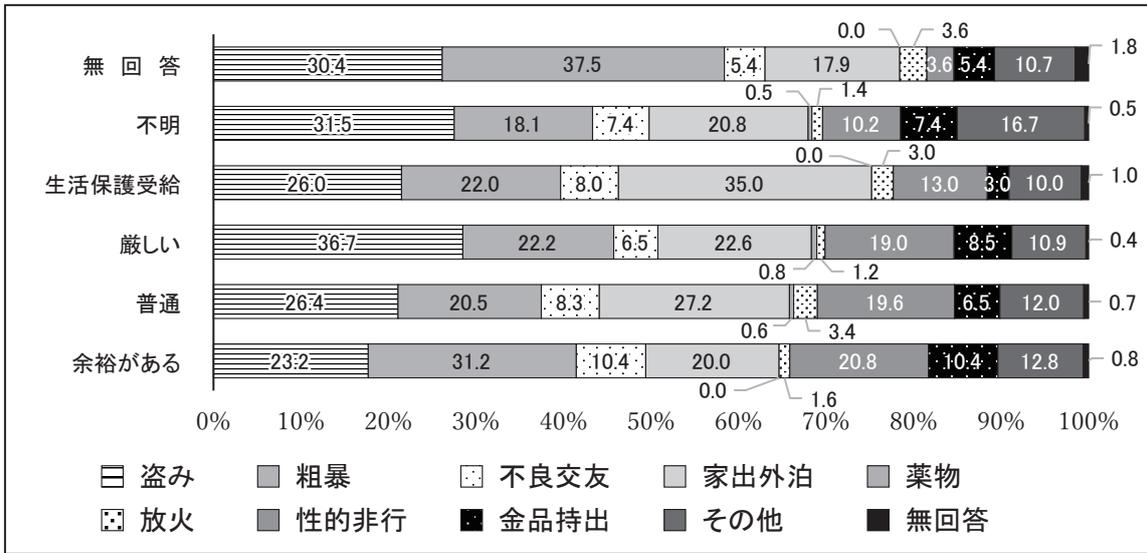
2004年調査では、「富裕」「普通」「困窮」「不明」の選択肢で回答を求めており、普通が40%台後半であり今回とほぼ同様であった。一方で困窮が29.8%であった。選択肢が異なるため単純に比較できないが、今回調査の「厳しい」と「生活保護受給」を合わせると24.5%であり、今回調査では若干割合が少ない。なお、生活保護受給の有無は2004年調査では別の質問となっており、受給有が9.4%であった。

2007年調査では同様の質問はない。

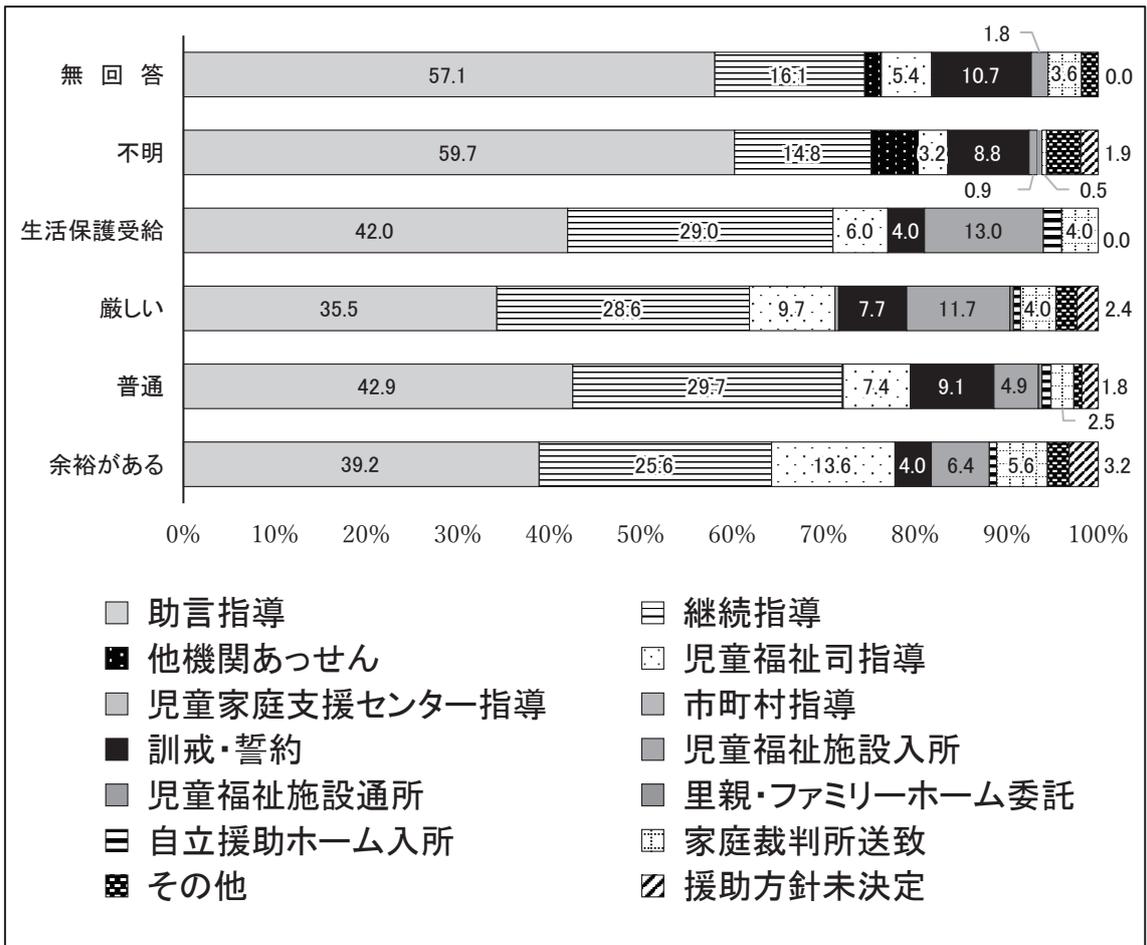
【クロス集計から】

世帯の経済状況に関するアセスメントと非行内容とのクロス集計によると(図表168)、「余裕がある」世帯では「粗暴」、「厳しい」世帯では「盗み」、「生活保護受給」世帯では「家出外泊」の比率が高い傾向が見られた。

また世帯の経済状況に関するアセスメントと援助方針のクロス集計によると(図表169)、「生活保護受給」と「厳しい」世帯で「児童福祉施設入所」の比率が高い傾向が見られた。



図表168 世帯の経済状況のアセスメントと子どもの非行内容との関連

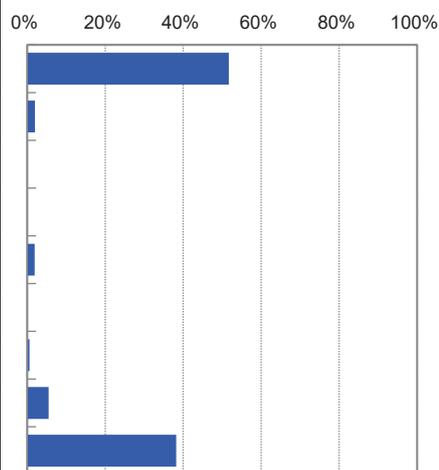


図表169 世帯の経済状況のアセスメントと当該事例の援助方針との関連

(35) 保護者の就労状況

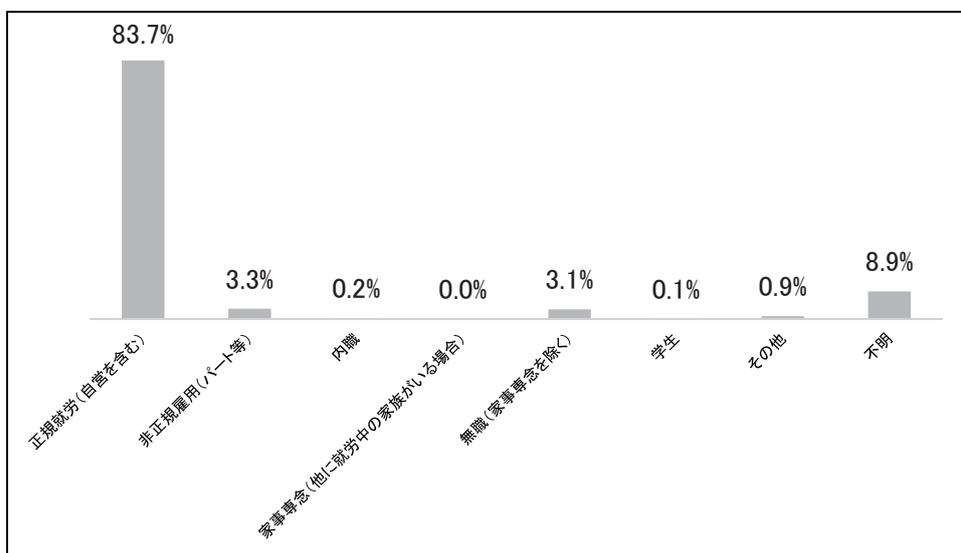
①父親

全体	1,419	100.0%
正規就労(自営を含む)	734	51.7%
非正規雇用(パート等)	29	2.0%
内職	2	0.1%
家事専念(他に就労中の家族がいる場合)	0	0.0%
無職(家事専念を除く)	27	1.9%
学生	1	0.1%
その他	8	0.6%
不明	78	5.5%
無回答	542	38.2%



図表170 父親の就労状況

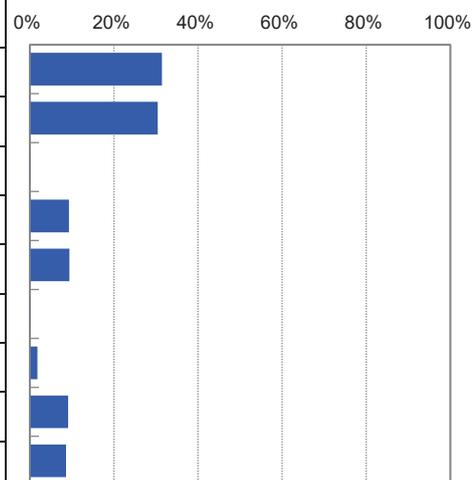
無回答は、父親不在の家庭の事例であると思われるため、無回答を除く有効割合で見ると(図表171)、父親は正規就労が8割を超えていた。



図表171 父親の就労状況(無回答を除く有効割合のグラフ)

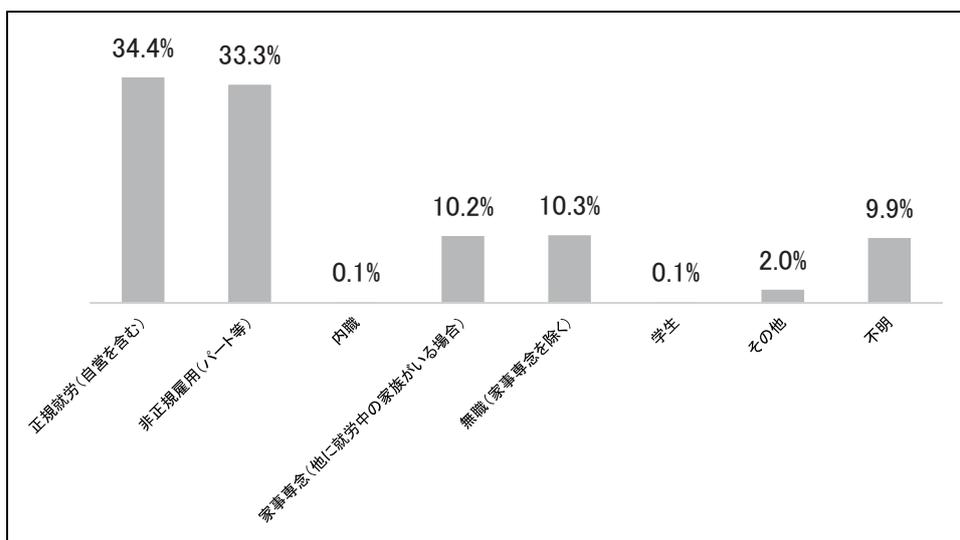
②母親

全体	1,419	100.0%
正規就労(自営を含む)	446	31.4%
非正規雇用(パート等)	432	30.4%
内職	2	0.1%
家事専念(他に就労中の家族がいる場合)	132	9.3%
無職(家事専念を除く)	133	9.4%
学生	2	0.1%
その他	26	1.8%
不明	129	9.1%
無回答	122	8.6%



図表172 母親の就労状況

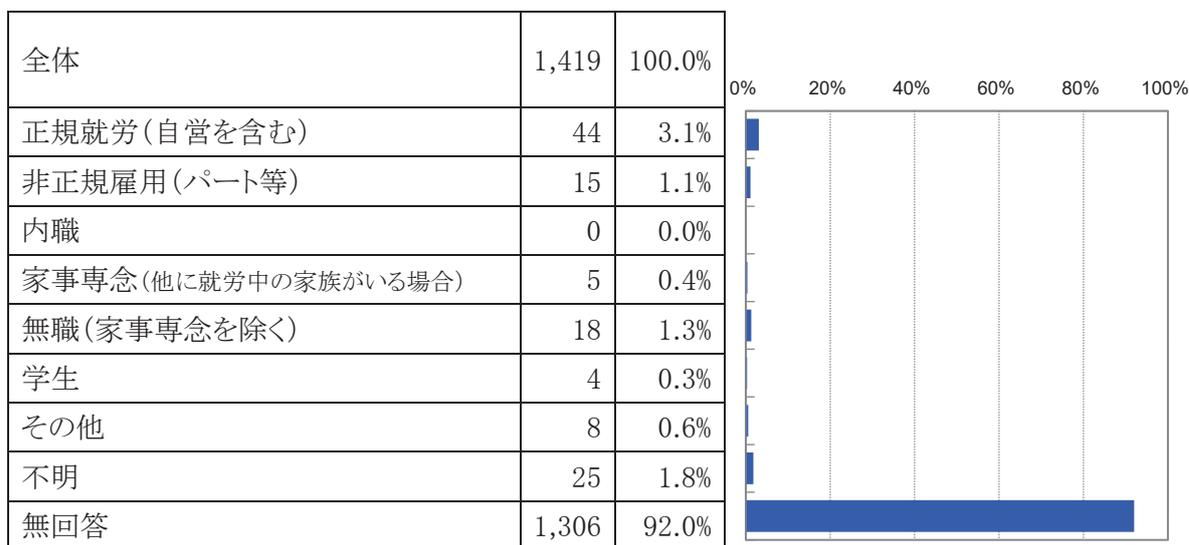
無回答は母親が不在の家庭の事例であると思われるため、無回答を除く有効割合で見ると(図表173)、正規就労と非正規雇用がそれぞれ約3分の1でほぼ同じ割合であった。また、家事専念と無職がそれぞれ約1割であった。



図表173 母親の就労状況(無回答を除く有効割合のグラフ)

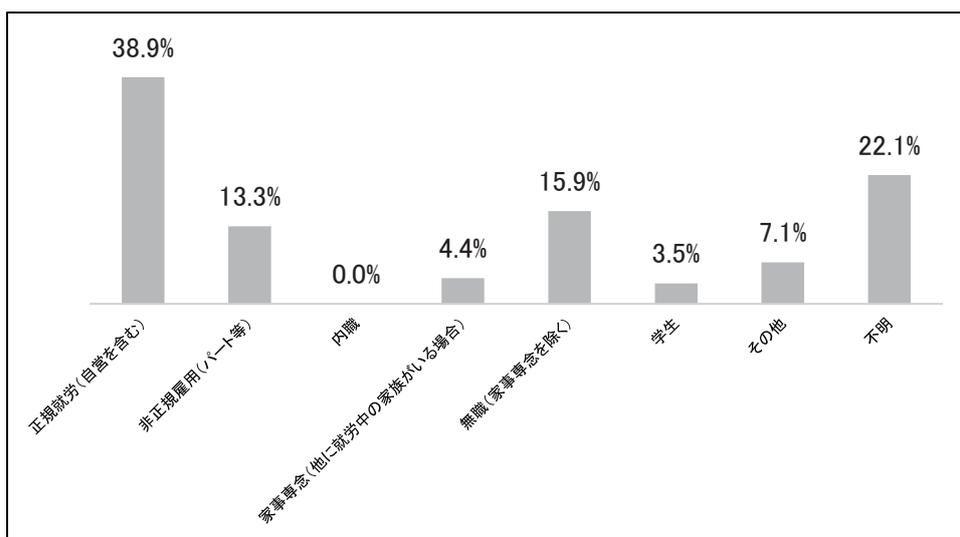
③その他の養育者

父母以外の養育者の事例では以下の図表のとおりであった。



図表174 その他の養育者の就労状況

その他の養育者の事例では、正規就労が最も多く、不明を除くと、次が無職であった。無回答を除く有効割合では、図表175のようであった。



図表175 その他の養育者の就労状況(無回答を除く有効割合のグラフ)

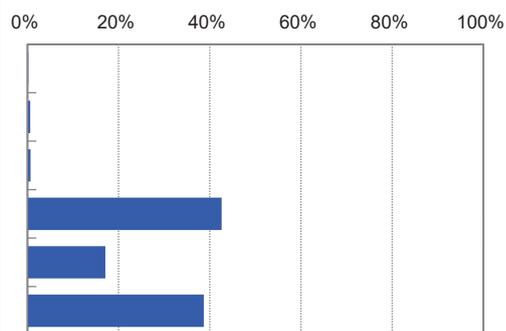
なお、保護者の就労状況については、過去の調査では同様の設問はなかった。

(36) 保護者の知的・精神的状態に関するアセスメント

A. 知的障がい

① 父親

全体	1,419	100.0%
知的障害あり(手帳取得)	3	0.2%
知的障害の疑いあり	9	0.6%
境界域の疑いあり	10	0.7%
なし	605	42.6%
不明	243	17.1%
無回答	549	38.7%



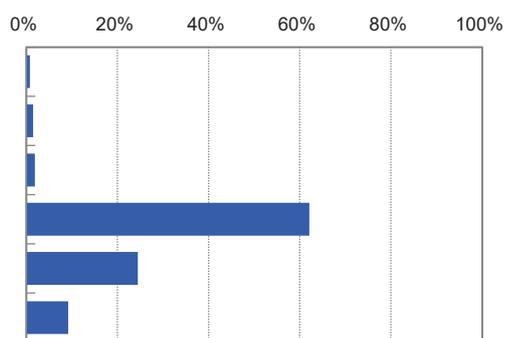
図表176 父親の知的障がいの有無のアセスメント

「なし」とする回答がほとんどであり、知的障がいの傾向がみられる事例は少なかった。

無回答を除く有効割合では、「知的障害あり(手帳取得)」が 0.3%、「知的障害の疑いあり」が 1.0%、「境界域の疑いあり」が 1.1%、「なし」が 69.5%、「不明」が 27.9%であった。

② 母親

全体	1,419	100.0%
知的障害あり(手帳取得)	12	0.8%
知的障害の疑いあり	21	1.5%
境界域の疑いあり	27	1.9%
なし	881	62.1%
不明	347	24.5%
無回答	131	9.2%



図表177 母親の知的障がいの有無のアセスメント

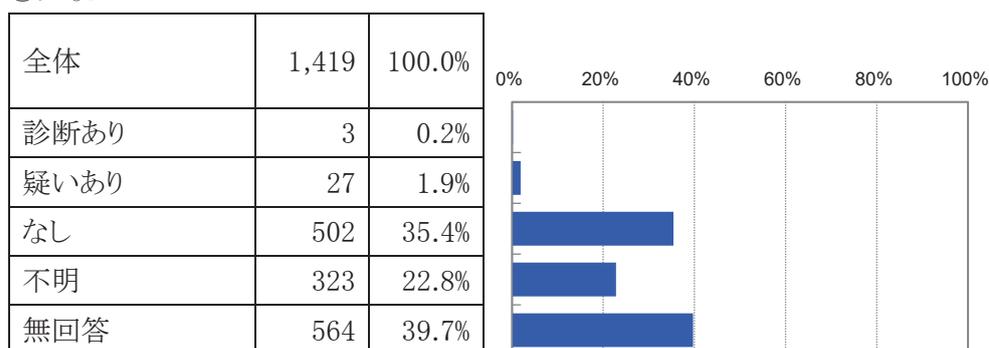
父親と同様の傾向であったが、父親よりも知的障がいの傾向が若干高い。無回答を除く有効割合では、「知的障害あり(手帳取得)」が 0.9%、「知的障害の疑いあり」が 1.6%、「境界域の疑いあり」が 2.1%、「なし」が 68.4%、「不明」が 26.9%であった。

③その他の養育者

父母以外の養育者の事例では、「知的障害あり」「知的障害の疑いあり」「境界域の疑いあり」の事例はいずれもなかった。ただし、「不明」が約4割であった。

B. 発達障がい

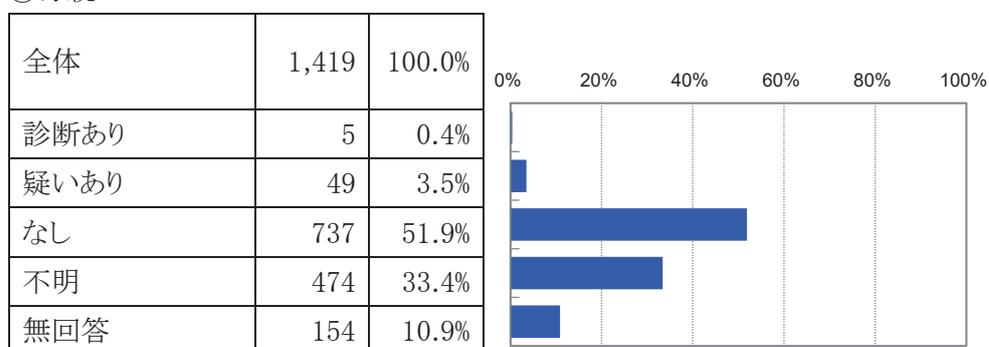
①父親



図表178 父親の発達障がいの有無のアセスメント

無回答を除く有効割合では、「診断あり」が0.4%、「疑いあり」が3.2%、「なし」が58.7%、「不明」が37.8%となった。父親に発達障がいの見られる事例は少ない一方で、不明の事例が多かった。

②母親



図表179 母親の発達障がいの有無のアセスメント

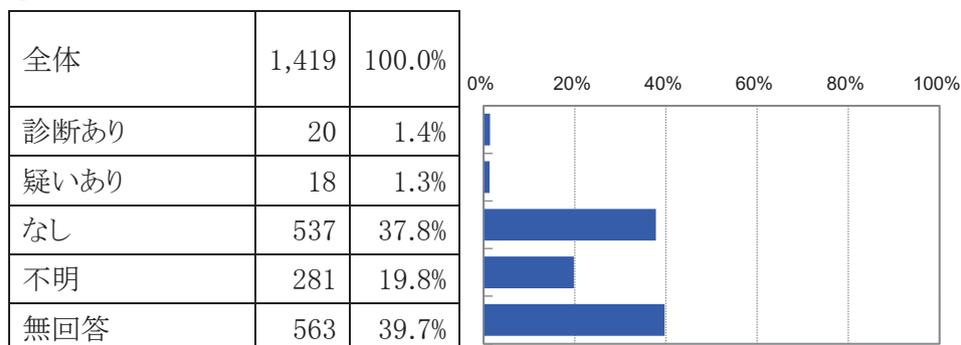
無回答を除く有効割合では、「診断あり」が0.4%、「疑いあり」が3.9%、「なし」が58.3%、「不明」が37.5%であった。父親とほぼ同様の傾向が見られた。

③その他の養育者

父母以外の養育者の事例では、「診断あり」「疑いあり」の事例はともになかった。ただし、「不明」が半数あった。

C.精神疾患

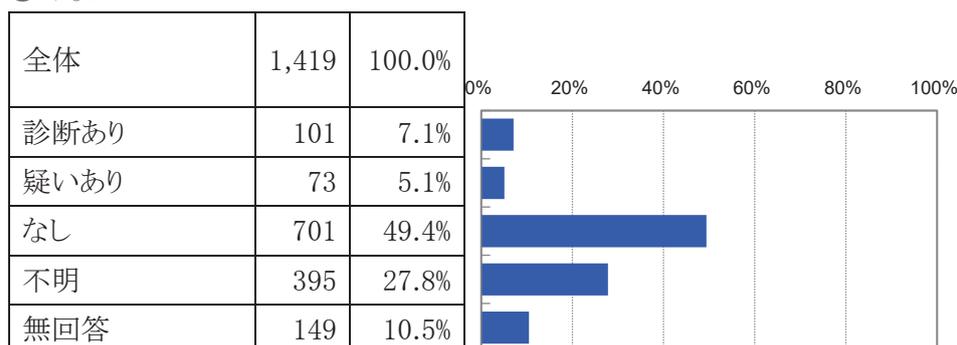
①父親



図表180 父親の精神疾患の有無のアセスメント

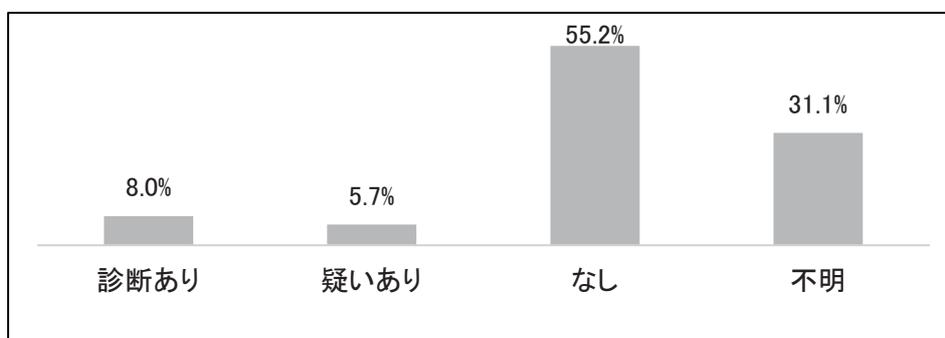
これまでと同様に「ない」とする回答が多かった。無回答を除く有効回答では、「診断あり」が2.3%、「疑いあり」が2.1%、「なし」が62.7%、「不明」が32.8%であった。

②母親



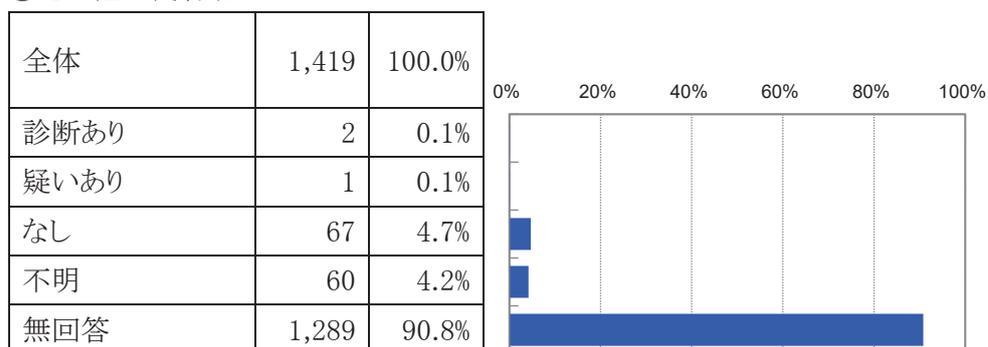
図表181 母親の精神疾患の有無のアセスメント

母親については、無回答を除く有効割合のグラフを図表182に示す。知的障がい、発達障がいの場合や、精神疾患の父親の場合に比して、母親の精神疾患の傾向がみられる事例の割合がやや高く把握された。



図表182 母親の精神疾患の有無に関するアセスメントグラフ(無回答を除く有効割合)

③その他の養育者



図表183 その他の養育者の精神疾患の有無のアセスメント

父母以外の養育者の事例では、精神疾患の事例はほとんど把握されなかった。知的障がいや発達障がいでその他の養育者の事例同様に、「不明」が半数近くあった。

【過去の調査との比較】

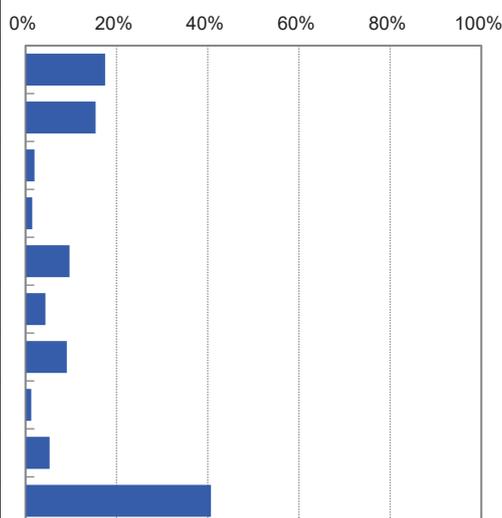
2004年調査では、養育者ごとの調査はなく、また質問項目が異なるが、「問題なし」が6割弱となっていた。今回の調査では「なし」が知的障害で7割程度、発達障害と精神疾患で6割程度（いずれも有効割合、父母についてほぼ同様）となっており、前回調査よりやや比率が高い。2004年調査では、「神経症・情緒不安定」と「人格障害・性格の偏り」がいずれも1割弱把握されていた。質問項目が異なるが、今回調査では精神疾患の母親のみがやや数値が高い傾向が見られた。

2007年調査には同様の質問項目はない。

(37) 保護者の養育態度に関するアセスメント

①父親

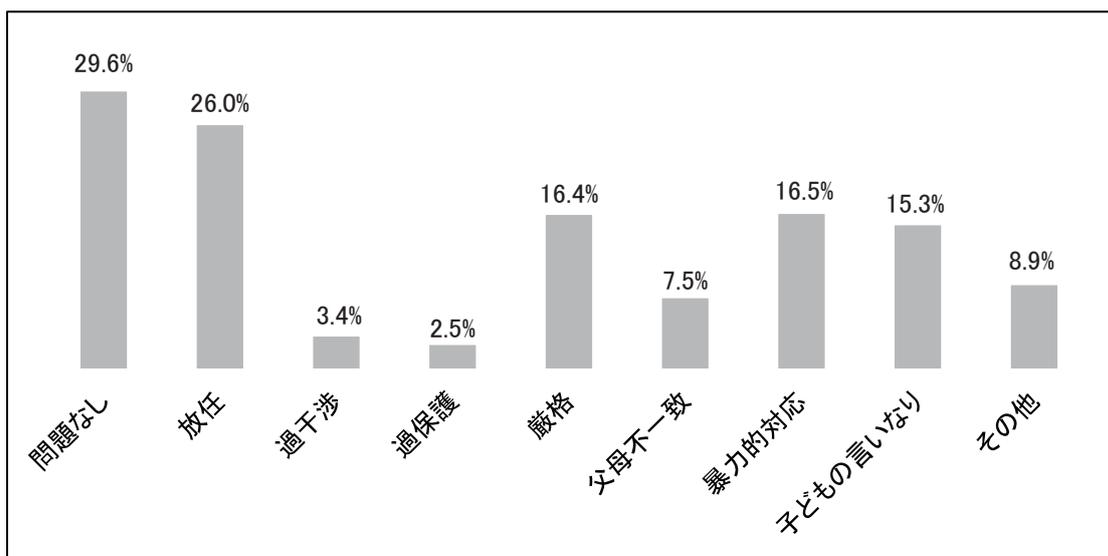
全体	1,419	100.0%
問題なし	249	17.5%
放任	219	15.4%
過干渉	29	2.0%
過保護	21	1.5%
厳格	138	9.7%
父母不一致	63	4.4%
暴力的対応	129	9.1%
子どもの言いなり	19	1.3%
その他	75	5.3%
無回答	578	40.7%



図表184 父親の養育態度のアセスメント

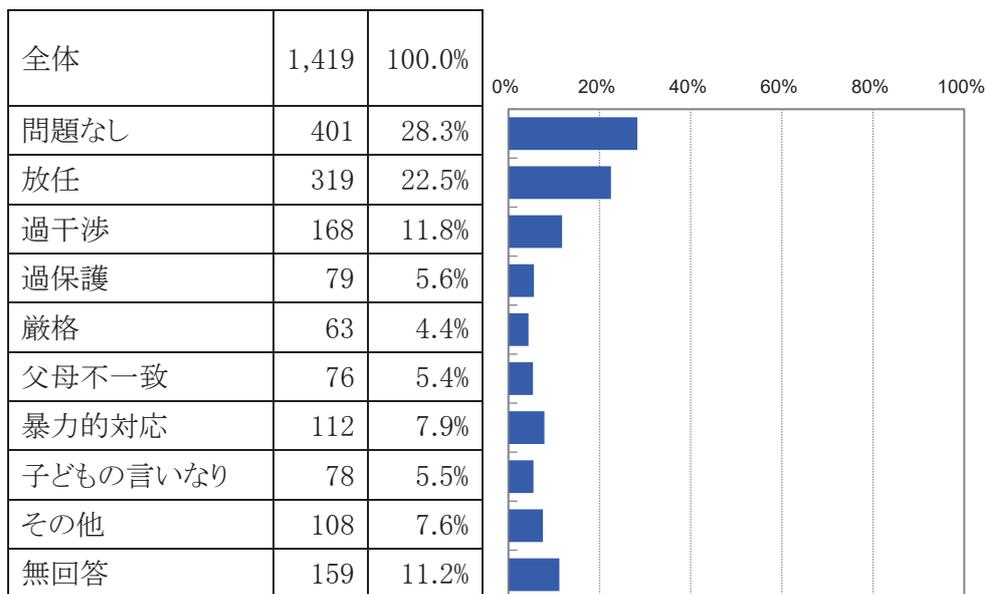
父親の養育態度について、無回答を除く有効割合を見ると(図表185)、「問題なし」が約3割で最も多く、次に「放任」が多く約4分の1であった。「厳格」「暴力的対応」「子どもの言いなり」が15～16%の事例で把握された。

「その他」の自由記述を見ると、不明が多く、別居中、単身赴任中とする回答も見られた。



図表185 父親の養育態度に関するアセスメントグラフ(無回答を除く有効割合)

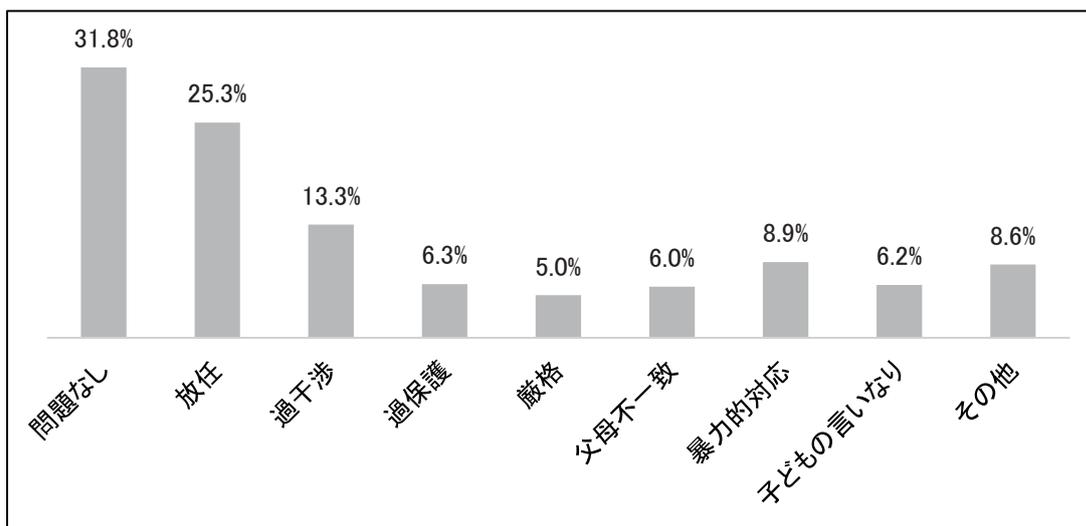
②母親



図表186 母親の養育態度のアセスメント

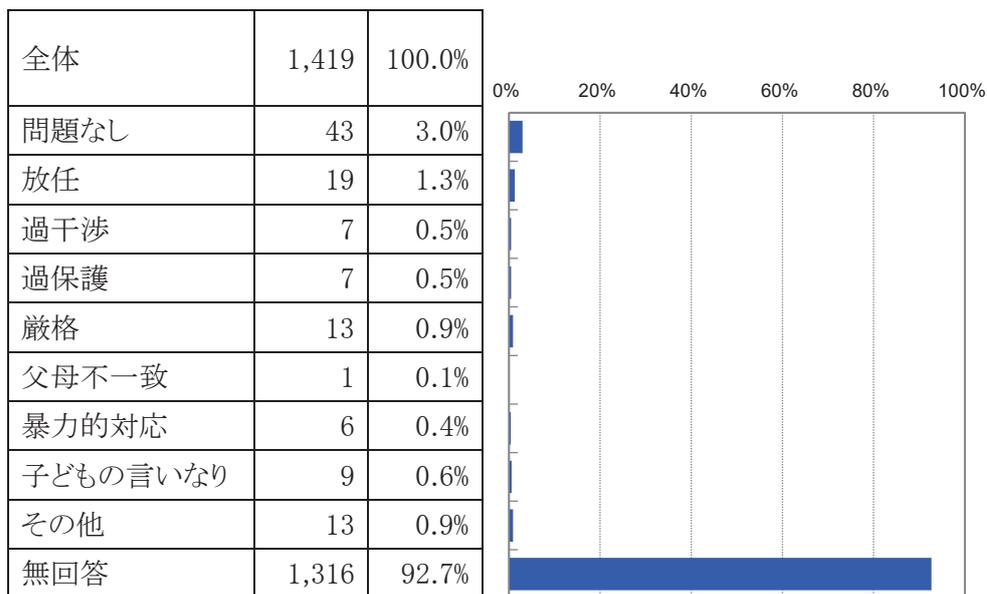
母親の養育態度について、無回答を除く有効割合の図表187を見ると、「問題なし」が約 3 割で最も多く、次に「放任」が約 4 分の1で多かった。父親と異なり、3 番目に多いのは「過干渉」で 13.3%であった。

「その他」の自由記述を見ると、不明が多く、精神的不安定とする回答も多く見られた。



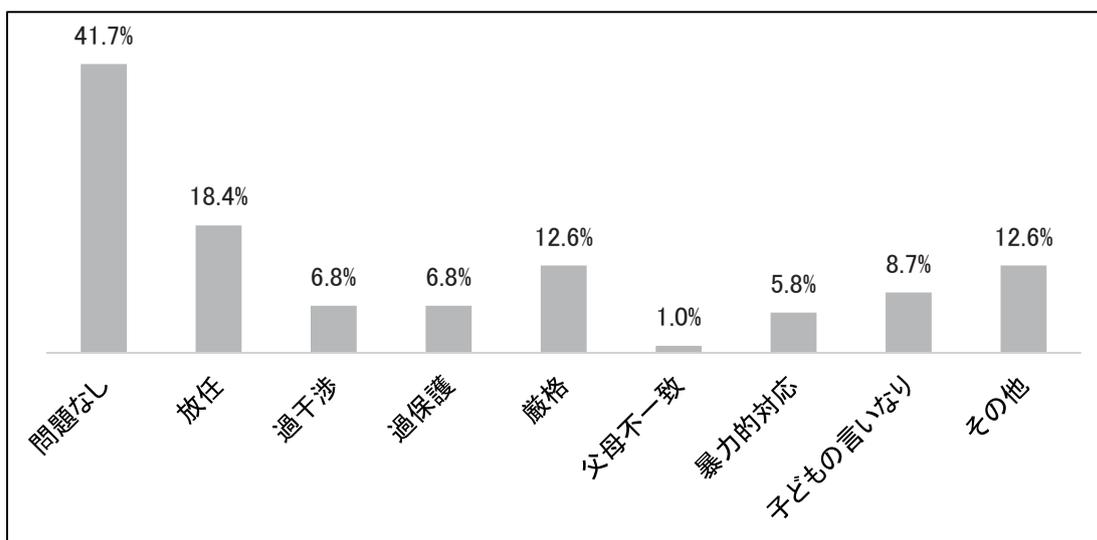
図表187 母親の養育態度のアセスメントグラフ(無回答を除く有効割合)

③その他の養育者



図表188 その他の養育者の養育態度のアセスメント

父母以外の養育者の養育態度について、無回答を除く有効割合を見ると(図表189)、「問題なし」が約4割と最も多く、次に「放任」が2割弱で多かった。「その他」の自由記述は、不明とするものや家庭裁判所からの記録閲覧のために情報が無いことなどがあげられていた。



図表189 その他の養育者の養育態度のアセスメントグラフ(無回答を除く有効割合)

【過去の調査との比較】

2004年調査では、養育者ごとに質問しておらず、また質問項目が異なるが、養育態度が不適切とされた事例が74.5%となっており、今回調査の方が「問題なし」事例が若干多く把握さ

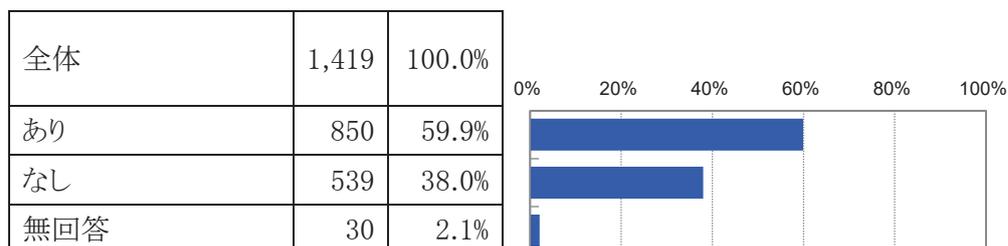
れたと言えよう。ただ 2004 年調査の「適切」と今回調査の「問題なし」を同じととらえてよいかには疑問がある。

また、不適切事例の中では「無関心・放任」が最も多く約 3 割となっており、今回調査でも「放任」が多く把握されたことと共通する。その割合は今回調査の方がやや少なかった。

2007 年調査では同様の質問はない。

関係機関との連携について

(38) 学校との連携の有無



図表190 学校との連携の有無

学校との連携の有無では、「あり」が約 6 割、「なし」が 4 割弱という結果であった。過去の調査では同様の質問に関する報告はない。

【クロス集計から】

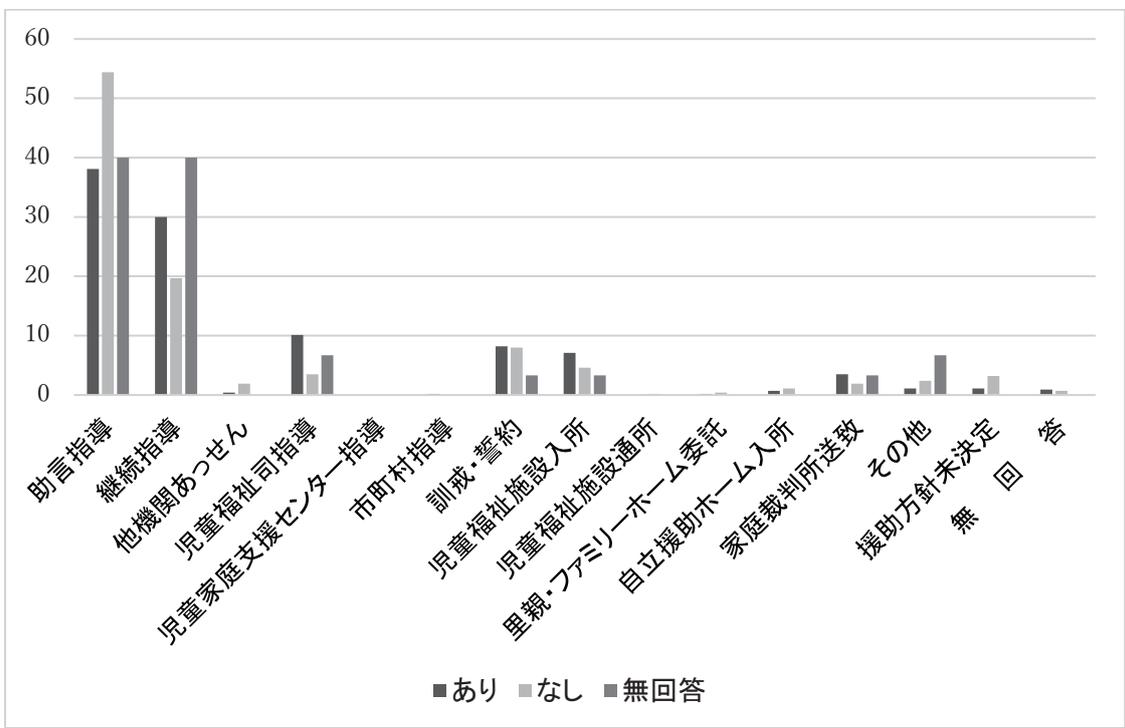
①援助方針とのクロス集計

Q38 学校との連携の有無	件数	助言指導	継続指導	他機関あつせん	児童福祉司指導	児童家庭支援センター指導	市町村指導	訓戒・誓約	児童福祉施設入所	児童福祉施設通所
合計	1,419	629	373	13	107		2	114	86	1
	100.0	44.3	26.3	0.9	7.5	-	0.1	8.0	6.1	0.1
あり	850	324	255	3	86		2	70	60	
	100.0	38.1	30.0	0.4	10.1	-	0.2	8.2	7.1	-
なし	539	293	106	10	19			43	25	1
	100.0	54.4	19.7	1.9	3.5	-	-	8.0	4.6	0.2
無回答	30	12	12		2			1	1	
	100.0	40.0	40.0	-	6.7	-	-	3.3	3.3	-

Q38 学校との連携の有無	里親・ファミリーホーム委託	自立援助ホーム入所	家庭裁判所送致	その他	援助方針未決定	無回答
合計	4 0.3	12 0.8	41 2.9	24 1.7	26 1.8	12 0.8
あり	2 0.2	6 0.7	30 3.5	9 1.1	9 1.1	8 0.9
なし	2 0.4	6 1.1	10 1.9	13 2.4	17 3.2	4 0.7
無回答	-	-	1 3.3	2 6.7	-	-

図表191 学校との連携と援助方針とのクロス表

図表192を見ると、助言指導では学校との連携無の事例の方が多く、継続指導、児童福祉司指導、児童福祉施設入所、家庭裁判所送致では、学校との連携有の事例の方が多い傾向があった。



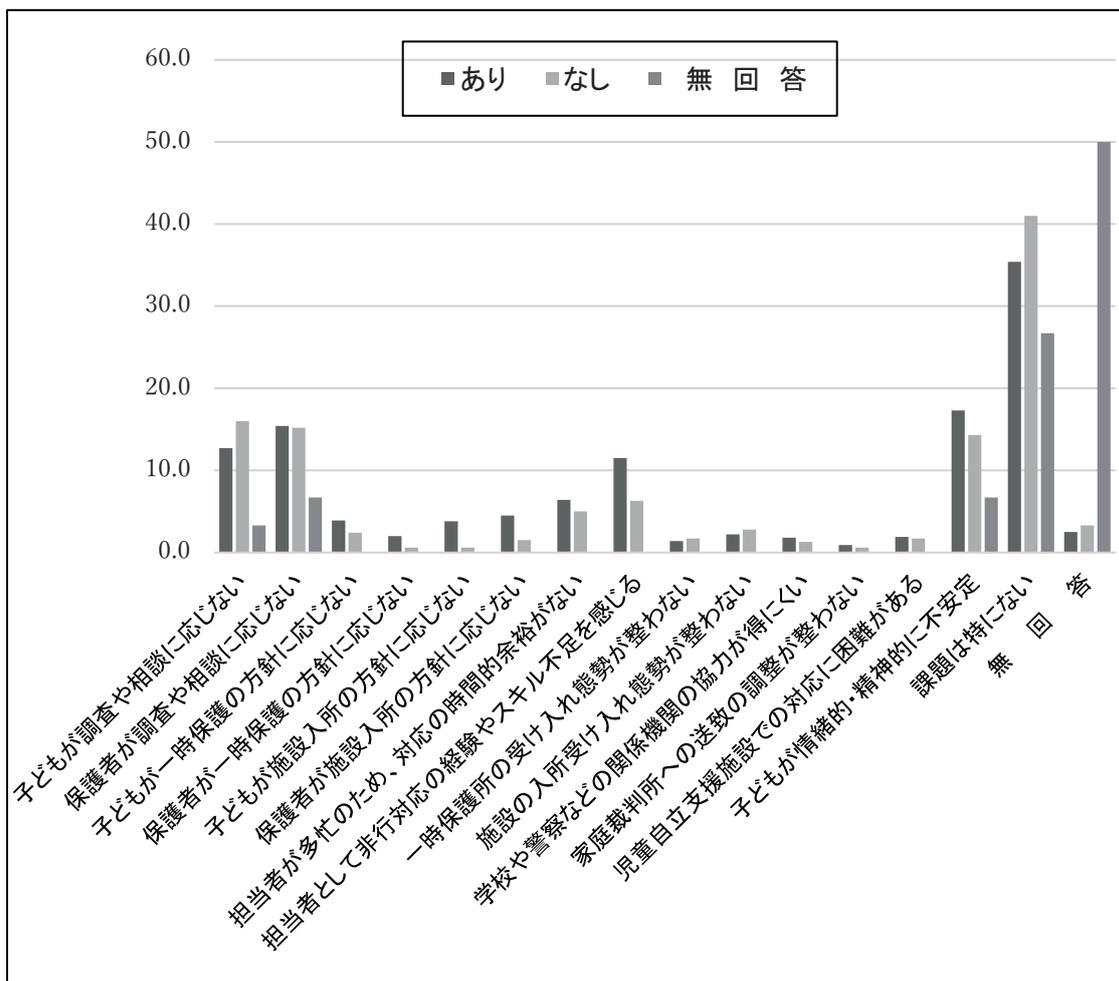
図表192 学校との連携の有無と援助方針とのクロス集計グラフ

②事例における対応の困難点や課題とのクロス集計

Q38 学校との連携の有無	件数	子どもが調査や相談に応じない	保護者が調査や相談に応じない	子どもが一時保護の方針に応じない	保護者が一時保護の方針に応じない	子どもが施設入所の方針に応じない	保護者が施設入所の方針に応じない	担当者が多忙のため、対応の時間的余裕がない	担当者として非行対応の経験やスキル不足を感じる	一時保護所の受け入れ態勢が整わない
合計	1,419 100.0	195 13.7	215 15.2	46 3.2	20 1.4	35 2.5	46 3.2	81 5.7	132 9.3	21 1.5
あり	850 100.0	108 12.7	131 15.4	33 3.9	17 2.0	32 3.8	38 4.5	54 6.4	98 11.5	12 1.4
なし	539 100.0	86 16.0	82 15.2	13 2.4	3 0.6	3 0.6	8 1.5	27 5.0	34 6.3	9 1.7
無回答	30 100.0	1 3.3	2 6.7	-	-	-	-	-	-	-

Q38 学校との連携の有無	施設の入所受け入れ態勢が整わない	学校や警察などの関係機関の協力が得にくい	家庭裁判所への送致の調整が整わない	児童自立支援施設での対応に困難がある	子どもが情緒的・精神的に不安定	その他	課題は特にない	無回答
合計	34 2.4	22 1.6	11 0.8	25 1.8	226 15.9	184 13.0	530 37.4	54 3.8
あり	19 2.2	15 1.8	8 0.9	16 1.9	147 17.3	118 13.9	301 35.4	21 2.5
なし	15 2.8	7 1.3	3 0.6	9 1.7	77 14.3	64 11.9	221 41.0	18 3.3
無回答	-	-	-	-	2 6.7	2 6.7	8 26.7	15 50.0

図表193 学校との連携と対応の困難点や課題とのクロス表



図表194 学校との連携の有無と事例対応の困難点や課題とのクロス集計グラフ

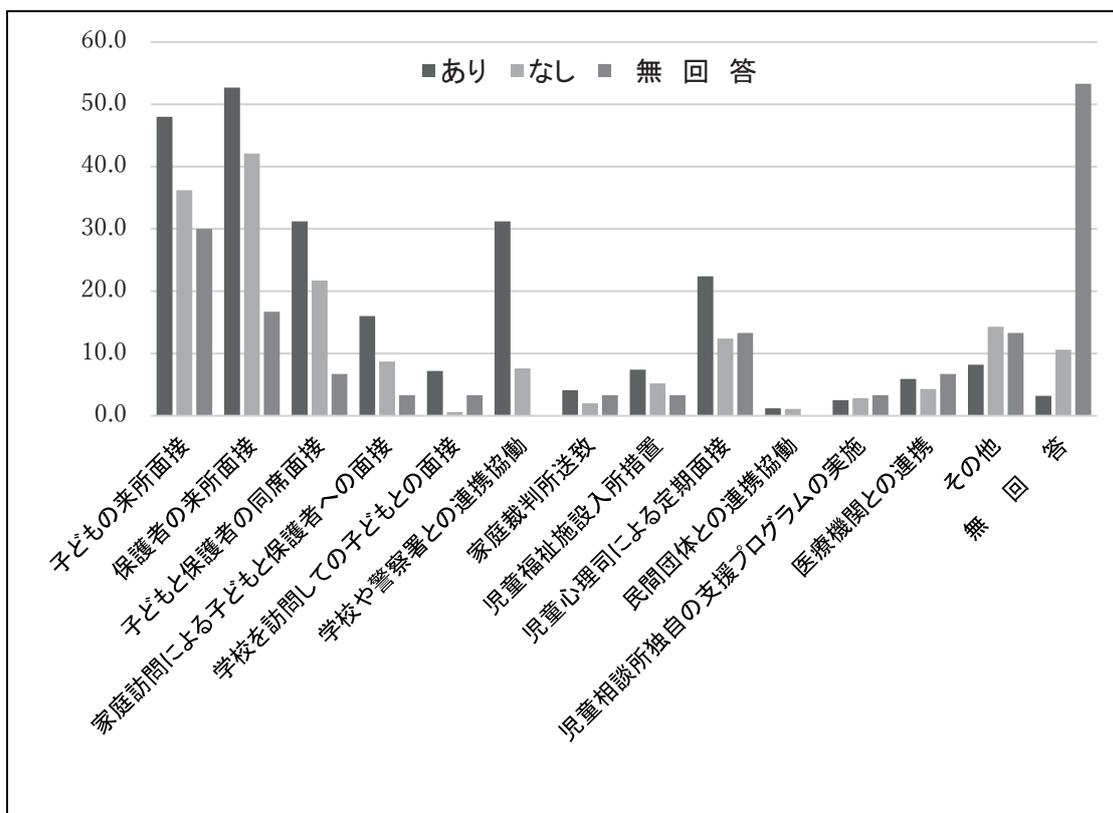
図表194を見ると、「子どもが調査や相談に応じない」事例と「課題は特にない」事例で学校との連携なしの事例が多く、子どもや保護者が児童相談所の方針に応じない事例や担当者がスキル不足を感じている事例、子どもが情緒的・精神的に不安定な事例で学校との連携ありが多くなっている。

③ 効果的であった対応とのクロス集計

Q38 学校との連携の有無	件数	子どもの来所面接	保護者の来所面接	子どもと保護者の同席面接	家庭訪問による子どもと保護者への面接	学校を訪問しての子どもとの面接	学校や警察署との連携協働	家庭裁判所送致	児童福祉施設入所措置	児童心理司による定期面接
合計	1,419 100.0	612 43.1	680 47.9	384 27.1	184 13.0	65 4.6	306 21.6	47 3.3	92 6.5	261 18.4
あり	850 100.0	408 48.0	448 52.7	265 31.2	136 16.0	61 7.2	265 31.2	35 4.1	63 7.4	190 22.4
なし	539 100.0	195 36.2	227 42.1	117 21.7	47 8.7	3 0.6	41 7.6	11 2.0	28 5.2	67 12.4
無回答	30 100.0	9 30.0	5 16.7	2 6.7	1 3.3	1 3.3	-	1 3.3	1 3.3	4 13.3

Q38 学校との連携の有無	民間団体との連携	児童相談所独自の支援プログラムの実施	医療機関との連携	その他	無回答
合計	16 1.1	37 2.6	75 5.3	151 10.6	100 7.0
あり	10 1.2	21 2.5	50 5.9	70 8.2	27 3.2
なし	6 1.1	15 2.8	23 4.3	77 14.3	57 10.6
無回答	-	1 3.3	2 6.7	4 13.3	16 53.3

図表195 学校との連携と効果的であった対応とのクロス表



図表196 学校との連携の有無と効果的であった対応とのクロス集計グラフ

図表196に見るように、効果的であったどの対応でも学校との連携ありの方が多くなっていた。

(39) 学校との具体的な連携方法(自由記述)

学校との連携有りと回答された事例について、学校との具体的な連携方法について自由記述で回答を求めた。838 事例について回答があった。以下、同様の回答をグループ化して回答の傾向を示す(1 事例について複数の記載があった事例があるため総数は 838 にならない)。

図表197に見るように、情報共有を行ったとする事例が多く、電話連絡や定期的な情報確認をとったという事例も見られた。ケース会議を開催した事例は 70 事例記載があり、学校に見守り依頼したとする事例が 67 事例であった。また、登校支援を行った事例、学校による支援を行った事例が一定数見られ、その他、学校での面接を行った事例、入所施設と学校との連携を図った事例、学籍移動の支援、他職種や他機関へつなぐなどにより連携して支援を行ったことが示されていた。

大項目	中項目	事例数
学校との連絡や協議	情報共有	398
	学校への調査、学校での状況の聴取、学校照会、調査依頼、学校からの情報提供など	97
	電話連絡	41
	学校訪問	41
	登校状況確認	27
	定期連絡、随時連絡	11
	心理判定結果の共有	3
他機関連携の場の設定	ケース会議、要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議	70
学校の見守り	見守り依頼、モニタリング	67
登校支援	登校支援、登校時支援	44
	不登校支援	2
学校による支援	スクールカウンセラーのかかわり、スクールカウンセラーにつなげる	11
	学校が保護者支援、学校が父や母と面接	10
	学校と役割分担、連携した指導、学習支援	6
	学校対応への助言	3
学校での面接	学校で児相職員が子どもに面接	13
	学校と同席面接、合同家庭訪問	3
	学校で保護者面接	2
施設入所後支援での協働	入所中の交流、入所施設と学校との情報共有、施設入所立ち会いなど	7
学籍移動への支援	特別支援学級への転籍へ向けての支援、天候手続きなど	7
他職種・多機関との連携	スクールソーシャルワーカーとの役割分担、スクールサポーターとの連携、サポートルーム利用、少年サポートセンターとの連携、教育センターとの連携	6
その他	児相が学校で性教育	1

図表197 学校との具体的連携方法(自由記述、複数回答)

(40) 学校以外で連携した機関

学校以外で連携した機関を自由記述で聞いた。有効回答数は 493 事例であった。分類して図表 198に示す(1 事例について複数の機関が記載されている事例があるため総数は 493 にならない)。

約 3 割の事例で警察署が挙げられた。また、約 2 割の事例で病院・医療機関が挙げられた。さらに、市区町村の子ども家庭相談部門、法務少年支援センター・少年サポートセンター、教育委員会・教育相談所(適応指導教室を含む)が多く挙げられた。また、放課後等デイサービスが 13 事例、障がい者支援関連相談事業所が 10 事例と障がい関連の支援が挙げられていたことも注目される。保護者や子どもの状況に応じた広範な支援機関と連携しながら対応していることが見て取れる。

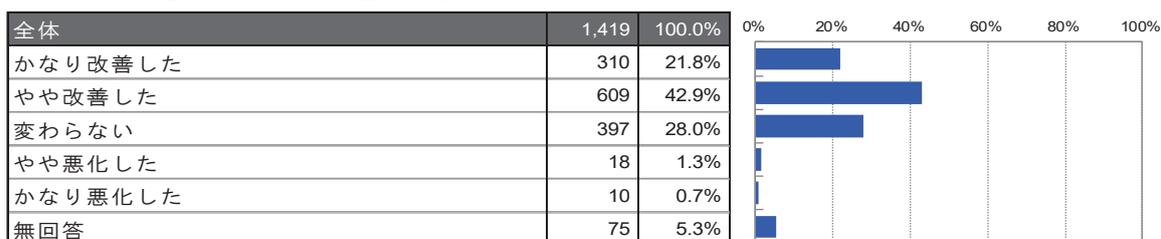
警察署	146
病院・医療機関・主治医	101
うち、精神科と記載があった事例	12
うち、母親の通院先と記載があった事例	2
市区町村子ども家庭相談部門、家庭児童相談室	86
少年サポートセンター	39
教育委員会、教育相談所、適応指導教室	34
福祉事務所、生活保護課	15
放課後等デイサービス	13
家庭裁判所	13
児童養護施設(以前入所していた施設を含む)	11
他の児童相談所	11
要保護児童対策地域協議会	10
障がい者支援サービス、障がい者相談支援事業所、障がい者福祉施設、障がい児施設、児童発達支援センター	10
スクールソーシャルワーカー	10
法務少年支援センター	9
児童自立支援施設	7
保護観察所・保護観察官・保護司	7
少年鑑別所	6
児童家庭支援センター	5
保健センター・保健所	5
保育園	5
自立援助ホーム	4

民生委員・児童委員	4
若者総合支援センター、青少年センター	2
検察	2
訪問看護ステーション	2
里親・ファミリーホーム	2
弁護士、人権センター、中核支援センター、社会福祉協議会、少年サポーター、民間の子どもの居場所事業、性暴力被害支援センター、BBS会	各1

図表198 学校以外で連携した機関(自由記述、複数回答)

(以上、文責 川松亮)

(41) 相談対応による非行問題の改善状況



図表199 相談対応による非行問題の改善状況

○児童相談所の非行相談に対する対応とその改善状況について、今回 2020 年度調査においては、かなり改善した 310 件 21.8%、やや改善した 609 件 42.9%を合わせると、全体の 3 分の 2 を占めるケース 919 件 64.7%は何等かのかたちで改善したと評価されている。また変わらないは 397 件 28%、やや悪化した又はかなり悪化したと回答のあったものは 28 件 2.0%であった。

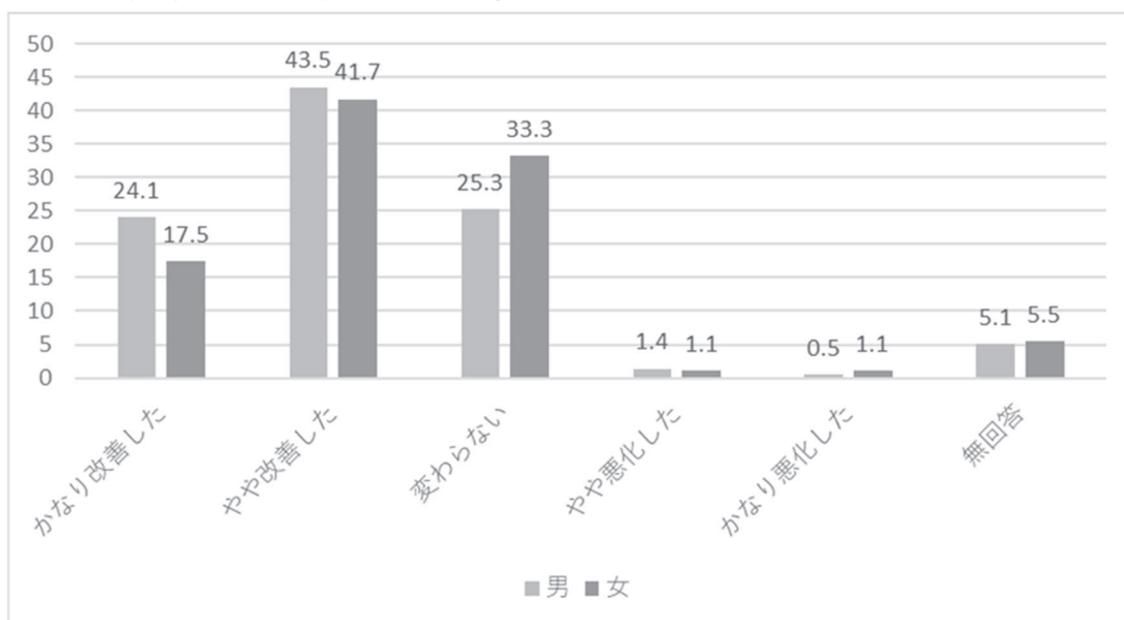
●前回 2004 年調査において、調査時点で終結している事例が 64.9%あり、そのうちの 60.3%は良好な状態で終結しており、一方で援助係属中の事例は 35.1%あり、そのうちの 54.2%は援助の効果があったと判断されていた。良好な状態で終結したものと援助の効果があったと判断されたもの各々を集計すると、調査票全体の 58.1%が何らかのかたちで改善があったという回答であった。

【クロス集計から】

Q1 子どもの性別	件数	かなり改善した	やや改善した	変わらない	やや悪化した	かなり悪化した	無回答
合計	1,419	310	609	397	18	10	75
	100.0	21.8	42.9	28.0	1.3	0.7	5.3
男	940	227	409	238	13	5	48
	100.0	24.1	43.5	25.3	1.4	0.5	5.1
女	475	83	198	158	5	5	26
	100.0	17.5	41.7	33.3	1.1	1.1	5.5
その他	1	-	-	-	-	-	1
	100.0	-	-	-	-	-	100.0
無回答	3	-	2	1	-	-	-
	100.0	-	66.7	33.3	-	-	-

図表200 子どもの性別と相談対応による非行問題の改善状況とのクロス集計

○男子と女子で、「かなり改善した」と「やや改善した」を併せた、改善したと評価する割合は、男子は 67.6%、女子は 59.2%であり、男子の方が 8.4 ポイント高かった。一方、変わらないとの評価は女子が 8.0 ポイント高かった。また、「やや悪化した」と「かなり悪化した」とを併せた回答は、男女各々 1.9%、2.2%であった。



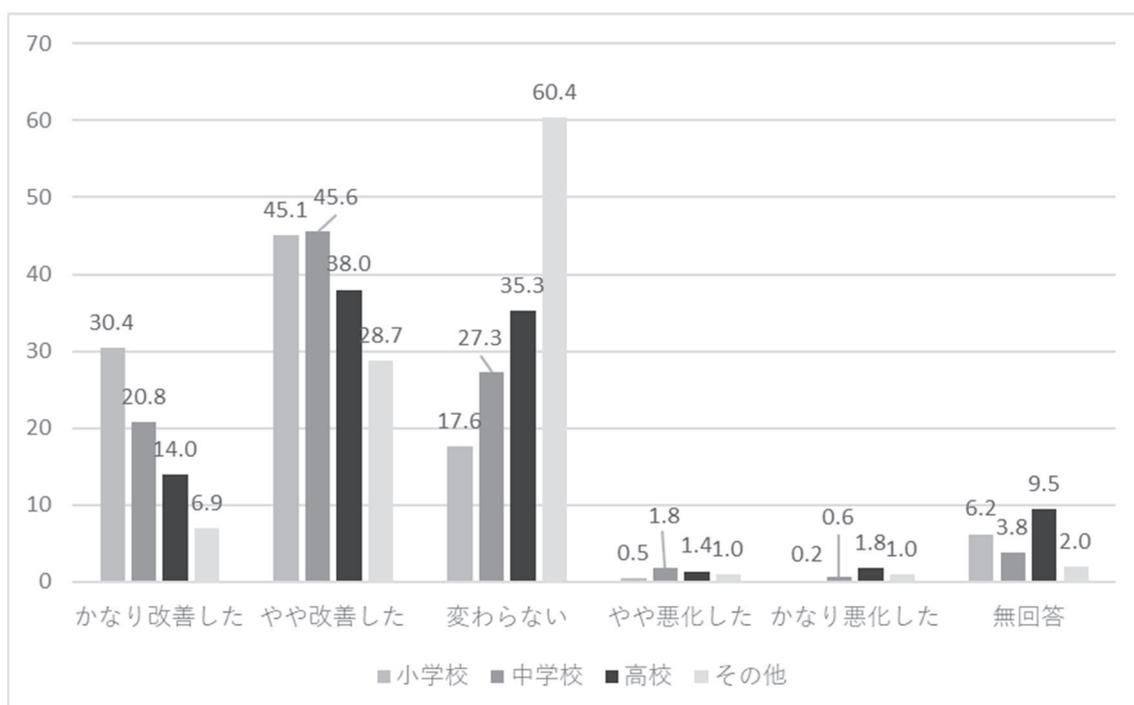
図表201 子どもの性別と非行問題の改善状況とのクロス集計グラフ

N=1,415(性別で「その他」、「無回答」を除く)

Q 3 受理時の在学状況	件数	かなり改善した	やや改善した	変わらない	やや悪化した	かなり悪化した	無回答
合計	1,419	310	609	397	18	10	75
	100.0	21.8	42.9	28.0	1.3	0.7	5.3
小学校	421	128	190	74	2	1	26
	100.0	30.4	45.1	17.6	0.5	0.2	6.2
中学校	653	136	298	178	12	4	25
	100.0	20.8	45.6	27.3	1.8	0.6	3.8
高校	221	31	84	78	3	4	21
	100.0	14.0	38.0	35.3	1.4	1.8	9.5
その他	101	7	29	61	1	1	2
	100.0	6.9	28.7	60.4	1.0	1.0	2.0
無回答	23	8	8	6			1
	100.0	34.8	34.8	26.1	-	-	4.3

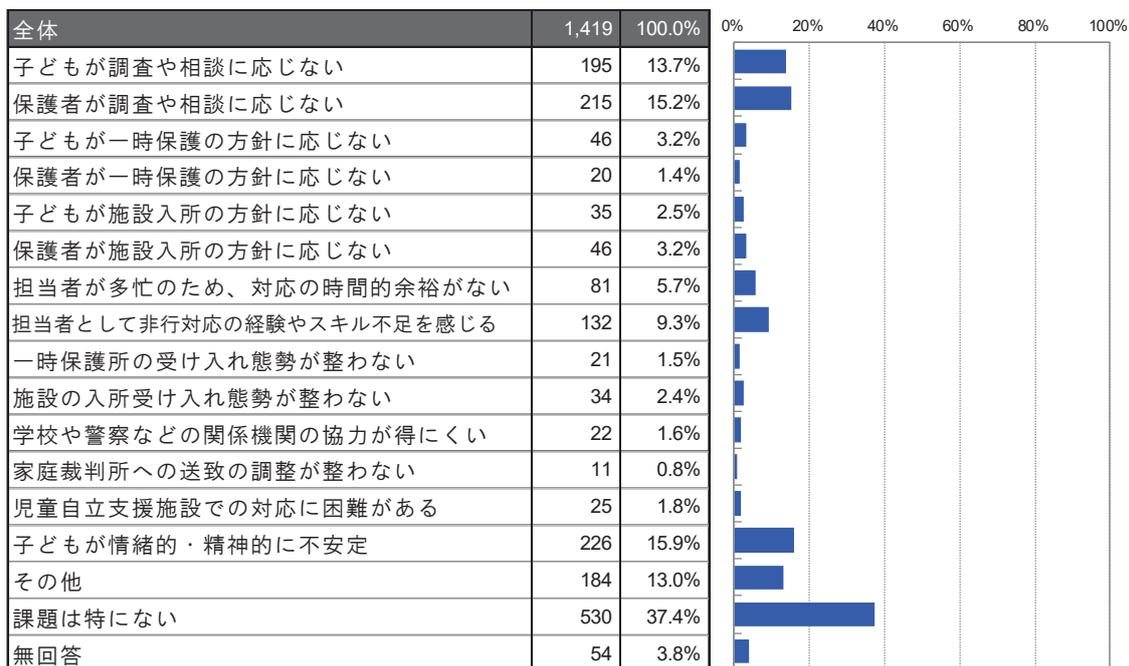
図表202 受理時の在学状況と相談対応による非行問題の改善状況とのクロス集計

○「かなり改善した」と「やや改善した」とを併せた評価は、小学校では 75.5%、中学校は 66.4%、高校は 52%と在学状況が低いほど改善したと思われる評価が高かった。一方で、在学状況が高くなるほど、「改善状況は変わらない」との評価が各々、小学校 17.6%、中学校 27.3%、高校 35.3%と高くなっている。



図表203 受理時の在学状況と相談対応による非行問題の改善状況とのクロス集計グラフ
N=1,396(在学状況「無回答」を除く)

(42) 対応における困難点や課題(複数回答)



図表204 対応における困難点や課題(複数回答可)

- 今回 2020 年度調査においては、相談対応における困難点や課題について、「子どもが情緒的・精神的に不安定」が 15.9%と最も高く、その後は「保護者が調査や相談に応じない」15.2%、「子どもが調査や相談に応じない」13.7%、といった相談者の面接・調査への動機づけが十分ではないと思われることが挙げられた。また、続いて「担当者として非行対応の経験やスキル不足を感じる」9.3%、「担当者が多忙のため、対応の時間的余裕がない」5.7%といった支援者側が十分に対応しきれない現状の課題が挙げられた。また、「課題は特にない」と回答した割合が 37.4%あり、非行相談に対する支援者側の取り組みの希薄さも窺われた。
- 前回 2004 年調査の中で、「援助の過程での困難さ」を問うた中では、援助の過程で困難があると回答した約半数のうち、「保護者との関係」を挙げたものが 52.3%、次いで「児童の処遇」34.8%、「児童との接触」35.4%、「学校との関係」11.4%が挙げられており、保護者対応に最も苦慮していることが窺えた。

【クロス集計から】

Q1 子どもの性別	件数	子どもが調査や相談に応じない	保護者が調査や相談に応じない	子どもが一時保護の方針に応じない	保護者が一時保護の方針に応じない	子どもが施設入所の方針に応じない	保護者が施設入所の方針に応じない	余裕、対応の時間的余裕がない	担当者が多忙のため	応の経験やスキル不足を感じる	担当者として非行対応
合計	1,419 100.0	195 13.7	215 15.2	46 3.2	20 1.4	35 2.5	46 3.2	81 5.7	132 9.3		
男	940 100.0	111 11.8	145 15.4	19 2.0	12 1.3	16 1.7	28 3.0	46 4.9	87 9.3		
女	475 100.0	83 17.5	70 14.7	27 5.7	8 1.7	19 4.0	18 3.8	34 7.2	44 9.3		
その他	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-		
無回答	3 100.0	1 33.3	-	-	-	-	-	1 33.3	1 33.3		

Q1 子どもの性別	一時保護所が受け入れられない	施設入所を受け入れられない	学校や関係機関の協力が得にくい	家庭裁判所への送致の調整が整わない	児童自立支援施設での対応に困難がある	子どもが情緒的・精神的に不安定	その他	課題は特になし	無回答
合計	21 1.5	34 2.4	22 1.6	11 0.8	25 1.8	226 15.9	184 13.0	530 37.4	54 3.8
男	16 1.7	23 2.4	15 1.6	6 0.6	17 1.8	136 14.5	116 12.3	387 41.2	31 3.3
女	5 1.1	11 2.3	7 1.5	5 1.1	8 1.7	90 18.9	68 14.3	141 29.7	23 4.8
その他	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0	-
無回答	-	-	-	-	-	-	-	1 33.3	-

図表205 子どもの性別と対応における困難点や課題とのクロス集計 ※複数回答

○子どもの性別と対応の困難点や課題を検討すると、「子どもが調査や相談に応じない」「子どもが一時保護や施設入所の方針に応じない」「子どもが情緒的・精神的に不安定」といった子どもを軸とした割合の合計を見ると、男子が総計 30.0%に比して、女子は同 46.1%と高い割合となっている。

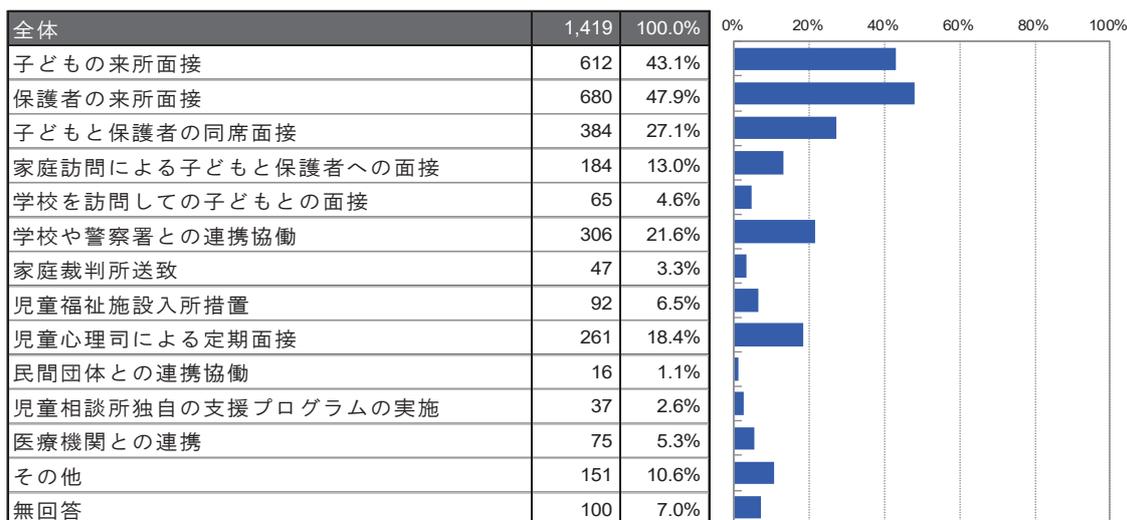
Q3 受理時の在学状況	件数	子どもが調査や相談に応じない	保護者が調査や相談に応じない	子どもが一時保護の方針に応じない	保護者が一時保護の方針に応じない	子どもが施設入所の方針に応じない	保護者が施設入所の方針に応じない	余裕、対応の時間的余裕がない	担当者が多忙のため	応の経験やスキル不足を感じる	担当者として非行対応
合計	1,419 100.0	195 13.7	215 15.2	46 3.2	20 1.4	35 2.5	46 3.2	81 5.7	132 9.3		
小学校	421 100.0	31 7.4	67 15.9	5 1.2	9 2.1	5 1.2	12 2.9	25 5.9	35 8.3		
中学校	653 100.0	107 16.4	99 15.2	28 4.3	9 1.4	25 3.8	29 4.4	35 5.4	64 9.8		
高校	221 100.0	34 15.4	26 11.8	8 3.6	1 0.5	3 1.4	3 1.4	16 7.2	22 10.0		
その他	101 100.0	18 17.8	20 19.8	5 5.0	1 1.0	2 2.0	1 1.0	4 4.0	9 8.9		
無回答	23 100.0	5 21.7	3 13.0	-	-	-	1 4.3	1 4.3	2 8.7		

Q 3 受理時の在学状況	れ一時保護所 が整わない 受け入れ	施設の入所 受け入れ 態勢が整わない	学校や警察 などの関 係機関の 協力が得 にくい	家庭裁判所 への送致 が整わない	児童自立 支援施設 への対応に 困難がある	子どもが 情緒的・ 精神的に 不安定	その他	課題は 特にな い	無 回 答
合 計	21 1.5	34 2.4	22 1.6	11 0.8	25 1.8	226 15.9	184 13.0	530 37.4	54 3.8
小学校	1 0.2	6 1.4	5 1.2	1 0.2	1 -	44 10.5	52 12.4	197 46.8	19 4.5
中学校	11 1.7	11 1.7	11 1.7	6 0.9	17 2.6	108 16.5	79 12.1	226 34.6	19 2.9
高校	5 2.3	8 3.6	5 2.3	2 0.9	5 2.3	48 21.7	34 15.4	67 30.3	11 5.0
その他	3 3.0	9 8.9	1 1.0	1 1.0	3 3.0	25 24.8	17 16.8	32 31.7	2 2.0
無回答	1 4.3	-	-	1 4.3	-	1 4.3	2 8.7	8 34.8	3 13.0

図表206 受理時の在学状況と対応における困難点や課題とのクロス集計 ※複数回答

○また、在学状況別に「子ども」自身に係る上記の困難点や課題の項目の割合の合計を見ると、小学校では総じて低く20.3%であるが、中学校では38.1%、高校では42.1%と高くなり、特に「子どもが情緒的・精神的に不安定」の項目は高校が、21.7%と最も高くなっている。

(43) 効果的であった対応(複数回答)



図表207 効果的であった対応(複数回答可)

○一方今回2020年調査においては、効果的であった対応として、「保護者の来所面接」47.9%、「子どもの来所面接」43.1%、「子どもと保護者の同席面接」27.1%、「家庭訪問による子どもと保護者への面接」13.0%、「学校を訪問しての子どもとの面接」4.6%と直接の面接の有効性が高く挙げられた。続いて関係機関との連携として「学校や警察署との連携協働」が21.6%、「児童福祉施設入所措置」6.5%、「医療機関との連携」5.3%、「家庭裁判所送致」3.3%、「民間団体との連携協働」1.1%が挙げられ、専門職の対応としては「児童心理司による定期面接」18.4%、「児童相談所独自の支援プログラムの実施」2.6%が挙げられている。

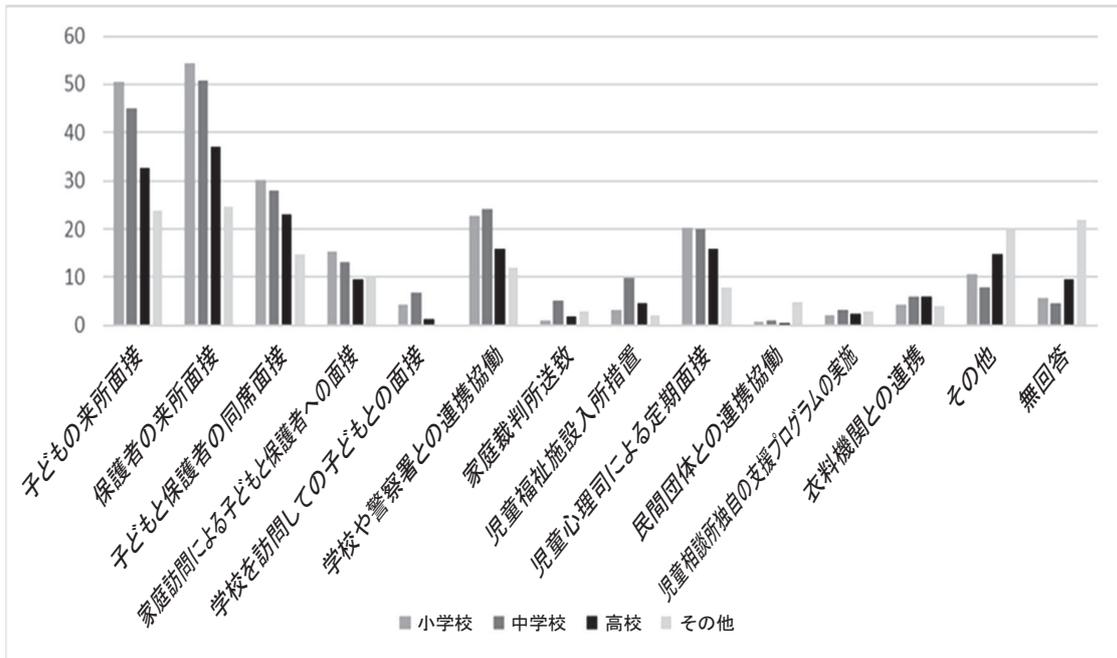
【クロス集計から】

Q 3 受理時の在学状況	件数	子どもの来所面接	保護者の来所面接	子どもと保護者の同席面接	家庭訪問による子どもと保護者への面接	学校を訪問しての子どもとの面接	学校や警察署との連携協働	家庭裁判所送致
合計	1,419 100.0	612 43.1	680 47.9	384 27.1	184 13.0	65 4.6	306 21.6	47 3.3
小学校	421 100.0	213 50.6	229 54.4	127 30.2	65 15.4	18 4.3	96 22.8	4 1.0
中学校	653 100.0	294 45.0	332 50.8	183 28.0	86 13.2	44 6.7	158 24.2	34 5.2
高校	221 100.0	72 32.6	82 37.1	51 23.1	21 9.5	3 1.4	35 15.8	4 1.8
その他	101 100.0	24 23.8	25 24.8	15 14.9	10 9.9	-	12 11.9	3 3.0
無回答	23 100.0	9 39.1	12 52.2	8 34.8	2 8.7	-	5 21.7	2 8.7

Q 3 受理時の在学状況	児童福祉施設入所措置	児童心理司による定期面接	民間団体との連携協働	児童相談所独自の支援プログラム	医療機関との連携	その他	無回答
合計	92 6.5	261 18.4	16 1.1	37 2.6	75 5.3	151 10.6	100 7.0
小学校	14 3.3	85 20.2	3 0.7	9 2.1	18 4.3	45 10.7	24 5.7
中学校	64 9.8	130 19.9	7 1.1	20 3.1	39 6.0	51 7.8	31 4.7
高校	10 4.5	35 15.8	1 0.5	5 2.3	13 5.9	33 14.9	21 9.5
その他	2 2.0	8 7.9	5 5.0	3 3.0	4 4.0	20 19.8	22 21.8
無回答	2 8.7	3 13.0	-	-	1 4.3	2 8.7	2 8.7

図表208 受理時の在学状況と効果的であった対応とのクロス集計 ※複数回答

○また、最も効果的であったという評価の「子ども及び保護者の来所面接」について、高校では子ども・保護者ともに各々32.6%、37.1%であったが、小学校では子ども・保護者ともに各々50.6%、54.4%と50%を超え、中学校でも各々45.0%、50.8%の回答があり、在学状況が低いほど、来所面接が効果的という評価が得られた。



図表209 受理時の在学状況と効果的であった対応とのクロス集計グラフ ※複数回答
N=1,396(在学状況「無回答」を除く)

(以上、文責 坂本靖、永山静香)

3 触法送致事例調査(子ども個票 B)

1. 調査の目的

2007年6月1日、第2次少年法改正が行われ、14歳未満の触法少年であっても重大事件(殺人や放火など)であれば、警察は触法事件送致事案として取り扱い、触法事件送致制度が新設され、2007年11月1日から施行された。

この対応の実態をめぐり、2009年の全児相調査報告では、2007年11月1日から2008年10月31日の間に、少年法第6条の第1項第1号又は同項第2号に基づき、警察から児童相談所長送致を受けたすべてのケース(援助方針未決定分を含む)について、全国の197か所の児童相談所に調査票を送り、197か所から回答(回収率100%)があり、分析・考察を加えてまとめている。

本調査では、2020年4月1日から2021年3月31日の間に、上記の警察から児童相談所送致を受けたすべてのケースについて、児童相談所の対応を調査し、2007年調査の結果との比較をとおして、触法事件送致の変化や課題を明らかにすることにより、触法少年の援助や体制整備等の充実、向上につなげることを目的としている。

2. 調査の方法

全国の児童相談所に対して質問紙調査を実施した。質問紙調査は、児童相談所の状況を把握するための機関調査(児童相談所調査)と個別の事例を把握するための非行相談調査(子ども個票 A)及び触法送致事例調査(子ども個票 B)により構成した。

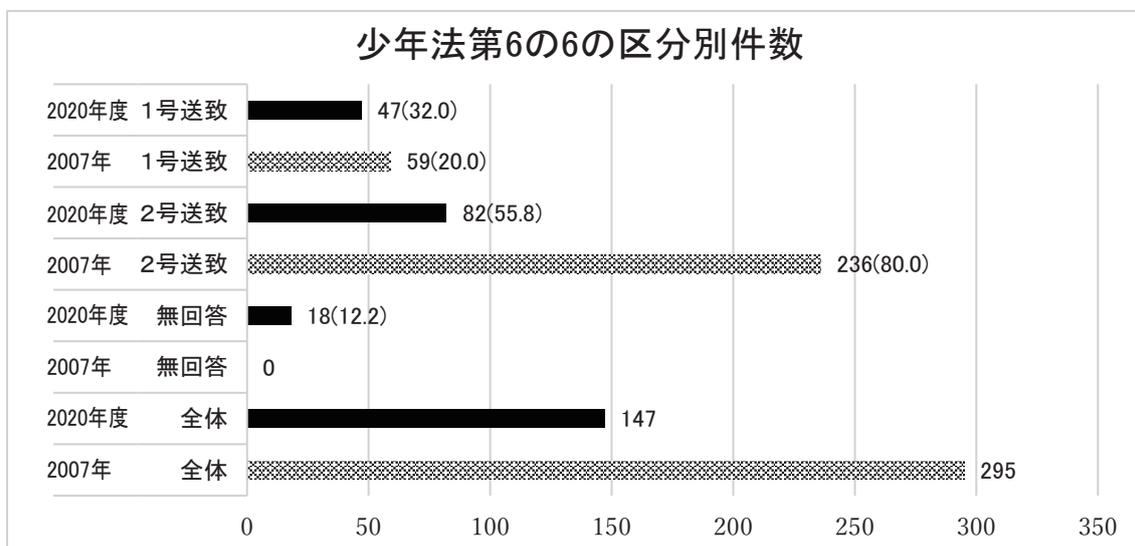
3. 調査の結果

「触法事件送致」については、2020年4月1日から2021年3月31日の間に、上記の警察から児童相談所送致を受けたすべてのケースについて、全国の220か所の児童相談所に調査票(個票 B)を送り、64か所(147ケース)から回答があり、前回の調査との比較、分析を行った。

なお、調査票の質問項目がすべて同じものでないため、比較、分析の図表に一部、異なった分類がされていることをお断りしておく。また、前回の調査(1年間の調査である)は年度単位ではないため、2007年調査と表記している。

(1)少年法第6条の6の区分別件数

図 B-1 少年法第6条の6の区分別件数(2007年との比較)



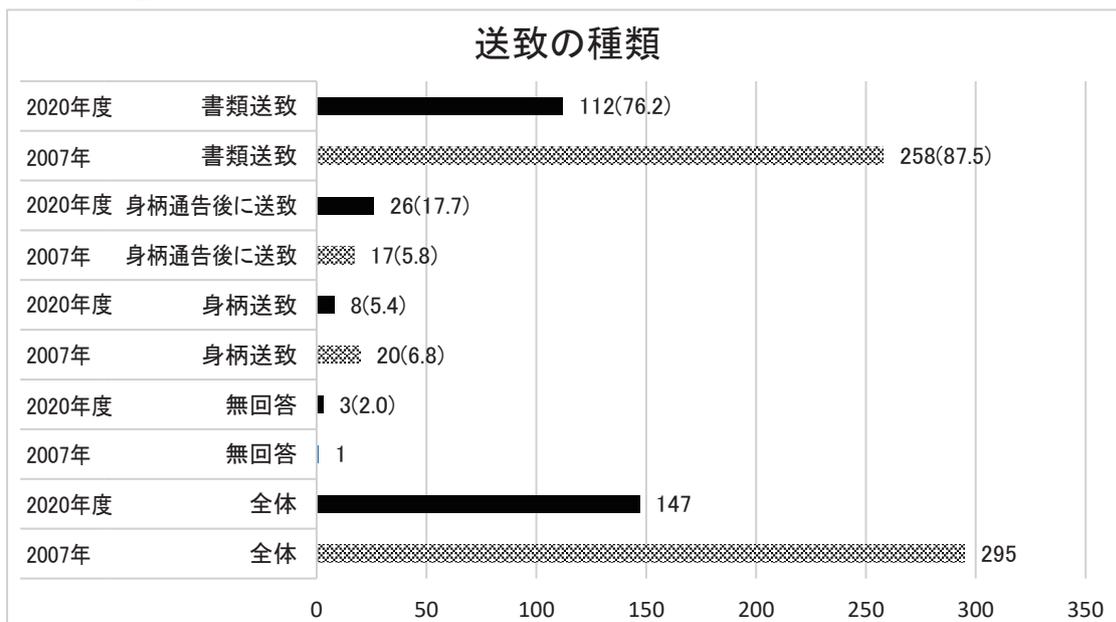
* ()は全体を母数としての割合(%)を表示している

少年法第6条の6の区分別件数でみると2020年度では1号送致47件(32%)、2号送致236件(55.8%)、無回答18件(12.2%)である。

2007年では、1号送致59件(20%)、2号送致236件(80%)であり、いずれも2号送致が件数、割合ともに多い。また、件数では、2007年と比べると2020年度は半減している。

(2)送致の種類別比較

図 B-2 送致の種類(2007年との比較)



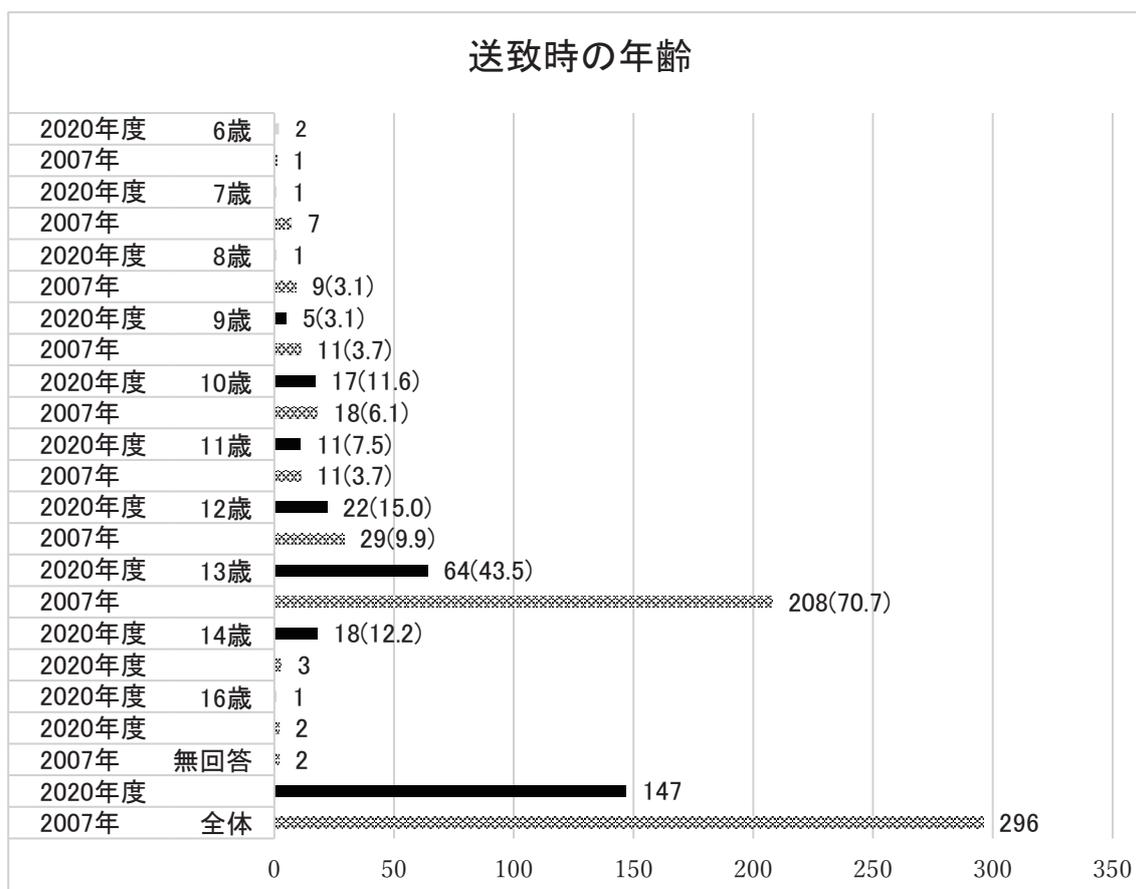
* ()は全体を母数としての割合(%)を表示している

送致の種類別でみると、2020年度は書類送致が112件(76.2%)と最も多く、次いで身柄通告後に送致が26件(17.7%)、身柄送致が8件(5.4%)となっている。

2007年では、書類送致が258件(87.5%)と最も多く、次いで身柄送致20件(6.8%)、身柄通告後に送致が17件(5.8%)となっており、2020年度との比較でも書類送致の件数、割合とも高いことが分かる。

(3) 送致の年齢別比較

図 B-3 送致時の年齢(2007年との比較)



* ()は全体を母数としての割合(%)を表示している

送致時の年齢別比では、2020年度は13歳が64件(43.5%)と最も多く、次いで12歳が22件(15.0%)、14歳が18件(12.2%)、10歳が17件(11.6%)と続き、最年長で16歳、最年少で6歳である。年齢の分布が広がっていることが分かる。

2007年では、13歳が208件(70.7%)と最も多く、次いで12歳が29件(9.9%)、10歳が18件(6.1%)、11歳が11件(3.7%)と続き、最年長で13歳、最年少で6歳である。

なお、触法事件送致は原則14歳未満の触法少年を想定しており、2020年度の統計では14歳以上の少年も数名含まれており、この点は後述する。また、学齢別での分類で、2020年度は高校生等が3名含まれている。

(4) 非行内容別の比較

図 B-4 非行内容別件数(2007年との比較)



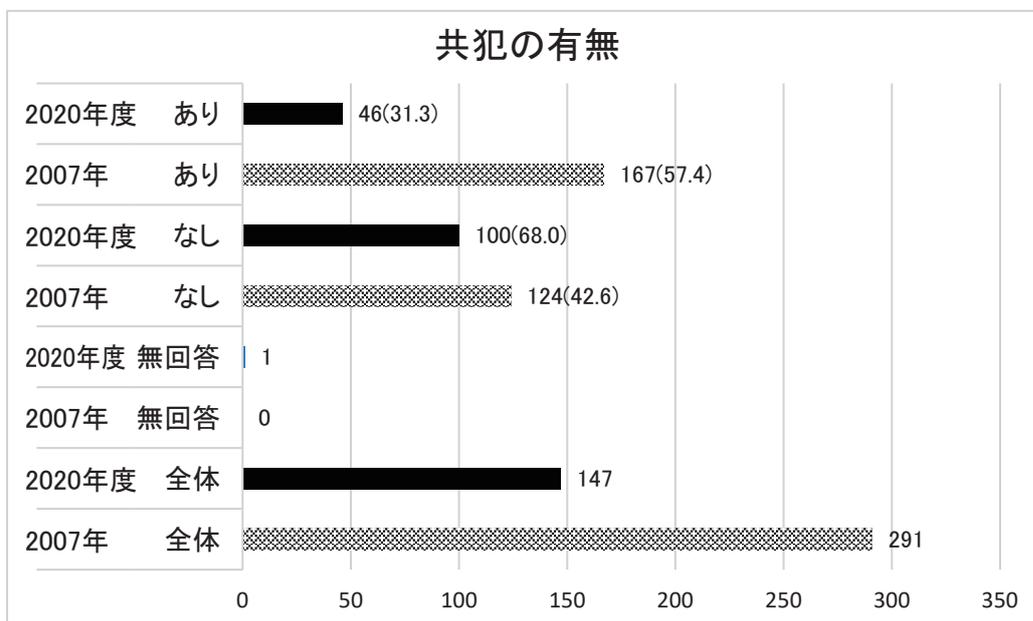
* ()は全体を母数としての割合(%)を表示している

非行内容別の比較では、2020年度は性的非行(強姦・強制わいせつ等)が59件(40.2%)と最も多く、次いで盗みが43件(29.3%)、その他が29件(19.7%)と続いている。その他では、線路への置石6件、住居(家宅)侵入6件などが多い。また、不良交友、家出外泊、金品持ち出しといった「ぐ犯等行為」が5件含まれており、この点は精査する必要がある。

2007年は、盗み(窃盗)が120件(42.1%)と最も多く、次いで、粗暴が55件(19.8%)、放火が30件(10.8%)、その他が93件(32.6%)となっている。これらのことから、非行内容は2007年に比べて2020年度は多様化していることが分かる。

(5) 共犯の有無の比較

図 B-5 共犯の有無(2007年との比較)



* ()は全体を母数としての割合(%)を表示している

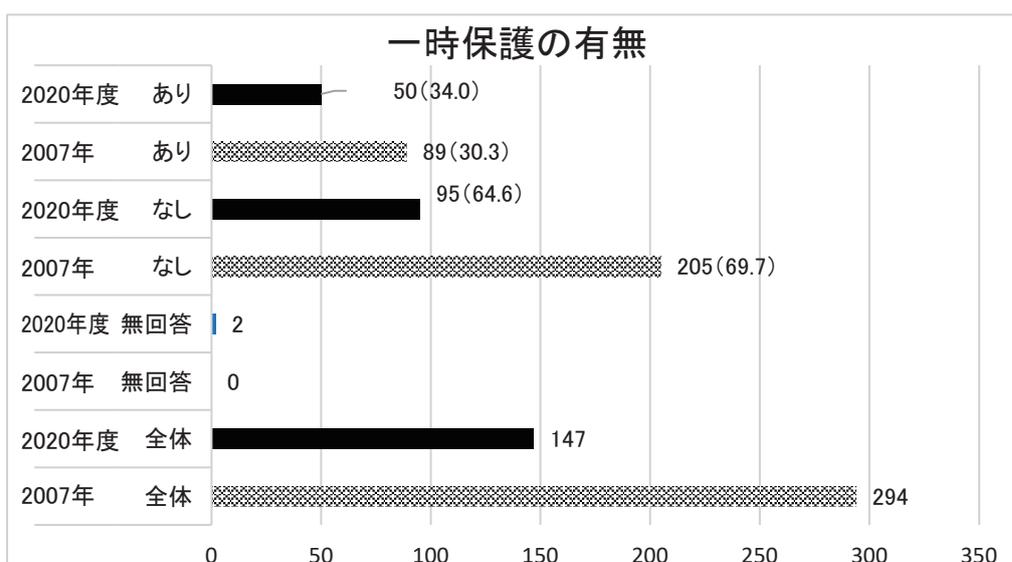
共犯の有無では、2020年度は「なし」が100件(68%)、「あり」が46件(31.3%)である。

2007年は「なし」が124件(42.6%)、「あり」が167件(57.4%)である。

比較してみると、共犯の有無が逆転しており、非行内容と関連してか、2020年度は単独行為(性的非行など)が増えている。

(6) 一時保護の有無の比較

図 B-6 一時保護の有無(2007年との比較)

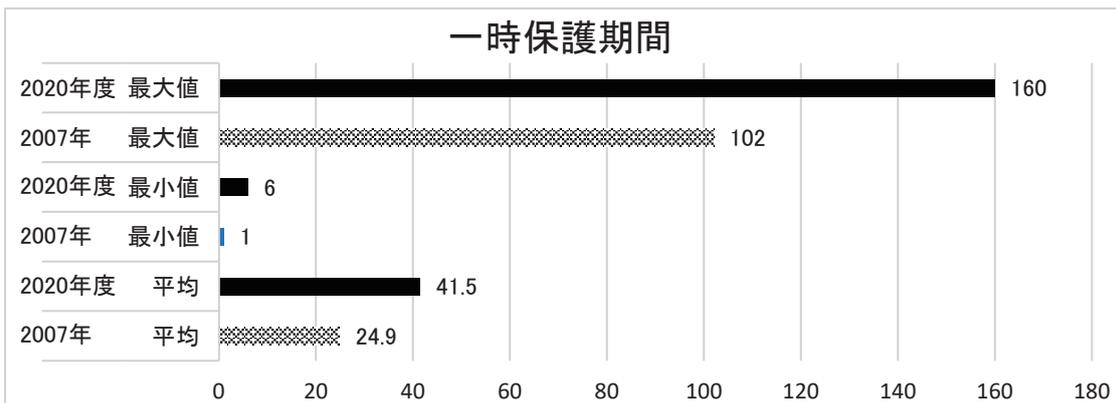


* ()は全体を母数としての割合(%)を表示している

一時保護の有無では、2020年度は「なし」が95件(64.6%)、「あり」が50件(34%)である。2007年は「なし」が205件(69.7%)、「あり」が89件(30.3%)となっており、比較してみても大きな差は見られなかった。

(7) 一時保護の期間の比較

図 B-7 一時保護の期間(2007年との比較)

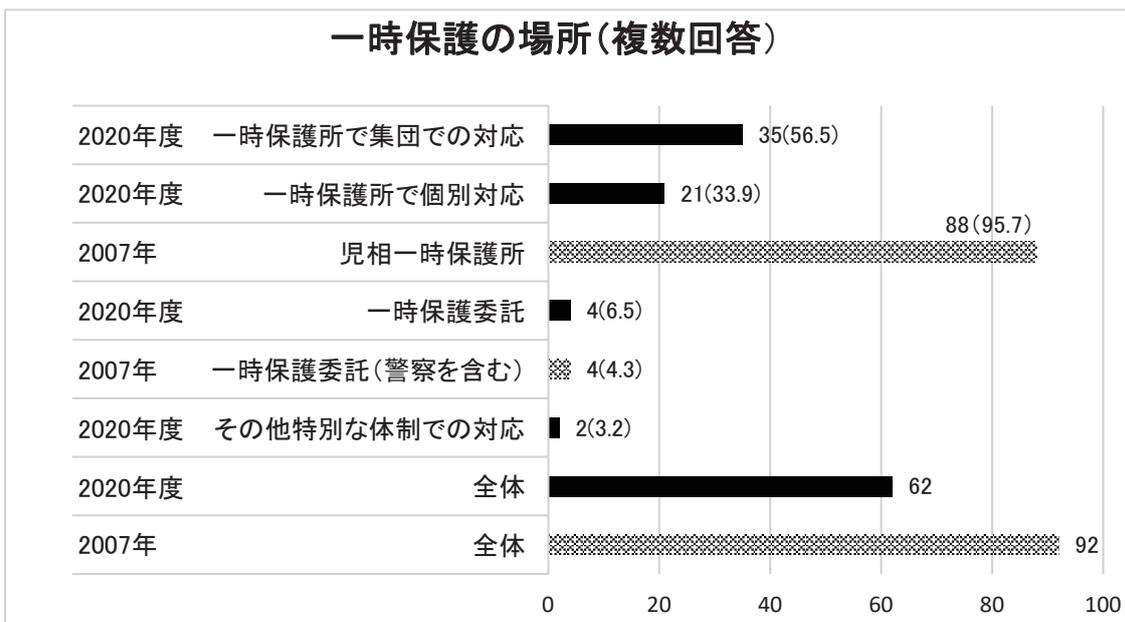


一時保護の期間の比較では、分類区別と統一させるため、最大値、最小値、平均値の3点を比較した。2020年度では、最大値は160日、最小値6日、平均値41.5日である。

2007年では、最大値102日、最小値1日、平均値24.9日である。比較してみると、いずれも2020年度が多く、一時保護の期間が長期化していることが分かる。

(8) 一時保護の場所の比較

図 B-8 一時保護の場所(2007年との比較)



* ()は全体を母数としての割合(%)を表示している

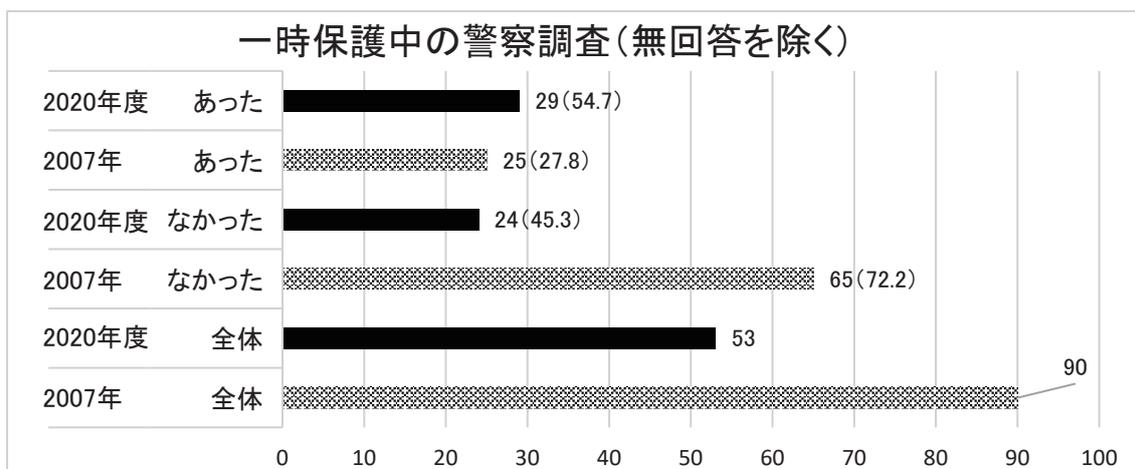
一時保護の場所では、児童相談所の一時保護所での対応が最も多く、2020年度の調査では「集団での対応」35件、「個別での対応」21件、一時保護委託4件である。

2007年では、児童相談所の一時保護所が88件、一時保護委託(警察を含む)4件である。

比較してみると大きな差はなく、2020年度は細分化したのが特徴である。複数回答となった理由としては、一時保護委託から児童相談所の一時保護所に移動したことなどが考えられる。

(9) 一時保護中の警察調査の比較

図 B-9 一時保護中の警察調査・無回答を除く(2007年との比較)



* ()は全体を母数としての割合(%)を表示している

一時保護中の警察調査の有無を、無回答を除いて集計し、比較したものである。

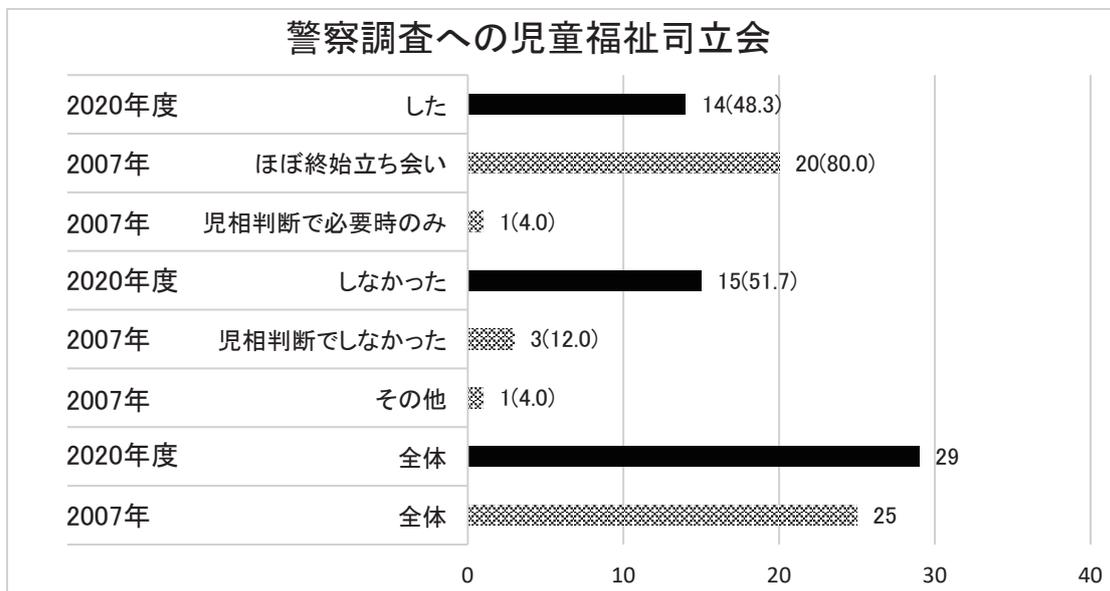
2020年度では、「あった」が29件(54.7%)、「なかった」が24件(45.3%)である。

2007年では、「あった」が25件(27.8%)、「なかった」が65件(72.2%)である。

比較してみると2020年度は「あった」が「なかった」を上回り、一時保護中の警察調査が増えていることが分かる。

(10) 警察調査への児童福祉司立会の比較

図 B-10 警察調査への児童福祉司立会・無回答を除く(2007年との比較)



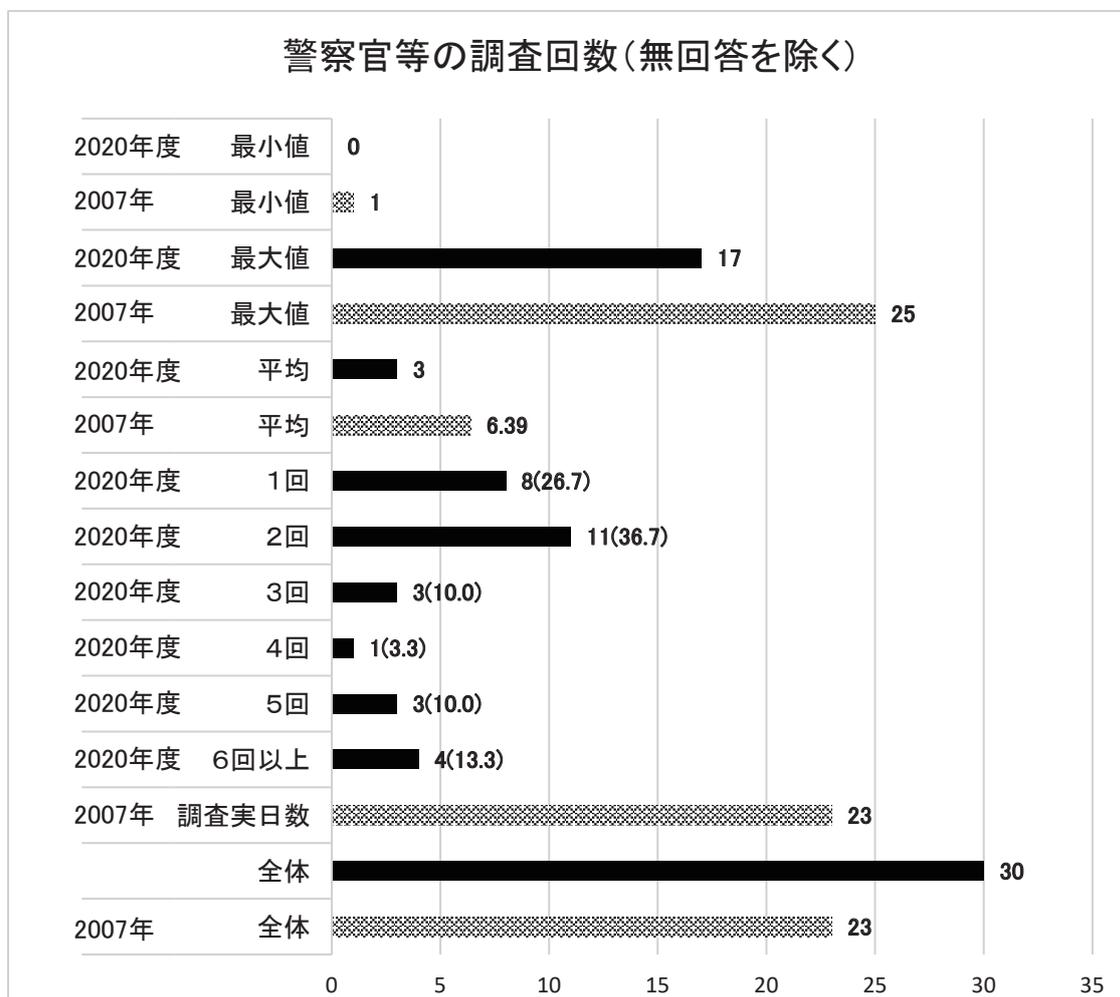
* ()は全体を母数としての割合(%)を表示している

一時保護中の警察調査への児童福祉司立会では、2020年度では「した」が14件(48.3%)、「しなかった」が15件(51.7%)である。

2007年では、「ほぼ終始立ち会い」が20件(80%)、「しなかった」が3件(12%)である。比較してみると、2020年度が「しなかった」が件数、割合とも増えていることが分かる。

(11) 警察等の調査回数の比較

図 B-11 警察等の調査回数(2007年との比較)



* ()は全体を母数としての割合(%)を表示している

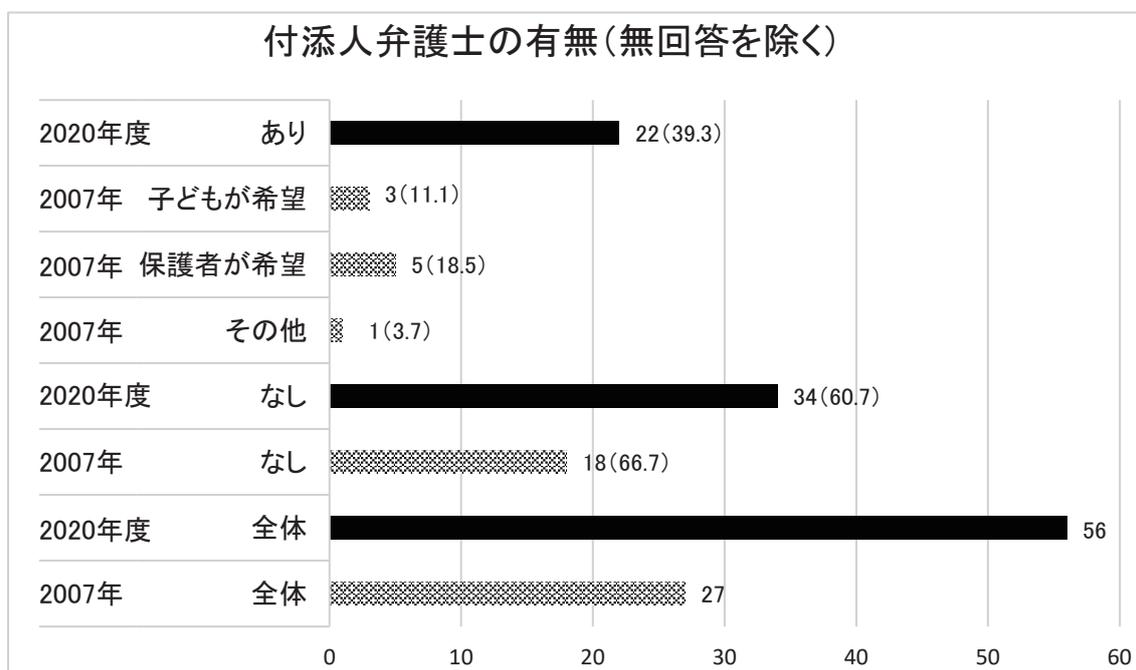
一時保護中の警察等の調査回数では、2020年度では最大値が17回、最小値は0回、平均値は3回である。また、回数ごとの分布では、2回が11件、1回が8件、6回以上が4件、3回、5回が3件、4回が1件となっている。

2007年では、質問項目に違いがあり、共通する項目では最大値25回、最小値1回、平均値6.39回となっている。

比較してみると、2020年度は警察等の調査は全体に増えているものの、調査回数で見ると減少していることが分かる。

(12) 付添人弁護士の有無の比較

図 B-12 付添人弁護士の有無・無回答を除く(2007年との比較)



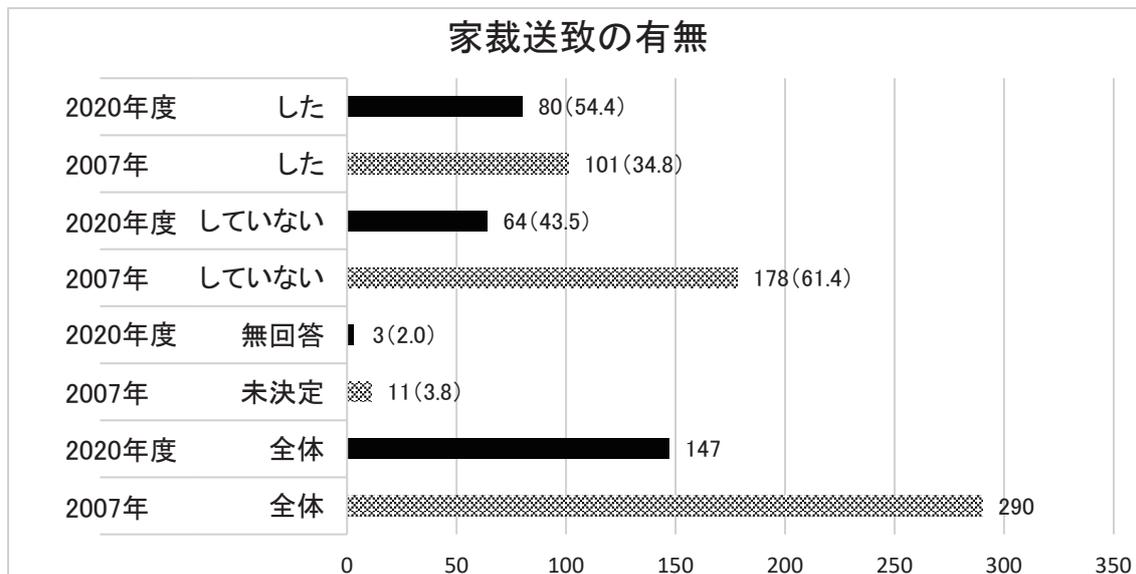
* ()は全体を母数としての割合(%)を表示している

付添人弁護士の有無について無回答を除き比較すると、2020年度では、「あり」が22件(39.3%)、「なし」が34件(60.7%)である。

2007年では、保護者が希望して「あり」、子どもが希望して「あり」を合わせて8件(29.6%)、「なし」が18件(66.7%)である。比較してみると、母数の違いがあり難しいところではあるが、2020年度は付添人弁護士を付ける事例が多いことが分かる。

(13) 家裁送致の有無の比較

図 B-13 家裁送致の有無(2007年との比較)



* ()は全体を母数としての割合(%)を表示している

家裁送致の有無の比較を無回答、未決定を除き比較すると、2020年度では「した」が80件(54.4%)、「していない」が64件(43.5%)である。

2007年では、「した」が101件(34.8%)、「していない」が178件(61.4%)である。割合としては、2020年度が家裁送致を「した」割合が高くなっている。

(14) 少年法第6の6の区分と家裁送致の有無

図 B-14 少年法第6の6の区分と家裁送致の有無(2020年度)

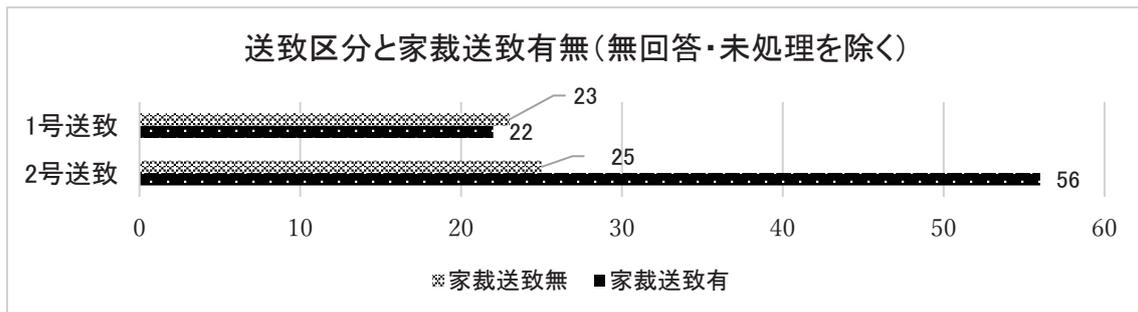


図 B-14 は、少年法第6の6の送致区分と家裁送致の有無について、2020年度のデータを基に表にしたものである。1号送致では、家裁送致「あり」が22件、「なし」が23件となっている。2号送致では、家裁送致「あり」が56件、「なし」が25件となっている。1号送致は「原則家裁送致」、2号送致は「その他(児童相談所に裁量がある)」と分けられているものの、家裁送致が2倍近くになっており、この図からは児童相談所の裁量での家裁送致の割合が高いことが分かる。

(15) 非行内容と家裁送致の有無(複数回答)

図 B-15 非行内容と家裁送致の有無・複数回答(2020年度)

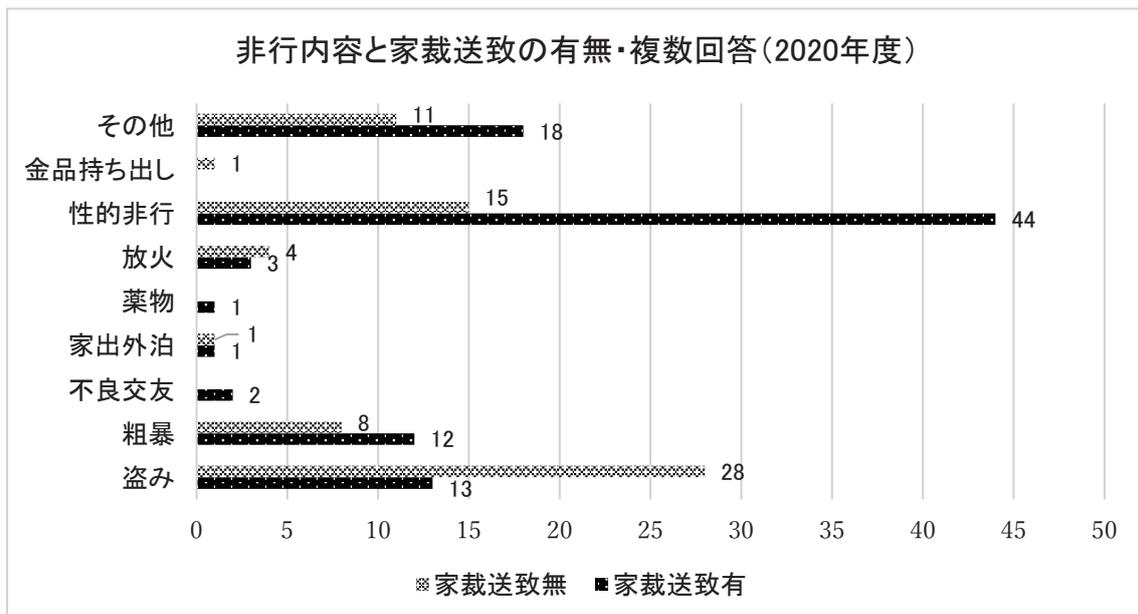
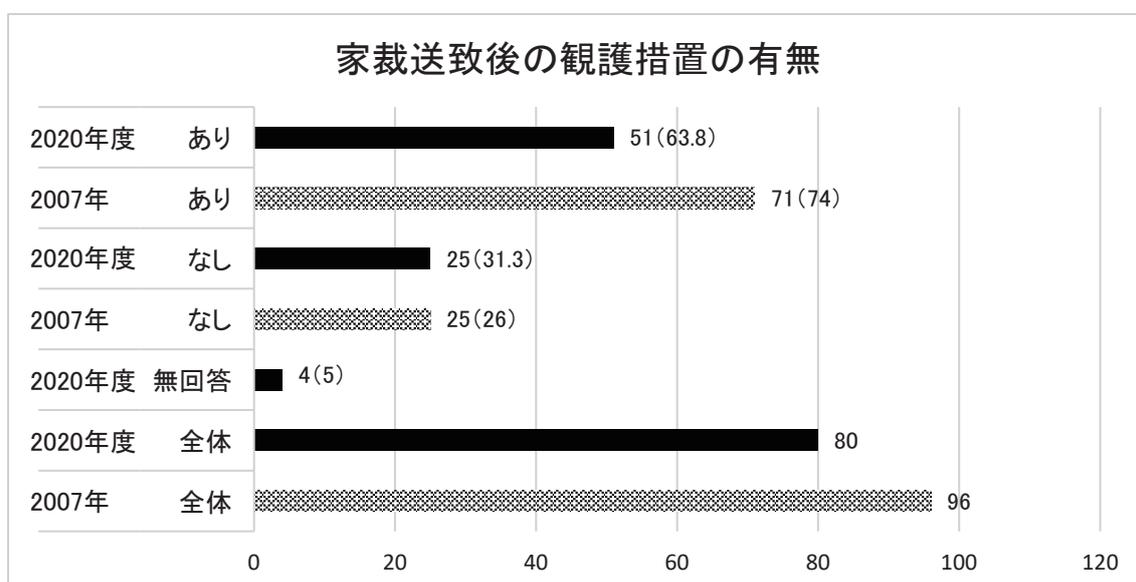


図 B-15 は家裁送致の有無を非行内容との関係で見たものである。複数回答での設問であり、合計数が実際の数と違っている。家裁送致が「あり」では、性的非行が 44 件(46.8%)と最も多く、その他が 18 件(19.1%)、盗みが 13 件(13.8%)、粗暴が 12 件(12.8%)と続いている。家裁送致が「なし」では、盗みが 28 件(41.2%)、性的非行が 15 件(22.1%)、その他が 11 件(16.2%)と続いている。2020 年度、家裁送致した 80 件(図 B-13)のうち性的非行が半数以上を超えていることが分かる。

(16) 家裁送致後の観護措置の有無の比較

図 B-16 家裁送致後の観護措置の有無(2007 年との比較)



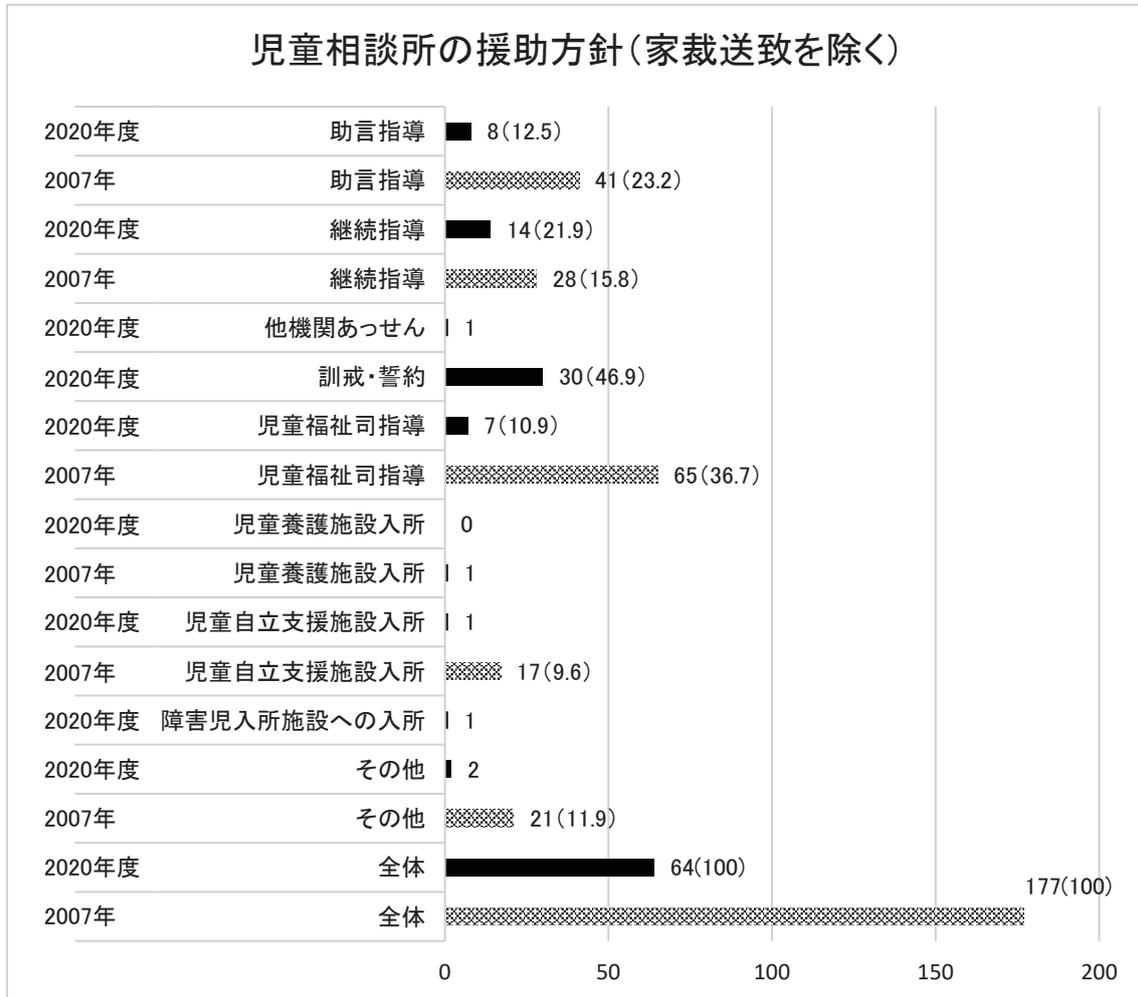
* ()は全体を母数としての割合(%)を表示している

家裁送致後は、家裁の審判で観護措置が決定される。2020 年度では、「あり」が 51 件(63.8%)、「なし」が 25 件(31.3%)である。

2007 年では、「あり」が 71 件(74%)、「なし」が 25 件(26%)であり、比較してみると 2020 年度は観護措置が執られる割合は少し下がってきており、在宅での審判が少し増えてきている。これは、図 B-14 で示した 2 号該当での家裁送致の割合が高いこととも関係しているものと思われる。

(17) 児童相談所の援助方針(家裁送致を除く)の比較

図 B-17 児童相談所の援助方針・家裁送致を除く(2007年との比較)



* ()は全体を母数としての割合(%)を表示している

児童相談所の援助方針(家裁送致を除く)の比較では、2020年度では訓戒・誓約(1号措置)30件(46.9%)、継続指導14件(21.9%)、助言指導8件(12.5%)、児童福祉司指導(2号措置)7件(10.9%)の順となっている。2007年では児童福祉司指導(2号措置)65件(36.7%)、助言指導41件(23.2%)、継続指導28件(15.8%)、児童自立支援施設入所17件(9.6%)となっている。

この結果及び図 B-14 の結果からみると、2020年度は家裁送致の割合が高いものの、それ以外のケースは、比較的軽い指導(1号措置など)となっている。一方で、2007年は家裁送致の割合が低く、児童福祉司指導、継続指導、児童自立支援施設入所、など多様な児童福祉的指導(措置を含む)・援助が行われているとみることができる。

(18)警察の処遇意見

家裁送致意見	100 件 (68.0%)
児童福祉司指導意見	46 件 (31.3%)
不処分相当	1 件 (0.7%)

2020 年度の警察が事件送致した事件のうち、比較的軽微な事案は児童福祉司指導や不処分といった意見がつけられている。これらの事件は、家裁送致せず児童相談所の援助方針会議で決定されたものと思われる。

一方、2007 年では、家裁送致が 113 件 (40.9%)、少年院送致が 32 件 (11.6%)、児童自立支援施設入所が 54 件 (19.6%)、児童福祉司指導が 68 件 (24.6%)、その他が 9 件 (3.3%)となっており、細分化された意見が付せられていることが分かる。

図 B-18 警察の処遇意見(2020 年度)

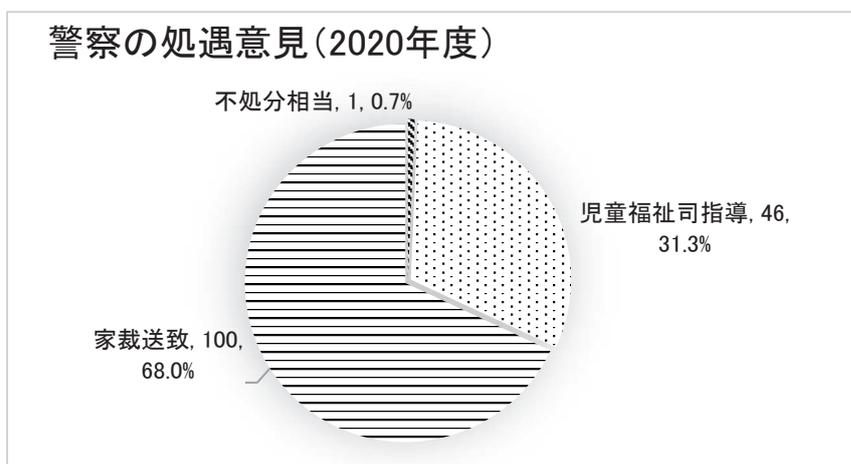
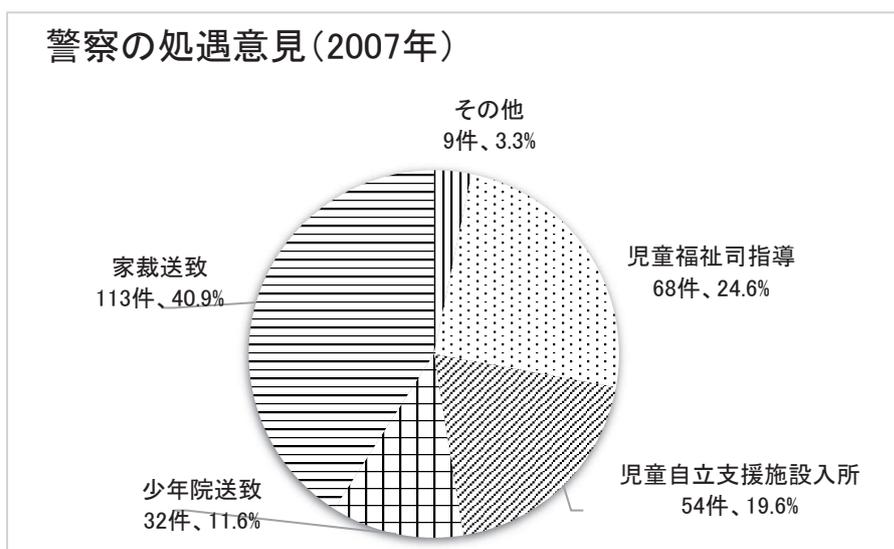


図 B-19 警察の処遇意見(2007 年)



(19)家庭裁判所の審判結果の比較

家裁送致後の審判結果が記載されているものを分類したところ、以下の結果となっている。2020年度と2007年とを比較したものを図にしたものである。

図 B-20 家裁送致後の審判結果(2007年との比較)



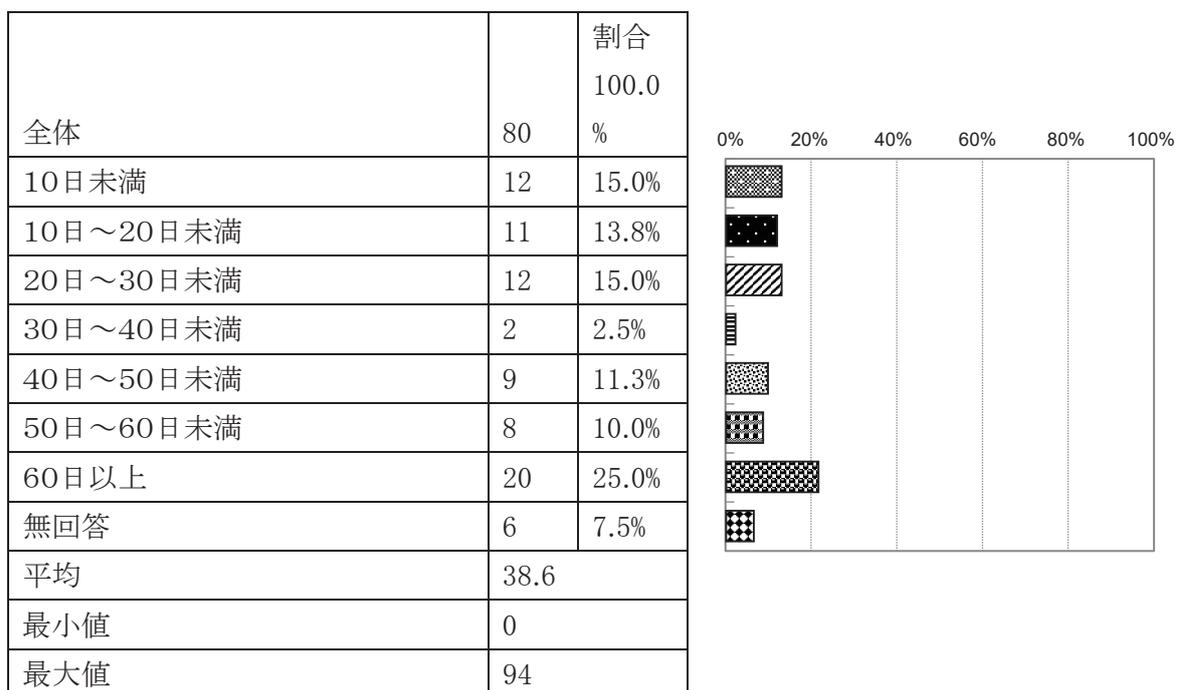
* ()は全体を母数としての割合(%)を表示している

2020年度は、児童福祉法上の措置・指導(児童自立支援施設送致を含む)が8割になっている。一方、2007年は少年法に基づく保護観察、少年院送致、試験観察(中間処分)といった処分の割合が34件、34%と多いことが分かる。これらの結果は、非行内容(非行事実)と関連していると思われる。

(20)送致の受理日から援助方針決定日までの日数(家裁送致したもの)

この調査は 2007年はなされていないため、2020 年度分のみを取りあげる。受理日から家庭裁判所送致に要した日数は、平均値で 38.6 日、最小値で 0 日(即日送致)、最大値で 94 日である。日数の順で見ると、60 日以上が 20 件(25.0%)、20 日～30 日未満が 12 件(15.0%)、10 日未満が 12 件(15.0%)、40 日～50 日未満が 9 件(11.3%)、50 日～60 日未満が 8 件(10%となっており、40 日以上の占める割合が 50%を超えており、長期化している。長期日数か短期日数かに大別される。

図 B-21 送致の受理日から援助方針決定日までの日数(家裁送致したもの)



(21)ぐ犯等行為とされた不良交友、家出・外泊、金品持ち出しの精査

2020 年度の非行内容に上記のぐ犯等行為があり、それを自由記述から 4 件を精査したものが、次の表である。その多くが、触法行為に該当するものである。

図 B-22 ぐ犯行為とされた非行内容の具体的事実

非行内容	非行内容の具体的事実
不良交友	缶酎ハイなど 5 件の窃盗
	暴行・傷害、器物損壊など
家出・外泊	性的非行、暴行・傷害など
金品持ち出し	家族の財布から現金を持ち出し家出したもの

(22) 送致時の在学状況が高校生であることの精査

触法事件送致は基本的には14歳未満が対象となる。3件の高校生とされたものを精査したのが、次の表である。2件の事件は、過去の触法事件が送致されている。最後の1件は、「性非行」で一時保護され、児童福祉司に対して障害・暴行を加えた事例と思われる。後者の事実に着目するとしたら、触法事件送致より犯罪事件として家裁送致することが妥当と思われる。「犯罪」か「ぐ犯」に該当するもので、児童自立支援施設送致を念頭に置いた対応であり、本来は児童福祉法第27条第1項第4号による送致や同法第27条の3を適用することが妥当と思われる事案である。

在学状況	非行内容の具体的事実
高校生	過去の事件で、被害児童に全治不詳のPTSDを負わせたもの。
高校生	過去の事件で、占有離脱物横領、器物損壊など
高校生	性的非行、児童福祉司に対する傷害・暴行など

4 調査結果の分析(小括)

触法事件送致について2007年調査と今回の調査を比較して、特徴的なところをまとめる。

第1に、触法事件送致は触法相談の減少の影響もあるのか、件数としては295件から147件に半減し、少年法第6条の6の区分件数でも1号送致よりも2号送致の割合が高く、書類送致の件数、割合が高い。

第2に、送致時の年齢別でみると今回調査では13歳が件数(64件)、割合(43.5%)とも高いが、12歳、14歳、10歳と続き、13歳が70.7%を占めていた2007年調査結果と比較すると年齢の幅が広がっている。

第3に、非行内容別でみると、性的非行が59件(40.2%)、盗み、その他と続き、中には不良交友、家出外泊、金品持ち出しといった内容まであり、多様化している。非行内容の多様化に関連してか、共犯の有無では「なし(単独)」の割合が多くなっている。

第4に、一時保護については、一時保護される割合はあまり変わらないが、一時保護の長期化(平均値で15日以上増えている)があげられ、一時保護の場所も集団で保護するのか、個別対応するかといった工夫がみられる。

第5に、一時保護中の警察調査について、「あった」が半数を超えている。その際の児童福祉司の立ち会いの割合は減っている。

第6に、付添人弁護人の有無について、「なし」が6割を超え、前回調査との比較では、母数の違いがあり難しいところではあるが、2020年度は付添人弁護士を付ける事例が件数としては多くみられる。

第7に、家裁送致の有無について、「した」の割合が増えている。これを送致区分とのクロスでみると、2号送致では「家裁送致無」が25件、「家裁送致有」が56件となっており、約2倍

にあたる事件が児童相談所の判断で送致されている。また、非行内容とのクロスで見ると、性的非行が最も多く44件が送致され、全体の半数を占めている。

第8に、家裁送致を除く児童相談所の援助方針について、2020年度は比較的軽い指導(訓戒・誓約など)となっている。

一方で、2007年は、児童福祉司指導、継続指導、児童自立支援施設入所など、多様な児童福祉法上の指導(措置を含む)・援助が行われているとみることができる。

第9に、家裁送致後の審判結果について、2020年度は児童福祉法上の措置・指導(児童自立支援施設送致を含む)が8割になっている。一方、2007年は少年法に基づく保護観察、少年院送致、試験観察(中間処分)といった家庭裁判所主導の処分の割合が34件、34%と多いことが分かる。

(以上、文責 渡邊忍)

IV 考察

1 児童相談所調査

児童相談所調査では、令和2年4月1日現在の職員配置や非行相談体制及び令和2年度中の相談受理件数や非行相談への対応状況等を対象に調査を行った。以下はその結果に係る考察である。

(1) 非行相談体制

① 児童福祉司・児童心理司一人当たり非行相談受理件数

児童福祉司一人当たり非行相談受理件数は、年間0件から9件であり、平均は2件であった。また、児童心理司一人当たり非行相談受理件数は、年間0件から35件であり、平均は5件であった。これらの数値は、各児童相談所が受理した相談件数を配置職員数で単純に除して得た数字であり、必ずしも実態通りとは言えないが、大まかな状況は把握できると考える。虐待相談に比べれば一人当たり件数は少なく、非行相談の経験の蓄積としては十分とは言えない現状にあるといえよう。

② 非行相談専任担当者(以下「非行専任者」という。)の配置

非行相談対応の専任担当者については、全国で12児童相談所17人と少なかった。1所では常勤児童福祉司4人による専任チームが組まれていた。これらのうちで非行相談のみに対応して他の相談種別を兼任しない児童相談所は7か所であった。虐待相談の比重が増している現在の児童相談所では非行専任者を置くことは少数となっている。

非行専任者を配置している児童相談所の非行相談件数をみると、受理件数が100件台である児童相談所の比率が高いが、それも専任担当設置児童相談所の半数以下であり、非行相談受理件数が少ない児童相談所でも配置されている場合があった。

なお、2004年調査に比べると、他の相談種別と兼任である非行専任者を配置する児童相談所の比率が大きく減っており、それが非行専任者配置児童相談所の減少となって表れていた。増加する虐待相談に対応するため、非行相談に職員を配置する余裕がなくなっていることの表れといえよう。

③ 弁護士の非行相談への関与

弁護士が配置されている児童相談所のうち5割弱の児童相談所で、弁護士が非行相談に関与していた。常勤弁護士のみを配置している児童相談所では9割の児童相談所で非行相談に弁護士が関与していた。なお、弁護士が非行相談に関与している児童相談所は比較的、非行相談件数が多い児童相談所であった。弁護士が関与する事例は、家庭裁判所送致事例が最も多く、次に重大事件による触法送致対応が続いた。

虐待相談対応に弁護士の役割が求められ配置が進む中で、非行相談への関与もまた増え

てきたものと思われる。もともと児童相談所にかかわりを持つ弁護士は付添人活動や少年事件への対応経験が豊富な弁護士が多く、その点では児童相談所にとって強力な力添えになるだろう。また、子どもの権利擁護の観点からも、冤罪のチェック機能を果たせるなど、弁護士関与の意義は大きいと思われる。家庭裁判所送致での家庭裁判所とのやり取りや送致書の作成には専門性が求められるが、その点でも弁護士の関与は児童相談所にとって助力になると考えられる。

④ 児童相談所配属の警察官の関与

児童相談所に配置されている現職警察官については、非行相談への関与が7割の児童相談所で見られた。警察官OBにおいても、7割弱の児童相談所で関与が見られた。これらの傾向と非行相談受理件数との相関はあまり見られなかった。

児童相談所における警察官や警察官OBの配置は、虐待相談対応の強化を目的としている場合が多い。その一方で非行相談への関与も見られていることになる。児童相談所職員が非行相談に関与することが減少し、また異動による入れ替わりが多いため非行相談の経験が不足しており、そのため警察職員の助力を求めるといった状況が生まれていることも考えられる。その場合、警察職員が福祉的な対応を意識して相談を行えているかどうかについては注意が必要であると考えられる。

(2) 非行相談の受理状況

年間の非行相談の受理件数は、全相談受理件数に比して約2%程度となっていた。児童相談所ごとでの受理件数では、0件から372件と幅があった。平均すると46.7件であった。全国の児童相談所の1割に当たる児童相談所で、全国の非行相談受理件数の35%を占めていた。受理件数10件未満の児童相談所が19%である一方で、200件以上の児童相談所は2%であった。全相談受理件数に対する比率が、1%未満の児童相談所が24%であり、2%未満まで含めると56%の児童相談所となる。一方で10%以上という児童相談所は3%、20%以上という児童相談所が1%であった。

児童相談所の非行相談平均受理件数は、2007年調査時の56.4%となっている。このように、全体としては非行相談の比率が低い中で、一部に受理件数の多い児童相談所が見られた。全国的な非行相談の減少は続いているが、一部地域では非行問題が引き続き課題となっていると思われる。

なお、警察署からの虐待通告について、以前であれば非行事例として通告されてきたような事例が、保護者の引き取り拒否などを理由としてネグレクトとして虐待通告される件数が増えていることが各地の児童相談所から指摘されている。警察署から通告される事例では、虐待相談と非行相談の区分が分かりにくくなっていると考えられる。

非行相談での一時保護については9割弱の児童相談所で実施されていた。年間で10件以下が5割に及ぶが、50件以上という児童相談所が1割あった。平均では13.7件であった。

一時保護については、子ども個票の結果からあらためて後述する。

(3) 相談経路

非行相談の相談経路では、「警察等」が63.7%を占め、次が「家族・親戚」の17.1%であり、「警察等」が突出して多くなっている。2004年調査と比較すると、「警察等」の割合が10ポイント強増えており、一方で「家族・親族」の割合は約14ポイント減少している。

経路のうち家庭裁判所からの事例は91児童相談所で332件であった。内訳の質問では半分強が「その他」と回答されていた。これは少年法第16条第1項の援助依頼によるものと想定される。その他を除いた事例(137件)の中での割合は、児童相談所長送致が53.3%、児童自立支援施設送致が38.0%、児童養護施設送致が8.8%であった。このうち、児童相談所長送致についての児童相談所の援助方針は、児童福祉司指導59.2%、継続指導21.1%、助言指導8.5%などと、児童福祉司指導が多くなっていた。

なお、学校が経路の相談は2.6%と低かった。2004年調査では、学校からの相談が12.9%であったため減少がみられる。学校での非行把握件数が減少していることが想定される。

(4) 援助方針

援助方針では、助言指導が半分弱、継続指導が4分の1、施設入所が4%程度となっていた。施設入所に至る事例や児童福祉司指導をする事例は少ない。施設入所先では、児童自立支援施設が8割弱、児童養護施設が1割強、障がい児入所施設が5.0%、児童心理治療施設が3.8%となっていた。これらの状況については、子ども個票の結果からあらためて後述する。

(5) 家庭裁判所との連携に関する課題と取り組みの工夫

家庭裁判所からの送致事例に関する課題について自由記述で意見を聞いた。回答では、児童相談所と家庭裁判所との事例に対する考え方の相違に関する課題が多く指摘された。また、児童自立支援施設への入所調整に困難を抱えている様子がうかがえた。とりわけ家庭裁判所との意見の相違に関しては、児童相談所での福祉的な支援の限界が指摘されていた。一方で、指導を受け入れないぐ犯児童の送致の難しさや、家庭裁判所送致後に結果的に児童相談所長送致となった事例への対応の困難性なども指摘された。家庭裁判所と児童相談所とが平素から情報共有や協議の場を設け、事例検討を共同で行うなどして認識を共有することが必要と思われる。また、家庭裁判所からの送致後にも児童相談所と家庭裁判所とが協働し、連携して対応できる仕組みを求める意見があり、子どもや保護者に支援を受けることを動機づけるためにも検討に値すると思われた。

取り組みの工夫としては、観護措置が執られている間に児童相談所と家庭裁判所とで十分に情報共有をしたり、その期間に児童相談所が面接して動機づけを行うことや、審判に同席したり審判後に子どもや家族と面接することで、児童相談所の支援につながるようにしている取り組みなどが挙げられた。これらは従来から行われてきた取り組みであるが、家庭裁判所からの

送致を受ける件数が全国的には多くなく、児童相談所によっては経験が少ない場合もあり、こうした取り組みの知見が乏しくなっていることが想定される。研修等で児童相談所職員に十分に伝えていくことが必要であろう。

(6) 非行相談対応の課題

児童相談所としての課題として挙げられた項目で最も多かったのが、「職員に非行相談に取り組む経験やスキルが不足している」であった。非行事例が減少し、虐待相談対応に忙殺される中で、非行相談への取り組み経験が職員に不足しがちであることがうかがえる。職員の異動も多い状況から、非行相談対応の経験値も伝承されにくくなっていると言えるであろう。しかし非行相談における児童相談所の役割を代わって担える機関は存在しない。児童相談所が非行相談に適切に機能を発揮できるように、日頃からの研修などによる専門性の蓄積が求められる。

次に多く選択された課題は、「一時保護所の体制が非行児童の受け入れに不十分」であった。一時保護所は都市部において定員超過して入所している実態が見られ、虐待事例への即応体制が求められる中、非行相談における一時保護が後回しになることも想定される。また、一時保護所の入所児童の安定のために、非行事例における一時保護が敬遠されることも考えられる。非行事例での一時保護を適時適切に行うことができるように、一時保護所の体制整備と保護所職員の専門性の向上が求められる。この点では、児童自立支援施設への一時保護委託の活用も検討される必要があろう。

3番目に多かった回答が、「児童自立支援施設への入所が難しい」であった。非行児童の傾向が変化してきたことにより、全国の児童自立支援施設では現在、その支援内容をどう変えていくのか等について混乱が見られ、施設運営に厳しさを抱えているのが実情である。児童相談所の入所依頼に対して、入所が受けられなかったり、受け入れまでの時間がかかる実態もある。児童自立支援施設が現在の非行児童の特性に応じた支援を的確に行うことができるように、施設での支援内容の検討や施設運営のあり方の見直しが求められている。児童相談所としては児童自立支援施設の運営改善の取り組みに積極的に協力していくことが必要であろう。

選択肢のうちで具体的内容を自由記載で求めた回答の中で、「保護者への指導が難しい」においては、保護者のニーズの乏しさにより保護者が指導に応じないことが多く指摘された。また、「非行児童の特徴の変化に対応するのが難しい」では、発達障がいや知的障がいにより指導が困難であることや、SNSによる影響とSNS活用非行への対応が困難であることが指摘された。さらに、「非行相談に対して学校や警察等の関係機関の協力が得にくい」では、一時保護や施設入所からの家庭復帰に協力が得られないことが挙げられていた。非行相談が警察署から虐待相談として通告されることが多いという記載もあった。これらは、以前から課題であったものも存在するが、SNSの関与の多さや警察からの相談主訴の変化など、近年の新たな状況に苦慮していることが見て取れる。

(7) 現在の非行相談の傾向

自由記述での回答を求めた。同様の意見を分類したところ、多く挙げられた傾向は、SNSを介した非行及び家出の増加であった。以前に比べて暴力等の非行内容が減少し、かわりにSNSを活用した事例が増加していることが指摘された。それをきっかけにいじめや性的問題に発展したり、家出や性非行につながっていることを挙げる見解が多かった。また、家出が安易に行われるようになったとの指摘もあった。また、SNSに関連して、性被害・性加害事例が増加しているとの指摘も多かった。

次に多く見られた傾向は、発達障がいや愛着障がいを要因とした非行相談の多さであった。また、被虐待の結果としての非行行動の増加を指摘する回答も多かった。発達障がいや愛着障がいへの対応方法が家庭で十分に理解されておらず、そのために子どもが家庭や施設において不適応を起こし、一時保護や施設措置変更につながっていると考えられる。複雑なトラウマを抱えた子どもがケアを十分に受けられないまま、非行に発展している事例が多く存在するのである。今後は児童相談所や児童福祉施設においてトラウマインフォームドケアに対する理解を広げ、対応方法を向上させていくことが課題となる。

(8) 工夫している取り組みや効果的だった取り組み

工夫している取り組みとして最も多く記載されていた項目が、性加害プログラムの実施であった。各種の心理治療的プログラムが全国の児童相談所で広がりつつあることがわかる。今後はその知見を周知することを通じて、さらに取り組みを広げ、経験交流しながら内容を進化させることが必要である。

その他に工夫している取り組みとしては、学校・法務少年支援センター(少年鑑別所)・警察署との連携を挙げる回答が多かった。学校との連携では、中学校の生徒指導主任の会議に定期的に参加しているという回答があった。学校との情報共有が可能となり、児童相談所の役割も伝える機会となるものと思われる。法務少年支援センターや警察署と共同してかかわる事例も見られ、法務少年支援センターで実施している性加害防止プログラムの活用も挙げられていた。

また、児童自立支援施設職員が児童相談所職員と兼務し、週1回児童相談所で非行相談に対応しているという事例があったことは注目された。

効果的な取り組みでは、やはり学校等の関係機関との連携を挙げる回答が最も多かった。次に、個々の子どもの発達特性を正確に把握し、その特性に合った支援方法を検討することが効果的との指摘が多かった。

子どもの話をしっかりと聴くこと、そのことで子どもとの関係づくりをすることが大切であり、そのために子ども本人を孤立させずに寄り添って話を聴ける体制を地域の中で構築することが必要であろう。また、保護者のエンパワメントが必要であることなど、従来から非行相談で大切にしてきた観点もあらためて指摘されていたことに注目したい。

(9) 今後の非行対応に必要なこと

まずは人材の質の確保や一時保護所の環境改善など、児童相談所の体制整備を挙げる回答が多かった。非行相談を受けるための人員体制の整備、職員の対応力の向上、非行専門職員の配置などの意見が見られた。

次に多かったのが警察署や家庭裁判所とのさらなる連携であった。その中で、家庭裁判所調査官や鑑別所技官との共通研修や情報交換により、児童相談所職員の意識を高めスキルアップにつながるのではないかと指摘が見られた。また、ぐ犯による通告事例への対応では、児童相談所の強制力がないため対応に苦慮していることが指摘され、送致より手前のハードルが低いかかわりを他機関に依頼できるとよいといった意見も見られた。年齢の高い子どもぐ犯事例では家庭裁判所の関与を求める意見もあった。

中卒や高校中退児童を受け入れる社会資源の不足に関する指摘も見られ、高校に行っていない子どもの生活の場の整備や、中卒・高校中退児童の相談機関の開拓及び連携、あるいは、地域で孤立させずに温かく見守り支援する土壌づくりを求める意見などが見られた。現状では高年齢児童の行き場がないのが実情であり、地域の関係機関とともに支援の場の開拓が求められているといえよう。

2 子ども個票(A・B)

子ども個票 A では、令和 2 年 8、9 月に受理した非行相談事例、子ども個票 B では令和 2 年度中に触法送致を受けた事例を対象にケース調査を行った。以下はその結果に係る考察である。

(1) 性別・年齢による受理状況～男女による受理状況の相違

非行相談の受理状況を男女別に比較すると、男女の比率がおよそ 2 対 1 になっていた。この傾向は、前回(2004 年)調査と大きく変わらなかった。また、受理時の年齢は 13 歳がもっとも多く、この傾向も前回調査と変わらなかった。14 歳が 2 番目に多いことも変わらなかったが、前回調査では 3 番目が 15 歳であったところ、今回調査では 3 番目に多いのが 12 歳となっていた。

男女間では、受理時の年齢に大きな相違があった。男子では、13 歳が最も多く、以下、12 歳、14 歳、11 歳の順に続く。女子では、14 歳が最も多く、以下 16 歳、15 歳、13 歳と続く。女子では 12 歳以下は男子に比して少なくなっており、年齢層が高い傾向が顕著である。前回調査では、女子はやはり 14 歳が最も多かったが、次が 13 歳であり、今回調査では年齢が高くなっていることがわかる。

在学状況においても、男子は中学校・小学校・高校の順に比率が少なくなるが、女子は中学校・高校・小学校の順に比率が少なくなる。

以上のように、現状の非行相談の受理状況では、女子の高年齢児の比率が高く、そのこと

によって対応の困難度が増していることが想定される。男子は小学校が 3 割を超えており、拡大傾向にある。

(2) 非行相談の相談経路

非行相談の相談経路では、前回調査に比べて大きな変化が見られた。今回調査では、警察等が 71.7%と最も多く、次に家族・親族の 16.6%、家庭裁判所の 7.5%と続いた。学校等は 2.7%に過ぎなかった。前回調査では、警察が 52.7%であり、家族が 31.9%、学校が 12.9%と続いていた。家族と学校からの相談の比率減少と警察からの相談の比率増加が顕著であった。また、全国的な非行の減少傾向も反映しているものと思われる。なお、以前であれば非行相談として通告されてきていたような事例が、親が「子どもの非行の対応に手を焼き、引き取り拒否」したことによりネグレクトとして虐待通告を受ける事例が多いことが各地の児童相談所から指摘されている。警察における相談種別の取り扱いにも変化が起きていると考えられ、警察の対応に関する精査が必要であると考えられる。

警察からの相談に関しては、男女間での差異も指摘できる。男子では書類通告が 7 割であるのに対して、女子ではそれが 5 割であり、一方で身柄通告は 4 割にのぼる(男子では 2 割)。女子での身柄通告の比率が高いことがわかる。また、身柄通告を学校種別にみると、中学校、高校と上級学校になるに伴い身柄通告の割合が増える。小学校では 8 割が書類通告だが、高校では身柄通告が 5 割を超える。以上から、女子での身柄通告が多いこと、高校生での身柄通告が多いことが現在の非行相談の状況として指摘できる。そのことに伴う対応の困難性がやはり予測される。個々の事例について、身柄通告に至るまでの成育歴の情報を踏まえ、正確なアセスメントが求められるであろう。

(3) 非行内容

非行内容は盗みが 28.8%、家出外泊が 24.9%、粗暴が約 22.1%、性的非行 17.1%がといった順で多かった。前回(2004 年)調査では調査項目数が異なるため単純に比較できないが、盗みが約 50%、家出外泊が約 30%、不良交友が 20%強であった。

男女別にみると、女子では家出外泊が 50.3%と割合が顕著に高かった。男子では盗みが 31.8%で最も割合が高かった。性的非行は女子の割合が若干高かったが、大きくは異ならなかった。

年代別にみると小学生では盗みが 48.9%と最も多く、中学生 25.0%・高校生 8.6%と年代が進むにつれて割合が減少していた。一方で家出外泊は、小学生で 5.7%、中学生で 22.5%、高校生で 57.5%と、高校生での比率が高かった。高校生年代になって家庭での親子関係悪化や子どものストレスの高まりが顕著となり、こうした行動傾向につながると考えられる。この年代に至るまでの家庭養育への支援や、この年齢層での居場所のなさに対応した地域の支援策の構築が求められていると言えよう。

なお、非行内容に SNS が関与しているかどうかという点では、関与している事例が男子で

8.6%なのに対して女子では 35.4%であり、女子の非行問題における SNS の関与に関する対応策の検討が求められている。

(4) 過去の被虐待歴

児童相談所における過去の相談歴に関しては、「あり」の事例が 54.5%であった。その内容を見ると、虐待相談が 53.4%と最も多かった。次に非行相談が 34.8%であった。

また、以前に虐待を受けた経験があるかどうかを尋ねた質問では、「あり」が約 40%となり、不明を除く有効回答では 46.3%となった。半数近くの事例では過去に被虐待体験があることがわかる。なお、前回(2004 年)調査では被虐待経験があった子どもは 23.6%であったので、比率が増加している。このように、多くの事例で虐待を受けた経験があることが示された。

なお、受けてきた虐待種別により非行内容が異なり、ネグレクトでの盗みと性的非行の比率の高さ、ネグレクト(同居人の虐待を放置)での家出外泊の比率の高さ、性的虐待での盗みと性的非行の比率の高さが見られた。

(5) 子どもの障がい等に関するアセスメント

子どもに関するアセスメントでは、知的障がいに関して、「手帳取得」が約10%、「境界域の疑い」が約10%に見られた。発達障がいでは、「診断あり」が約 20%弱、「疑いあり」もそれと同程度把握されていた。発達障がいの事例の非行内容では、診断ありの事例で粗暴と金品持ち出しの比率が有意に高かった。

次に精神疾患は、「診断あり」が約 3%、「疑いあり」が約 5%であった。性被害体験の有無では、「あり」が 5.8%把握された。性被害体験ありの事例の非行内容では、「家出外泊」が 56.6%と多く、「性的非行」も 50.6%あった。また、「不良交友」も有意に比率が高かった。いじめ被害体験は約 10%であった。また、登校状況では、「不登校気味」が 16.3%、「ほとんど不登校」が約 10%あった。

(6) 家族構成と家庭背景

非行相談事例の家族構成をみると、同居者は母親が 80%を超えるが父親は 50%弱であった。また、養父・継父・母親の内縁の夫といった非血縁の男性との同居は 11.6%であった。

家族構成を、実父母家庭、父子家庭、母子家庭、再構成家庭(実父と養母・継母・父親の内縁の妻や実母と養父・継父・母親の内縁の夫からなる家庭)、その他に分類した。実父母家庭が最も多かったが 39.7%であり、母子家庭が 36.1%を占めた。父子家庭も 6.6%あり、合わせるとひとり親家庭が 40%を超える。また、再構成家庭は 12.8%であった。母子家庭の比率の高さと、再構成家庭が 10%以上あることが注目された。前回(2004 年)調査と比較すると、再構成家庭とその他の家庭の比率が増加している。家族関係が複雑化していることが想定される。

世帯の経済状況を見ると、「普通」が 47.5%で最も多く、「厳しい」が 17.5%で続いた。生活保護受給と合わせて経済的困難を抱える家庭が約 25%となった。前回(2004 年)調査と選択肢が

異なるので単純に比較できないが、今回は「困窮」が 29.8%であったので、若干減少している。

世帯の経済状況と非行内容をクロスした集計では、「余裕がある」世帯で「粗暴」の比率が最も高く、「厳しい」世帯で「盗み」の比率が最も高かった。また、「生活保護受給」世帯では「家出外泊」の比率が最も高かった。また、世帯の経済状況と援助方針とのクロス集計では、「生活保護受給」世帯と「厳しい」世帯での児童福祉施設入所割合が相対的に高い傾向が見られた。

(7) 父母の障がいや養育態度

父母の知的障がい・発達障がい・精神疾患に関しては、母親の精神疾患について、無回答を除く再集計で「診断あり」が 8.0%、「疑いあり」が 5.7%であり、合わせると約 10%強の事例で母親の精神疾患が見られた。

保護者の養育態度に関しては、父親では「問題なし」が約 30%で最も多く、続いて「放任」が 26.0%、「暴力的対応」が 16.5%、「厳格」が 16.4%、「子どもの言いなり」が 15.3%などとなっていた。一方で母親に関しては、「問題なし」が約 30%で最も多く、続いて「放任」が 25.3%、「過干渉」が 13.3%であり、その他は 10%以下であった。父母ともに放任が 25%で見られるが、父親では暴力的な対応、母親では過干渉が続いているところが特徴であった。

(8) 一時保護について

非行相談における一時保護の比率は約 30%だった。前回(2004 年)調査では約 20%であったため、一時保護の比率が増加していた。

男女での一時保護率を比較すると、男子が 24.1%に対して女子が 39.8%であり、女子の方が一時保護比率が高い。前回調査に比して男女ともに一時保護率は増加しているが、特に女子の一時保護比率について前回調査に比べると、前回は 25.3%であったため今回の 39.8%は増加率が大きい。前述のように、女子での身柄通告比率が高かったことも反映していると思われる。女子の一時保護が多いことで、一時保護所での対応やその後の支援における事例対応に配慮が求められていることが想定される。

また、就学状況別に一時保護の比率をみると、小学校・中学校・高校となるにつれて、13.8%→32.6%→44.3%と比率が上がっている。高年齢児童の一時保護の比率が高く、やはり一時保護所での対応やその後の支援において、これまでとは異なる配慮が求められていると言えよう。

(9) 援助方針について

援助方針は、助言指導 44.3%、継続指導 26.3%、訓戒・誓約 8.0%、児童福祉司指導 7.5%、児童福祉施設入所 6.1%の順に比率が高かった。就学状況別にみると、小学生で訓戒・誓約が 14.0%、中学生で児童福祉施設入所が 9.0%、家庭裁判所送致が 4.7%と比率が高かった。中学生年代では家庭から分離した支援の方向性を選択する事例が相対的に多いと言えよう。

相談経路別に援助方針を見ると、児童福祉施設が経路の場合に、児童福祉施設入所が

35.3%、家庭裁判所送致が 8.8%あり、施設措置変更が必要な事例が調査結果に表れているものと思われる。家庭裁判所が経路の事例では、児童福祉司指導が 15.9%と比率が高く、在宅で介入度の高い支援を行おうとしている事例があるものと考えられる。

なお、警察等から送致を受けた事例では、書類送致では助言指導が 35.0%と最も高く、身柄送致では継続指導が 63.6%と高い比率だった。家庭裁判所送致は書類送致で 30.0%、身柄送致で 18.2%と必ずしも高い比率ではなかった。

なお、子どもの代理人や保護者が専任した弁護士が関与した事例はわずかに 1.9%であった。子どもに代理人弁護士が選任されることで、子どもの権利擁護を踏まえた保護対応や援助方針の策定につながると考えられる。今後はどのように拡大していくかが検討課題となる。

(10) 関係機関との連携

学校との連携を聞いた質問では、「あり」が 59.9%であった。学校との連携の有無と援助方針のクロス集計では、学校との連携ありの場合に児童福祉司指導の比率が高かった。また、学校との連携ありの事例では、学校や警察署との連携が効果的であったという回答の比率が 31.2%あり、なしの場合(7.6%)よりも高い比率であった。

学校との具体的な連携方法では情報共有が最も多く、会議等の他機関連携の場の設置が続いた。また、学校に見守りを依頼したという回答も多かった。学校に登校の支援を依頼した事例やスクールカウンセラーをはじめ学校による支援を依頼した事例も一定数把握された。非行相談では学校との協力関係による支援が欠かせないが、児童相談所が虐待相談への対応に追われる中で、非行問題での学校との連携が十分に行われているかどうか、あらためて検証が求められていると思われる。

学校以外での連携機関については、全 1,419 事例のうちの 493 事例で回答があった。そのうちの 143 事例で警察署をあげており、医療機関が 101 事例でそれに続いた。また、市町村の子ども家庭相談部門や家庭児童相談室との連携も 86 事例で挙げられていた。法務少年支援センター、少年サポートセンター、教育相談所も一定数の事例で挙げられており、こうした機関との連携協働を今後も進めていくことが求められているだろう。

(11) 非行の改善度

児童相談所の相談対応によって非行が改善したかどうかの評価について、「かなり改善した」が 21.8%、「やや改善した」が 42.9%、「変わらない」が 28.0%であった。男女別に見ると、女子では 33.3%が「変わらない」という回答であり、男子に比べて女子の改善比率が低い状況が見られた。すでに述べてきたように、女子では一時保護の比率が高く、また女子では年齢の高い子どもの比率が高くなっていた。こうした点から、相談対応が円滑に進まなかったり、子どもの傷つきの程度の深さから支援の効果がなかなか見えてこない事例が多いことが想定される。非行相談における女子への支援のあり方について、引き続き経験を共有しながら知見を集めて検討をすることが求められていると思われる。

なお、就学状況別にみても、小学校・中学校・高校と学籍が上がるにつれて、「かなり改善した」は 30.4%→20.8%→14.0%、「変わらない」は 17.6%→27.3%→35.3%と割合が変化していた。ここからも、高年齢児童への対応の難しさを想定することができる。

(12) 非行相談対応における困難点や課題

非行相談における困難点や課題を尋ねた質問では、最も多い回答が「課題は特にない」で 37.4%であった。困難点や課題として挙げられた項目では、「子どもが情緒的・精神的に不安定」が 15.9%、「保護者が調査や相談に応じない」が 15.2%、「子どもが調査や相談に応じない」が 13.7%とそれぞれ比率が高かった。

女子に関してみると、「子どもが情緒的・精神的に不安定」が 18.9%、「子どもが調査や相談に応じない」が 17.5%と比率が高く、これらに「子どもが一時保護の方針に応じない」「子どもが施設入所の方針に応じない」を加えた子どもを軸とした割合の合計では、男子が 30.0%に対して女子は 46.1%と高くなっていた。総じて女子において、相談や援助方針に応じない傾向や、情緒的な不安定さから対応に苦慮している実情がうかがえる。

また、就学状況別にみると、「子どもが情緒的・精神的に不安定」の比率が、小学校・中学校・高校と学籍が上がるにつれて高くなり、高年齢児童の非行相談での対応の困難性が子どもの情緒的な問題という点から浮かび上がってくる結果であった。以上のような問題から、現状での非行対応の困難性が増していることがうかがわれる。そのため、被虐待によるトラウマへの理解や情緒的に不安定な非行児童への対応方法、あるいは高年齢児童への対応方法や適切な対応の場の開拓、学校や警察等の関係機関との連携強化などが求められていると言えよう。

(13) 触法送致事例について

触法送致件数は前回調査(2007年調査)に比べて大きく減少していた。その内訳では2号送致の割合が高く、書類送致の割合が高かった。送致事例の非行内容では多様化が見られたが、特に性的非行が 40%と比率が高く、前回(2007年調査)に比較して大きく割合が増加していた。また、性的非行では家庭裁判所送致となった事例が多く、家庭裁判所送致件数の半分は性的非行の事例であった。現在の傾向として、性的非行における児童相談所への触法送致と児童相談所からの家庭裁判所送致が増加していることがうかがえた。性的非行に関する児童相談所のアセスメント力の強化や「性加害防止プログラム」の導入等、家庭裁判所送致より前の支援の充実が求められていよう。

なお、付添人弁護士を付ける比率は前回(2007年)調査に比べて若干増加している。今後はさらに付添人弁護士の活用を検討する必要があるだろう。

V 結び

本調査では、全国すべての児童相談所から回答を得ることができた。そして、児童相談所調査・非行相談の個別事例調査・触法送致事例調査の3つの調査票により、全国の児童相談所における非行相談の実情を把握することができた。

虐待相談が増大し、非行相談は減少している中で、児童相談所職員個々の非行相談対応事例数は、児童福祉司一人当たり平均2件、児童心理司一人当たり平均5件と少ない。また、非行専任担当者を置いている児童相談所は、前回(2004年)調査より減少して、12児童相談所に過ぎなかった。全体として児童相談所職員の非行事例対応経験が乏しくなっているのが現状である。その一方で、虐待対応のために配置が進んだ弁護士や警察官(OB)の非行事例への関与が進んでいた。非行相談対応の課題として、児童相談所職員の非行相談対応のスキル不足を指摘する回答が多く見られ、今後は研修やOJT等を通じた非行相談対応への習熟を図ることが求められていると言える。

相談受理の傾向としては、学校や家庭からの相談が減少し、警察署を経路とした相談が増加していた。警察署からの通告の内容についてはより詳しく検討し、その対応のあり方を警察署と協議することが課題になると思われる。効果のあった取り組みとしては学校や警察との連携が多く挙げられており、学校・警察との連携については一層強化する必要がある。連携機関としては、医療機関・法務少年支援センター・少年サポートセンター・教育相談所も多く挙げられており、これらの機関との関係強化も求められる。

相談事例では、女子において高年齢児童の割合が高いこと、女子では警察署からの身柄通告の比率が高いこと、また身柄通告は高校生での比率が高いことなどが傾向として把握された。女子の非行内容では家出外泊の比率が高く、また年代別では高校生の家出外泊の比率が高かった。今後は、高年齢児童や女子にとっての地域での安心できる居場所が拡充されることで、こうした家出外泊の事例を防いでいくことが必要になっていると考えられる。

一時保護については前回調査よりも比率が増加している。これらは非行相談での対応の難しさにつながっていると思われる。今後は年齢の高い子ども(とりわけ女子)への一時保護対応について、一時保護所の体制や支援内容を工夫することが求められる。なお、非行内容では前述のとおり、女子で家出外泊が5割に及ぶこと、家出外泊が高校生で比率が高いことも併せて明らかになった。背景には虐待など家庭での養育の不全状況が推察されるが、より年齢が低い段階で地域の支援につながっていなかったかどうか問われるだろう。このように非行相談対応においては、成育歴を踏まえた丁寧な支援が行われる必要がある。また、女子ではSNSの関与比率が高く、現在の非行の特徴といえる。

被虐待歴については半数の事例で把握された。虐待によるトラウマを非行の背景要因として指摘することができる。今後は非行相談において、トラウマインフォームドケアの理解を深め、支援に活かしていくことが求められる。児童相談所調査票からは、発達障がいや愛着障がいを有する子どもへの対応の難しさも指摘されていた。発達障がいや愛着障がいのある子どもの

特性を十分把握し、非行相談対応に活かしていくことも求められる。

非行相談による改善率は、女子が男子よりも低く、年齢が高くなるほど改善率が低くなるなど、対応に苦慮している現状があらわれている。非行相談の困難性については、「子どもが情緒的・精神的に不安定」「子どもが調査や相談に応じない」「子どもが一時保護の方針に応じない」「子どもが施設入所の方針に応じない」といった、子どもへの対応の困難性を示す項目が女子において比率が高かった。また、「子どもが情緒的・精神的に不安定」の比率が、就学段階が上がるにつれて高くなっている。ここからも高年齢児童や女子への対応の難しさがうかがえる。以上からも、女子の非行相談事例、高年齢児童の非行相談事例への対応方法の検討が求められていると言える。

児童相談所調査票における非行相談の困難点では、「一時保護所の体制が非行児童の受け入れに不十分」「児童自立支援施設への入所が難しい」という回答が多かった。前述のような課題を抱える非行事例の子どもに対して、一時保護所や児童自立支援施設が十分な機能を発揮できていないことが考えられる。今後は一時保護所や児童自立支援施設の支援内容のあり方について、児童相談所も協力しながら丁寧に見直していくことが必要であろう。

最後に、子どもの話をしっかり聴くこと、子どもとの関係づくりを丁寧に行うことを意識して、子どもの権利擁護に対する高い認識を共有した非行相談への支援が行われることを期待している。

お忙しい中を調査にご回答いただいた児童相談所の皆様に感謝申し上げて結びとしたい。ありがとうございました。

(以上、文責 川松亮)

【添付資料】 調査票

令和 2 年度 児童相談所調査

令和 2 年度 非行相談調査（子ども個票 A）

令和 2 年度 触法送致事例調査（子ども個票 B）

Q7で「1. あり」と回答された方にお聞きします

Q8 非行相談専任担当者の人数内訳をご記入ください。

	A. 専任	B. 兼任		A. 常勤	B. 非常勤
①専任・兼任別	人	人	②常勤・非常勤別	人	人
	A. 児童福祉司	B. 児童心理司	C. 相談員	D. 警察官	E. その他
③職種別	人	人	人	人	人

Q9~Q17までの質問は、令和2年度の貴児童相談所の状況についてご回答ください

※以下は他の自治体に居住実態がある子どもの事例(例えば家出等で一時保護を実施し、即日あるいは翌日などに他の児相に移管した事例)を除いてご回答ください。

Q9 令和2年度の貴児童相談所の相談受案件数

件

Q10 令和2年度の貴児童相談所の非行相談受案件数

件

Q11 非行内容の分類別に非行相談受案件数をお答えください。

①盗み	②粗暴	③不良交友	④家出外泊	⑤薬物	⑥放火
件	件	件	件	件	件
⑦性的非行	⑧金品持出	⑨その他			
件	件	件			

Q12 非行相談における一時保護件数および一時保護委託件数をお答えください。

①一時保護件数	②一時保護委託件数
件	件

「①一時保護件数」非行相談受案件数内の一時保護件数
 「②一時保護委託件数」①一時保護件数内の一時保護委託件数

Q13 相談経路別の非行相談受案件数をお答えください。

①家族・親族	②近隣・知人	③児童本人	④福祉事務所	⑤保健所・保健センター	⑥医療機関
件	件	件	件	件	件
⑦児童福祉施設	⑧警察等	⑨民生・児童委員	⑩学校等(幼稚園含む)	⑪里親・ファミリーホーム	⑫家庭裁判所
件	件	件	件	件	件
⑬他の児童相談所	⑭その他				
件	件				

Q14 援助方針別の非行相談受案件数をお答えください。

①助言指導	②継続指導	③他機関あっせん	④児童福祉司指導	⑤児童家庭支援センター指導	⑥市町村指導
件	件	件	件	件	件
⑦訓戒・誓約	⑧児童福祉施設入所	⑨児童福祉施設通所	⑩里親・ファミリーホーム委託	⑪自立援助ホーム入所	⑫家庭裁判所送致
件	件	件	件	件	件
⑬その他	⑭援助方針未決定				
件	件				

Q14-⑧ 児童福祉施設入所で「件数記入」をされた方にお聞きします

Q15 児童福祉施設入所の内訳数をお答えください。

①児童養護施設	②児童心理治療施設	③児童自立支援施設	④障害児入所施設
件	件	件	件

Q13-⑫ 家庭裁判所で「件数記入」をされた方にお聞きします

Q16 家庭裁判所からの非行相談について、件数内訳をお答えください。

①児童自立支援施設送致(法24-1-2)	②児童養護施設送致(法24-1-2)	③都道府県知事又は児童相談所長送致(法18-1)	④ その他
件	件	件	件

Q16-③ 都道府県知事又は児童相談所長送致で「件数記入」された方にお聞きします

Q17 家庭裁判所から都道府県知事又は児童相談所長への送致事例の援助方針について、以下の分類に従って、各件数をご記入ください。

①助言指導	②継続指導	③他機関あつせん	④児童福祉司指導	⑤児童家庭支援センター指導	⑥市町村指導
件	件	件	件	件	件
⑦訓戒・誓約	⑧児童福祉施設入所	⑨児童福祉施設通所	⑩里親・ファミリーホーム委託	⑪自立援助ホーム入所	⑫その他
件	件	件	件	件	件
⑬援助方針未決定					
件					

Q18 家庭裁判所からの送致案件で困ったことや、課題があればご記入ください。

Q19 家庭裁判所からの送致案件で工夫した取り組みがあればご記入ください。

Q20 児童相談所の非行相談対応に関する課題としてどのような点があげられますか。〔複数回答可〕

1. 非行相談に取り組む時間的余裕がない
2. 職員に非行相談に取り組む経験やスキルが不足している
3. 非行相談に詳しい経験者が所内にいない
4. 非行相談への対応体制が整っていない
5. 一時保護所の体制が非行児童の受け入れに不十分
6. 非行相談に対して、学校や警察などの関係機関の協力が得にくい

どのような点で協力が得にくい具体的なご記入ください

7. 子どもや保護者が調査や相談に応じない
8. 家庭裁判所への送致が難しい
9. 児童自立支援施設への入所が難しい
10. 児童自立支援施設の支援内容が不十分
11. 14歳以上の虞犯事例への対応が難しい
12. 非行児童の特徴の変化に対応するのが難しい

どのような点で難しいか具体的なご記入ください

13. 保護者への指導が難しい

どのような点で難しいか具体的なご記入ください

14. その他

具体的にご記入ください

15. 課題は特にない

Q21 現在の非行相談の傾向についてどのように感じておられますか。自由にご記入ください。

Q22 非行相談に対して、貴児童相談所で工夫した取り組みを行っておられましたら、具体的にその内容をご記入ください。

例えば、性加害児童に対するプログラムの実施、民間支援団体との連携協働、非行相談専任担当者が地域を巡回する、中学校の生活指導主任会に定期的に出席するなど、具体的な取り組み方法をお書きください。

Q23 非行問題の改善に効果的な取り組みとしてどのようなことがあげられますか。自由にご記入ください。

Q24 児童相談所が今後の非行相談を遂行する上で、どのようなことが必要だと思いますか。自由にご記入ください。

質問は以上です。お忙しいところご回答いただき誠にありがとうございました。

令和2年度 非行相談調査

子ども個票A

令和2年度8、9月に受理（再受理を含む）した非行相談事例について、それぞれの事例ごとに個票にご回答ください。
（事例数に応じて、本調査票をコピーしてお使いください）

なお、他の自治体に居住実態がある子どもの事例（例えば家出等で一時保護を実施し、即日あるいは翌日などに他の児相に移管した事例）を除いてご回答ください。

児相番号／児相内子ども個票通し番号

①児相番号	②児相内子ども個票通し番号

「①児相番号」割り当てられた児相番号をご記入ください。

「②児相内子ども個票通し番号」児相内で複数事例ある場合、それぞれの児相において通し番号を付してご記入ください。

子どもの属性と援助方針について

Q1 子どもの性別

1. 男 2. 女 3. その他

Q2 受理時の年齢

歳

Q3 受理時の在学状況

1. 小学校 2. 中学校 3. 高校
4. その他 _____

Q4 受理時の生活の場所

1. 自宅（保護者との同居、祖父母などの監護者との同居も含む）
2. 里親・ファミリーホーム 3. 児童福祉施設（自立援助ホームを含む）
4. その他 _____ ※会社の寮やアパートでの一人暮らし、知人宅等を含む

Q5 相談の経路

1. 家族・親族 2. 近隣・知人 3. 児童本人 4. 福祉事務所 5. 保健所・保健センター
6. 医療機関 7. 児童福祉施設 8. 警察等 9. 民生・児童委員 10. 学校等
11. 里親・ファミリーホーム 12. 家庭裁判所 13. 他の児童相談所
14. その他 _____

Q5で「8. 警察等」と回答された方にお聞きします

Q6 警察からの相談種別は以下のどれですか。

1. 書類通告 2. 身柄通告 3. 書類送致 4. 身柄送致 5. その他 _____

Q5で「12. 家庭裁判所」と回答された方はQ7～Q9にお答えください〔それ以外の方は「Q10」へ進んでください〕

Q7 家庭裁判所での審判結果は以下のどれですか。

1. 児童相談所長または都道府県知事送致 2. 児童自立支援施設送致 3. 児童養護施設送致 4. その他 _____

Q8 家庭裁判所から事前の打診(相談)はありましたか。

1. あった 2. なかった

Q9 審判への立ち合いはしましたか。

1. した 2. していない

Q10で「1. あり」と回答された方にお聞きします

Q10 一時保護の有無

1. あり 2. なし → Q16へ進む

Q11 一時保護の期間

日間

Q12 一時保護委託の有無

1. あり 2. なし → Q16へ進む

Q13 一時保護委託先をご記入ください。

（例）私人宅、児童自立支援施設、警察署、精神科病院など

Q14 一時保護委託期間

日間

Q15 一時保護委託とした理由をご記入ください。

Q16 当該事例の援助方針を以下の選択肢からお選びください。

1. 助言指導 2. 継続指導 3. 他機関あっせん 4. 児童福祉司指導 5. 児童家庭支援センター指導
6. 市町村指導 7. 訓戒・制約 8. 児童福祉施設入所 9. 児童福祉施設通所 10. 里親・ファミリーホーム委託
11. 自立援助ホーム入所 12. 家庭裁判所送致 13. その他 _____ 14. 援助方針未決定

Q16で「8. 児童福祉施設入所」と回答された方にお聞きします

Q17 児童福祉施設の施設種別

1. 児童養護施設 2. 児童心理治療施設 3. 児童自立支援施設 4. 障害児入所施設

Q18 子どもの代理人又は保護者が選任した弁護士の関与の有無

1. あり 2. なし → **Q21へ進む**

Q18で「1. あり」と回答された方にお聞きします

Q19 弁護士等関与の経緯をご記入ください。

Q20 弁護士等関与のメリットをご記入ください。

子どもの状況について

Q21 子どもの非行内容について、以下の選択肢からお答えください。【複数回答可】

1. 盗み 2. 粗暴 3. 不良交友 4. 家出外泊 5. 薬物 6. 放火
7. 性的非行 8. 金品持出 9. その他 _____

Q22で「1. している」と回答された方にお聞きします

Q22 非行内容にSNSは関与していますか。

1. している 2. していない

Q23 SNSの関与の内容をご記入ください。

Q24で「1. ある」と回答された方にお聞きします

Q24 過去に児童相談所の相談歴はありますか。

1. ある 2. ない

Q25 児童相談所への相談内容

1. 養護相談（虐待相談） 2. 養護相談（虐待相談以外）
3. 保健相談 4. 障害相談 5. 非行相談
6. 育成相談 7. その他 _____

Q26 本件非行相談以前に虐待を受けた経験はありますか。

1. ある 2. ない 3. 不明 → **Q29へ進む**

Q26で「1. ある」と回答された方にお聞きします

Q27 その主たる虐待種別は以下のどれですか。

1. 身体的虐待 2. ネグレクト（3以外のもの） 3. ネグレクト（同居人等※による虐待の放置）
4. 性的虐待 5. 心理的虐待（6を除く） 6. 心理的虐待（主としてDV目撃）

※同居人等とは、同居人又は自宅に出入りする第三者

**Q28 主たる虐待者は以下の誰ですか。
（なお同居人の虐待の放置によるネグレクト事例の場合、直接虐待を加えた同居人をお答えください）**

1. 実父 2. 継父 3. 養父 4. 里父 5. 内縁の夫 6. 実母 7. 継母
8. 養母 9. 里母 10. 内縁の妻 11. 実のきょうだい 12. 義理のきょうだい（異父・異母・里親の子どもを含む）
13. 祖父（実・義理を含む） 14. 祖母（実・義理を含む） 15. おじ 16. おば 17. その他の同居の家族
18. その他 _____ 19. 不明

Q29 子どもの知的・精神的状態・被害体験に関するアセスメントについてお聞きます。

A. 知的障害の有無					B. 発達障害の有無				C. 精神疾患の有無				D. 性被害体験の有無			E. いじめ被害経験の有無		
(知的帳取書あり)	知的障 害あり	境界 疑いの あり	なし	不明	診 断 あり	疑 い あり	なし	不明	診 断 あり	疑 い あり	なし	不明	あり	なし	不明	あり	なし	不明
1	2	3	4	5	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	1	2	3

Q30 子どもの初発非行の年齢

歳

※初発非行として関係機関あるいは保護者が把握している年齢

Q31 子どもの初発非行の内容

1. 盗み 2. 粗暴 3. 不良交友 4. 家出外泊
 5. 薬物 6. 放火 7. 性的非行 8. 金品持出
 9. その他 _____

学齢児の場合、登校状況をお聞きます

Q32 学齢児の登校状況

1. ほぼ毎日登校 2. 不登校気味 3. ほとんど不登校

家族の状況について

**Q33 判明している同居家族構成員の番号すべてに○をつけてください。[複数回答可]
 また主たる養育者に当たる構成員の番号に1つだけ◎をつけてください。[1つに◎]**

1. 実父 2. 継父 3. 養父 4. 里父 5. 内縁の夫 6. 実母 7. 継母 8. 養母
 9. 里母 10. 内縁の妻 11. 実のきょうだい 12. 義理のきょうだい(異父・異母・里親の子どもを含む)
 13. 祖父(実・義理を含む) 14. 祖母(実・義理を含む) 15. おじ 16. おば 17. その他の同居の家族
 18. その他 _____ 19. 不明

Q34 世帯の経済状況に関するアセスメント

1. 余裕がある 2. 普通 3. 厳しい 4. 生活保護受給 5. 不明

**Q35 保護者の就労状況についてお聞きます。ひとり親家庭の場合は、父のみ、または母のみでかまいません。父
 母以外の者が監護している場合は「③その他の養育者」にご回答ください。**

	正 規 就 労 (自 営 を 含 む)	(非 正 規 雇 用 等)	内 職	家 事 専 念 (他 に 就 労 中 の 家 族 が い る 場 合)	無 職 (家 事 専 念 を 除 く)	学 生	そ の 他	「 そ の 他 」 の 内 容 を 記 入 し て く だ さ い	不 明
① 父	1	2	3	4	5	6	7		8
② 母	1	2	3	4	5	6	7		8
③ その他の養育者	1	2	3	4	5	6	7		8

**Q36 保護者の知的・精神的状態に関するアセスメントについてお聞きます。ひとり親家庭の場合は、父のみ、また
 は母のみでかまいません。父母以外の者が監護している場合は「③その他の養育者」にご回答ください。**

	A. 知的障害の有無					B. 発達障害の有無				C. 精神疾患の有無			
	(知的帳取書あり)	知的障 害あり	境界 疑いの あり	なし	不明	診 断 あり	疑 い あり	なし	不明	診 断 あり	疑 い あり	なし	不明
① 父	1	2	3	4	5	1	2	3	4	1	2	3	4
② 母	1	2	3	4	5	1	2	3	4	1	2	3	4
③ その他の養育者	1	2	3	4	5	1	2	3	4	1	2	3	4

Q37 保護者の養育態度に関するアセスメントについてお聞きします。ひとり親家庭の場合は、父のみ、または母のみでかまいません。父母以外の者が監護している場合は「③その他の養育者」にご回答ください。

	問題なし	放任	過干渉	過保護	厳格	父母不一致	暴力的対応	子どもの言いなり	その他	「その他」の内容を記入してください
① 父	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
② 母	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
③ その他の養育者	1	2	3	4	5	6	7	8	9	

関係機関との連携について

Q38で「1. あり」と回答された方にお聞きします

Q38 学校との連携の有無

1. あり 2. なし

Q39 具体的な連携方法をご記入ください。

Q40 学校以外で連携した機関をご記入ください。

児童相談所の対応について

Q41 児童相談所の相談対応による非行問題の改善状況

1. かなり改善した 2. やや改善した 3. 変わらない 4. やや悪化した 5. かなり悪化した

Q42 本事例の対応における困難点や課題【複数回答可】

- | | |
|--------------------------|----------------------------|
| 1. 子どもが調査や相談に応じない | 2. 保護者が調査や相談に応じない |
| 3. 子どもが一時保護の方針に応じない | 4. 保護者が一時保護の方針に応じない |
| 5. 子どもが施設入所の方針に応じない | 6. 保護者が施設入所の方針に応じない |
| 7. 担当者が多忙のため、対応の時間的余裕がない | 8. 担当者として非行対応の経験やスキル不足を感じる |
| 9. 一時保護所の受け入れ態勢が整わない | 10. 施設の入所受け入れ態勢が整わない |
| 11. 学校や警察などの関係機関の協力が得にくい | 12. 家庭裁判所への送致の調整が整わない |
| 13. 児童自立支援施設での対応に困難がある | 14. 子どもが情緒的・精神的に不安定 |
| 15. その他 _____ | 16. 課題は特にない |

Q43 本事例に効果的であった対応【複数回答可】

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 1. 子どもの来所面接 | 2. 保護者の来所面接 |
| 3. 子どもと保護者の同席面接 | 4. 家庭訪問による子どもと保護者への面接 |
| 5. 学校を訪問しての子どもとの面接 | 6. 学校や警察署との連携協働 |
| 7. 家庭裁判所送致 | 8. 児童福祉施設入所措置 |
| 9. 児童心理司による定期面接 | 10. 民間団体との連携協働 |
| 11. 児童相談所独自の支援プログラムの実施 | 12. 医療機関との連携 |
| 13. その他 _____ | |

質問は以上です。お忙しいところご回答いただき誠にありがとうございました。

令和2年度 触法送致事例調査

子ども個票B

令和2年度に貴児童相談所が受理した触法送致事例について、それぞれの事例ごとに個票にご回答ください。
(事例数に応じて、本調査票をコピーしてお使いください)

児相番号／児相内子ども個票通し番号

①児相番号	②児相内子ども個票通し番号

「①児相番号」割り当てられた児相番号をご記入ください。

「②児相内子ども個票通し番号」児相内で複数事例ある場合、それぞれの児相において通し番号を付してご記入ください。

Q1 少年法第6条の6の区分

1. 1号送致 2. 2号送致

Q2 送致の種類

1. 書類送致 2. 身柄通告後に送致 3. 身柄送致

Q3 送致時の児童の年齢

_____ 歳

Q4 送致児童の在学状況

1. 小学校 2. 中学校 3. 特別支援学校
4. その他 _____

Q5 非行内容〔複数回答可〕

1. 盗み 2. 粗暴 3. 不良交友 4. 家出外泊 5. 薬物 6. 放火
7. 性的非行 8. 金品持出 9. その他

内容を具体的に

Q6 送致書等に記載された非行内容について、概要をご記入ください。

Q7 共犯関係の有無

1. あり 2. なし

Q8 警察署の処遇意見をご記入ください。

Q9で「1. あり」と回答された方にお聞きします

Q9 一時保護の有無

1. あり 2. なし

Q10 一時保護の期間

_____ 日間

Q11 一時保護の態様について〔複数回答可〕

1. 一時保護所で集団での対応 2. 一時保護所で個別対応

3. 一時保護委託

場所を具体的に

4. その他特別な体制での対応

内容を具体的に

Q12 一時保護中の警察官等からの聴取はありましたか。

1. あった 2. なかった

Q12で「1. あった」と回答された方にお聞きします

Q13 その際、児童福祉司等児童相談所職員の立ち合いはしましたか。

1. した 2. しなかった

Q14 警察官等の聴取の回数

回 ※休憩をはさんで同日に行われた聴取は1回として数えてください

Q15 警察官の調査が行われた場合に、付添人弁護士等の選任が可能な旨の教示を児童相談所から子どもに行いましたか。

1. した 2. していない

Q16 付添人弁護士等の有無

1. あり 2. なし

Q17で「1. した」と回答された方にお聞きします

Q17 家裁送致の有無

1. した 2. していない → [Q21へ進む](#)

Q18 観護措置(鑑別所への入所)はありましたか。

1. あり 2. なし

Q19 送致の受理日から援助方針決定日までの日数

日

Q20 家裁の審判結果をご記入ください。

Q17で「2. していない」と回答された方にお聞きします

Q21 児童相談所の援助方針を下記から選択してお答えください。

- | | | | |
|-----------------|----------------|--------------------------------------|-------------------|
| 1. 助言指導 | 2. 継続指導 | 3. 他機関あっせん | 4. 児童福祉司指導 |
| 5. 児童家庭支援センター指導 | 6. 市町村指導 | 7. 訓戒・制約 | 8. 児童養護施設入所 |
| 9. 児童心理治療施設入所 | 10. 児童自立支援施設入所 | 11. 障害児入所施設への入所 | 12. 里親・ファミリーホーム委託 |
| 13. 自立援助ホーム入所 | 14. その他 | <input type="text" value="内容を具体的に"/> | |
| 15. 援助方針未決定 | | | |

質問は以上です。お忙しいところご回答いただき誠にありがとうございました。

全 児 相 (通巻第111号 別冊)

令和4年10月発行

編集・発行 全国児童相談所長会事務局
(東京都児童相談センター事業課)
東京都新宿区北新宿4-6-1
電 話 03(5937)2306(直通)

印 刷 東京都同胞援護会事業局
東京都墨田区両国4-1-8
電 話 03(5669)0261(代)



古紙配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

リサイクル適性(B)

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。

